

國學院大學學術情報リポジトリ

神饌の研究

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 吉野, 亨, Yoshino, Toru メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002400

平成二十五年九月

博士学位申請論文

「神饌の研究」

國學院大學大学院

文学研究科

吉野

亨

第三部、二、まとめに
 第一章、二、気多大社鵜祭に関する事例研究
 一、一、気多大社の歴史と祭儀
 一、一、気多大社の創始
 二、一、気多大社の年中祭典
 三、一、現行の鵜祭

二二一
 二二一
 二二一
 二二二
 二二四

一、二、鵜祭の歴史の変遷
 一、一、鵜祭と鵜捕部
 一、一、鵜祭の縁起

二二二
 二二二
 二二二

一、一、縁起に見える鵜祭の伝承
 二、一、縁起以外の鵜祭の伝承
 三、一、気多大社と鵜浦の関係性

二二四
 二二四
 二二四

一、一、鵜祭に見る地域的背景
 一、一、特殊神饌の特徴とその要因
 一、一、各事例のまとめ

二二五
 二二五
 二二五

一、一、特徴に影響する要因
 一、一、神社に周辺地域における生業及び信仰
 一、一、食文化と風流と通底する美意識

二二五
 二二五
 二二五

一、一、研究の総括
 一、一、課題と展望

二二六
 二二六
 二二六

終章、

一、一、結論
 一、一、特徴に影響する要因

二二六
 二二六
 二二六

序、神饌研究の課題と展望

はじめに

神饌とは、祭りや供えられる飲食物および非飲食物―花や煙草等―の総称である。とりわけ、特殊神饌と称される神社の伝統や慣習に従って供えられる神饌は、古い信仰の表象として、また古い食文化の一端を示すものとして、神道学、民俗学、家政学など複数の学問領域において分析と考察が行われてきた。これまでの研究では、祭りで神饌を供えることの意味や、様々な食物を神饌として供えてきた文化的背景、個々の神饌の食品や盛り付け方、調理方法の特徴にみえる信仰や食文化の在り方、地域的な特徴などが指摘されており、多角的な視点から分析と考察が重ねられてきた。とりわけ特殊神饌は個々の事例によって特徴があり、これまでの研究で信仰、生業、食文化などが特徴を形成する要因として指摘されている。著者の研究テーマは、特殊神饌の特徴が形成される要因を信仰、生業、食文化の地域性と歴史性を踏まえて解明することであり、これまでに香取神宮、北野天満宮の特殊神饌について研究を行ってきた^{一三四}。しかし、研究の過程において、個々の事例だけでなく、これまで蓄積されてきた特殊神饌の特徴を分類・整理し事例の比較検討を行う必要が生じた。そこで今一度、神饌研究を振り返ると、事例収集と個別事例の研究の蓄積は豊富にある一方、分析方法や方法論について各学問分野で共有されていないという、神饌研究の全体の課題が窺える。よって本研究では、自身の研究課題を踏まえつつ、これまで神饌研究の全体指摘されてきた事柄を確認、整理し、特殊神饌の特徴を分類・整理した上で、各学問領域において共有可能な分析方法の構築と検討を行い、特殊神饌の特徴が形成される要因の解明を視野に研究の展望を述べてゆく。

一、神饌とはなにか

一、祭りの供えものとその名称

研究を振り返る前に、改めて神饌とはなにかという点について確認をしておく必要がある。

先程も述べた通り、神饌とは祭りや供えられる飲食物等の総称である。地域によつては、ゴク（御供）、オモノ（御物）、ミケ（御食、御饌）、ゴゼン（御膳）、シンゼン（神膳）と呼ばれることもある^五。文献から、祭りに供える飲食物の古語を尋ねると、延暦二十三年（八〇四）に成立した伊勢神宮に関する儀式および年中祭典を記した『皇太神宮儀式帳』六月条に「以

同日夜^二、此禰宜、内人、物忌等、從^三湯貴御倉^一下宛奉朝大御饌夕大御饌^一とあり、また同六月条には「荒祭宮并瀧祭宮合^二所御食波、其當物忌内人等、此大神宮之如^三御食^一」とあり、供え物の名称として「大御饌^一」や「御食^一」と言う言葉が登場している^六。また『延喜式』踐祚大嘗祭の条には「訖薦^三悠紀御膳^一」、「子時、神祇官引^三内膳膳部等^一、遷^三於主基膳殿^一、料^三神御饌^一」と「御膳^一」また「神御饌^一」とある^七。以上のように、祭りで供えられる飲食物に対しては尊称が用いられ、その表現も様々であったことが窺い知れる。ちなみに、現在使用されている「神饌^一」という言葉が広く用いられるようになったのは明治以降、「神社祭式^一」と呼ばれる神社での祭りの次第を規定したものが制定されて以降のことである。

二、供えられる物と形式

神饌として供えられるものは飲食物、調味料および付随する食器具―箸や盃など―で、祭りによつては生花や造花、煙草などが供えられることもある。現在では、神社本庁の定めた「神社祭式^一」で規定されているが、「和稻、荒稻、酒、餅、海魚、川魚、野鳥、水鳥、海藻、野菜、菓、塩、水等^一とあり、神社によつて供えられる品目内容は様々である^八。現在、祭りや神事で見ることが出来る神饌、例えば祈年祭や新嘗祭などで供えられる神饌等は、米などの農産物、魚や海藻等の海産物、果物などに手を加えない状態で供える事が一般的で、これらは「丸物神饌^一」または「生饌^一」と呼ばれることもある^九。その一方で、丸物神饌とは異なり、各神社の慣習に従つて供えられる神饌もある。この神饌は、調理―煮炊きや包丁によつて切る等―のものや、細工―染色等―を施すなど食物に手を加え、盛り付け方も高く盛り付けるとか井桁型に組み上げるなど、手の込んだものが多い。このような神饌を、煮炊きし調理したものとして「熟饌^一」と呼ぶことも、また「神社祭式^一」に規定された神饌を一般的な神饌とした上で、「特殊神饌^一」と呼ぶこともある^{一〇}。なお、祭りであれば神饌は大なり小なり供えられており、神社の祭りに限らず民間習俗で行われる儀礼的な祭りにおいても広く供えられている。

一―二、祭りの意義と神饌の意味

一、祭りと神饌

神饌の意味とその内容について確認を行なつた所で、これまでの研究で神饌がどのような

に分析と考察が行われてきたのかを確認していく。まず、神饌を供える意味や祭りでの役割について論じた研究から見ていくことにする。日本における祭り―神社や民間習俗を含めた広義での祭り―において神饌を供えることは、祭りを構成する行事の中心となっており、民間習俗にあると指摘されている^一。この点に關して、現在行われている神社での祭り、民間習俗での祭りの内実を具体例として挙げ、指摘された傾向について確認をしていくことにする。現在、神社の祭りでは、先程触れた「神社祭式」の規定に従い、祭りを執り行っている場合が多い。現行の「神社祭式」は、明治八年（一八七五）に制定された式部寮達「神社祭式」が下地にある。この式部寮達「神社祭式」は、全国神社を対象とした統一的な祭りの次第を規定したもので、規定作成の際には法律制定当時における諸者の祭りが調査され、参考とされていたことが指摘されている^二。このことから当時、神社の祭りでは神饌を供えることが共通した行事として行われていたことが窺える。以降、「神社祭式」は改定を加えられながら、国家の規定として終戦まで継続、終戦後は宗教学人神社本庁の規定として神社の祭りに反映されている。従って現在の「神社祭式」に則り神饌を供えていることも、広義の意味においては古い祭りの構成要素を継承している、と指摘することが出来る。一方、民間習俗における祭り、その一例として神奈川県における山の神講と呼ばれる講組織の祭りを挙げる。

山の神講とは、山仕事などに従事する人々が結成する講組織で、山での作業等で事故や怪我の無いように山にいる神に対してお祭りをすることを目的としている。祭りは一月七日―地域により一月十七日等―に行われ、山に祀ってある祠や特定の樹木の根元等を祭りの場所として、お供物を供える。祭りが終わると、お供物を下げて講の仲間が集まりを開き、お供物を一緒に食べる。お供物の内容は地域により様々で、赤飯とお酒だけの場合や、煮染などを一緒に供えることもある^三。ここで述べたのは神奈川県の山の神講の事例だが、他県の山の神講の祭りでも供物を供え、下げた供物を皆で食する行事が行われていることから、民間習俗で行われる祭りでも供物が欠かせないことが指摘できる^四。以上のように、現在行われている神社の祭りや民間習俗での祭りでは、神饌を必ずといっていいほど供えていることが分かる。これは、神饌を供える祭りにあるという共通認識が、祭りを行う人々に広く浸透していることを示している。

では神饌を供える祭りと、という認識はどれほどまで遡ることが出来るのだろうか。考

古学による出土遺物の分析では、古墳時代の遺跡から、埴埴や高坏、俎板などの祭器具として用いられたと考えられる土器類や、魚や動物類を象った土製の模造品が出土している。また、祭器具類から炭化した米粒などが発見されていることや、古墳へ埋葬が行われる際に食物類や食器を供えていたことが判明している^{一五}。これらを直ちに現在の祭りにつながるにせよ、時代が下り、平安時代に定められた『延喜式』神祇式には、伊勢神宮や春日大社などで行われていた公的な祭りで供える農産物や水産物等が示されている^{一六}。このことから、当時の公的な祭りにおいて神饌を供えることが明文化されていたことが窺える。以上のよう認識が、古い時代から広く浸透していたことを指摘することができる。

二、神饌を供える意味―祭りの原義と神人共食―

日本においては古くから、神饌を供える^{一七}祭りと成り得るのか。先行研究ではどのような見解が示されているのか。

民俗学者である柳田國男は『日本の祭』において、神饌が祭りで重視されている点を論じている。柳田は、「本来は酒食をもって神を御もてなし申す間、一同が御前に待坐すること」がマツリであったと「祭りの原義を述べた上で、「マツリ」に際して供えられる酒食を賜る「直会」の重要性と共に、「必ず食物を御進め申すこと」が祭りに必須であると指摘している。また、柳田は民間習俗や神社での神饌について幅広く事例を挙げ、盛り付け方や供え方、供える対象が大きく異なっている事も指摘している^{一七}。

この柳田と同様に、有職故実家であり神道学者でもあった八束清貫は祭りを『仕え奉る』こと「『ものを奉る』、『ものをお供へする』」であるとし、「お祭りの根本的要素は、神饌をお供へすること」であるとして祭りの意義を述べている。これは何も神学的立場に依って立つものだけではなく、『延喜式』に記載される神饌品目について触れ、歴史的に見ても祭りに神饌が必要不可欠なものと認識されていた、という見解を示している。また、神饌全体を分類した上で、天皇の即位儀礼である大嘗祭や伊勢神宮、春日大社の神饌を例示して説明している^{一八}。

大嘗祭の儀礼構造を論じた倉林正次も、柳田や八束と類似の見解を示している。倉林は「祭り」という言葉について、『万葉集』や『延喜式』所載の大殿祭祀詞にある「まつり」

の語に分析を加え、「マツリ(祭)」ということばは、供える・献上するなどの意味をもつマツルということばと同系統のもの」と指摘し、民間習俗の祭りの特異性を供える祭りの分析を行なった上で、祭りの重要な部分は一神に神饌を献供することであることの見解を提示している^{一九}。また、倉林は「待つ」という言葉が「マツル」の語源であること、大臣大饗の「待膏」や神占での「兆酒」を具例として提示した上で「マツル」ということは、神の来臨以前に心をこめて、神にご馳走をお供えすることといえよう」と柳田と類似の見解を述べている^{二〇}。

以上の指摘をまとめれば、祭りとは人が御馳走を用意して神を客人のごとく迎える行為が原義であり、故に祭りにおいて神饌が重要な役割を果たしていると言ふことになる。また、柳田が指摘しているように、下げた神饌を祭りに参加した人々が共食するという行為が重要である。それは先に例示した神社の祭りでも山の神講の祭りでも、この共食は行われていた点から窺える。この共食に注目し、共食が行われることで神饌が神饌足りえる要件であると指摘したのは民俗学者の坪井洋文であった。

坪井は人の贈与・贈答と呼ばれる社会慣習に注目し、この贈与の慣習が人と神との関係の場合、神饌を供える行為にあたりと指摘し、神饌研究の現状を「神社祭式的な枠組みの中で操作にとどまり、現代を生きる人間の世界観のかわりに、積極的に取り組む姿勢を欠如している」と述べ、神饌の諸問題について考察を行っている。坪井は、神饌の要素として「(祭りの)中心をなすもの」「神と人との交流を媒介するきわめて具象的な形態」「神の食料品として、神が召し上がること」「神饌は神人共食をもつて神饌足りえる」の四つを述べ、特に「神人共食」の原理を強調している^{二一}。坪井が指摘するように、大嘗祭の儀礼において天皇自ら供御して神饌を供え、神饌の一部を口にすることや、石川県で行われていた民俗行事のアエノコトでは神を迎える為に振舞った御馳走を家の人々が頂戴する例がみえ、古くは祭りの最中に供えた神饌を食べる行為が行われていたと考えられる。以上の研究から確認できるのは、「本来」の祭りの意義に祀る対象を迎えての饗宴、この認識があったという点、下げた神饌を食するということ共食を伴う点について指摘されている。これらの理論は、祭りの原義を考察したもので、現在行われている多くの祭りを概観すると分かるように、神輿や山車の巡行、神楽の奉納などが祭りの行事として組み込まれていくことから、祭りの形式は時代を経るにつれ多様化していったものと考えられる。にもかかわらず、神饌が祭りを構成する必要要件として神社や民間習俗の祭りに現在もなお継承されていることを考慮すれば、多様な神饌の形式とともに、飲食物を供えることの重要性の

認識も人々に継承されてきたものと推察される。

三、神饌品目に見る文化の諸相

ここまでは、神道学、民俗学の研究から神饌の意味や役割について確認をした。神饌は多くの飲食物であり、特殊神饌の場合の食事形式や供覧を目的とした形式など様々な形で供えられていることが多く、食品も農産物、海産物、獣類など多岐にわたる。それ故に、神饌に供えられる食物や供える形式に注目して研究を行なったものが多数ある。以下

多様な食品

まず、神饌として供えられる食品に着目した研究についてその概要を述べたい。水産物饌について分析と考察を行なったのは、澁澤敬三である。澁澤は『延喜式』における水産物饌について指摘を行なっている二二。また澁沢が掲げたテーマである水産物饌をめぐって『延喜式』における神饌品について整理を行なった西牟田の研究もある二三。

饌の問題に着目し分析と考察を行なったもので、古代における神饌品目の選定基準が祀る対象や祭りを行う目的により異なっていたという指摘がされている二四。岩本と同じく動物を用いた祭祀について、笹生衛は動物供饌祭祀に関する考古学的な視点から考察を行つている。笹生は動物供饌が行われていた遺跡および出土遺物の分析と考察から、古代において動物を供える祭りが「公的な性格と民間的な性格を有するもの」があること、八世紀中葉から後半には、公的な祭祀に大陸的な祭祀が積極的に取り入れられた時期であり、民間祭祀においても大陸的祭祀の浸透する時期に相当している二五。日本人の自然観と動物観について考察を行つている。中村は、日本において祭りで供えられる動物を人間がどのような観念で捉えていたのかに注目し、『日本霊異記』など文献史料に現れる動物供饌を始め、稲作を中心とした祭りとは異なる供饌儀礼を伴う観念が想定される」と指摘している二六。以上のように、動物類、特に四足の動物を神饌として供える例は現在もみられ、その背景には大陸文化の流入による呪術的な祭りの展開があった点や、地域

毎の生活環境に即した動物類の献供があつた点が、研究により明らかにされている。水産物や動物を供える神饌の他に、米以外の穀物―粟や稗などの雑穀類―が神饌として供えられる事例に着目した研究がある。増田昭子は、神饌として供えられる雑穀に注目して日本における雑穀文化の諸相を指摘している^{二七}。増田は、日常の食生活における稲と雑穀の取り扱いの差異や、神饌として供えられている雑穀の事例など広く雑穀の取り扱いについて検討し、雑穀を用いた文化について指摘している。この他に特殊な食品について着目した研究として、野老^{ところ}に注目してその食品を供える意義を野老自体の食物としての性質に着目して分析した菅居正史や^{二八}、賀茂祭の神饌品目の一つ大蒜に注目した宮下千恵子^{二九}、祭神との由緒に関係して生姜を供える神饌に注目し現代における信仰圏の広がりを指摘した筒井裕^{三〇}の研究などを挙げることができる。次に、神饌として供えられる食品について、食文化や料理の側面から分析と考察を行っている家政学を中心とした研究について触れる。

食文化としての神饌

小島朝子は滋賀県下における魚を用いた神饌と直会膳に注目し、魚の調理加工方法や、用いられる魚の種類に地域的な傾向がみられることを指摘している^{三一}。近畿地方における神饌の食品の特色をテーマとして研究を行なった丸山悦子は、用いられる食品の詳細な分析を行い、その傾向とその背景にある地域的な特色について指摘している^{三二}。伊勢神宮の神嘗祭と賀茂祭の神饌について分析と考察を行った喜多野宣子は、食品の成分分析と盛り方の分析から古代の食生活について考察を行い、当時の貴族の食生活が神饌に反映されていすることを示唆している^{三三}。富岡典子の場合、奈良県下に見られるごぼうを用いた神饌を調査し、その調理方法の違いや、祭りや行事でごぼうが大量に用いられる理由としてごぼうの効能と祭りの目的が一致していたと指摘している^{三四}。また富岡は日本におけるごぼうを用いた料理の地域分布の分析と考察を行い、ごぼうが初めは薬用として用いられた、次第に料理へと用いられるようになったこと、奈良県、福井県、三重県の正月祭事において、ごぼうの存在が不可欠となつていくことを指摘している^{三五}。水谷令子・久保さつき・松本亜希子らによる研究では、三重県下にみられる包丁式を対象として現地調査を行い、他県との比較を行っている^{三六}。三重県下の包丁式ではボラが出世魚として用いられており、地域産業と密接なかわりがあつたことが指摘されている。祭りでの包丁式は、

神前にて包丁式を披露し捌いた魚や鳥類を据えるといった行事で、一部神饌の調製には包丁式の作法が用いられている場合もあること、今後も注意しておく必要がある。このように食品や調理方法に注目した考察がある他、神饌として供えられる唐菓子について論稿もある。加茂正典は大嘗祭で供えられる唐菓子について三七、嵯峨井建は下鴨神社を中心に神饌として供えられる唐菓子について考察を行なっている三八。唐菓子は大陸的な食品であり、平安時代の食文化に外来の文化の影響があつたことと軌を一にして、当時の先端文化である唐菓子に神饌として供えられたと推測される。この唐菓子と同じく、外来文化の仏教の伝来も神饌に影響を与えていることが吉川雅章の談山神社嘉吉祭神饌に関する研究で示唆されている。

神饌にみえる仏教的要素

吉川は談山神社および嘉吉祭の歴史の変遷に触れつつ、「百味の飲食」が歴史的にどのよう形態をしていたのかを明らかにしている。また、寺院における供物や他の事例にみえる仏教的要素の残る神饌との比較などを行うことで、「百味の飲食」に仏教的な要素が色濃く残っていることを指摘している三九、四〇。この談山神社以外にも、春日若宮おん祭りの神饌の一つである「御染御供」は、「百味の飲食」同様染色された米を用いて塔状に設えている。また、京田辺市にある佐牙神社の湯立て神事で供えられる「米をういて、果物など百種類近い品目を供えており、宇治市にある白川神社でも、かぼちやを土台に多数の稲や野菜や果物を飾り付け、「百味の飲食」と称して供えている。これら仏教的な影響を受けたと考えられる神饌の多くは、供覧を目的として供えられている。傾向にあると考えられる。以上、神饌に用いられる食品、神饌の形式の分析を行なつた研究から、文化の諸相が明らかになってきたことが分かる。まず供えられる食材の分析により、稲作のみならず、その背景には文化の多様性が存在していることが指摘されている。また、生業によりおらず、その産物をどのよう調理したのかという点について、家用いられる食材や調理方法、調理形式と実際の料理との比較分析に基づいた考察が家政学の分野で進められてきた。こうした神饌の研究により、食文化としての神饌の側面、時代ごとの食生活や調理方法など、外来文化の需要が神饌にみられることが確認される。仏教的な要素を残す神饌の分析

継承される特殊神饌―事例収集と事例研究からみた特殊神饌の特徴―

次に、現在供えられている神饌の実態を収集し分析した研究について取り上げる。近畿地方における特殊神饌について事例を収集した岩井宏美は、各事例の祭りの概要、神饌の調製などの詳細を提示、事例間の比較を行なった上で、芋や栗、榎が神饌品目に用いられている点、仏教的な要素を残す百味の飲食や、神饌の頭上運搬など特殊神饌にみられる特徴を指摘している^{四二}。次に真木一平の場合は、中国・四国地方における「七十五」を名称に冠した神饌の事例を収集し、各事例における神饌品目の概要とその広がり指摘している^{四三}、^{四四}。吉川雅章は奈良県における特殊神饌の内、「蒸飯御供」を供える事例を収集し、「飯の盛り付け方をその形状から」「円錐形」「円錐台形」「円柱形」「枡形」「立方体形」「逆四角錐台形」「特殊形」「複合形」の八つに分類し、名称に関して「キョウ」という名称が多い点、米を炊くのではなく蒸している点が共通していることを指摘している^{四四}。これら研究の特徴は、特定の地域における特殊神饌を収集・分析し、共通する特徴を明らかにしていることにある。この点では、先に挙げた家政学における神饌研究も類似しており、このような事例収集と特殊性を窺い知ることができると考えられる。以上のような事例収集と事例間の比較から特徴を分析した研究がある一方で、ひとつの事例を対象として、祭りや神饌の歴史的背景との関係を分析した研究がある。先に挙げた吉川雅章の談山神社嘉吉祭の神饌に関する研究もこれに該当する。志水陽子の吉備津神社の七十五膳据神事の研究^{四五}、斎藤ミチ子・野村みつるによる御石座神社の神饌と饗膳についても研究がある。ここでは神饌の特徴自体がどのような要因から形成されたのかについて、斎藤・野村の研究が多角的な視野から研究を行っているもので、少し詳しく見て行きたい。斎藤・野村の研究は、狩猟の祭りである御石座神社の神事について、「神社が有する風土的諸条件」を踏まえ、地域の歴史的かつ信仰的な背景を含めた、多角的な分析を試みている。その結論で、神饌の特徴が形成される要因として、人間の生活とその基盤となる地域における生業や信仰、食生活の特徴が関係しており、これらの要因が時代状況により変化し、その影響を受けて神饌や饗膳も変化してきたことが指摘されている^{四六}。

以上、神饌の事例収集と個別事例研究について主要な研究を取り上げた。事例収集とそれに伴う比較検討により、特殊神饌のもつ特徴に共通する部分があることが指摘されてい

る。また、個別事例研究においては、神饌の特徴が地域の信仰や生業、食生活と密接に係っている点、特徴を形成する要素が時代状況による変化し、神饌も変化の影響を受けて形式を変えながらも現在へと継承されているという実態が指摘されている。

一―三、神饌研究の課題と展望

一、神饌研究における課題

これまで神饌研究を振り返り、各研究で指摘されてきた点について確認を行ってきた。改めてまとめると、

一、神饌は祭りを構成する重要な要素として、古い時代から広く認識されてきた傾向にある。

二、神饌を供える意味とは、祀る対象を迎える飲食を伴う饗宴であり、神饌は饗宴における食事としての位置づけをもつ。また神饌は供えられた後には下げられ、人々が

三、それらを共食する行事が伴う。また、調理方法などの特徴は、時代ごとの文化や信仰や

四、食生活などの影響を受けていた。調理方法などの特徴は、時代ごとの文化や信仰や

五、以上、三点にまとめられることが出来る。以上の点を踏まえ、神饌研究を考えると、個別事例

六、の研究が中心に行われてきたことによる。以上、特殊神饌の地域毎の特色が浮き彫りに

七、されてきたことが分かる。その一方で、特殊神饌全体の事例把握は、宗教法人社本庁に

八、より平成二〇一七年にかけて行われた総合調査や^{四七}、平成二〇一〇―二〇一一年にかけて國學院

九、大學伝統文化リサーチセンターにより調査が行われているもの^{四八}、未だに事

十、例全体の把握には至っていない現状にある。この点については、既に多くの事例が収集さ

十一、れ研究されている関係、中国地方以外の地域の事例の把握が各研究者により進められるこ

十二、とでは、現状において検討すべき神饌研究における課題とはなにか。これまで、各研究者

十三、による事例の収集と研究が行われてきたものの^{四九}、これまでに分析項目や方法論について

十四、は、少なからず議論が行われてきたものの^{四九}、これは、各研究者がそれぞれの方法論について

十五、各研究者に委ねられてきた部分が大い。これは、各研究者がそれぞれの方法論分野に依り

十六、た研究課題をもち、課題に依りた研究方法を展開してきた所以にあると考えられる。しか

し、今後の神饌研究および著者の研究上の課題を考えた時、これまで指摘されてきた特徴を活用した分析項目を構築すること、各学問分野の連携が進められるとともに、各事例の特徴について比較検討を行うことができると考へる。よって、これまでの研究で指摘されてきた神饌の特徴を改めて分析し、分析項目について提示していく。

二、神饌の分類と分析方法の提案

分析項目を設定するにあたり、これまで行われてきた分類と、その分類の活用について確認しておく必要がある。これまでに、照本^{五〇}や八束清貫^{五一}、倉林正次^{五二}、小野和輝^{五三}らによつて、調理方法や供え方などの特徴から「神社祭式」の神饌を含めた神饌全体の影響の有無を基準とした品目の分類を提示することにして、供える目的、供え方、仏教的に大別できる。次に特殊神饌の内、食事形式の丸物神饌と、各神社の慣習に則つた特殊神饌に供覧神饌とに分類することができる。さらに食材や形状、供え方に際立つた特徴のある神饌を分類すると、饗応神饌の内、魚や肉類を用いないものを精進神饌、供覧神饌の内、仏教的な影響や要素が認められるものを仏供神饌、鳥や魚などを生きたままに供える神饌を生調、米や切幣などを祓えなどの目的で撒き散らして供える神饌を散供神饌として分類できると考えられる。

次に、これまでの個別事例研究の蓄積を参考として事例分析で用いられる分析項目について提示する。これまでの事例研究において指摘されてきた食材、供える台数、供える場所、供える対象、調理する場所、供え方、調理方法、盛り付け方、食器具の形式を分析項目として設ける。これら分析項目を設定すること、個別事例の詳細な分析と事例同士の比較検討が可能となるであろう。では、実際に事例を分析項目に当てはめ、各事例の特徴を比較する。

三、事例の適応と分析

表一、四は、食材として米を多く用いる特殊神饌の事例を取り上げた。神饌の食材として筆頭に挙げられる米は、御飯や餅、菜団子^{しとぎだんご}、酒、洗米、懸税^{かけちから}と言つた様々な形で供えられる、祭りにおいても重要視されている食材である。

表 1 香取神宮大饗祭(11月30日)の神饌分析(食材*1、供える場所、供える対象、調理する場所、供え方*2、調理方法、盛り付け方*3、食器具の種類*4)

分析項目	品目(名称)															
	大御食	鷹羽盛	鷹羽盛	干魚	餅	柚子	饗切	饗子	餅	海藻	大根	塩・水	酒	御盃	御箸	
穀物	米	白米			白米								白米			
	大麦															
	小麦															
	雑糧															
水産物	海魚		干鮫(切身)	干鮫(切身)* 鮭(切身)												
	川魚							鮭(切身)								
	海菜							鮭(筋子)								
	貝							餅		若布、昆布、心太						
菓類	糖類		糖													
	豆類			聖護院蕪												
	野菜	根菜類			大根							大根				
		葉菜類														
		果菜類														
		花菜類														
	果物	菓子					柚子									
		調味料														
		花														
		その他														
調理する場所	台数	16台	2台	4台	5台	1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台	2台	2台	
	供える場所	掛殿	掛殿	掛殿	掛殿	掛殿	掛殿	掛殿	掛殿	掛殿	掛殿	掛殿	掛殿	掛殿	掛殿	
	供える対象	主祭神・姫神	主祭神・姫神	主祭神・姫神	主祭神・姫神	主祭神・姫神	主祭神・姫神	主祭神・姫神	主祭神・姫神	主祭神・姫神	主祭神・姫神	主祭神・姫神	主祭神・姫神	主祭神・姫神	主祭神・姫神	
	調理する場所	神饌所	神饌所	神饌所	神饌所	神饌所	神饌所	神饌所	神饌所	神饌所	神饌所	神饌所	神饌所	神饌所	神饌所	
	供え方	釜供	〇(台)	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
	調理方法	埋供														
		投げ供														
		懸供														
		生懸	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	盛り付け方	高盛り	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
高盛りみ																
平盛り																
串刺し																
食器具の種類	皿			〇(白磁)	〇(白磁)	〇(白磁)	〇(白磁)	〇(白磁)	〇(白磁)	〇(白磁)	〇(白磁)	〇(白磁の小皿)	〇(白磁の盃5枚)			
	高坏		〇													
	瓶子、瓶子、水罫										〇(水罫)					
	椀・紙包															
その他	椀敷		〇(数)													
	三方、四方、折敷、足打、籠、盆		〇(四方)	〇(四方)	〇(四方)	〇(四方)	〇(四方)	〇(四方)	〇(四方)	〇(四方)	〇(四方)	〇(四方)	〇(四方)	〇(四方)	〇(四方)	
	その他	〇(巻行器)														

本表は 2007 年 11 月 30 日に行なった香取神宮大饗祭の調査データに基づき作成した。

※1 表 1~4 の食材に関する分析項目は、『事業報告書 全国神社祭祀祭礼総合調査：平成の神明帳を目指して』54 を参考に作成した。※2 表 1~4 の供え方に関する分析項目は『神道要語集 祭祀篇 1』55 を参考に作成した。※3 表 1~4 の盛り付け方に関する分析項目は『神道要語集 祭祀篇 1』56 を参考に作成した。※4 表 1~4 の食器具の種類に関する分析項目は『神饌の作り方』57 を参考に作成した。※5 表 1~4 の「〇」は該当する項目を示している。例えば、表 1 の「大御食」は、「白米」が用いられる神饌で、16 台を「台」に供え、調理方法は「熟撰」、盛り付け方は「高盛り」、食器具として「巻行器」を用いていると読む。また、「〇」の後ろに括弧が付く場合は、名称や形状などを記載している。

表2 貫前神社御戸開神事(3月14日、12月12日)の神饌分析(食材、供える場所、供える対象、調理する場所、供え方、調理方法、盛り付け方、食器具の種類)

分析項目	品目(名称)						
	禮酒・清酒 麹、粳米、糯米(禮酒)、清酒(麹、粳米)	御飯・餅 白米(クナヅリ、サルデ、御飯、栗餅)	御菓子 伏虎(白米)	斗餅 白米	魚	燗	
穀物	米						
	小麦						
	小麥						
	粟						
	稗						
水産物	海魚				鯛		
	山魚						
	海藻						
	貝						
鳥							雉
獸類							
豆類							
野菜	根菜類		種類不明(青菜)				
	葉菜類						
	果菜類						
	花菜類						
	菌茸類						
果物							
菓子							
調味料							
花							
その他							
台数	1台	2台	2台	1台	1台	1台	
供える場所	本殿内陣	本殿内陣	本殿内陣	本殿内陣	本殿内陣	本殿内陣	
供える対象	主祭神・姫神	主祭神・姫神	主祭神・姫神	主祭神・姫神	主祭神・姫神	主祭神・姫神	
調理する場所	御供所	御供所	御供所	御供所	御供所	御供所	
供え方	○	○	○	○	○	○	
調理方法							
	奉供						
	埋供						
	投供						
	懸供						
	生饌	○					
盛り付け方	高盛り		○(御飯)				
	高積み						
	平盛り		○(クナヅリ、サルデ、栗餅)				
	串刺し						
食器具の種類	皿	○(白磁)	○(白磁)	○(白磁)	○(白磁)		
	高坏	○(黒の塗高坏)	○(黒の塗高坏)	○(黒の塗高坏)	○(黒の塗高坏)		
	瓶子、提子、水器	○(瓶子、黒漆塗り)					
	包・紙包	紙(高坏に敷く)	紙(高坏に敷く)	紙(高坏に敷く)	紙(高坏に敷く)	紙(高坏に敷く)、杉の葉	
	種敷						

本表は『一之宮貫前神社調査報告書』58及び『神々を彩るモノシリーズ2「神饌」』59に基づき作成した。

表3 彌彦神社(2月2日、4月1日、4月18日、7月25日、10月1日)の大御膳分析表(食材、供える場所、供える対象、調理する場所、供え方、調理方法、盛り付け方、食器具の種類)

分析項目	品目(名称)											
	鹽	方立	御餅	御餅	五穀	海野菜・魚	果物・菓子	御餅・御蒸	鹽	鹽動杯	撰末社分	飯殿分
穀物	米		粳米		白米(種別不明)			粳米	糴米		粳米(御飯)、 米(餅、鹽)	糴米(御飯)、 糴米(鹽)
	大麦				大麦							
	小麦				粟							
	雑穀											
水産物	海魚											
	川魚					昆布						
	海藻類											
鳥												
野菜類	根菜類				大豆・小豆	大根等7種類						
	葉菜類					季節のもの						
	葉菜類											
	果菜類											
	花菜類											
	菌茸類											
	イモ類											
果物												
菓子												
調味料												
花												
その他												
台数		1台	2台	1台	2台	2台	2台	2台	1種	6台	9台	1台
		幣殿	幣殿	幣殿	幣殿	幣殿	幣殿	幣殿	幣殿	幣殿	各提末社	飯殿
供える場所		本社・妻戸	本社・妻戸	妻戸	本社・妻戸	本社・妻戸	本社・妻戸	本社別盛	本社	本社・妻戸	提末社	飯殿
		飯殿	飯殿	飯殿	飯殿	飯殿	飯殿	飯殿	飯殿	飯殿	飯殿	飯殿
調理する場所				無し								
供え方												
調理方法	煮供											
	埋供											
	投供											
	懸供											
盛り付け方	生饅											
	高盛り											
	高様み											
	平盛り											
食器具の種類	皿											
高坏												
瓶子、提子、水												
壺												
壺・紙包												
打、折敷、膳、盆												
その他												

本表は 2006 年 7 月 25 日に行った燈籠神事の調査データ及び『彌彦神社』60 に記載されたデータに基づき作成した。

表 4 吉備津神社七十五膳据神事（5月、10月の第2日曜日）の神饌分析（食材、供える場所、供える対象、調理する場所、供え方、調理方法、盛り付け方、食器具の種類）

分析項目	品目(名称)										
	大膳	大膳(二の膳)	四角台高坏	六角台高坏	箱型膳	平膳	平膳	大膳	大膳(二の膳)	四角台高坏	
穀物	米	白米(春の盛相飯、神酒、 玄米(秋の盛相飯))	白米(春の盛相飯)玄米 (秋の盛相飯)	白米(春の盛相飯、神酒、 玄米(秋の盛相飯))	白米(鏡餅、神酒)	白米(春の盛相飯、神酒、 玄米(秋の盛相飯))	白米(春の盛相飯、神酒、 玄米(秋の盛相飯))	白米(春の盛相飯、神酒、 玄米(秋の盛相飯))	白米(春の盛相飯、神酒、 玄米(秋の盛相飯))	白米(春の盛相飯、神酒、 玄米(秋の盛相飯))	
	大麦										
水産物	小粟										
	神										
水産物	海魚	鯛		鱈						鱈	
	川魚	昆布、海苔(市販の袋入り のもの)		昆布、海苔(市販の袋入り のもの)				昆布、海苔(市販の袋入り のもの)		昆布、海苔(市販の袋入り のもの)	
鳥	鳥										
	獣類										
野菜	根菜類	さやえんどう(春)		さやえんどう(春)				さやえんどう(春)		さやえんどう(春)	
	葉菜類	大根、生薑(秋)		大根、生薑(秋)				大根、生薑(秋)		大根、生薑(秋)	
果物	果物										
	菓子										
調味料	調味料										
	花										
台数	その他	箸		箸						箸	
	台数	7台	1台	11台						5台	
供える場所	供える場所	内陣	内陣	内陣						本宮社	
	供える対象	7柱分	吉備津彦命	11柱	2台(9柱分)、4台(対象不 詳分) 内陣(9柱分)、朱の壇(対 象不詳分)	9柱分及び対象不詳	25柱分および対象不詳	25柱分	25柱分	25柱分および対象不詳	本宮社の祭神
調理する場所	調理する場所	御供殿	御供殿	御供殿	御供殿	御供殿	御供殿	御供殿	御供殿	御供殿	
	供え方	煮供									
調理方法	調理方法	煮供									
	盛り付け方	盛り盛り	盛り盛り	盛り盛り							
食器具の種類	食器具の種類	皿									
	高坏	〇(海産物、農産物)		〇(海産物、農産物)						〇(海産物、農産物)	
その他	高坏			〇(四角台高坏)							
	瓶子、提子、水 器										
その他	査・紙包										
	掃敷	〇(ヒノキの葉)	〇(ヒノキの葉)	〇(ヒノキの葉)	〇(ヒノキの葉)	〇(ヒノキの葉)	〇(ヒノキの葉)	〇(ヒノキの葉)	〇(ヒノキの葉)	〇(ヒノキの葉)	
その他	三方、四方、足 打、折敷、膳、盆	〇(大膳)	〇(大膳)								
	その他										

本表は「吉備津神社七十五膳据神事」61の記載データに基づき作成した。

作が盛んな地域であったことから、祭神に供える食材として米が重要視されてきたと考えられる。また香取神宮の場合は明治以前に年三回^{六二}、貫前神社の場合は三月と十二月^{六三}、彌彦神社の場合は年中七回^{六四}、吉備津神社は五月・十月^{六五}と、何れも各神社の重要な祭典において事例に挙げたものと同一形式の神饌を供えていることから、季節を問わず米を神饌として重視する傾向があったと推察される。

次に、米以外の食材である水産物や農産物に注目したい。事例中、香取神宮の品目は水産物の種類と量が豊富であることが窺える。これは、香取神宮がかつて「香取の海」「内海」と呼ばれた霞ヶ浦に近く、水産物が香取神宮へ献納され、神饌の食材として用いられている。た、地域的な特徴に由来するものと考えられる^{六六}。他方、貫前神社では鯛を一台だけ、彌彦神社の場合は水産物を主祭神と姫神にのみ供え、吉備津神社は主祭神以下七柱の祭神へ「鯛」を、その他の祭神へ「鱈」を供えている。このことから、祭神ごとに品目の構成に序列があることが窺える。これは貫前神社、彌彦神社、吉備津神社、いづれも近隣に河川があるもの内陸に位置する神社で、地域的にみて水産物は貴重な食材であったが、主祭神へ供えられたものと考えられる。また序列は食材だけでなく、食器具にも見受けられる。吉備津神社の場合「大膳」「四角高坏」「六角台高坏」「平膳」、彌彦神社の場合「本社と妻戸分の一方立」は編竹や菅で「御蒸」を覆っており、ほかの祭神とは異なる形式を用いている。このことから、複数の祭神へ神饌を供える場合、食材や食器具も序列が設けられていたり、このことが窺える。一方、農産物―穀物、豆類、野菜―を見るときは、吉備津神社がとりわけ豊富であることが分かる。全ての祭神に対して農産物や果物類が供えられていること、吉備津神社周辺の農産物が豊かであったことが要因として考えられる。

最後に供え方や盛り付け方について触れておきたい。各事例において、ほとんどの神饌は案と呼ばれる器具や盛り付け方、編んだ器に御飯が盛り付けられる。専用の台に据えられていたり、特徴である。吉備津神社の場合、各品目が膳盛り付けられたり、案は用いられている。また、目の食器具の形状や大きさ、盛り付け方によって異なる場合が多い。香取神宮の「鴨羽盛」「鳥羽盛」は、極めて特異な盛り付け方であり、食材の形態や調理方法によって多岐に渡ると思われ、分析項目の見直しが必要

四点目に関しては、日本料理における料理の盛りつけ方と神饌品目それぞれの盛りつけ方との比較と分析を行う必要がある。すでに吉川によって奈良県の「蒸飯」の形状分類が行われていることは紹介したとおりで、奈良県という限定された地域の飯の盛りつけ方に、香取ついでにも、多様な形態が存在していることが分かる。また事例として取り上げた、香取神宮大饗祭の神饌でも巻行器に御飯を盛り付ける例や、彌彦神社の「方立」のように編竹で御飯を覆い、さらにその上から菅を覆う盛りつけ方もあり、盛り付け形式とは異なる問題や装飾性についても注意しなくてはならない。また供覧神饌のような食事形式とは異なる神饌の場合の盛りつけ方や装飾に関しては、信仰的な側面や美意識の側面から分析を試みる必要がある。

以上、分析項目で得た新たな視点を踏まえ、自身の研究課題とする特殊神饌の特徴とその形成要因について、個別事例の分析を通じて論じていくことにする。取り上げる事例は、本章でも取り上げた香取神宮の大饗祭神饌と、彌彦神社の大御膳について饗応を目的とする神饌として、北野天満宮の瑞饋神饌と御上神社のずいき御饗について供覧を目的とする神饌として、気多大社の鶴祭りについて動物を生きたまま供える生調の事例として取り上げ、各事例の特徴を分析し、特徴が形成された要因について先の四つの視点を踏まえ考察を行う。

註

- 一 吉野亨「香取神宮大饗祭神饌に関する考察―神饌形成の風土的条件を中心に―」（『皇學館論叢』四十二巻二号、平成十八年、五四―七三頁）。
- 二 吉野亨「明治期における香取神宮の祭祀改変について」（『明治聖徳記念学会紀要』復刊第四十七号、平成二十三年、三一〇―三三一頁）。
- 三 吉野亨「近代祭祀制度における特殊神饌の取り扱いについて 香取神宮・彌彦神社を例に」（『明治聖徳記念学会紀要』復刊四十九号、平成二十四年、二四八―二六七頁）。
- 四 吉野亨「北野天満宮瑞饋神饌についての一考察」（『神道研究集録』第二十四輯、平成二十二年、三一―四七頁）。
- 五 柳田國男『分類祭祀習俗語彙』（角川書店、昭和三十八年、一八九―一九三頁）。
- 六 神道大系編纂会『神道大系 神宮編 一』精興社、昭和五十四年、一五〇―一五三頁）。
- 七 神道大系編纂会『神道大系 古典編 一』延喜式 上』精興社、平成三年、二四〇頁）。
- 八 長谷晴男『神社祭式同行事作法教本』（神社新報社、平成四年、二六―二七頁）。

- 九 神崎宣武 「神饌考①生饌」(『VESTA』五号、平成二年、四一六頁)。
- 一〇 葦津素彦・梅田義彦 『神道辞典』(堀書店、昭和四十三年、四一〇—四一一頁)。
- 一一 柳田國男 『日本の祭』(弘文堂、昭和十八年、一八一—一八八頁)。
- 一二 西牟田崇生 「明治八年の式部寮「神社祭式」の制定と神饌の取り扱い」(『儀礼文化』第二十四号、平成十年、八二—九八頁)。
- 一三 筒井裕吉 『野望・望月陽子「山岳信仰・山の神信仰データベース—伊豆地方とその周辺地域—」(『伊豆修験の考古学的研究—基礎的史資料の再検証と「伊豆峯」の踏査—』(『資料編、平成二十五年、二八四—一四一頁)。
- 一四 山村民俗の会 『山の神とヲコゼ』(産学社、平成二年、二二—二四、三〇—三六頁)。
- 一五 大場磐雄 『祭祀遺跡 神道考古学の基礎的研究』角川書店 東京昭和四十五年、四七—
- 一六 西牟田崇生 「延喜式に見られる神饌について」(『研修』第三十号、昭和四十四年、九—
- 一七 四一頁)。
- 一八 前掲書一頁。
- 一九 八束清貫 『神饌と饗膳』(『食物講座』第十七卷、昭和十三年、一—四、八—三三頁)。
- 二〇 倉林正次 『祭りの構造 饗宴と神事』(日本放送出版協会、昭和五十年、二四—二五頁)。
- 二一 坪井洋文 『神饌の共食原理』(『瑞垣』第百十号、昭和五十三年、一—五頁)。
- 二二 倉林正次 『神饌の祭り 仏の祭り』(佼成出版社、昭和四十六年、五二—五三頁)。
- 二三 社澤敬三 『延喜式「内水産神饌に関する考察若干」(『澁澤敬三全集』第一卷、平凡社、平成四年、九四—一〇一頁)。
- 二四 前掲註書一頁。
- 二五 岩本徳一 『動物供饌考』(『神道宗教』第二号、昭和二十四年、二八—二九、三二頁)。
- 二六 笹生衛一 『古代動物供饌考』(『神道宗教』第百十四号、昭和五十九年、七—
- 二七 七、村生雄 『祭りと供饌』(『日本人の自然観・動物観』(法蔵館、平成十三年、一三一—
- 二八 増田昭子 『雑穀の社会史』(吉川弘文館、平成二十三年、九〇—一八二頁)。
- 二九 管居正史 『野老の社会史』(『神饌研究序説』(『神道研究集録』第一輯、昭和四十九年、
- 三〇 筒井裕吉 『賀茂社神饌—大蒜のこと』(『神道宗教』第六十号、昭和四十五年、七七—

と信仰圏」(『秋田地理』第三十号、平成二十二年、一五―一六、二〇―二二頁)。
 三 一 小島朝子「滋賀県下の神社の神饌と直会膳にみられる魚料理について」(『調理科学』
 三 二 二十二卷四号、平成元年、三二―三三、三二六―三二七頁)。
 三 二 丸山悦子「近畿地方における神社の神饌にみる食材の特色」(『日本調理科学会誌』三
 三 三 十二卷四号、平成十一年、三五―三五九頁)。
 三 三 喜多野宣子「神饌から見た古代の食生活」(『賀茂文化研究』第三号平成六年、九―一
 三 四 二頁)。
 三 四 富岡典子「奈良県桜井市域の神饌に伝承される祭りのごぼう料理」(『日本家政学会
 三 五 誌』五十一巻十号、平成十四年、九三四―九四一頁)。
 三 五 富岡典子「日本におけるごぼうを食材とした料理の地域的分布と食文化」(『日本家政
 三 六 学会』『日本家政学会誌』五十二巻六号、平成十三年、五一―五一五、五一八―五二一
 三 七 頁)。
 三 六 水谷令子「久保さつき 松本亜希子」三重県下の祭りに見られる包丁式について」(『日
 三 七 本食生活学会誌』Vol.8 No.3、平成九年、三四―三九頁)。
 三 八 加茂正典「大嘗祭と唐菓子」(虎屋文庫『和菓子』第十二号、平成十七年、三六―四五
 三 九 頁)。
 三 八 嵯峨井建「神饌としての唐菓子―下鴨神社を中心に」(虎屋文庫『和菓子』第十二号、24
 四 〇 吉川雅章「談山神社嘉吉祭神饌『百味の御食』についての研究―上―」(『日本民俗学』
 四 一 第百八十一号、平成二年、八三―一〇四頁)。
 四 一 吉川雅章「談山神社嘉吉祭神饌『百味の御食』についての研究―下―」(『日本民俗学』
 四 二 第百八十二号、平成二年、一〇七―一二〇頁)。
 四 一 岩井宏實・日和祐樹『神饌 神と人との饗宴』(同朋舎出版、昭和五十六年、二三三
 四 二 頁)。
 四 二 真木一平「七十五膳神饌献供式―中―」(『四国路を視座に据えて―上―』(『芸能』二十五
 四 三 卷二号、昭和五十八年、八―一五頁)。
 四 三 真木一平「七十五膳神饌献供式―中―」(『四国路を視座に据えて―下―』(『芸能』二十五
 四 四 卷三号、昭和五十八年、八―一二頁)。
 四 四 吉川雅章「特殊神饌 奈良県の『蒸飯御供』」(『儀礼文化』第二十九号、平成十三年、
 四 五 九三―一〇三頁)。
 四 五 志水陽子「吉備津神社七十五膳据神事」(『國學院大學日本文化研究所紀要』第八十七
 四 六 齋藤ミチ子・野村みつる「神饌の地域的特徴 御座石神社を中心に」(『國學院大學

六 六 六 六 六 六 六 五	五 五 五 五 五	五 五 五 五	四 四	四	四
前 前 前 前 前 前 前 彌	一 群 前 前 前 前 前 前	二 國 前 前 照 五 國 統 茂 を 神 日	本 文 化 研 究 所 紀 要 第 八 十 輯 、 平 成 九 年 、 二 一 二 五 頁 。	社 本 行 教 学 研 究 所 研 究 室 編 『 事 業 報 告 書 全 國 神 社 祭 祀 祭 礼 總 合 調 查 平 成 の 神 明 帳 』 （ 全 國 神 社 祭 祀 祭 礼 總 合 調 查 本 庁 委 員 会 平 成 七 年 ） 。	本 文 化 研 究 所 紀 要 第 八 十 輯 、 平 成 九 年 、 二 一 二 五 頁 。
六 五 四 三 二 一 〇 九	五 八 七 六 五 四	五 三 二 一 〇	四 九 八	四 八	四 七
前 前 前 前 前 前 前 前	〇 七 馬 前 前 前 前 前	七 學 院 大 學 日 本 文 化 研 究 所 『 神 道 要 語 集 祭 祀 篇 一 』 神 道 文 化 会 、 昭 和 四 十 九 年 、	五 年 ） 。大 學 日 本 文 化 研 究 所 『 日 本 の 食 と こ こ ろ そ の ル ー ツ と 行 方 』 （ 慶 友 社 、 平 成 十	を 目 指 し て 『 全 國 神 社 祭 祀 祭 礼 總 合 調 查 本 庁 委 員 会 平 成 七 年 ） 。	本 文 化 研 究 所 紀 要 第 八 十 輯 、 平 成 九 年 、 二 一 二 五 頁 。
六 五 四 三 二 一 〇 九	五 八 七 六 五 四	五 三 二 一 〇	四 九 八	四 八	四 七
前 前 前 前 前 前 前 前	〇 七 馬 前 前 前 前 前	七 學 院 大 學 日 本 文 化 研 究 所 『 神 道 要 語 集 祭 祀 篇 一 』 神 道 文 化 会 、 昭 和 四 十 九 年 、	五 年 ） 。大 學 日 本 文 化 研 究 所 『 日 本 の 食 と こ こ ろ そ の ル ー ツ と 行 方 』 （ 慶 友 社 、 平 成 十	を 目 指 し て 『 全 國 神 社 祭 祀 祭 礼 總 合 調 查 本 庁 委 員 会 平 成 七 年 ） 。	本 文 化 研 究 所 紀 要 第 八 十 輯 、 平 成 九 年 、 二 一 二 五 頁 。
六 五 四 三 二 一 〇 九	五 八 七 六 五 四	五 三 二 一 〇	四 九 八	四 八	四 七
前 前 前 前 前 前 前 前	〇 七 馬 前 前 前 前 前	七 學 院 大 學 日 本 文 化 研 究 所 『 神 道 要 語 集 祭 祀 篇 一 』 神 道 文 化 会 、 昭 和 四 十 九 年 、	五 年 ） 。大 學 日 本 文 化 研 究 所 『 日 本 の 食 と こ こ ろ そ の ル ー ツ と 行 方 』 （ 慶 友 社 、 平 成 十	を 目 指 し て 『 全 國 神 社 祭 祀 祭 礼 總 合 調 查 本 庁 委 員 会 平 成 七 年 ） 。	本 文 化 研 究 所 紀 要 第 八 十 輯 、 平 成 九 年 、 二 一 二 五 頁 。

第一部、饗応神饌に関する事例研究

一章、香取神宮大饗祭神饌について

はじめに

本章では、饗応を目的とした神饌の一事例として、香取神宮大饗祭神饌の考察を行う。香取神宮は、利根川沿岸に鎮座する社である。御祭神は、経津主大神又の御名を伊波比

ぬしのみこと
主命とする。

かつて、香取社の近辺には「内海」と呼ばれた広大な汽水域があり、現在の利根川・霞ヶ浦がその名残である。現在の利根川沿岸においては、鳥屋と呼ばれる小屋を立て、鴨をおびき寄せる鴨猟や、鯉・鮒など漁獲も豊富である。また鮭の遡上も確認され、

かつては、昔の「内海」における産物と生業の一端を伝えている。近隣では水田耕作が多くなり、旧社領における地域生業の名残が伺える。このように、地勢と生業を風土的条件として有する、香取社においては、御田植神事をはじめとする農耕儀礼が、古くから行われており、現在でも古式を伝える祭事が多くある。その祭事の一つである、大饗

祭は「三十三行器の神事」とも称され、巻行器に盛られた米を中心として、鴨・鮭・鮒・

海草等の産物や、米や大根などの収穫物を用いて、設えられた神饌が奉られる、農耕儀礼の一つである。この神饌の形成条件を、風土的条件を視野に入れて考えるとき、第一に、どのような意図をもって神饌の材料が選択されたのかを、大饗祭の儀礼の意味と、その儀礼を育む風土から勘案してゆく。第二に、選択された神饌の材料がどこから供出されたのかを、考察する。この二点を考察する際、風土的条件を見る視点として、神社の経済体制と、地域の生業の關係に纏わる文献を中心に、考察する。経済体制を視野に入れる理由は、香取社の有する風土的条件の一端が、経済体制に表れていると考えられるからである。

一、香取神宮の創健

香取神宮の鎮座について最初に見えるのは『日本書紀』卷第二に「然後下撥葦原中国。是時斎主神号斎之大人、此神今在乎東国楫取之地也」とあり、武甕槌命と経津主命が悪神二神を誅した後、「斎主神」が「東国楫取之地」に祀られていたことが窺える。このことは『古語拾遺』に「経津主命神」として「下総国香取神之也」とあり、古くから香取の地に鎮座していたことが窺える。また『日本書紀』では「斎主神」、『古語拾遺』では「経

津主命」とされておき、祭神の違いがみうけられるが、祭祀氏族の変化があったことが指摘されていゝ。祭神の伊波比主命は、奈良県の春日大社に祀られる神でもあることから、藤原家との繋がりがあつたことは言うまでもない。香取神宮の社務特に社領など経済面をを受け持つ大宮司家、祭祀を職分とする大禰宜家は大臣姓であることから、その繋がりが窺える。また『新抄格勅符抄』延暦二十年（八〇一）九月二十二日官符に春日祭料として「調布五百端」の内「二百端」と「麻六百斤（紙六百張）」が「下総国香取神」へ充てられていゝ。このように藤原氏との関係や朝廷からの尊崇の他に、中世においては一宮としての側面が祭祀や社領の在り方に表れる。香取神宮は平安時代には神郡があり、二十年に一度の遷安時代に入ると、藤原氏との関係から荘園の寄進が行われ、撰家を本所、大宮司家・大禰宜家を在地領主とした関係が結ばれた。社領の性格を見ると、例えば大禰宜職に付随するもとして、農産物を神社の経営に当てる神田や島、末社である大戸神社、神崎神社の神主職及び社領、大禰宜家の私領など多岐にわたつていゝことが分かる。これらの社領は香取神宮周辺地域にあり、「葛原牧」「織幡」「加符」「相根」「二俣」「大畠」「佐原」「津宮」「返田」「丁古」「追野」「小見」などの村落があつたことが窺える。これらの神官も、社領から貢納される農産物類が神社経済基盤となつていた。また、大禰宜家以外の神官も、領地を知行するこゝで神官としての職分を務めていたと考えられる。このように香取神宮は藤原撰家との強いつながりを持ち、周辺地域を社領とした経済基盤を中世において獲得して、たことが窺える。またこれら領地以外に、大宮司職に付属していた「内海」の津・海夫に對する支配権も取り込んでいたことが指摘されていゝ。

二、香取神宮の年中祭典
次に香取神宮の年中祭典について確認していく。

神幸祭（例年・式年）

香取神宮の神幸祭は毎年行われるものと、式年（十二年）ごとに御座船で鹿島神宮まで神幸するものとがある。式年の神幸祭では、利根川沿いにある津宮から御座船に鹿島神宮まで鹿島神宮の船が合流し、御迎祭が行われる。鹿島神宮も船を出し、佐原河口から上陸し

佐原にある御旅所で一泊、翌日還御する。平年の神幸祭では御座船による船渡御は無く、香取神宮周辺を神幸する^八。

御田植祭

四月第一土曜、日曜にかけて行われ、土曜は耕田式、日曜には田植式が執り行われる。耕田式は拝殿前に忌竹を立て注連縄をめぐらし祭場として、この祭場にて耕田式が執り行われる。鎌や鋤を持った人々や牛役が耕機を引いて田起こしをするなどの所作が行われる。翌日の田植式では早乙女による田植え歌の披露と田植の所作が行われ、その後神田にて田植えが行われる。田植えを行う早乙女達に差される花傘と呼ばれる傘には「大神田」「司田」「犬丸田」「金丸田」「駒田」「利助田」「狭田」「長田」と書かれている。「大神田」とあるように、中世の香取社領の神田を指していることが分かる。記録上、明徳二年（一三九一）には御田植が行われていたことが確認できるので、中世以来行われてきた、周辺地域の田を耕し、苗を植え初める予祝儀礼としての性格が窺える。

新飯神事

現在は十月十七日神嘗祭の日に行われる祭りであり、氏子から赤飯が奉納され、奉納相撲が執り行われる。旧来は八月に行われる香取神宮独自の収穫儀礼で、この神事が終わるまでは刈り取った新穀を氏は食さなかったと言われている。この新飯神事については大饗祭と合わせて重要な収穫儀礼なので、詳しく考察する。

賀詞祭

十二月一日に行われる神事で、大饗祭の直会祭りとされている。神前に松竹梅を飾った蓬菜台を設け、雁や鯉を供える。大饗祭の直会祭りと称されるように、前日に行われる大饗祭と関係が深い祭りであり、この神事についても大饗祭共に考察を行う。以上が香取神宮における主要な年中祭典である。次に考察の対象となる大饗祭について、現在の次第と神饌について述べる。

三、大饗祭の現在

十一月三十日大饗祭当日、午前九時から正殿左脇にある神饌殿において、神饌調理の儀

が行われる。御酒にて俎板・庖丁・鮭・鴨を清め、神職一人、計五人が調理を行う。調理の儀が開始される。旧儀では、「祭當」と呼ばれる当番宅にて「切封」「試」「奉行呼」など、神饌調理前に神酒の醸造や宴会が執り行なわれていた。「祭當」は嚴重な潔斎をもって神事に臨んだとされ、現在の神饌殿入り口の戸の脇と神饌殿内に掲げられる上端に藻を挟んだ笹は、潔斎の証しとされている。

昼過ぎの休憩を挟み大御食おおみけと呼ばれる巻行器まきほかいに盛る御飯以外の神饌十一台が、午後二時の過ぎ調理し終わる。神饌は、壁に備え付けられた棚に置かれる。午後四時には、大御食の調子が行われる。大御食の調子は正殿より南にある神徳館にて行われ、調理し終えた御飯は大きな御櫃に納められて、神饌殿へと運び込まれる。御飯をよそつてゆく。これで大饗祭神饌の調子は完了する。(表一参照)

午後六時から祭典は開始され、神饌殿から神職たちの手により、神饌の伝供が済むと、稚児舞が舞われ祭典は終了する。献饌の際には二台を伝供す



写真1 鴨羽盛

※写真は平成19年の大饗祭にて撮影。以下同じ



写真2 鳥羽盛・餅・干魚



写真3 (手前より) 撰切、胎子、鮒、大根、海藻、
柚子、塩・水



写真4 伝供される大御食

三御祭頭御神事」と祭礼の内容がほぼ同一であったことが窺える。天和元年（一六八一）「御祭礼帳一四」や安永三年（一七七四）「香取社祭礼次第注文一五」からも祭祀の連続性が窺える。

この連続性以外にも、御扉開の神事が伴う重儀であった。明治以前の年中祭典において、正月元三、三月神幸祭、四月御田植、八月新飯、十月相撲大饗の神事は、「五ヶ度の大祭事」として重視されており、何れも「御扉開神事」「御扉閉神事」という本殿の御戸を開く神事が付随していた点から、その重要性が窺える。加え「五箇度の大祭事」の内、正月元三・十月相撲・十月大饗は「三箇度の祭事」として、とりわけ重要な祭典として認識されていた。これら三つの祭事は、祭りの式次第をほぼ同一の形式をとり、神饌もほぼ同一の構成で供えていたことが「神事雜記」「御祭禮帳」から窺い知れる。三つの大祭事の内、現在も執行されているのは、大饗祭のみである。

このことから、旧来の大饗祭はその祭りの形式が大きく異なっていたことが窺い知れる。よって、この大饗祭の神饌の特徴を分析するにあたり、まず現行の神饌がどのような変遷を経て現在へと継承されてきたのか、また大饗祭自体の意義、以上の二点について分析を行う必要がある。何故ならば、現在の神饌はあくまでも、歴史的変遷の延長線上であり、また祭り自体も同じく延長線上にある。それは、様式などの変化や不変を経て、現在へと至っているという点である以上、現在へと至る変化の様相とその変化の起きた背景を踏まえて、現在の神饌について分析を行う必要がある。大饗祭の祭りの意義を知る為にも、また神饌がどのように変化したのか知るためにも、変化の実情と背景について分析をしておく必要がある。

一―二、明治期における祭祀改変

一、祭りの変化

明治十八年（一八八五）に記された『明治十八年制定香取神宮年中祭典式』（以下『祭典式』とする）には当時行われていた五十五の祭典が窺える（表二）。一方、明治以前の年中祭典の詳細を記した、『維新前年中行祭典式稿』（以下『式稿』とする）一七には十九の年中祭典が記されている。（表三）『式稿』を見ると、正月元三や相撲神事、大饗神事に伴う行事の他、節句の神事や撰末社の神事が年中祭典の多くの構成を成していることが

表 2 明治 18 年当時の香取神宮年中祭典

1月1日	歳始祭	6月日	流鏑馬式
1月1日	新年拝賀式	6月日	道饗祭
1月2日	又見歳始式	6月30日	大祓式
1月3日	奏楽始	6月30日	月次式日祭
1月3日	元始祭	7月1日	月次式日祭
1月4日	社廳々務始	8月1日	月次式日祭
1月4日	山口祭（小祀）	9月1日	秋季祭
1月4日	弓始祭（中祀）	9月日	月次式日祭
1月4日	鍬始祭（小祀）	10月1日	神嘗祭遙拝式
1月5日	星鎮射禮式（中祀）	10月17日	月次式日祭
1月16日	孝明天皇御陵遙拝	11月1日	天長節拝賀
1月30日	月次式日祭	11月3日	新嘗祭
2月1日	紀元節祭並神武天皇遙拝式	11月23日	月次式日祭
2月11日	祈年祭	月日	大饗祭神事始
2月15日	月次式日祭	月日	神饌調進式
3月1日	奥宮祭（中祀）	月日	大饗祭次第
3月日	春季祭	月日	賀詞祭
3月20日	月次式日祭	月日	内陣御神楽
4月1日	神武天皇御陵遙拝	月日	側高祭
4月3日	平年軍神祭御船遊延 引申告祭	月日	團碁祭
4月3日	軍神祭出輿	月日	匝瑳祭
4月11日	山口祭	月日	鹿嶋新宮祭
4月13日	御列祭	月日	返田祭
4月14日	軍神祭還御	月日	又見祭
4月15日	大戸祭奉幣	月日	鎮火祭
5月5日	月次式日祭次第	12月31日	大祓式
月日	月次式日祭		

な祭窺
い典える
こが組。一
とみ方、
が見込『祭
て込ま典式
取れる中、『
。式稿』の
見行事には
られた元始
た祭や孝
正月明
元三
や天
相皇
撲御
神陵
事遥
、拝
節式
句明
の治
神以
事降
がに
含ま
れて
いた

表 3 『祭典記』に見る維新前の年中祭典

正月元旦	元朝神事	10月24日	相撲祭當降神々事
	大御饌捧	10月25日	大饗祭當降神々事
	御古波物神事		神事始
	司召神事	10月27日	相撲祭御饌米清洗
	宮積神事	10月28日	大饗祭御饌米清洗等
	内陣開扉		相撲祭大御饌炊
	元三祭大御饌神事		相撲祭献備物切盛
正月2日	正月二日夜神事	10月29日	大饗祭大御饌炊及献備物切盛
	又見神社神事		相撲祭大御饌捧
正月3日	竈神社々前御占神事		相撲大御饌神事
	裂々神社前御占神事	10月晦日	大饗祭大御饌御饌捧
正月4日	山口祭(年葉神事)		大饗大御饌神事
	御戸鎮神事	11月朔日	賀詞祭献備物切盛
	竈神社矢の神事		相撲大饗両祭賀詞神事
	裂々神社矢の神事	11月2日	相撲祭當送神々事
正月7日	元三祭當賀詞祭献備物切盛		夜神事
	七種神事	11月3日	大饗祭當送神々事
	白馬神事		夜神事
	元三祭賀詞神事	11月4日	饗膳・御扉開神事
	祭祝神符拝受神事	11月5日	酒振舞
正月8日	元三祭當神送神事		御扉鎮神事
	修正會	11月6日	西宮神事
正月7日以後日	鋏入神事	11月7日	側高神事
正月11日	神楽奏始		堀祭・白状祭
正月14日	追儺		橋祭
	花園神社布留引神事		團子神事
正月15日	小豆粥献供		璽神社神事・同社蔵神事
正月16日	射禮神事	11月初西	側高神社初西神事
2月巳午日	一萬燈	11月9日	鹿嶋新宮神事
3月上巳午日	神幸祭	11月10日	若宮神事
3月3日	上巳ノ祝儀	11月11日	匝瑳神社神事
4月4日	竈清神事・開扉神事	11月12日	日王子神事
4月5日	御田植神事	11月13日	返田神事
	御扉鎮神事	11月16日	火王子神事
5月5日	端午神事	11月17日	息栖神事
	流鏝馬式		顯徳神事
6月晦日	大祓	11月18日	又見神事
8月上子日	新飯祭當降神々事	11月19日	又見神事
	竈清神事・新飯神事	11月20日	夜神事
8月上丑日	新飯献供		馬場殿神事
	側高神事新飯神事	12月21日	八郎王子神事
9月9日	月日神事	12月22日	元三祭切封神事
10月17日	相撲祭切封神事	12月23日	元三祭試神事
10月18日	大饗祭切封神事	12月24日	元三奉行寄合
10月19日	相撲祭試神事	12月25日	元三祭神招神事・同神事始
10月20日	大饗祭試神事	12月27日	煤払神事
10月22日	相撲祭當奉行寄合	12月29日	元三祭御饌米清洗
10月23日	大饗祭當奉行寄合	12月晦日	元三大御饌炊

では何故、香取神宮での祭祀改変は行われたのか。『祭典式』の序文にはこのような記載がある一八。

依テ八十余名ノ神官等該封土ヲ配當シ、各々其料足ヲ出シテ、年中九十余箇度ノ祭事
 怠ル事ナク勤仕シ、以テ三百有余年ヲ相續シタリキ、茲ニ明治維新ノ時ニ際シ、五年六
 月 官令ヲ下シ、世襲神官ノ舊慣止メ、神社ヲ改革シ、大少宮司・正權禰宜・主典及
 ヒ等外出仕等二十余名ヲ置キ、國庫金定額ヲ下行シ、祀典ヲ修メシメ、又十年十一月
 神宮并國幣社神官を廃シ、更ニ宮司・禰宜・主典ヲ任シ、祭儀ヲ専ラニセシメラル、
 幸ニ小臣等再任命ヲ添フスルト雖モ、如何ニセン、慣例ノ儀式盛大ニシテ、奉務ノ職
 員僅少ナルカ故ニ、祀典ヲ全フスル事能ハス、依テ謹テ舊章ニ由リ、時宜ヲ斟酌シ、
 而テ更ニ制ヲ立テ、式ヲ定メ、茲ニ其施行スル所ノ禮典ヲ録シ、一綴ト成シテ、以テ
 永年ノ規範ト為ントス、然ト雖モ、後世尚ホ古式ヲ興シ、舊儀ヲ復ス事アラハ幸甚、

香取神宮宮司正七位 香取保禮
 香取神宮禰宜 伊東泰歳
 香取神宮主典 額賀大重
 香取神宮主典 香取致恭
 香取神宮主典 香取由道
 香取神宮主典 緒方是常

序の内容を見る限り、「慣例ノ儀式盛大ニシテ、奉務ノ職員僅少ナルカ故ニ、祀典ヲ全フ
 スル事能ハス」という事情が、祭祀改変のさしあたつての理由と推察されるが、実情はい
 かなものであつたのか。
 本節においては、当時の変化の実情とその背景を知る為に、明治期に残された記録を中
 心に確認を行い、現在の大饗祭の形式に至る変化について確認を行う。

二、維新前の香取神宮

まず、香取神宮における年中祭典が如何様な様相を呈していたか、確認することにす。
 香取神宮旧来の年中祭典は、本社および摂社末社を含め九十六の神事で構成されてお
 きたのは、「表二、三」において触れた通りである。明治以前と以後の比較で特に注目してお
 きたいのは、「五箇度の大神事」と呼ばれる祭祀である。一九「五箇度の大神事」は年中祭

典において、御扉開神事・御扉閉神事を伴う重儀で、正月元三神事・三月神幸祭・四月御田植神事・八月新飯神事・十月相撲大饗神事がそれにあたる。この大祭の重儀ぶりは『香取年中行事絵巻』や『香取宮年中祭典記』の正月元三祭の絵図に数多の祀職が―六十九名―着座している光景からもわかる。

その「五箇度の大神事」「祭當」と呼ばれる祀職が選ばれ奉仕をしていた。「祭當」とは、年の初め正月七日の「神符拝受」で「御神符」を受けた祀職を言い、その年の「五箇度の大神事」何れかに奉仕する。その年の「祭當」に選ばれた祀職は、「祭當」である旨と汚穢不浄を忌む旨を記した高札を自宅に立て、潔斎の生活を行う^{二二}。また「五箇度の大神事」の祭礼前日には自宅にて、假殿をもうけて神事を行う役割を果たしていた。^{二三}この「祭當」の仕組みは、いわゆる輪番制であり、八十数名の祀職がいた維新前の香取神宮における一つの特徴であると言える。

これら年中祭典を支えたのは、豊かな経済基盤と、多くの祀職であった。この点については一節で触れたが、香取神宮の経済基盤は周辺における神領であった。古来は下総国香取郡を神郡としていた。また中世の文献をひも解けば、香取周辺の葛原牧・小野・織幡・加符・相根・二俣・大畠・佐原・津宮・返田・丁子・追野・小見・木内・福田等が、香取社の管轄する社領として挙げられている。天正十九年（一五九一）には徳川家康より香取郷の内、千石を寄進され、領地を祭祀用途等に充てていた^{二四}。また、社領の管理及び、祭祀の奉仕を行っていたのが八十九の祀職である（表四）。

表 4 明治以前における香取神宮の神官

両社務	大宮司	大禰宜	
六官	宮之介	權禰宜	物申祝
	國行事	大祝	副祝
奉行	惣檢校	權之介	行事禰宜
	録司代	田所	案主
	高倉目代	正檢非違使	權檢非違使
	分飯司		
内院神主	大神主	四郎神主	次郎神主
	六郎神主	小井土神主	中幣神主
	堀口神主	大長手	
庭上神主	押領使	六郎祝	禰宜祝
	三郎祝	塙祝	權祝
	源太祝	五郎祝	酒司
	修理檢校	幣所祝	郷之長
	文三郎祝	小長手	中祝
	油井僊杖	迫田僊杖	大細工
	側高祝	返田祝	鍛冶僊杖
	權次郎祝	吉原僊杖	土器判官
	佐原禰宜	秀屋長	神子別當
膳部所	角案主	雉子判官	田令判官
	權判官	木守判官	正判官
神楽人	兵衛大夫	孫大夫	三郎大夫
	四郎大夫	近藤大夫	民部大夫
	笛大夫		
女職	物忌	八乙女	大命婦
	天道命婦	十郎命婦	松山命婦
	坂中命婦	和田命婦	堀川命婦
	鏡命婦	神子別當	
神夫	菰長神夫	新藤神夫	一ノ神夫
	二ノ神夫	宿直惣使	定使
御読経所	別當	定額代	又見
	圓壽院	神主供僧	讀師

換取てなたをまからた下分地取一 変明務 務 取神務呼禰を掌
 次し神、つてニ六。来、経 基盤とつ額 一八七三）ま、年上を七 改、社
 いて宮国の家いた社寺領はす香 一八七三）ま、年上を七 改、社
 でゆの経のた寺領はす香 一八七三）ま、年上を七 改、社
 、く営物と寺領はす香 一八七三）ま、年上を七 改、社
 明こはと寺領はす香 一八七三）ま、年上を七 改、社
 治と大なき、香 一八七三）ま、年上を七 改、社
 四に大なき、香 一八七三）ま、年上を七 改、社
 年なき、香 一八七三）ま、年上を七 改、社
 （るく、香 一八七三）ま、年上を七 改、社
 一。転香 一八七三）ま、年上を七 改、社

八七一)五月十四日、世襲の神職を廃し、神職を精選補任することが布告された。香取神宮は、官幣大社であつたので、大宮司・禰宜・權禰宜・主典と公布され、大宮司として大中臣(香取)保禮、大禰宜として大中臣国雄が補任されることになつた^{二七}。翌年の明治五年(一八七二)一月二十日には、香取神宮大宮司以下神官に対して解職が申しつけられ、同年六月八日、教部省にて、大宮司を奏任官として欠したまま、少宮司に香取保禮、禰宜に香取義風・伊藤泰歳が任ぜられた^{二八}。同年同月二十三日には朝野泰彦・額賀大重・今泉潔・尾形是眞らが禰宜として任ぜられ、また香取致恭ら五名が主典、高木英武ら七名が外出仕として任ぜられた^{二九}。旧来の祀職から比べれば六十名余り減つて、わずか二十名の祀職で、香取神宮を運営してゆくこととなつた。

明治八年に式部寮より布達された神社祭式である。神社祭式の内容は、官幣國幣官社式の祈年祭・新嘗祭・例祭、府県郷村社式の祈年祭・新嘗祭・例祭、以上の祭式、及び官社以下の一一般規範として、元始祭・神武天皇御陵遙拝・皇大神宮遙拝・天長節・大祓の規定で構成されてゐる。これらが、全国神社が行う祭祀として布達、香取神宮もこの祭祀の執行を行つた。

神社祭式の布達より四カ月後の明治八年(一八七五)八月二十日には例祭が行われ、地方官代理として木間瀬柔三が参向^{三〇}、同年十一月二十三日には新嘗祭に地方官代理として木間瀬柔三が参向^{三一}、神社祭式に随例祭・官祭が執行され、長官代理が参向していたことが分かる。しかし、旧来、香取神宮において、例祭日にあたる八月二十日古例では八月上子・上丑の日には新飯神事―または新嘗祭とも―と呼ばれる初穂献納の儀礼が執行されてゐた。つまり、官祭である新嘗祭と旧祭祀である新飯神事、二つの新穀献納儀礼が行われていたことになるのである^{三二}。明治十八年の時点では、新飯神事は廃止され、官祭の新嘗祭が執行されてゐることも併せて考えると、儀礼上留意すべき点があつたと推察されようか。

兎角、明治維新を境に旧来の体制から香取神宮は著しく変化した。少なくとも表面上の変化として、經濟基盤の変化・祀職の変化・祭祀の変化があつたことが確認される。では、明治十八年に新祭典制定に至る経過はどのようなものであつたのか。『祭典式』の序文のよ

三、祭祀改変の経過

事・相撲神事及び、これらに關係する「祭當」が行う神事はすべて廃止されている。残つた神幸祭は永祿十一年（一五六八）以来途絶したものを明治八年（一八七五）に復興し^{三八}、御田植祭・大饗祭は祭典規模の縮小にてかろうじて存続したが、「御扉開」「御扉鎮」の神事は廃絶された。年中祭典の多くはこの「五箇度の大神事」に関わるものが多く、「祭當」制度が意味をなさなくなつた故、「祭祝神符拜受神事」や「五箇度の大神事」にて「祭當」邸宅で行われる神招や神送など付随的な神事もすべて廃止したと考えられる。また、「元朝神事」「御古波物神事」「司召神事」「宮積神事」といった年頭儀礼が大幅に縮小され、歳始祭・新年拝賀式と名を改め存続し、摂末社の神事は祭典規模縮小をして継続する形をとつた。

では、明治十八年の新祭式制定まで、年中祭典が如何様な変遷をたどつたか、明治六・七年頃に当時禰宜であつた伊能穎則により書かれた『年中祭典祝案』と同じく伊能穎則により明治十年（一八七七）記された『明治儀式祝詞案』から、旧儀から新儀への変遷が見て取れる^{三九}。（表五―一、二）

表 5 — 1 祝詞案に見る年中祭典の変遷

『年中祭典祝詞案』	『明治儀式祝詞案』	『年中祭典祝詞案』	『明治儀式祝詞案』
旧儀	旧儀	新儀	新儀
	歳始祭	歳始祭	
		新年賀詞	新年賀詞
	歳始大饗祭	一月一日祭	
又見神社祭	又見神社祭		
		元始祭	元始祭
山口祭	山口祭		
弓始祭	弓始祭		
鍬始祭	鍬始祭		
白馬祭			
歳始祭直会賀詞	歳始祭直会賀詞		
布留引神事	布留引神事		
鎮星祭	鎮星祭		
		土御門宮	孝明天皇遙拝
		紀元節遙祭・同神前	紀元節遙祭・同神前
		祈年祭	祈年祭
春季祭	春季祭		
摂社八所招神・同遙祭・同送神	摂社八所招神・同遙祭・同送神		
末社二十二所班幣	末社二十二所班幣		
		檀原宮四月三日	神武天皇祭
		御船遊申告	軍神祭報告
		行宮造進	行宮造進祭
		御船「木」伐山口祭	御船代造進祭
		軍神祭解除	軍神祭解除
		大御輿奉遷詞	大御輿奉遷詞
		拝殿奉招	奉招詞
		本日御発途	御発途
			御休所
		本日御仮殿	軍神祭行宮祝詞
		荒川口	還幸奉促祝詞
		御遷幸	御遷幸
		御本座奉安	本座奉安詞
御田植祭	御田植祭		
流鏝馬祭	流鏝馬祭		
		大祓神宮祝詞	大祓神宮祝詞
		道饗祭	道饗祭
月日祭	月日祭		
		摂末社降神・拝詞・同昇神	摂末社降神・拝詞・同昇神

表 5 - 2 祝詞案に見る年中祭典の変遷

『年中祭典祝詞案』	『明治儀式祝詞案』	『年中祭典祝詞案』	『明治儀式祝詞案』
旧儀	旧儀	新儀	新儀
		秋季祭同昇神	秋季祭同昇神
			摂社八所降神・祝詞・同昇神
末社二十二所奉幣	末社二十二所奉幣		
大饗祭神事始	大饗祭神事始		
大饗祭	大饗祭		
大饗祭直会寿詞	大饗祭直会寿詞		
内陣御神楽	内陣御神楽		
側高社招神・同拝詞・同送神	側高社招神・同拝詞・同送神		
団碁祭	団碁祭		
返田祭			
桜大刀自神社祭	桜大刀自神社祭		
鹿嶋社祭	鹿嶋社祭		
匠瑳祭	匠瑳祭		
日王子社祭	日王子社祭		
火御子社祭	火御子社祭		
息洲社祭	息洲社祭		
又見神社祭	又見神社祭		
馬場殿祭	馬場殿祭		
八郎王子祭	八郎王子祭		
側高祭	側高祭		
神事始	神事始		
		除夜祭	除夜祭
			鎮火祭
	大戸神社祭		
	側高神社祭		
	返田神社祭		
息洲社祭	息洲社祭		
又見神社祭	又見神社祭		
馬場殿祭	馬場殿祭		
八郎王子祭	八郎王子祭		
側高祭	側高祭		
神事始	神事始		
		除夜祭	除夜祭
			鎮火祭
	大戸神社祭		
	側高神社祭		
	返田神社祭		

『明治十八年制定香取神宮年中祭典式』から比べると、年頭の「歳始大饗祭」、「布留引神事」、「歳始直会賀詞」や、摂末社の神事である「摂社八所神招・同遙祭・同送神」、「末社十二所奉幣」、「日王子社祭」、「火御子社祭」、「息洲社祭」、「馬場殿祭」、「八郎王子祭」が年中祭典に残っていることが見て取れる。少なくとも明治七年から十年のころには、祝詞案に載る祭典の執行を想定していたことが考えられる。しかしながら、明治十八年の時点では、さらに祭典は廃止されていることから見ても、想定していた年中祭典に不備もしくは執行不可能な事情が生じたと考えられるが、妥当と言える。このことについては明治十年の神官廃止の問題が関わっていると考えられる。祝詞案「歳始祭祝詞」を見ると、「大宮司姓名」とあり、奉仕者が想定されている^{四〇}。明治六年に禰宜として任ぜられた伊能は、その時の祀職の構成から祝詞案の奉仕者を記したものと推察される。しかし、明治十年には神官廃止により、職員はさらに減ることになる。つまり、『年中祭典祝詞案』『明治儀式祝詞案』が作成された明治七年から十年頃は明治五年以降の神官制度に基づき祝詞案を作成したことが推察される。その点を踏まえると、年中祭典そのものも当時の神官制度に照らして勘案されていたと推測できる。それは『年中祭典祝詞案』『明治儀式祝詞案』に年始における「歳始大饗祭」旧儀では正月元三神事という「五箇度の大神事」の一つが組みこまれていたことから推察される。祀職の総出の大祭典であった正月元三神事は、その実十月の相撲神事・大饗神事とほぼ同じ祭典内容であった。「歳始大饗祭」が明治七年から十年の時点でどのような祭典規模で行われていたのかは定かではないが、当時の神官数に合わせる形で行われていたことは想像に難くない。何故ならば、すでに大饗神事は、その神事形式を大幅に縮小する形で祭典に組み込まれていたからである。

『香取神宮祭式』や『維新前年中祭典式稿』に見る大饗神事は、相撲神事とかがみ合わせのような神事であり、「神事始」から「相撲大饗賀詞神事」にて終わる大祭典であった。そのような神事が祝詞案では、「大饗祭神事始」「大饗祭」「大饗祭直会寿詞」の三祭典にとどめられている。少なくとも、祭典を維持する上での規模縮小の形がこの三祭典の執行であったと考えられる。とすれば、大饗神事と同様の祭典形式をもつ正月元三神事は、大饗神事同じく祭典規模が縮小されるも存続の形が想定され、祝詞案も編まれていたことが考えられる。しかし、明治十年の神官廃止にもなう人員削減は、「歳始大饗祭」をはじめとする縮小した祭典ですら執行おぼつかない状態へなったのだと推察される。もちろん、人員削減に伴う定額金の減額も、祭典費を圧迫したことは想定されるが、現資料

からは人員削減による祭典の規模縮小を推測するにとどまる。多かつたことが一因として考えられるのである。新旧祭典の比較から、想定された神官の数が模は縮小傾向、個別には祭典規模を縮小し、少ない神官での奉仕でも執行できうる祭典へと改変されたことが、『年中祭典祝詞案』『明治儀式祝詞案』の祭典の推移から、想定される。この点で考えなくてはならないのが、規模縮小された旧儀が如何様な式を以て存続せられたか、という点である。たしかに、年中祭典はその規模を縮小され、多くの旧儀が廃止されたことはこれまで見てきた通りであるが、残った旧儀がどのようにして存続が図られ、たのか、祭祀改変の経緯を知る上でも重要である。ここでは、「五箇度の大神事」の内、中世・近世を通し明治まで存続が図られた大饗祭の存続と、変容について確認する。

四、大饗祭の持続と変容

大饗祭が旧来「五箇度の大神事」の一つであり、相撲神事と共に鏡合わせのような神事であったことは先に述べた通りである。では旧儀における大饗祭はどのような祭典で、それが如何様な規模縮小をして持続せられたかを見てゆきたい。以下（表六）に旧儀の相撲・大饗・賀詞祭の式次第を示す。表からも分かるように、各祭典の規模は大規模なものであったと言えそうである。ここでまず、それぞれの内容に簡単にではあるが触れておきたい。大饗祭の始まる前、祭典に奉る神酒を「祭當」が封切し中身を確かめるのが、「大饗祭當切封祭事」である。酒の封切りは祭當邸宅で行われ、以下、「大饗祭當奉行寄合」「大饗祭當神招神事」「大饗祭當献備魚鳥切盛」「大饗祭當大御饌護送」はすべて祭當邸宅での神事である。

にて行われる。同日、本宮にて「夜神事」を行い、翌日から二日かけて「御扉開神事」「御扉鎮神事」が行われ、一連の祭典が終了する。

大饗神事の中心は、「大饗大御饗神事」であり、祭典の中心は神饗献供である。その神饗が祭當邸宅にて設えられ、神事化していることから「祭當」が持つ役割と、大饗神事が「五箇度の大神事」として重きを置かれる様子が見て取れる。

この大饗神事が、明治に入ると大幅な規模縮小を余儀なくされ、僅かに「大饗祭神事始」「大饗祭神饗調進」「大饗祭」「賀詞祭」にまで祭典が縮小している。では、実際の式次第はどのように変わったのか。

まず、「大饗祭當切封祭事」「大饗祭當奉行寄合」「大饗祭當神招神事」は祭典として廃止されている。これは、「祭當」という旧祀職における制度が実質意味をなさなくなったと推察される。よって明治十八年制定の新式では「大饗祭神事始」から始められる。旧儀における「神事始」は相撲祭當・大饗祭當が共に出社、庭上に祀職らが着座の後、祭典が始まる。祭典に際しては両祭當が御神酒を「十一提」、「御肴大根」「御肴柚」等を献じている。一方明治十八年の新式では、まず祭場は庭上ではなく「殿上」と成っている。おそらく拝殿であるが旧儀とは大きく異なっている。また、旧儀の「神事始」には大宮司・大禰宜らは奉仕せず、奉行らが祭典に奉仕している。新式では「宮司已下」とあるから、宮司・禰宜らが祭典に奉仕したものと推察される。神饗については、旧儀と同じく「柚」「大根切干」が備えられているほか、新たに「饗米」「魚」「鳥」「鹽水」が品目に加えられている。次に「神饗調進式」の次第を「大饗祭當献備魚鳥切盛」と比べてみる。「神饗調進式」は、「社務正庁」にて行われる。旧来の「大饗祭當献備魚鳥切盛」では祭當邸宅にて行われていたが、「祭當」の制度が無くなった為、本宮にて調進式を執り行ったと推察される。「神饗調進式」は、菰を敷いた上に「眞菜板二面」を並べ、神饗に用いる「鮭魚及干魚」を「眞菜板」の上に置き、土器に盛った酒を置いて御饗津神に祭詞を奏じた後に、神饗の調饗を開始する。旧儀では、これらを祭當邸宅にて執り行い、神饗を整えてゆく。

さて当日の大饗祭は、午後三時より「祀祐社員大御饗捧ノ儀」から始まる。この「祀祐社」とは、旧社家が組織した互助組織で、旧儀の伝承と保護のために組織された団体である^{四五}。その祀祐社の「幹事」が先行し、婦女らが御饗の入った櫃を捧げ持つて神門へ参入する。旧儀では、祭當宅から護送される次第であったが、旧社家の人間が先導してそれを行っている点が異なる。大御饗を運び終えようと、準備を整うと、午後六時庭上に菰を敷き、篝火を灯して祭場の設営を行う。また殿上にも菰・案を鋪設しておく。祭典時刻にな

典規模縮小という事実から、考えられうる。しかし、単に祭典規模を縮小するのみであるならば、何故『香取神宮年中御祭典儀式帳』などの旧儀次第を書き記した書物が香取神宮に伝えられ、祀祐社という祭典を補助するための組織が結成されたのか。それは、祭典規模縮小を伴う祭祀改変が、旧来の祭典を如何に存続させてゆくかという奉仕者の意図が、あつたのではないだろうか。

まず、第一に祭祀改変を何故行つたのか。官祭の執行が滞りなくできれば、「神社は国家の宗祀」という当時の方針は維持できる。定額金の下付にて十分神社を維持できるし、むしろそれが望ましいとされ考えられる。しかし、香取神宮では、明治十八年に至り官祭も含め、旧来の祭祀を含めた年中祭典を定めたのでないか。それは、単純に考えて、旧儀を存続しようとする意図が、祭祀改変の根底にあつたのでないかと考えられる。無論、それに伴う言説が有るわけではない。ただ、『祭典式』序文の最後には、「然ト雖モ、後世尚ホ古式ヲ興シ、舊儀ヲ復ス事アラハ幸甚」とあり、そこに奉仕する神職たちの意図が透けて見えてくる。そして第二に、何故明治という時期に旧儀を多く書き残したのか。香取神宮では中世より『香取年中神事目録』や『神事雜記』などの年中祭典を記した文書が『香取文書』として残されている。しかし、明治期に入つてからの旧儀祭典の書物は、中世のものと比べ祭式の次第、奉仕する祀職の数、神饌の内容など、充実したものとなつていく。『香取神宮祭祀』や『香取神宮年中御祭典儀式帳』は神祇官や宮谷縣に提出するものだつたので、その意図は言うまでもなく、書類として位置づけられる。しかし、『香取宮年中祭典記』『式稿』『祭典舊儀下調書』などの書類は、書類の類ではない。ならば、これらの書類は何らかの意図があつて、書き残されたと推察できよう。となれば、明治に入り、旧儀の存続は難しくなつたことも考えれば、旧儀が祭祀と言う形で残るのが危ぶまれるなら、紙面で記録として残しておくのが穏当であつたと推察される。以上から、明治期の香取神宮において行われた祭祀改変は、経済的・人員的な問題から起きた古儀継承の困難さを背景として、維持可能な状態までに祭典規模を縮小したという実態であつたと指摘することが出来る。

一三、大饗祭の儀礼的意味

一、相撲神事と賀詞祭との関わり

祀の名称の通り饗を奉る祭りであったことが窺える。月が変わり相撲大饗献賀祭では相撲・大饗両祭當らが神饌を調べ、「飾嶋臺」が二台備えられる。この「飾嶋臺」は正月元三神事でも一台飾り付けられているもので、一般的には正月行事や結婚式などの祝事で飾り付けられるものである^{四七}。祭祀名に相撲大饗と冠せられて何らかの祝賀祭が相撲・大饗両神事と関係していることが伺え、賀詞祭の別名から大饗神事で降ろされた神を送る祭りが行われ、その翌日に御扉神事が行われる。見すると、賀詞祭までの連続性のようだが、相撲神事・大饗祭が「五箇度の祭事」として重視されてお祝い、何れの祭りでも御扉開・御扉鎮が行われていることから、相撲神事・大饗祭に御戸開・御戸鎮の神事であったと推察される。このように、旧儀の大饗祭は、相撲大饗相祭が行われる旧暦十一月朔日に合わせて、行事・神事の日時が変更されている。事に特徴があると指摘できる。加え、相撲神事・大饗祭の祝事としての賀詞祭があり、御戸開・御戸鎮の神事があつたことから、祭りの連続性の中に何らかの意義が内包されてい

二、新飯神事との関わり

前節では旧儀における大饗祭と相撲神事・賀詞祭との連続性について確認を行った。とは言えども、祭りの連続性の意味や連続性の中における大饗祭の意義については、祭りの次第からは見出すことが出来ない。ただ、相撲神事は本来的には農耕儀礼の相撲を行う神事、大饗祭は米を中心とした神饌品目を供える神事である点、二つの祭りが旧暦十月末に行われてお祝い、香取神宮が伝統的に行ってきた農耕儀礼として相撲神事と、新嘗の祭りとしての大饗祭という意義が仮説として導き出すことが出来る。

このような推察は、久保木清淵の記した『香取私記』において大饗祭の意味について、「當社の大饗は宮中の新嘗會、神今食などの意なるへし、(中略)当社には八月の初穂を早く備えて、いまた秋實豊満の備をなされれば、此月にいたり、成熟の時を待て、豊に饗し奉るなるへし」とあり、大饗祭を新嘗の祭りとして注している^{四八}。ここで注目したいのは、八月の新飯神事について大饗祭との関係を指摘している点である。

氷川神社と香取神宮の祭礼を挙げ、「両社では似たような祭を二期に重ねているが、いずれも新穀の献供が焦点である。秋祭りには時期的に早いものと遅いものとの二種がある。前

者の場合は、当年の出来ばえとしての早稲をいち早く神にお供えして報告すると共に、なお豊年の確実である事を祈るのであり、初穂を主体とした比較的簡素な形態を示すようである。これに対して後者は、神饌の内容も稲を中心に海の幸・山の幸が豊富に盛り込まれて賑々しく行われまた饗宴の要素も強く見られる。収穫が終わった喜びを神と共に祝福する気分四九に溢れた感がある」と指摘している。

久保木や土岐の指摘を踏まえると、まず新飯神事と大饗祭の関係性と位置づけについて分析すること、大饗祭の意義を考えることが可能であろう。その為には新飯神事がどのような祭りであったのかを確認する必要がある。

まず新飯神事について、『香取私記』では「八月上の子丑の日なり、當年の初穂を神に奉るなり、子日の夜去年の幣物を徹す、是を古飯の神事といふ、丑の日當年の初穂に、それぞれの幣を添えて、内陣の神座に奉獻備、是を新飯の神事といふ、宮中の新嘗會は十一月中卯日なるか、本宮にては、四月の神田祭に、當年豊稔の祝詞を奉る故に、八月に至りて、最も早く初穂を奉レ備るなり」とある。また「八月に至りて、最も早く初穂を奉レ備るなり」とし新飯神事を初穂の奉獻であるとしている五〇。

現在の新飯神事は十月十七日に行われており、新穀を炊いた赤飯を奉納している。記録上、至徳三年（一三六八）書写「香取社年中神事目録五一」に初めて「新飯神事」の名称が見える。また、明徳二年（一三九一）書写「香取社神事御穀御菜注文五二」には「一八月ふるいの御こく御こさいおおとにいいかうさき」とあり、「ふるい（古飯）」「にいい（新飯）」の神事が対になって行われていたことが分かる。

新飯神事の祭りの次第について確認すると、天和元年（一六八一）「香取社祭礼帳写五三」において「八月祭」として、古飯神事・新飯神事にて奉られる神饌品目が列記されている。新飯神事にあたる「丑ノ日」には「山中近郷各々ヨリ御食奉上」とあり、香取社周辺地域より「御食」が上がっていることが確認できる。また年号不詳「香取社祭礼帳写五四」には「其年ノ新米飯ニ炊シ奉供御肴・御焼魚、山中近郷各々御飯准之」とあり、「新米」を「飯ニ炊シ」神事にて奉っていたことが確認される。ここままで、新飯神事では近隣地域から新米を炊いた飯が奉られていたことは確認できる。では具体的な儀式次第については、どのようなものであったのか。大饗祭と同じく『祭典記五五』から祭りの次第について確認する（表七）。

八月初子日早朝、新飯神事の「祭當」は摂社側高社の付近で禊を行った後、自宅にて祭場を設けて、降神の儀を行う。その儀が終わると、本社に場所を移して「竈清之樂」を行

う。同日夜、本社にて「御開扉御祭事」が行われる。この神事は香取社において年中五度しか行われぬ特殊な祭事で、新飯神事が重要な祭祀であったことが伺える。翌日丑日になり、近隣諸郷より来る「新嘗強飯奉捧之干魚加之」を「宿直神官受之」、これを奉獻する。また明治十七年（一八八四）『式稿^{五六}』においては、「早旦、神官諸家及郷里人民各戸より、新穀の赤飯、或いは新米を供す、」とあるから、新飯神事で奉獻される「新嘗強飯」とは新穀を炊いた強飯または新米そのものであったことが伺える。

現在は一「祭當」の制度も無く、邸宅での降神の儀、「竈清之樂」、「御開扉御祭事」の祭儀もすべて記録上のものとなつてしまつてゐる。唯一、近隣から奉られる赤飯の奉獻のみが旧儀より現行次第へと受け継がれたものである。

新飯神事の旧儀で特に注目すべきは、旧曆八月という時期に「新穀」「新米」を奉獻してゐる点である。久保木や土岐は早稲を供えるところに「新穀」「新米」を奉獻してゐる。新飯神事の旧儀で特に注目すべきは、旧曆八月という時期に「新穀」「新米」を奉獻してゐる点である。久保木や土岐は早稲を供えるところに「新穀」「新米」を奉獻してゐる。

「新米」が早稲であるかどうかは不明である。そこで、香取社周辺にて早稲の栽培が行われていたのか史料を確認すると、「佐原禰宜内分早田検注よみ帳^{五七}」という史料に早稲の収穫予想が示されてゐる。佐原禰宜とは香取社の祀職の一つで、この「佐原禰宜」が有してゐる史料名にある。「佐原禰宜」とは香取社の祀職の一つで、この「佐原禰宜」が有してゐる史料名にある。「佐原禰宜」とは香取社の祀職の一つで、この「佐原禰宜」が有してゐる史料名にある。

「早田」早稲の田における「よみ」つまり収穫予測を示した検注帳である。記された日付は「七月二十八日」となつており、新飯神事の直前にあたる日付である。つまり、香取社周辺においては早稲が収穫されておき、「よみ帳」から収穫時期が七月下旬から八月上旬であることが確認される。また、千野原靖方が^{五八}、早田の存在を指摘してゐる。このこと以上のことが確認される。また、千野原靖方が^{五八}、早田の存在を指摘してゐる。このこと以上のことが確認される。また、千野原靖方が^{五八}、早田の存在を指摘してゐる。このこと以上のことが確認される。また、千野原靖方が^{五八}、早田の存在を指摘してゐる。このこと以上のことが確認される。

とを踏まえること、久保木や土岐が指摘した通り、新飯神事で供えられる新穀は、早稲の新穀であったことが確認される。

三、大饗祭の意義

飯では新飯神事の儀礼内容とその意味を確認した所で、改めて大饗祭の意義について、新飯神事と大饗祭の関係性の分析を行う。

た久保木や土岐が指摘するよう、新飯神事と大饗祭には、農耕儀礼としての関係があつたことが窺える。香取神宮の年中祭典全体から見ると、四月の御田植神事から始まり、八月の新年神事、十月の大饗祭といふ一連の農耕に關しては他の神社でも同様な流れがあり、多くの場合は実

表 7 『祭典記』に見る新飯神事の式次第

日付	行事名	内容
正月七日	御祭當之神符頂戴	祭當は御神符を受け、齋戒の生活に入る。
八月初子日 早旦	側高にて 溶水	祭當、摂社側高社近くの河にて沐浴、川藻を採って篠に挿み不浄を払う。
八月初子日 朝巳刻	大御牘下 神事	祭當邸宅にて假殿を設け、神を招き祭りを行う。大宮司・大禰宜の代官を始め物申などの祀職が出席。
八月初子日 未刻	竈浄之楽	本宮にて竈をお清めする。
八月初子日 酉刻	御本宮御 祭事	年五箇度しか行われない御扉開の神事を行い、樽入りの神酒、大豆枝豆、御饌を神饌としてお供えする。
八月丑日	新嘗強飯 奉捧	香取社近辺の郷村各戸より、強飯（おこわ）が捧げられ、宿直の神官が受ける。神前には新飯五升を炊いた御饌や神酒・焼き魚を奉る。これに加え、各戸より奉られた強飯が供えられる。

合い祭日てち大の ㊦ 魂 穀 つ新の 年てでう問嘗飯立八御香嘗り
 いたがのい、嘗即儀 | こをま嘗記 倉迎論あ賀題の神し月田取祭を
 がこ 一 朝 る中祭位式新の 献 りの述 林 え じ る 詞 は 祭 事 た の 植 神 の 祈
 あと新賀新国に式 ㊦ 嘗新 供 一 用 や は 一 た 。 祭 大 り の も 新 で 宮 二 る 御
 つか嘗儀嘗暦お儀等 | 嘗す 嚴 語 ㊦ 新嘗の 原 義 に つ い て ㊦ 似 一 嘗 鎮 魂 儀 新
 たら祭礼ののけ礼に新論る重か 万 葉 集 ㊦ 嘗 所 の 収 さ れ て ㊦ 常 し 鎮 魂 儀 新
 と、 | と祭導る と 載 年 を ㊦ 贅 物 、 新 嘗 ㊦ 嘗 原 義 を る 中 一 行 へ の ら 風 土 記 ㊦ 新
 し、原 新 嘗 祭 ㊦ 推 迎 せ は 礼 ら う て 、 解 し た 五 九 。 わ の ら 風 土 記 ㊦ 新
 新 嘗 祭 ㊦ 推 迎 せ は 礼 ら う て 、 解 し た 五 九 。 わ の ら 風 土 記 ㊦ 新
 祭もと祭えが大嘗迎性か上たを、こを、
 りこいしがり祭え性か上たを、こを、
 をれうた切り祭え性か上たを、こを、
 基と流り祭え性か上たを、こを、
 準同れつ離にの内意、、こを、
 しのもりれ包味、、こを、
 て意つ大、さを本元と、
 一味で嘗元れ持来旦を鎮

年の暦日運行はなされてきたものだったのである」とした。つまり中国暦導入以前の日本固有の暦は、「原新嘗祭」を基準としていたと推察してゐるのである^{六〇}。また倉林は、「中国暦とは異なる暦について、茶道や歌舞伎などの事始めが霜月にある点に着目する。『公事根源』の「周の世には十一月を正月とす。これを曆家に、天子に奉るなるべし」という一節を引き、中国では時代により暦にあらわれる正月の時期が異なっており、日本でも暦を天皇へ献上する「御曆奏」^{こりやくのそう}が十一月一日に行われていたことを指摘する。加え十一月が冬至の到来する時期であることを鑑みて、暦の霜月が一年の始まりであったと推察した^{六一}。なおかつ、霜月が新嘗祭の行われる時期と一致し、「原新嘗祭」の意義として含まれ正月儀礼の要素を考慮し、霜月における新嘗の祭りを基準として一年の巡りが意識されたように、倉林の指摘している。

以上のように、倉林の指摘した大嘗祭の構造「鎮魂―新嘗―新年迎え」という三段階の構造は相撲神事―大饗祭―賀詞祭の構造に近似していることが分かる。

まず相撲神事はその名称から相撲行事が行われる祭りであったが、早くに相撲は八月の新飯神事へと移され御食の献供を中心とした祭りとなっていた。よって本来は農耕儀礼に関わる鎮魂の儀礼として相撲神事が行われたと推察される。

大饗神事は、新嘗の祭り「贄之忌」と考えられる。祭當が厳粛な一年の潔斎を行いその中に晩稲の新穀を炊いだ大御食を始めとする冬の滋味つまり贄を奉る点や、大饗の名称の通り神饌献供が中心の祭儀であった点から、『香取私記』で指摘されている新嘗の祭り^{六一}。

時期的には一年で最後の晩稲の新穀を炊ぎ奉る「晩稲の新嘗」とでも言うべき神事だと考へられる。

それで賀詞祭は、新たな年を迎えることを祝う儀礼である。祭りでは正月元三神事でも用いられる「飾嶋臺」が飾られ、必ず十一月一日という日に十一月一日に行われた。大小の月を鑑みて相撲・大饗神事の日程を調整していたことから、賀詞祭が十一月一日に十一月一日に行われた。大小の月を鑑みてない祭りであったことが分かる。

このように倉林が指摘した鎮魂―新嘗―新年迎えという大嘗祭の儀礼構造と、霜月新年論―と、相撲神事から賀詞祭への一連の流れは一致していると考えられる。つまり大饗神事は倉林が言う「贄之忌」と解される神事で、一年の基準となっていた儀礼であるとして理解することができる。

表 8 大饗祭神饌の変遷

現在の大饗祭神饌	「神事雑記」	「御祭礼帳」	「香取社祭礼次第注文」	『香取神宮年中祭祀式』	『香取宮年中祭典記』	『維新前年中祭典式稿』	『明治十八年制定香取神宮年中祭祀式』
大御食(16器)	御食	御食	御供	大御食(巻行器に盛)	大御食(33器)	大御食(30行器)	大御饌(15盛)
御酒(樽1対)	御酒	酒	御酒	御酒	御酒	御酒	酒(2樽)
鴨羽盛(2羽)	羽盛(20羽)	鳥(3ハイ)	(御下膳)	羽盛(羽白鴨)	羽盛(羽白鳥・片羽盛)	鳥三羽(羽盛2羽・片羽盛・鹽鳥34片)	鴨羽盛(2臺)
鳥羽盛(4台)	鳥羽(3倍)	鳥羽(十二倍)	(御下膳)	御鳥羽(鮭魚)	鮭片鳥羽	鮭(トバ盛)計91盛	鮭鮫(盛込5臺)
餅(1台)						餅30	乾魚(5臺もしくは7臺)
乾魚(5台)	スイリ(6倍・2倍・80倍)	スイリ(5ハイ・80ハイ)	(御下膳)	酢入(鯖干魚)	干魚	スイリ(五枚結いを八十六把と八十枚)	
撰切(1台)	鳥羽(80倍)	鳥羽(80倍)	(御下膳)	撰切(鮭魚)	鮭撰切	鮭撰キリ(九本結い二把・三本結い一把・三十)	撰切鮭(1臺)
鮭胎子(1台)			(御下膳)		鮭胎子	鮭胎子30切(内2つ大)	鮭胎子(1臺)
鮎(1台)	鮎小束	鯉コソク	(御下膳)	鮎魚	鮎魚	小鮎(30)	鮎(1臺)
鱈(1台)	妻キリ	寄キリ	御肴大根	大根	大根	大根(30切)	鱈(2臺)
柚子(1台)				柚子	柚子	柚子	柚子(2臺)

※ 本表で使用した史料は以下のとおりである。

- 1、舊要害家文書 補遺『千葉縣史料 中世篇 香取文書』(千葉県史編纂委員会、昭和32年)。
- 2、香取田所家文書 文書番号八十四 『香取社祭礼帳写』(『千葉県の歴史 資料編 中世2 県内文書』千葉県史料研究財団、平成9年)。
- 3、香取田所家文書 文書番号九三 『香取社祭礼次第注文』(『千葉県の歴史 資料編 中世2 県内文書』千葉県史料研究財団、平成9年)。
- 4、『香取群書集成』第二巻(官幣大社香取神宮社務所、昭和19年)。
- 5、『香取群書集成』第二巻(官幣大社香取神宮社務所、昭和19年)。
- 6、『香取群書集成』第二巻(官幣大社香取神宮社務所、昭和19年)。
- 7、『香取群書集成』第二巻(官幣大社香取神宮社務所、昭和19年)。

二、大饗祭神饌の変遷とその変化

(表八)は、「神事雜記」から現在至る神饌品目の構成をまとめたものである。まず各神饌品目の台数が明治十八年以降、大きく減少している事が窺える。これは一節で述べた祭祀改革の影響であると考えられる。また(図一)にある祭典の様子を見ると、本殿前の庭上にて大御食に一台に付き、神饌品目を載せた机一台が添えられていることが窺える。現在では、神饌品が数列に分けて並べられており、供え方も大きく異なっていることが分かる。このような旧儀と現行祭儀の違いは、各品目の盛り付け方や調理方法にも表れている。巻行器に関して、形状や盛りつけ方は大きく変わっていないことが窺える。鴨羽盛は、土台となる大根や鴨肉の盛りつけ方が現在と大きく異なっていることが(図二)から窺える。旧儀においては土台となる大根は現在の聖護院かぶらとは違い、一般的な大根を用い、鴨の肉は細く長く切らって盛りつけていたことが分かる。鳥羽盛も、旧儀においては、器である土器高坏からはみ出すように平盛りにしており、大根を土台として用いていないことが(図三)から窺える。腹子は旧儀では輪切りにしたものを皿に盛りつけていることが窺える。これは、調理方法の問題で、旧儀の腹子は紙を巻きつけた腹子を藁苞へ納め、皿にそれを煙で燻し調理していたことが史料から窺える。このように旧儀と現行の神饌を比較すると、各品目の盛り付け方が細部において異なる事が分かる。神饌の形式そのものは、連続と受け継がれており、かつての大饗祭神饌の姿をよく保存していると言えよう。このことから、大饗祭の神饌は、儀礼の本質である「ニイナメの祭り」を色濃く反映しているといえる。これは、かつての香取社の風土的条件―地域における産物と生業の在り方―をも、祭事の意義と共に、反映しているといえる。

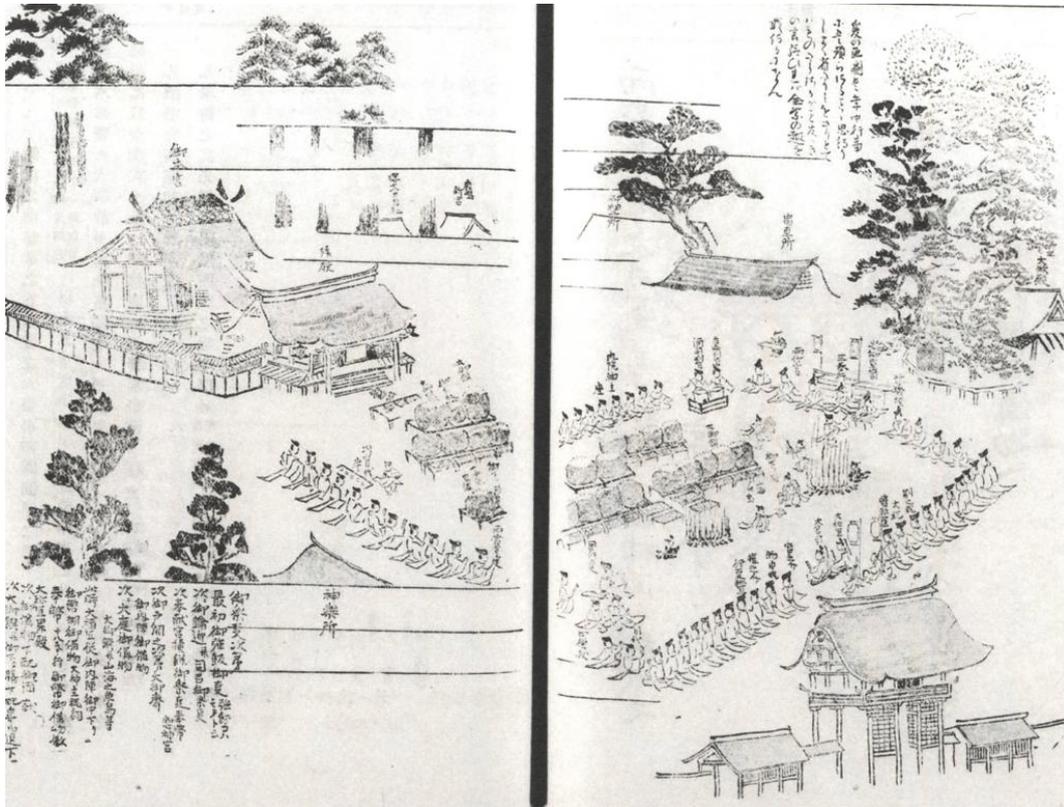


図1 『香取宮年中祭典記』に見える庭上祭祀

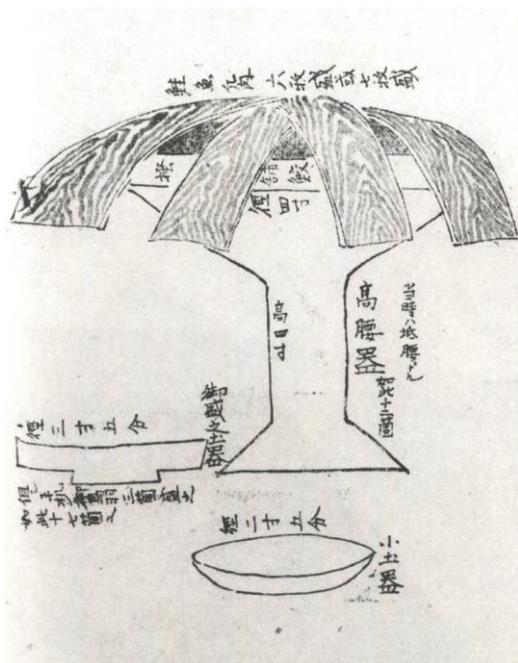


図3 『香取宮年中祭典記』に見える鳥羽盛



図2 『香取宮年中祭典記』に見える鴨羽盛

三、大饗祭神饌の意義

ここまで考察を纏めると以下のようになる。

一、大饗祭の原義とは、「ニイナメの祭り」である。それは、御田植神事が各社領の豊穰を祈る祭りであったことと同様に、各社領における産物を奉ること、その原義が表れている。「三十三行器の神事」と称されていたことも、神事の意義を示している。

二、大饗祭神饌は、香取社周辺（旧社領）における、かつての風土的条件・地勢・産物により形成されたと推察される。それは大饗祭の意義が「ニイナメの祭り」であり、地域の豊穰を奉ることに意義があったと考えられるからである。この風土的条件は、現在の香取社周辺における産物と通じるものがあり、利根川水域において、鴨や鮭、鮒などの産物や、稲作が盛んである。このことから、香取社周辺では、かつてより地域の産物によって、「ニイナメの祭り」における神饌が、設えられていたと考えられる。

つまり、大饗祭そのものが、風土的条件―香取社領における産物および生業―を反映して行なわれていた祭祀儀礼であり、そこで奉られる神饌は、地域の産物を材料として設えられたと、考えられるのである。

では、かつての香取社の生業と産物は、如何様な物であったかを探ることにする。江戸期の文献では、天和元年（一六八一）に香取神宮の祀職の田所家の所蔵文書『御祭禮帳』が挙げられる。この文献を見ると相撲神事・大饗神事は正月元三の神事の式次第と形式を同じくしている^{六二}。また、「元三七日ニ同シ」と云う記述が切盛の品目を示している点、正月七日白午節会の切盛も、右に同じとしていた点も「神事雑記」と同じである^{六三}。尚「キリモリ次第」の最後には「元三 十月祭同シ」と表記されているので、大饗神事でも元三と同じ切盛の次第で行なっていたものと判断できる^{六四}。

「神事雑記」と比べると、羽盛という名称は見当たらず、ただ鳥が二つ・三ハイとし、何らかの鳥が献じられていたことが分かる。恐らくは鳥とは鴨羽盛を指していると思われるが、この時点での確証は無い。

また大饗祭の記事ではないが、『大禰宜家日記』元禄十三年（一七〇〇）九月十五日の記事には、

同十五日、就御遷宮掃除普請、書々御神輿・御神宝御道具共、皆假殿江為運候、

（中略）

一、内陣備物、御酒・御供・雁・鯉・大根・のし・こんふ、
 庭上備物、御酒・御供・干魚・羽盛・高盛、常の祭礼之通り、
 次に、安永三年（一七七四）十二月の『香取社祭礼次第注文』における大饗祭についての
 記述においては、御供・魚鳥・御肴大根などの名が出てくる。「次魚鳥 御下夕膳ト云」と
 書かれており、どうやら撤下された後は各祀職に配られたと思われる^{六六}。安政三年（一八
 五六）の「安政三年御祈日記」によると、御祈禱の際の神饌献供に際しても、羽盛や鳥羽な
 どが献饌されていたことが伺える^{六七}。
 明治期に入ると祭祀次第や神饌品目についての詳しい内容が伺えるようになり、現行の
 大饗祭の次第との比較も容易となる。明治二年神祇官宛の資料として編まれた『香取神宮
 祭祀式』に当時大饗祭の様子が伺える^{六八}。この文を見る限りでは、神饌品目の員数こそ
 異同はあるものの、現行の大饗祭の神饌品目に近いものが献饌されていることが伺える。
 そして、先に挙げた「香取社祭礼次第注文」で見受けられた「御下膳」というものがどう
 やら羽盛や高盛など複数の品目に対する総称であることが、『香取神宮年中祭祀式』からは
 伺える。
 また明治初年頃に伊藤泰歳により編まれたとされる『祭器并神饌名目考』においては、
 鴨羽盛についての記述について、このように記されている^{六九}。
 ○鴨羽盛カモノハモリ 元三、大饗、賀詞外大典に献供す、多く小鴨・タカブを用
 ふ、首と両羽翼と両足を飛形の如く、臺大根の輪切を用ゆ、に刺立、肉を細く截掛て
 献る、貞丈雑記ニ云々、鴨の羽盛とは鴨の焼き鳥を小角に盛りて、頭と両足と両羽を
 飛形の如く置なり云々、同書ニ鶉の羽盛も見えたり、
 ここでは鴨羽盛の形状について記されており、又『貞丈雑記』と言う書物に羽盛という
 ものが記されていることが触れられている、大饗祭神事に関わる文献を神饌品目を中心に追っ
 てきたが、「神事雑記」から見受けられる羽盛や鳥羽、スイリ（酔入）が明治期まで続いてい
 たことが把握される。これらの歴史を踏まえ現代の大饗祭は品目の員数や細かい形式など
 に変化はあるが、天正期から脈々と奉じられて来た事が伺える。
 では考察対象である羽盛について、今までの変遷から考えて行きたい。
 文献上羽盛の初出となるのが天正十六年前後に記された「神事雑記」である。羽盛同様、
 正期の文献から始まり、江戸・明治にかけて羽盛そのほかの品目は大饗祭神事又正月元三

どの隔たり（「神事雑記」が天正十六年前後、『式三献七五三膳部記』が慶長十一年ころあ
 ること、羽盛が香取神宮が独自に編んだ神饌品目という可能性もある。『式三献七五三膳部記』が慶長十一年ころあ
 行における羽盛と酷似している。また、『祭器并神饌名目考』に『貞丈雑記』が明治期から現
 『式三献七五三膳部記』や『貞丈雑記』に記されている名前及び形状は、『明治期から現
 記述によれば、鶉も鳴も、頭、両羽、を用いて飛ぶ形の大草流である。同前
 引用文の中で「同前」と記されている内容は「式三献膳部記」に見られることである。同前
 一鳴の羽盛とは鳴の焼鳥を小角にもりて頭と両羽と両足を飛ばす形のおくである。同前
 いるセ二。江戸時代の有職故実書で、其の中に鶉の羽盛、鳴の羽盛に關しての特徵が記され
 なる形状であったかは先の『貞丈雑記』を頼るほかない。『貞丈雑記』とは伊勢貞丈によつて
 編まれた江戸時代の有職故実書で、其の中に鶉の羽盛、鳴の羽盛に關しての特徵が記され
 ているセ二。

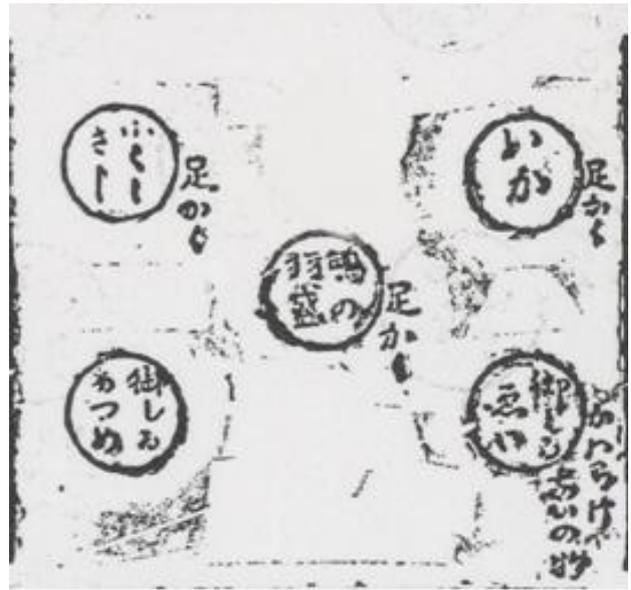


図4 『式三献七五三膳部記』に見る「鳴の羽盛」

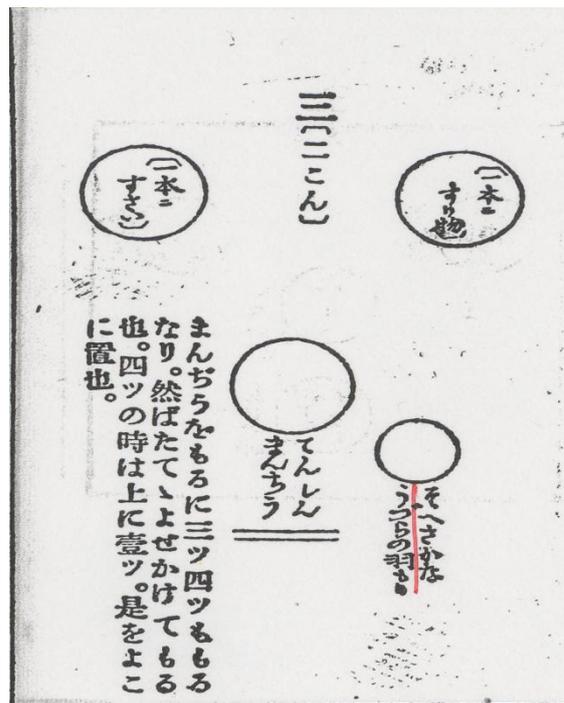


図5 『式三献七五三膳部記』に見る「うづらの羽盛」

れ、まったく異なる場所で、似たような形状の、しかし同一の名前を持つ品目が誕生する例として、本膳料理の影響が見受けられる箇所がある。

「神事雜記」正月二日大庭御祭礼条に「子會羽節合」という記述が伺える^{七三}。

この「子會羽節合」とは本膳料理の一つで、『庖丁聞書』という料理書に料理の様子が詳しく記されており、雉を用いて設えられる料理であったことが伺える^{七四}。

この『庖丁聞書』は奥付に何も記されていないが、俎板に關係したものであると思われ、書』に載せるものと同じであることから恐らくは四条流に關係したものであると思われる^{七五}。饗膳の席における料理にも当時の庖丁流および本膳料理の影響があつた事がうかがえる。

こう考えると、羽盛という神饌が香取神宮独自の品目と言う訳ではなく、鶉の羽盛や鴨の羽盛に手を加え、鴨を用いて羽盛を作つていたことが推察される。無論天正以前の大饗祭神饌の様相はつまびらかではないし、本膳料理の影響が何故香取神宮の神饌や饗膳の調餼に影響を及ぼした明確な理由は文献上定かではないが、大饗祭神饌の羽盛や饗膳における子會羽節合などを見る限り、天正期以前には本膳料理の影響を受けていたことが考えられる。

以上、文献上把握できる大饗祭及び、神饌品目について触れてきたが、この論の中核となる鴨羽盛を含めた神饌品目の特徴として挙げられるのは以下の点であろう。

・ 羽盛という名称が文献上現れるのが天正十六年前後に記された「神事雜記」からであり、それ以前に關しての大饗祭神饌および大饗祭の式次第などは不明。

・ 「神事雜記」が記された天正から江戸・明治にかけて羽盛を含めた品目は員数の違いや文献上記述される名称の違いなどが挙げられるがほぼ変わらず献饌されていると考えられ、現在の形式へと至っている。

・ 本膳料理にある鴨羽盛や鶉羽盛と大饗祭における羽盛の成立の関連性が、僅かであるが伺える、

これらの神饌品目特に鴨羽盛という品目の成立を考察する時に、地域性と言う観点を据えてみる。

まず、香取神宮に程近い内海、現在の霞ヶ浦である。広大な汽水域、かつての内海と呼ばれたその場所は香取神宮が中世期に津・海夫（津は港、海夫は漁師と理解していた）と分かりやすい）などから供祭料を得ていたことが文献上明らかである。又、かつての神

また、これらの所領とは別に、前誦した通り、内海にある津・海夫からの祭料納入、関からの関銭の徴収がこれも先行研究により明らかになっている。海夫に位置について「海夫注文^{七六}」という文書により、内海における津の數とその所在が明らかになる。

本来、下総國の国衙に付随する内海の津・海夫・関に対しての徴収権限が政治体制の變化とともに一宮である香取神宮へと取り込まれ、神社經濟を支える一つの収入源として機能していたと考えられる。簡単に纏めれば、香取神宮の經濟基盤は周辺域に散在する性質の異なる所領が祀職や下請けに經營され、そこに一定の賦課がかけられていたことになる。

また内海からの供祭料納入もあったことが伺える。では実際には、どのような供祭料が納入されていたのかを、確認したい。

祭祀運営の際には、各祀職と各所領に対して賦課が成されており、その実態が前述した「香取社年中神事目録^{七七}」に記されている、「十月神招相撲御神楽御神事 六石六斗内 三石六斗 織幡村役各々別在^ニ沙汰^一 同大饗御神事 六石六斗 胤幹 九箇村」と言う記述と、末文に記される「猶此外社家江可^レ致^ニ沙汰^一 所務之員數、有^ニ別昏^一」ことからその実態が伺える。具体的な供祭料を伺える史料は少ないが、その中でも「神崎庄所課祭禮物注文寫」を挙げてみる七八。

往古廿一石八斗、七石五升東方分、此内三斗片野方、
十四石一斗内、七石五升西方分、千葉五郎殿
八石五升 小松分、大須賀殿、
八石五升 南城、上坊
四石五升 高野分、大和田分
四石五升 小野分、
四石五升 神式分、
宮和田參石内、^二石高崎、^一石森下、^{此内}二石^三善寺カブウキ^宮
四石壹斗六升 ヲシスナ、曲淵、

御菜ノ事ハ正月一日鮭初頭、三月初午鱒、初頭マイル七桶半ケツサノ分、三桶半セキ

このように、神崎郷が賦課されているものは米・畑のもの、そして鳥の羽などであること。また、江戸時代の文献を引くと、鮭・鯉の漁獲を示す史料や、鳥を扱う問屋などに関わる文献が現れてくる。

まず「享保二年五月 問屋前金・川魚値段につき津宮村ほか二か村覚書^{ハ一}」により、香取社領に含まれる、佐原・津宮・篠原の三村からの鮭・鯉の漁獲が確認される。

またこの三村は、「享保八年七月 新規地引網漁業につき津宮村ほか二か村願書^{ハ二}」に、「三ヶ村猟場之儀ハ耕作ニ加へ渡世仕来罷在候所」と記されており、田畠における耕作を主体として、内海における鮭・鱒・鯉の漁業を行い、生業としていたことが伺える。

鳥の猟に関して、村落における鳥の売買禁止が「正保四年九月 佐原村鳥売買中止につき一札^{ハ三}」や「正保四年九月 佐原村鳥売買中止につき一札^{ハ四}」（同名異文の文書）の文書から分かる。

二つの文書は別々の鳥問屋からのもので、佐原村における鳥売買禁止を佐原村宛てに知らせている。二つの問屋へと鳥卸していた佐原村での鳥売買禁止は、近世初期佐原村における鳥の狩猟の実態を裏づけするものである。また往古より内海において、鳥の漁が広く行われていたことの証左となる。

これら中世から近世における文献より、香取社周辺域における産物と生業が、田畑に於ける米・麦の産出、及び「内海」における漁労による魚類（鮭・鯉・鮒など）鳥類（鴨・雁など）の獲得であったことが確認できた。これら、香取社社領にて産出された産物は、「供祭料」として祭祀運営に宛がわれていた。このことから、各社領より産出された産物が、「供祭料」として納入され、その内より大饗祭神饌の材料も祭祀の意義に合わせた材料が、「供祭料」宛がわれていたことは、神饌品目を見ても明らかであろう。

以上、多くの事例とはいえないが、供祭料の納入実態にまつわる文献を挙げ、香取社周辺の上の生業と産物について、確認を試みた。

これらの史料から伺えるのは、香取社が経済基盤としていた、社領における、産物と生業のありようである。田畠における作物と、内海における魚類・鳥類等が、この地域における産物の様相であった。大饗祭神饌に伺える、米や鴨・鮭などの材料と社領の産物は一致するといえるだろう。これらの産物は、地域に住む人々の糧となると同時に、香取神宮を生活を支える側面も持ち合わせていたと、考えられる。産物を育むことで日々の糧を得て、御田植神事や大饗祭という祭祀

図 6 『海夫注文』により分かる内海に点在した津の状況(『千葉県歴史通史編 中世』678頁の図より引用)

へと結実し、神への奉祝として地域で採
 れた産物を、神饌とし奉ることになつ
 た。考えられよう。香取神宮の社領
 でつまらぬ大饗祭は、香取の社領
 である。周辺地域の産物は、賄われ、大
 饗祭の祭祀の意義に沿う形で、晩生の
 や冬の滋味である鴨や鮭が好んで選ば
 れた。推察されよう。鴨や鮭が好んで選
 ばれた。

五、大饗祭神饌にみる地域性

大饗祭神饌について、大饗祭の意義と
 風土的條件を取捨に、大饗祭の意義と
 業を兼ねる。香取の条件を見れば、
 改めるとこの条件を見れば、
 ろう。要点を纏めるとこの条件を見れば、

一、大饗祭は旧儀において、相撲神
 事・賀詞祭との連続性を持つ祭祀であり、
 各祭祀における意義から、大饗祭の原義
 は「晩稲のニイナメの祭り」であった。
 又、御田植神事が社領における豊穰を祈
 る神事であったように、大饗祭において
 は、社領における産物の豊穰を奉る祭り
 であつたと想定される。豊穰を奉る祭り
 である。二、「晩稲のニイナメの祭り」で
 られる神饌は、冬の滋味を中心として
 見られる。神饌は、冬の滋味を中心として

領における産物・生業の一端を示している。事実、周辺域における生業は、大饗祭神饌における材料を産出するに足る、豊かな地勢であった。つまり、大饗祭神饌の形成には、近隣地域における生業の諸相―農耕と内海における漁祀りを継ぐ人々の手により整えられる神饌が、何よりもかつての香取神宮が有していた風景と生業を、雄弁に語っているのだと結論付けられよう。

註

- 一 経津主大神又の御名を伊波比主命については、前者、経津主大神は『日本書紀』における国譲りの神話の中で鹿島神宮の御祭神である武御雷神を従えて葦原中国平定の使者として出向く神として知られる。後者、伊波比主命は春日祭祝詞に記される香取神宮の御祭神の名である。御祭神の名については『日本書紀』一書の葦原中国平定の段では、「この時齋主神を、齋之大人と號す。此の神、今、東國の楳取の地に在り」とある。御祭神の名が二つあることに關しては、不明な点が多い。これに關しては諸説あるが、神格に關しては経津主大神を軍神として捉え、伊波比主命の神格を鹿島神宮の神を祀る神として捉えることが諸説の共通した見解となっている。
- 二 『香取名所圖會』（香取神宮社務所『香取群書集成』第三卷、香取神宮社務所、昭和十五年）。
- 三 黒板勝美・国史大系編修会編『新訂増補国史大系 日本書紀』（吉川弘文館、昭和二十六年）。
- 四 谷川健一編『日本の神々 神社と聖地』十一（白水社、平成元年）の香取神宮の高では、『日本書紀』『続日本後紀』などの正史には香取の神が「イハヒヌシ」と記され、『古語拾遺』では「フツヌシノミコト」とある点に關して、『古語拾遺』が記されたその目的と性格や、物部氏と香取神宮との関係や、祭祀を司る大禰宜家が物部小事を祖とする香取連である点を踏まえて論じられている。
- 五 『延喜式』（黒板勝美・国史大系編修会編『新訂増補国史大系 延喜式 後篇』吉川弘文館、昭和五十四年）。
- 六 木村礎・高島緑雄編『耕地と集落の歴史―香取社領村落の中世と近世―』（文雅堂銀行研究社、昭和四十四年）。
- 七 鈴木哲雄『岩田書院選書 地域の中世―中世関東の内海世界』（岩田書院、平成十七

年、一三七―一六〇、一八七―二一五頁)。
 八 香取神宮社務所編『新修 香取神宮小史』(香取神宮社務所、平成十四年)の祭典の項目を参照した。
 九 千葉県史料研究財団編『千葉県の歴史 通史編 中世』(千葉県、平成十九年)「第一編 第二章 第四節 中世香取社の風景」を参照した。
 一〇 前掲註八に同じ。
 一一 前掲註八に同じ。
 一二 香取田所家文書 十八号「香取社年中神事目録」(千葉県史料研究財団編『千葉県の歴史資料編 中世二 県内文書』千葉県、平成九年)。
 一三 舊源太祝家文書 補遺「神事雜記」(千葉県史編纂審議会編『千葉縣史料 中世篇 香取文書』千葉県史編纂委員会、昭和三十二年)。
 一四 香取田所家文書 文書番号十八号「御祭禮帳」(千葉県史料研究財団編『千葉県の歴史資料編 中世二 県内文書』千葉県、平成九年)。
 一五 香取田所家文書 文書番号九三「香取社祭礼次第注文」(『千葉県の歴史』資料編 中世2 県内文書 千葉県史料研究財団 平成九年)
 一六 『明治十八年制定香取神宮年中祭典式』(官幣大社香取神宮社務所編『香取群書集成』第二卷、三秀社、昭和十九年)。
 一七 『維新前年中祭典式稿』(官幣大社香取神宮社務所編『香取群書集成』第二卷、三秀社、昭和十九年)。
 一八 『明治十八年制定香取神宮年中祭典式』(官幣大社香取神宮社務所編『香取群書集成』第二卷、三秀社、昭和十九年)。
 一九 『五箇度の大神事』については『香取志』(竹内秀雄校註『神道大系 神社編 香取・鹿嶋』神道大系編纂会、昭和五十九年、二百二十七頁)「大御扉開」の項に、
 大御扉開
 同夜(正月元日)にあり。神宮の祭祀に正殿の御扉を開奉る事一年に五度あり。是を五箇度の大神事と稱して、九十餘度の中に取も尊み重みして、大宮司・大禰宜兩家より始めて神官五十餘人末々に至迄、都て百人許預る所あり。沐浴齋戒して謹みて厳祭れり。是を大御扉開神事と云。正月元三・三月御幸・四月四日・八月新嘗・十一月四日也。
 とあり、香取神宮年中祭典における重儀であつた。また、「正月元三・相撲・大饗、是

を三箇の大神事、神楽共云」と『香取志』「元三」の項にあり、正月元三神事が重儀としてとらえられたことが窺える。

二〇 『香取年中行事絵巻』(官幣大社香取神宮社務所編『香取群書集成』第二卷、三秀社、昭和十九年)。

二一 『香取宮年中祭典記』(官幣大社香取神宮社務所編『香取群書集成』第二卷、三秀社、昭和十九年)。

二二 『香取宮年中祭典記』(官幣大社香取神宮社務所編『香取群書集成』第二卷、三秀社、昭和十九年、四四九頁)。「正月七日 御神符神事」の項には、祭當邸宅の門前に掲げられる札が絵で記されており、札には「禁汚穢不浄徒入門内元三御祭當何某職」と書かれる、潔斎の生活が行われていたことが分かる。

二三 『香取宮年中祭典記』(官幣大社香取神宮社務所編『香取群書集成』第二卷、三秀社、昭和十九年、四四九頁)。「正月七日 御神符神事」の項に「来當者、元三祭當・大饗祭當・相撲祭當・新嘗祭當也、外二側高社祭當十一月七日堀川命婦毎年祭也」とあり、

二四 『香取名所圖繪』(香取神宮社務所編『香取群書集成』第三卷、香取神宮社務所、昭和五十五年、五七〇頁)。「神領」の項を参照した。

二五 (表四)に關しては、『香取名所圖繪』(香取神宮社務所編『香取群書集成』第三卷、香取神宮社務所、昭和五十五年、五八五頁)「舊神官家の職名附職制」及び、『香取名所圖繪』(香取神宮社務所編『香取群書集成』第二卷、三秀社、昭和十九年、三九五頁)「司召御祭事」の項を参照し作成した。

二六 『香取名所圖繪』(香取神宮社務所編『香取群書集成』第三卷、香取神宮社務所、昭和五十五年、五七一―五七二頁)「祭祀用途」の項、及び香取神宮社務所編『新修香取神宮小史』(香取神宮社務所、平成十四年、一三頁)「祭祀用途」の項、香取神宮社務所編『香取群書集成』第五卷(香取神宮社務所、昭和六十三年、九三七頁)「伊能類則年譜」を参照した。

二七 千葉県史編纂審議会編『千葉県史料 近代編 明治初期一』(千葉県、昭和四十三年、二四頁)。

二八 香取神宮社務所編『香取群書集成』第五卷(香取神宮社務所、昭和六十三年、九三七―九三八頁)。

前掲註二八に同じ。

千葉県史編纂審議会編『千葉県史料 近代篇 明治初期三』（千葉県、昭和四十五年、

四七九頁）に

八月八日 香取神宮例祭ニ付参向并祭式執行ヲ達ス其文に曰

本月香取神宮例祭ニ付長官代トシテ参向申付候事 大属木間瀬柔三

本月二十日其神宮例祭代参トシテ大属木間瀬柔三差向候条祭式執行可有之此段相違

達候事

とあり、神社祭式が布達して間もない時期、香取神宮の例祭日が八月二十日であるこ

とが窺える。この例祭日は、明治六年（一八七三）六月二十四日に定められ、香取神

宮社務所編『香取群書集成』第五卷（十一月十九日）に内務卿山田顕義より例祭日を四月

頁）たが、明治十四年（一八八一）十一月十九日である。八月二十日は旧暦八月十四日

十四日とす。旨が達せられた。因みに旧例祭日である。一方、四月十四日

丑にあたり、「五箇度の大神事」の一つ、新飯神事の祭日であった。一方、四月十四日

は明治八年（一八七五）より再興された神幸祭の祭日であった。一方、四月十四日

前掲註三〇同書に

とあり、本月二十三日香取神宮新嘗祭ニ付長官代トシテ参向申付候事

新飯神事の儀礼的意義に於ては拙稿「香取神宮新飯神事の儀礼的意義」に於て

比較において、新飯神事が早稲を奉る儀礼であり、大饗神事が晩稲を奉る儀

年）に於て、新飯神事が早稲を奉る儀礼であり、大饗神事が晩稲を奉る儀

礼が重複する形となり、儀礼上は不自然な状態を生み出している。指摘できる。新嘗儀

昭香取神宮祭祀式（官幣大社香取神宮社務所編『香取群書集成』第二卷、三秀社、

明治十九年）奥書には

神宮預ニ祭祀一人々依ニ諸家之記録ニ編ニ緝祭典一巻一、以ニ保禮長官之表一所レ献ニ

官一也爾大中臣義風宇斯以ニ其草稿一模ニ寫一冊一収庫櫃一、予懇借之、頼ニ中臣實順兄

一 乞ニ再寫之勞一、置ニ藏函一之、以永傳ニ子孫一云々

分神飯司鑰取中臣泰歳

己巳歳葉月

分神飯司藏

とあり、『香取神宮祭祀式』が神祇官提出のため、各祀職家が記録変じて祭典記一卷としてまとめ上げたものであることが分かる。この書の体裁は、各祭典の式次第・神饌・奉仕の祀職などを簡便にまとめ上げたものである。

『香取神宮年中御祭典儀式帳』（官幣大社香取神宮社務所編『香取群書集成』第二卷、三秀社、昭和十九年）解題によれば、明治四年八月に大宮司香取保禮、大禰宜香取國雄の連書にて書かれたもので宮谷縣か神祇官（もしくは神祇省）あてに提出したものとされる。体裁は、『香取神宮祭祀式』と同様、式次第・神饌などが列記されたもの。

『香取宮年中祭典記』（官幣大社香取神宮社務所編『香取群書集成』第二卷、三秀社、昭和十九年）解題によれば、明治四年頃、旧録司代家の香取豊敏が記したものである。『香取神宮祭祀式』『香取神宮年中御祭典儀式帳』とは異なり、絵図が中心となっており、往時における祭祀が如何様なものであったかよくわかる。

『維新前年中祭典式稿』（官幣大社香取神宮社務所編『香取群書集成』第二卷、三秀社、昭和十九年）解題によれば、明治十七年、香取神宮禰宜であった伊藤泰歳により記されたもの。『香取宮年中祭典記』の如き絵図こそないが、『香取神宮祭祀式』『香取神宮年中御祭典儀式帳』のような祭式次第を羅列する体でもなく、祭式作法などの儀註が記されている。解題では、「本書は前述の如く明治十七年に成つたものであるが、これより曩泰歳は本官造營の年歴・祭典の舊儀等の調査編纂に従事するところがあつた。殊に祭儀に関しては維新以後神社の改革が行はれて到底古制の如くには奉仕することが困難となつたので、古儀を調査し時の宜しきに従つて新祭式を制定する要が生じたのである。（中略）恐らくかうした要求に應じて調査編述せられたものであらう。」と推察している。

『祭典舊儀下調書』（官幣大社香取神宮社務所編『香取群書集成』第二卷、三秀社、昭和十九年）解題によれば、明治十六、七年頃に伊藤泰歳により編述されたもの。『維新前年中祭典式稿』とはまた異なり、祭祀の由来沿革を簡単に述べている。

香取神宮幸祭は、明治八年（一八七五）四月十四日に再興された。（香取神宮社務所編『香取群書集成』第五卷、香取神宮社務所、昭和六十三年、九三八頁、「伊能穎則年譜」）。

（表五十一、二）に関しては、香取神宮社務所編『香取群書集成』第五卷（香取神宮

四六 『香取宮年中祭典記』（官幣大社香取神宮社務所編『香取群書集成』第二卷、官幣大社香取神宮社務所、昭和十九年）
 四七 『香取宮年中祭典記』（官幣大社香取神宮社務所編『香取群書集成』第二卷、官幣大社香取神宮社務所、昭和十九年）正月元三神事の項によれば正月神事において神饌などと共に「飾嶋臺」が飾られている。この「飾嶋臺」は蓬菜台などとも称され、本来は正月行事に飾り付けられる。
 四八 『香取私記』（官幣大社香取神宮社務所編『香取群書集成』第一卷、香取神宮社務所、昭和十八年）。
 四九 土岐昌訓「祭りの種々相」（『悠久』第四号、鶴岡八幡宮社務所、昭和五十六年）は、神社における祭りについて、特に例祭と特殊神事に焦点を当て、神社祭祀を概観した論考。新飯神事と大饗祭については、「三、例祭と特殊神事」において秋祭りの事例として取り上げられ、類例である大宮氷川神社の大湯祭と共に、秋祭りの古態を残す例として言及されている。
 五〇 『香取私記』（官幣大社香取神宮社務所編『香取群書集成』第一卷、香取神宮社務所、昭和十八年）。
 五一 前掲註一二に同じ。
 五二 香取田所家文書 三十号「香取社神事御穀御菜注文」（千葉県史料研究財団編『千葉県歴史資料編 中世二 県内文書』千葉県、平成九年）。
 五三 香取田所家文書 八三号「香取社祭礼帳写」（千葉県史料研究財団編『千葉県の歴史資料編 中世二 県内文書』千葉県、平成九年）。
 五四 前掲註五三に同じ。
 五五 「香取宮年中祭典記」（官幣大社香取神宮社務所編『香取群書集成』第二卷、官幣大社香取神宮社務所、昭和十九年）。
 五六 『維新前年中祭典式稿』（官幣大社香取神宮社務所編『香取群書集成』第二卷、官幣大社香取神宮社務所、昭和十九年）。
 五七 香取要害家文書 二一番「佐原禰宜内分早田検注よみ帳」（千葉県史料研究財団編『千葉県の歴史資料編 中世二 県内文書』千葉県、平成九年）。
 五八 千野原靖方『常総内海の中世…地域権力と水運の展開』（崑崙房出版、平成十九年）

第二章四節において、室町時代より畑地における麦雑穀の二毛作および乾田における麦米の二毛作が行われ知多事が指摘され、豊富な食糧生産が営まれていたことととも、早田における早稲の収穫が八月に行われていたことが指摘されている。

倉林正次『饗宴の研究』祭祀編（櫻楓社、昭和六十二年、二〇四―二一頁）。

前掲註五九同書、三九〇―四二頁。

前掲註五九同書、四七〇―五二頁。

香取田所家文書 文書番号十八号「御祭禮帳」（千葉県史料研究財団編『千葉県の歴史 資料編 中世二 県内文書』千葉県、平成九年）。

前掲註一三に同じ。

前掲註一三に同じ。

『大禰宜家日記』（香取神宮史誌編纂委員会校訂『史料纂集古記録編 香取大禰宜家日記 第一』続群書類従完成会、平成七年）

香取田所家文書 文書番号九三「香取社祭祀次第注文」（『千葉県の歴史 資料編 中世二 県内文書』千葉県史料研究財団、平成九年）

越川壽八郎所蔵文書 十九号「安政三年御祈日記」（千葉県史編纂審議会編『千葉県史 編纂審議会編 千葉県史』昭和三十一年）。

編纂審議会編『千葉県史 中世篇 香取文書』千葉県史編纂委員会、昭和三十一年）。

『香取神宮祭祀式』（官幣大社香取神宮社務所編『香取群書集成』第二卷、三秀社、昭和十九年）。

『香取神宮社務所』香取群書集成』第三卷、香取神宮社務所、昭和十五年）。

伊勢貞丈著、島田勇雄校注『貞丈雑記』二（平凡社、昭和六十年）。

『式三献七五三膳部記』（続群書類従完成会編『群書類従』第十九輯下、続群書類従完成会、昭和三十三年）。

成会、昭和三十三年）。

伊勢貞丈著、島田勇雄校注『貞丈雑記』二（平凡社、昭和六十年）。

前掲註一三に同じ。

『庖丁聞書』（続群書類従完成会編『群書類従』第十九輯下、続群書類従完成会、昭和三十三年）。

『四条流庖丁書』（続群書類従完成会編『群書類従』第十九輯下、続群書類従完成会、昭和三十三年）。

内海の津・海夫に関する研究は、小竹森淑江「中世香取海における津の支配」（『武蔵大学日本文化研究』第三号）や鈴木哲雄『中世関東の内海世界』（岩田書院、平成十

- 五年）があり、香取神宮と内海との経済的な関係とその歴史の変遷が指摘されている。
- 七七 前掲註一二に同じ。
- 七八 香取神宮文書 四十二号「神崎庄所課祭禮物注文寫」（千葉県史編纂審議会編『千葉県史料 中世篇 香取文書』）
- 七九 香取分飯司家文書二十八号「下総國神崎庄用途注文」（千葉県史料研究財団編『千葉県の歴史 資料編 中世 県内文書二』千葉県、平成九年）。
- 八〇 舊大禰宜家文書 九号「遷宮用途注進状」（千葉県史編纂審議会編『千葉県史料 中世篇 香取文書』千葉県編纂委員会、昭和三十二年）。
- 八一 「享保二年五月 問屋前金・川魚値段につき津宮村ほか二か村覚書」（千葉県史料研究財団編『千葉県の歴史 資料編 近世五 下総一』千葉県、平成十六年）
- 八二 「享保八年七月 新規地引網漁業につき津宮村ほか二か村願書」（千葉県史料研究財団編『千葉県の歴史 資料編 近世五 下総一』千葉県、平成十六年）。
- 八三 「正保四年九月 佐原村鳥売買中止につき一札」（千葉県史料研究財団編『千葉県の歴史 資料編 近世五 下総一』千葉県、平成十六年）。
- 八四 「正保四年九月 佐原村鳥売買中止につき一札」（同名異文の文書）（千葉県史料研究財団編『千葉県の歴史 資料編 近世五 下総一』千葉県、平成十六年）。

二章、彌彦神社大御膳について

はじめに

本章では彌彦神社の特殊神饌について取り上げ、神饌に用いられる食材の特徴及び、献饌・撤饌作法についての考察を行う。彌彦神社では現行の祭儀で年中五度にわたり、大御膳と呼ばれる特殊神饌を備えている。この特殊神饌は米を蒸かした「御蒸」、同じく米を搗いた「御餅」や、「醴」など多くの品目で米を原材料として用いている特徴がある。また、主祭神をはじめ撰末社の神々へもこの大御膳を供える習わしがある。この大御膳については沼部春友が考察を行っており、明治以前の撤饌の作法と大御膳のお分かちについての指摘がされている。また田中宣一は大御膳の特徴として、主祭神と撰末社へ神饌が供えられる点について指摘している。以上の先行研究を踏まえ、一節で彌彦神社の概要と現在の大御膳の品目構成と献饌作法の確認を行い、特徴を踏まえた上で江戸期の大御膳の様相と献饌撤饌作法について『彌彦神社叢書』にある文献から確認を行う。三節では、主祭神と撰末社の神々の由来と大御膳の関わりについて述べ、四節にて、大御膳の特徴が形成される諸要因についてまとめを行うことにする。

二―一、彌彦神社の歴史と祭儀

一、彌彦神社の概要

新潟県西蒲原郡弥彦村に鎮座する彌彦神社は、天香山命を主祭神として祀る社で、越後国一宮として有名である。『万葉集』の「伊夜彦おのれ神さい青雲の棚引く日すら小雨そほ降る」「伊夜彦神の麓に今日らもか鹿の伏せすらむ皮服着て角附きながら」と弥彦について詠まれた歌があるように、古くから崇敬の厚い神社であったことが窺える。『続日本後紀』天長十年（八三三）には「越後国蒲原郡伊夜比古神預_ニ之名神_一。以下彼郡毎_レ有_ニ早疫_一。致_レ雨救_{上レ}病也」と名神に預かり_四、『日本三代実録』貞観三年（八六一）に「越後国従五位上弥彦神」と従五位上に預かり_五、『延喜式』卷三の臨時祭、名神祭にも「伊夜比古神社一座_{越後国}」とあり朝廷からの尊崇が厚かったことが窺える。

彌彦神社の創始は、「古縁起」_六によれば元明天皇の和銅二年（七〇九）に「米水浦」現在の三島郡寺泊町野積浜に御祭神が現れ、後に「櫻井郷」現在の弥彦村小桜付近

一時とどまり、後に弥彦村へ鎮座したとされる。また近世に書かれた『越後名寄』には「米水浦」へ来臨した際に、人々に漁業や製塩方法を教えたとされ、農業や漁業の神としての信仰もあり、修験道の修行場としての歴史があった。^八

彌彦神社の経済は、慶長十六年（一六一一）大久保長安へ提出した「御巡検へ差上候寫」にある。永正十年（一五一三）の書付には「於蒲原郡一高三千貳百八拾三石之事」とあり、中世には広大な社領を擁していたとされる。^九 なお慶長三年（一五九八）上杉景勝の会津移封以降は、慶長五年（一六〇〇）に春日山城城主の堀秀治より寄進された和田村の百石が寄進されて、旧来の社領が激減していたことが窺える。^{一〇} 慶長十六年（一六一一）の大久保長安の巡見に際して彌彦社神官らは社領の安堵を訴え、同年九月に松平重勝等から黒印地五百石の寄進を受け、慶安元年（一六八四）に徳川家光から同地を朱印地五百石として認められることになった。^{一一} この五百石分の社領が現在の弥彦村周辺にあたる変化している。このように中世から近世にかけて「神領」「社領」の維持管理を行っていたのが大宮司を筆頭とする社家であった。

彌彦神社の社家について、「御巡見江差上候寫」には「神職之儀ハ明神來臨已來之者共ニ而、神苗を以代々居官ニ相勤、神主義は大宮司と申、或は大神主とも申、其外神職は神官祠官次第御座候、家々之職分家業を以神役相勤申候^{一三}」とあり、また「弥彦宮舊傳」^{一四}（以下「舊傳」とする）には「天香山命ヨリ十八代尾張姓ト称シ神系ヲ以テ神主神官尾張氏ト號シ神系續來氏ノ祖十六代官中ニ祭氏ノ神ト申是ヨリ別レテ神官七十五氏トナルイツレノ門葉配下ト申事ナク往古ヨリ居官傳來ノ社例ナリ天文年中ノ兵亂ヨリ慶長五年迄ニ離散シテ今ハ神官二十四氏殘レリ使部壹人はニテ二十五人ナリ^{一四}」とあることから、社家自体が弥彦の神と深い結び付きを持っていたことが伝えられている。

現在、彌彦神社で行われる年中祭典は（表一）にある通りで、大御膳が献じられる祭典は年中五度（春・秋・鎮魂祭、二月神幸事、四月妻戸神社例祭、七月燈籠神事）あり、い

では、現在に於ける大御膳についてその詳細を確認していく事にする。

表 1 彌彦神社年中祭典

月日	祭典名	備考
1月1日～3日	夜宴神事	正月元旦から3日まで、夕方6時より行われる神事で、拝殿に神職が列座し神前に神酒が献じられ、小神樂が奉納される。神酒は順番に回され、各自に配られた小角に盛った塩・大根・煎米を頂く。また元旦のみ、嶋台が拝殿中央にだされ、島台に載せられた木彫の鳥が抽籤で参拝者へ配られる。
1月7日	弓始神事	神社境内に設けられた射場で、神職らが大的へ矢を打ち込む。この弓の打ち込みの前には社殿にて七草粥が供えられ、破魔弓矢による鳴弦の式が行われている。
1月15日～16日	粥占炭置神事	毎年の農作物・漁労の豊凶と天候を占う神事。釜で炊きあげた粥を12本の葦筒を入れた粥桶に注ぎ入れ、夕刻にこの粥桶を幣殿に供え、翌朝まで神慮を伺う。この粥占と同時に、飯殿では粥を作った釜の廻りに12ヶ月に割り当てた炭を置いて密閉をし、翌朝に占いを行う。
2月1日～4日	神幸神事	主祭神、天香山命の命日にあたる2月2日を中心に行われる祭り。1日に社殿にて神輿への奉遷と小神樂を奏せられる。2日には大御膳が献饌された後、神幸行事を行ない、3日・4日も同じく神幸行事が行われる。
4月1日	鎮魂祭	荒ぶる魂を鎮める為の祭りで、春と秋の二季行う。前月27日から寺泊野積浜にて、「お浜行」という潔斎行事を行い、海藻を採って、妻戸神社、桜井神社を参拝し、本社へ参拝を行う。28日からは、採ってきた藻を海水に見立て、神職らが斎戒沐浴をおこなう。また1日は、祓戸神社にて祭典が行われた後、浄間の本殿にて神歌が披講され、輪玉串と呼ばれる特徴的な玉串を手には拝礼と祈祷が行われる。この祭典では大御膳が神前に献じられる。
4月18日	妻戸大神例祭	主祭神の姫神である、熟穂屋姫命の命日に行われる祭りで、特殊神饌の大御膳が献じられる祭典の1つ。大御膳が献じられた後は、舞殿で太々神樂が行われる。
7月25日	燈籠神事	日本三大燈籠祭りの一つに数えられる祭りで、燈籠が弥彦神社の周辺を巡幸する。また大御膳献饌が行われる祭典の一つでもあり、神歌楽の舞と天犬の舞が奉納される。
8月27日	相撲節会	午前9時に本殿での祭典の後に、化粧まわしをつけた力士役により手数入りが行われる。手数入りの後は、力士役を先頭に氏子等が列を組んで末社の諏訪神社へと向かい手数入りをを行い、再び境内へと戻り土俵場にて手数入りをを行う。
11月1日	鎮魂祭	春の鎮魂祭と同様の内容。神歌の歌詞が春か秋に変わる。

※ 彌彦神社編『彌彦神社』（学生社、平成15年）を参照した。

二、大御膳の概要―調饌と献撤作法―

年中五度の祭典で献じられる大御膳は、その調饌・献撤作法いずれも共通したものとなっている。以下現代の献饌作法について確認する。

一、祭典当日三日前より飯殿にて神饌調理を開始。初日、「御米磨」が行われ、「餅」用に糯米一斗一升、「御蒸」用に粳米を五升、「醴」用に糯米一升を用意され、それぞれを磨いで水へ浸しておく。また餅取粉用として粳米一升は石臼で粉碾きしておく。

二、二日目、「餅」「御蒸」等の調理を行う。前日に浸しておいた米を用いる。「御蒸」は粳米を蒸籠にて蒸し上げて作る。「餅」は糯米を蒸籠にて蒸し、これを木臼にて搗きあげて作る。餅は本社の方立用として丸型の餅に小円形の餅を載せたものを作り、それ以外の餅は手の長さほどの大きさの棒状に作る。「醴」は糯米一升と麴で作る。一晩寝かせておく。また、鉾などを飾るために必要な紙類も同日整えておく。また「餅」を作る際に、搗きはじめの餅を高坏に盛り、「箕先」と称して飯殿にて供える。

三、三日目、本社及び摂末社へ供える神饌類の盛り付けを行う。またこの時に、飯殿において飯殿の神へ神饌を献じる。

三、祭典当日、各神職は飯殿に供えた甘酒をいただいた後、大御膳（本社・妻戸・摂末社）一台ずつ奉持し、本社神饌所へ運搬。飯殿から列を成して本社へ向かう。

四、大御膳（本社・妻戸・摂末社）を本殿に付属する神饌所へ。仮案に据え置く。

五、神職は本社分（本社・妻戸）の献饌を行う神職、摂末社分の献饌を行う神職に分かれて大御膳を献饌する。本社分（本社・妻戸）の大御膳は御幣殿内に献饌、摂末社は各摂末社の社殿に献饌を行う。

以上が大御膳の調饌と献撤の概要である。まず、大御膳を構成する品目の特徴について述べてみたい。大御膳は、本社分として主祭神と妻戸大神の神饌、各摂末社への神饌、飯殿神饌で構成されている（第一章表三を参照）。神饌の多くは米を原材料として用いた「御蒸」「餅」「醴」で構成されている。品目の構成を見ると、摂末社の神饌が「御蒸」「餅」「醴」（瓶子）「箸」で構成されているのに対して、本社分は「五穀」「海野菜・魚」「果物・菓子」「御餅（一行櫃）」「御蒸（一行櫃）」と、分量が明確に異なっていることが窺える。また本社及び妻戸分の神饌は拝殿内に供え、同時に境内にある摂末社へも献饌される。

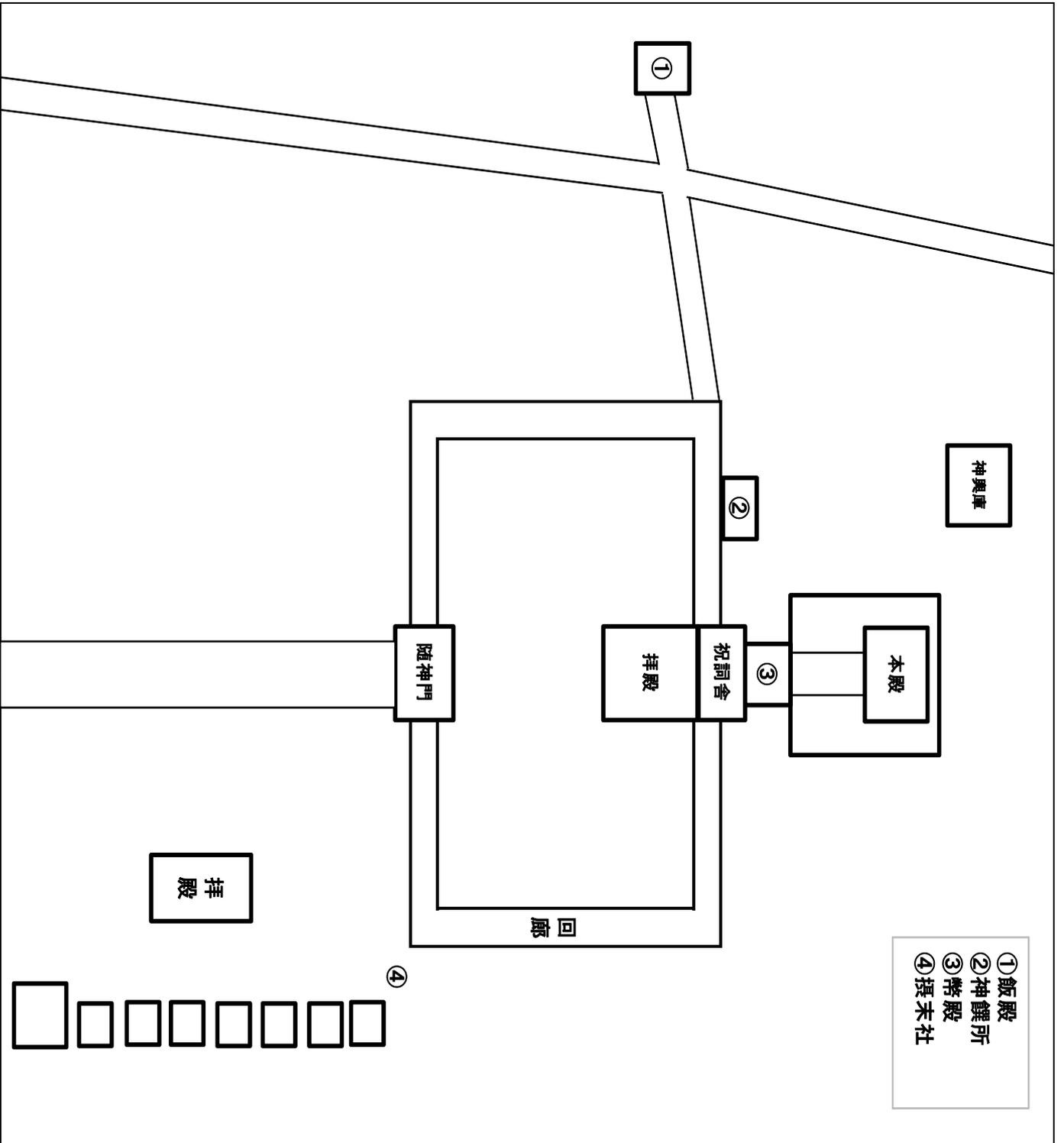


图 1 弥彦神社境内图

また、飯殿分に関しては「餅」の搗きはじめを「箕先」として供え、大御膳分も本社及び摂末社より先に供えており、大御膳を献じる前に「醴」を本社及び摂末社分の献饌を行う前に神職が頂戴しているなどの特徴が見える。以上の特徴を踏まえながら、文献に見える大御膳の様相について確認を行なっていく。

三、大御膳の変遷

現在の大御膳の特徴の一つに五度の祭典にて供えられているという点が挙げられる。これは、大御膳が大規模な祭典や祭神にゆかりのある祭典での神饌であることを示していると考えられる。前章で考察した香取神宮大饗祭の神饌も、明治以前においては「正月元三」に相撲神事、「大饗神事」で供えられていた神饌であった。この他にも吉備津神社で春と秋に行われる七十五膳据神事のように一五、用いられる食材に細かな違いがあるものの、盛り付け方や台数等は同一である事例もあることから、大御膳は彌彦神社における大祭仕様の神饌構成であったと仮定することができる。そこで、彌彦神社の祭祀に係る文献を確認すると、明治以前の彌彦神社においては、正月朔日の「御神事」、二月の「御幸神事」、三月十七日の「小兒舞」、六月十四日の「御行幸祭」、九月十三日の「新嘗」、十二月節分の「節分祭」、十二月晦日の「御神事」の計七度の神事において大御膳が供えられていたことが窺える（表二―一、二）。「明治九年国幣中社彌彦神社年中祭式」では正月の「元旦祭」、二月の「神幸式」、春・秋の「鎮魂祭」、四月の「太々神楽」、六月の「燈籠神事」の計六度で大御膳が献じられていたことから、明治以降に大御膳を供える祭りが変化していたことが指摘できる。

次に大御膳の献饌作法について確認すると、現在は大御膳の献饌に先立ち、神饌の調饌を行う飯殿にて、飯殿の祭神に対して「御蒸」「御餅」を供え、神職が「醴」を頂戴している。「鈴木嘉内神事記」^{一六}（以下「神事記」とする）正月元日条には「一統揃御膳調進所へ一統詰ル、御酒頂戴仕」とあり、飯殿への神饌献供が行なわれているかは記事から確認できないが「御酒」を頂戴していることが分かる。次に大御膳の献饌については図二）及び、「大御膳之節大御内之次第」^{一八}によると、近世期においては社殿内にてコ（型）に近い形で主祭神や妻戸大神と共に「上一神」などの神々へ神饌を供えていたことが分かる。また同時に摂末社への献饌も行なわれており、現在と比べて多くの神々へ神饌を供えていたことが指摘出来る。

表 2 — 1 彌彦神社祭典比較表

月日	『慶長十六年定式神事次第』	『彌彦社例傳記』	『彌彦社年中行事』	『御巡見様へ相認差上申候控』	『伊夜日子宮舊傳』
正月朔日	日月星三光之飾	御神事(大御膳下・泊大御膳)	神事(御膳下・大御膳)	三光之祭(大御膳)	大御代ノ御榮ヲ奉祈御神事(大御膳)
正月2日	日月星三光之飾	御神事(大御膳下)	神事	三光之祭	大御代ノ御榮ヲ奉祈御神事
正月3日	日月星三光之飾	御神事	神事(神樂乎奏ス)	三光之祭	大御代ノ御榮ヲ奉祈御神事
正月7日	怨敵退散之御祈禱	百手御的	神前乃的	百手之的	墓目ノ御祈禱百手ノ祭禮
正月10日	御安全之御日待	御日待	御日待	御日待	(日待ノ神事)
正月11日	番匠斧立之次第	御斫立	御作事始	御斫立始御祭	
正月15日	御占神五穀成就萬物生音	御炭置神事			
正月16日		御炭置神事	炭置乃御神事	年中曆	御筒ノ神占
正月晦日			御幸祭(祭禮乃支度)		
2月1日	御神幸神事	御行幸祭	御幸祭(大御膳)	御幸祭禮	御幸ノ神事
2月2日	御神幸神事	御行幸祭(泊大御膳)	御幸祭	御幸祭禮(大御膳)	御幸ノ神事(大御膳)
2月3日	御神幸神事	御行幸祭(大御膳下)	御幸祭	御幸祭禮	御幸ノ神事
2月4日		御行幸祭	御幸祭		
2月9日			拝殿爾亘大山祇神乎祭		
3月節句		節句	節句	節句	節句ノ神事
3月15日			舞楽乃習礼	兒舞大祭禮	
3月16日		小兒舞		兒舞大祭禮	
3月17日	舞童次第之神事	小兒舞		兒舞大祭禮(大御膳)	大御膳
3月18日	舞童次第之神事	小兒舞(大御膳)	太々神樂	兒舞大祭禮	神事太々神樂
3月19日	舞童次第之神事				
3月27日	物忌之神事(長祭り)	御濱出	長祭御神事	御長祭	祓殿祭
3月28日	物忌之神事(長祭り)	宮籠	長祭御神事	御長祭	祓殿祭
3月29日	物忌之神事(長祭り)	宮籠	長祭御神事	御長祭	祓殿祭
3月晦日	物忌之神事(長祭り)	宮籠	長祭御神事	御長祭	祓殿祭
4月朔日	物忌之神事(長祭り)	御玉屋祭	長祭御神事(今宮祭禮)	御長祭	魂鎮物齋ノ神事
4月2日	物忌之神事(長祭り)	御玉屋祭	長祭御神事(草薙神乃祭禮)	御長祭	魂鎮物齋ノ神事
4月3日	物忌之神事(長祭り)	御玉屋祭	長祭御神事(船山大明神乃祭禮)	御長祭	魂鎮物齋ノ神事
4月4日	物忌之神事(長祭り)		長祭御神事(武吳大明神乃祭禮)		
4月5日	物忌之神事(長祭り)		長祭御神事(勝大明神乃祭禮)		
4月6日	物忌之神事(長祭り)		長祭御神事(乙子大明神祭禮)		
4月中之 子日	赤崎大明神御神事				
4月15日	乙子大明神御祭り				
5月節句		節句	節句	節句	節句ノ神事
5月10日	御日待	御日待	御日待	御日待	(日待ノ神事)

表 2 - 2 彌彦神社祭典比較表

5月11日	疫神祭				
6月朔日	御神事	御祭始	臨時乃祭禮		
6月7日	御神事	御行幸祭	神輿御遷幸	御輿行幸	疾病退除ノ祭
6月8日	御神事	御行幸祭	神輿御遷幸	御旅所	疾病退除ノ祭
6月9日	御神事	御行幸祭	神輿御遷幸	御旅所	疾病退除ノ祭
6月10日	御神事	御行幸祭	神輿御遷幸	御旅所	疾病退除ノ祭
6月11日	御神事	御行幸祭	神輿御遷幸	御旅所	疾病退除ノ祭
6月12日	御神事	御行幸祭	神輿御遷幸	御旅所	疾病退除ノ祭
6月13日	御神事	御行幸祭	神輿御遷幸	御旅所	疾病退除ノ祭
6月14日	御神事	御行幸祭(泊御膳)	神輿御遷幸(泊御膳)	御旅所(大御膳・夜之祭 燈籠揃)	疾病退除ノ祭(大御膳)
6月15日	御神事	御行幸祭(大御膳下)	神輿御遷幸	御輿還御	疾病退除ノ祭
7月7日	御寶蔵虫干	節句・虫干	節句・虫干	御宝物虫干	
7月15日					虫干シ神事
7月27日		諏訪大明神御祭禮	諏訪大明神祭禮	御神事	祈年穀神事(八所神等ヲ祭ル)
8月朔日	放生會御神事			御神事	御神事祈念穀
8月13日		御神事		大祭礼	祈念穀ノ大祭
8月14日	放生會御神事	御神事		大祭礼	祈念穀ノ大祭
8月15日	放生會御神事	御神事	流鏝馬乃御神事	大祭礼	祈念穀ノ大祭
9月8日	御取始御神事				
9月9日	節句	節句	節句	節句	節句
9月10日	御日待	御日待	御日待	御日待	(日待ノ神事)
9月13日	新嘗會御神事	新嘗(大御膳)	新嘗乃祭(大御膳)	新嘗会(大御膳)	明神新嘗ノ祭(大御膳)
10月15日	臨時之御祭り				
10月27日	物忌之神事(長祭り)	御演出	長祭御神事	御長祭	大祓(祓殿祭)
10月28日	物忌之神事(長祭り)	宮籠	長祭御神事	御長祭	大祓(祓殿祭)
10月29日	物忌之神事(長祭り)	宮籠	長祭御神事	御長祭	大祓(祓殿祭)
10月晦日	物忌之神事(長祭り)	宮籠	長祭御神事	御長祭	大祓(祓殿祭)
11月朔日	物忌之神事(長祭り)	御玉屋祭	長祭御神事(今宮祭禮)	御長祭	魂鎮物齋ノ祭
11月2日	物忌之神事(長祭り)	御玉屋祭	長祭御神事(草薙神乃祭禮)	御長祭	魂鎮物齋ノ祭
11月3日	物忌之神事(長祭り)	御玉屋祭	長祭御神事(船山大明神乃祭禮)	御長祭	魂鎮物齋ノ祭
11月4日	物忌之神事(長祭り)		長祭御神事(武具大明神乃祭禮)		
11月5日	物忌之神事(長祭り)		長祭御神事(勝大明神乃祭禮)		
11月6日	物忌之神事(長祭り)		長祭御神事(乙子大明神祭禮)		
11月中子日	赤崎大明神御祭り		赤崎糺明神祭礼		
11月15日	乙子大明神御祭り				
12月節分	節分御神事	節分(大御膳)	節分(大御膳)	節分(大御膳)	節分之御神事(大御膳)
12月13日	御事始御神事	御正月始	正月御事始	正月始御神事	正月事始御神事
12月15日			乙子大明神乃祭禮		
12月晦日	御神事	御神事(泊大御膳)	御神事(除夜乃御膳)	御神事(大御膳)	御神事(大御膳)

※1、本表で使用した史料は以下の通り。

慶長十六年『慶長十六年定式神事次第』(『彌彦神社叢書 年中行事編』昭和十五年、彌彦神社社務所)

江戸初期『彌彦社年中行事』(『彌彦神社叢書 年中行事編』昭和十五年、彌彦神社社務所)

正保年間『彌彦社例傳記』(『彌彦神社叢書 舊神主高橋家古記録編』昭和十八年、彌彦神社社務所)

享保二年(1717)『御巡見様へ相認差上申候控』(岡眞須徳『彌彦神領史話—高橋文書の拾録から—』昭和六十年、彌彦村教育委員会)

天保五年(1834)『伊夜日子宮舊傳』(『彌彦神社叢書 年中行事編』昭和十五年、彌彦神社社務所)

※2、『慶長十六年定式神事次第』に「月次一日十五日廿八日御安全御祈禱勤之」、『彌彦社年中行事』一月十五日条に「卯刻惣神官社参、神前爾向比先神拜、次爾中臣祓披講、次爾神拜、竟弓退下、毎月朔日十五日廿八日如此之」、『伊夜日子宮舊傳』に「月次朔日十五日廿八日惣座御祈禱勤行恒例二候」とあり、月次で御祈禱が行われていた。

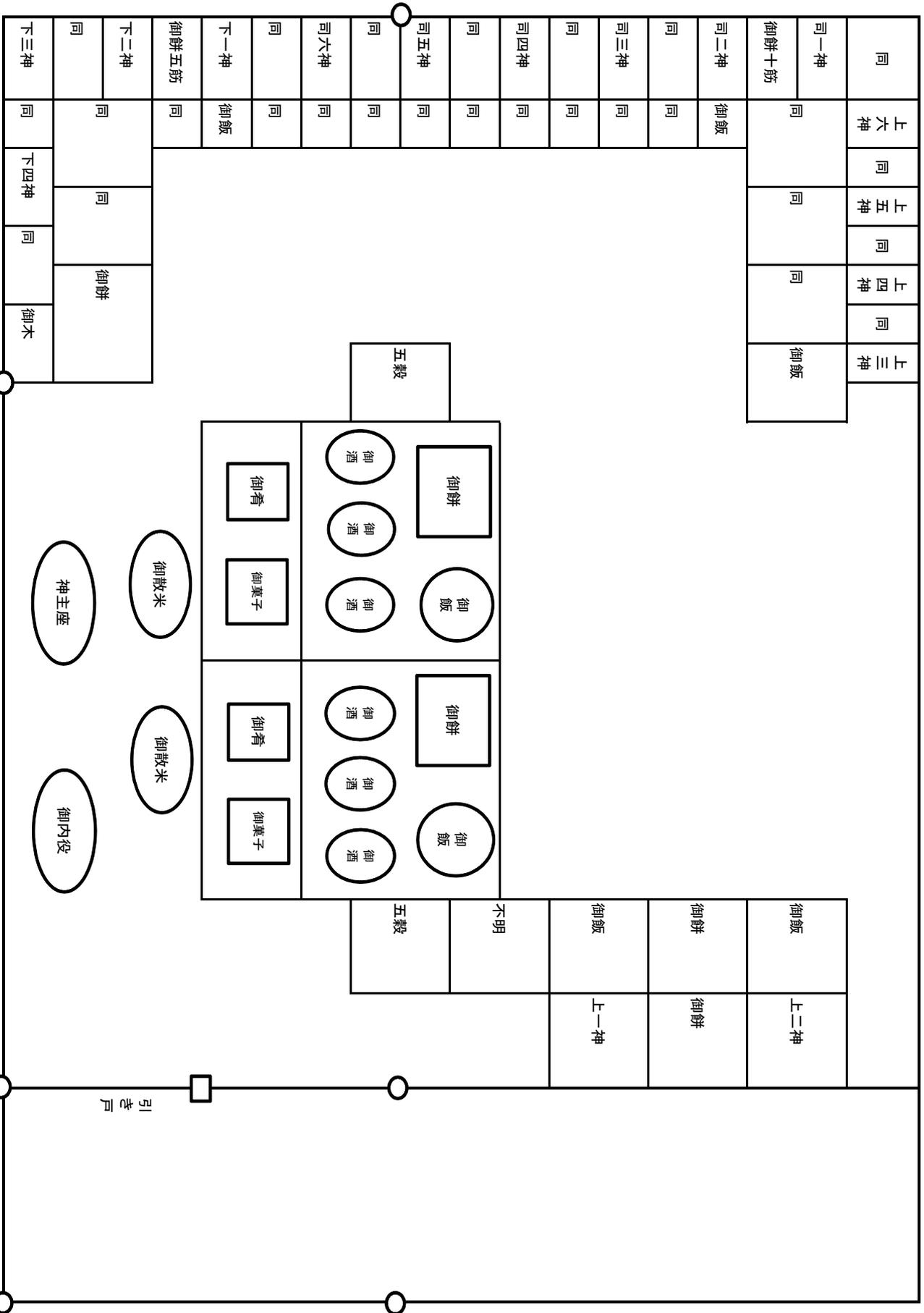


図 2 『大御膳調進備方』

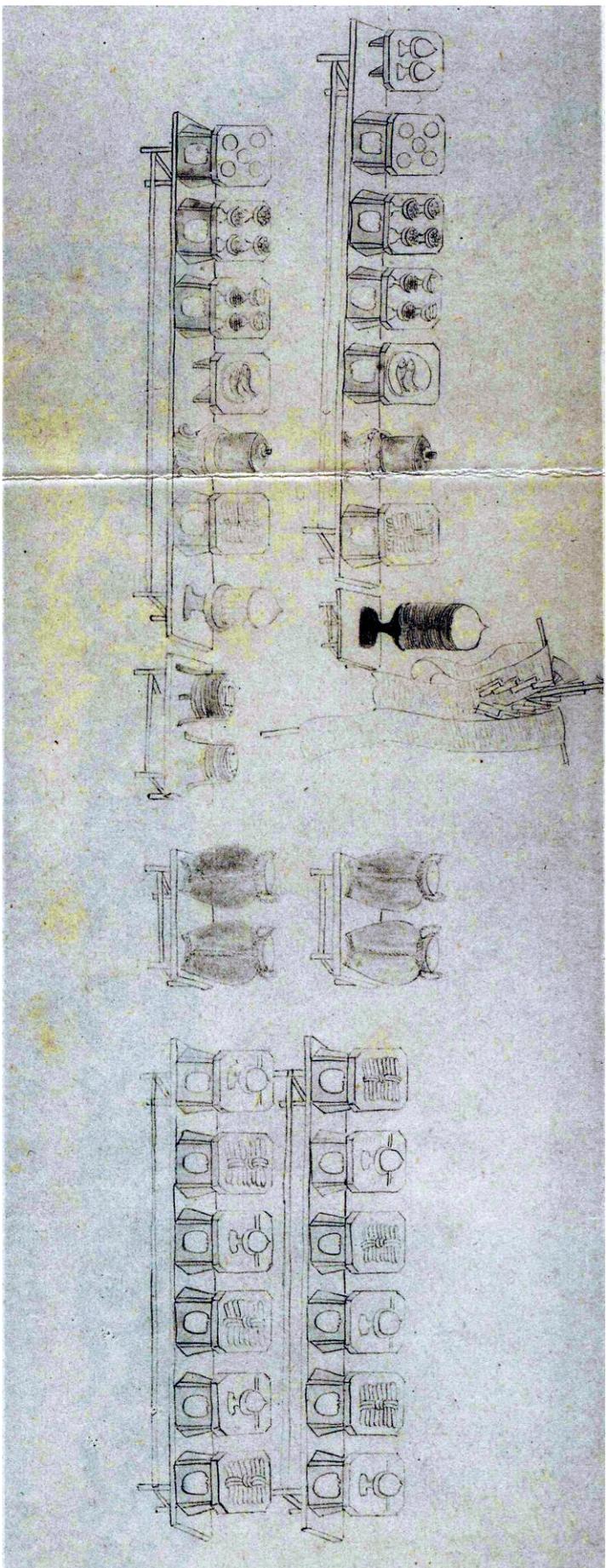
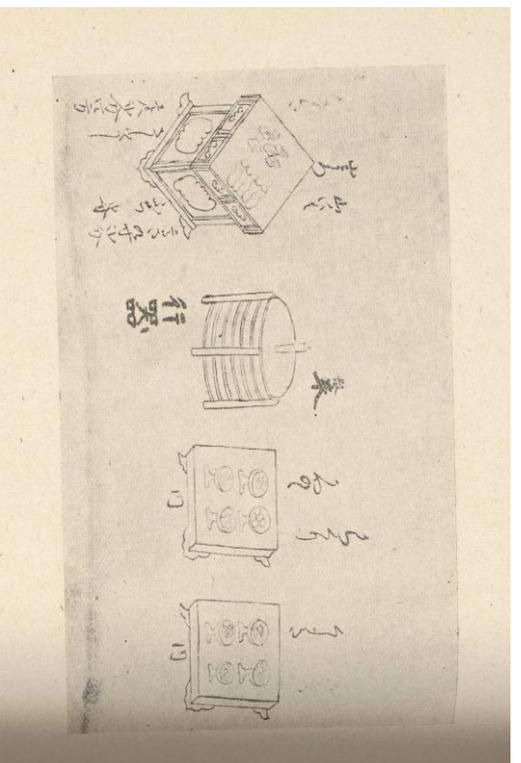
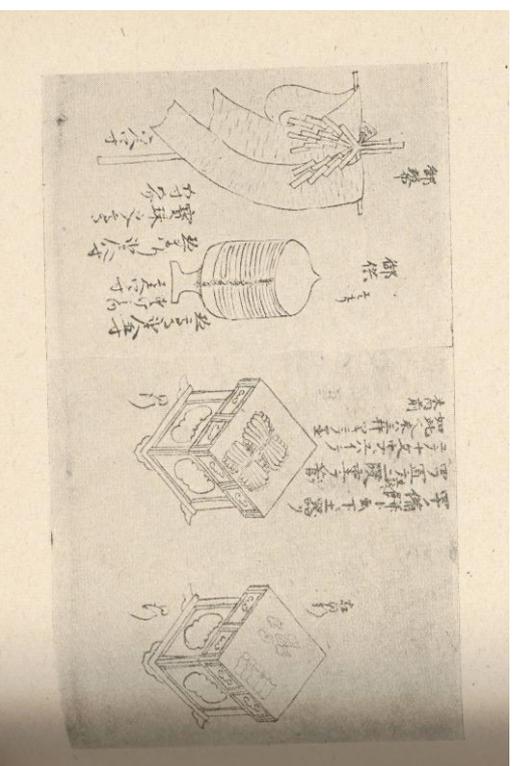


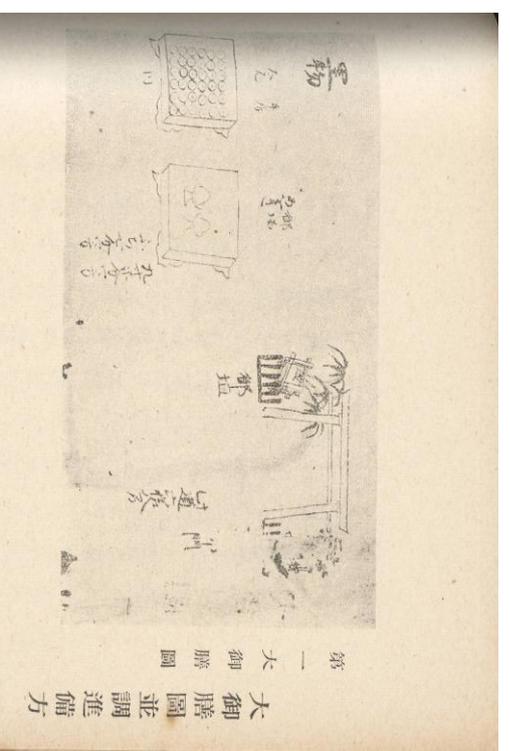
图3 『弥彦神社年中行事古繪卷』



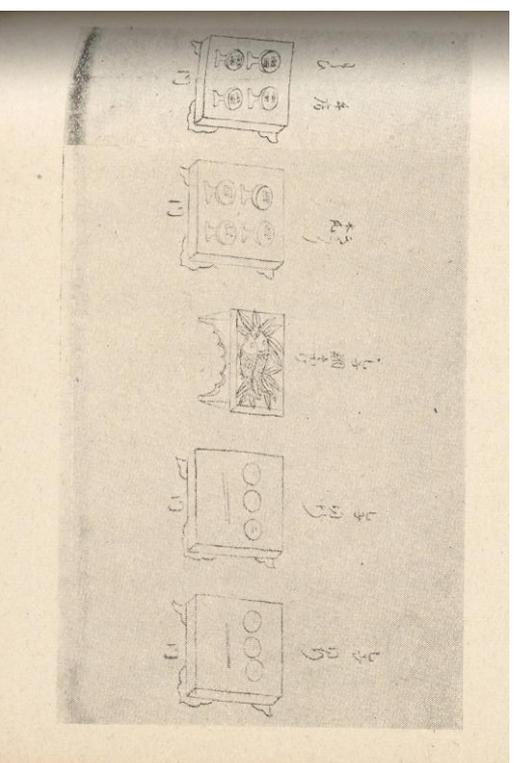
(右から) くるみ、かちくり・かやのみ、散米、山のいも



(右から) もち、四十ノ餅、御供、御幣



(中央から) 御塩・あずき、牛房・大こん



(右から) もち、もち、さかな、木瓜、牛房・なすひ

また「弥彦社例傳記」(以下「傳記」とする)には「正月朔日朝、装束惣勤、中臣祓、次ニ大御膳下、是ハ大晦日ニ上候御膳」とあり、大晦日に献じられた大御膳が正月朔日の朝になって撤饌されている様子が窺える^{一九}。同文献に依れば「御膳下」の後には正月朔日の大御膳が供えられ、「同日七半時大御膳上、泊御膳」とあり、翌日正月二日には「大御膳下ル」とあることから^{二〇}、大御膳が献じられる場合は「泊御膳」と呼ばれる、祭りの翌日になって撤饌される作法あったことが分かる。なお、撤饌された大御膳は「社家大概並家例」(以下「家例」とする)正月一日条には「家来御膳頂戴ニ可差出候^{二一}」とある他、「神事記」正月元日条にも「次大御膳下り太鼓打、夫々下ル、例年通り拾式筋ツ、頂戴仕^{二二}」とあることから、撤饌された大御膳は、各神職が受け取り持ち帰っていることが窺える。

このような献撤作法の一部変化に加え、神饌の盛り付け方も変化が見受けられる。近世期に描かれた「彌彦神社年中行事古繪卷」(以下、「古繪卷」とする)^{二三}(^{四三})と「大御膳圖^{二四}」(^{四四})によって近世における大御膳の様子が窺える、現行の大御膳を見比べると、まず「大御膳並備方」に描かれた「御供」がその頭頂部が擬宝珠のような形状をしている事が見える。恐らく、「御供」も「すけ(菅)」を周りに巻きつけていることから、現在の「方立」にあたるものと考えられる。現在の「方立」の頭頂部は、丸餅に小餅を載せたものを御蒸の上に載せており、形状的には擬宝珠に近い形である。また「方立」で御蒸に用いられている器は、主祭神の「方立」は四方、妻戸大神分は三方を器としており、「古繪卷」「大御膳圖」の「御供」では高坏のような器に盛り付けてあることが窺える。また現在の妻戸大神分の「方立」には菅は用いられていないが、「古繪卷」に描かれた二台の「御供」何れも菅を巻いていることが分かる。次に各品目について「大御膳圖」と現在の「大御膳」を比較すると、「大御膳調進備方」には現在では見られない「散米」と呼ばれる行器に盛り付けられたものが見受けられる。これは「大御膳調進備方」^{二五}にも「玉弼 御散米」「御散米」と描かれていることから、「大御膳圖」と同様の品目であることが確認出来る。また「散米」と同じく行器に餅と米が別々に納められ、「三百於」と「御食入」とある。これは、「大御膳調進備方」及び「大御膳之節大御内之次第」に「御餅之玉櫃」「御喰之玉櫃」とあり、「司六神」「中六神」「下四神」「大巳貴命、事代主命」へ供える為のものであることが確認出来る。この「玉櫃」に納められた「御喰飯」「御餅」も現在の「大御膳」には見当たらず、「御本社別盛り御膳^{二六}」と呼ばれる六台がこれにあたるものと推察される。次に大御膳に供える食物について確認すると「大御膳圖」によれば、用いられる食材は

水産物として「御鹽」「あをさ（アオサ）」「鯛」が、「里物」として「牛房」「大こん」「きうり（木瓜）」「なすひ」「くるみ」「かちくり」「かやのみ」「山のいも」「山ところ」が供えられていたことが分かる。現在の大御膳では「海野菜・魚」として大根や人参など七種とワカメ、鯛が小土器を載せた三方に盛り付け、主祭神と妻戸大神分として二台供えられている。「古絵巻」を見ると、「御供」と同じ列に四方に皿に盛られた魚が二尾、四方の上の高坏四杯に各々盛り付けがなされている。「大御膳調進備方」には「御鹽」「五穀」「海山之品」「御餅四十筋」「御菓子」が供えられていることが確認出来る。用いられる食材の種類は鹽を始めとした海の物、山の物、菓子類が明治以前にも供えられていたことが窺える。このように、献撤作法だけでなく、品目の構成も変化していたことが窺える。

四、大御膳の特徴

ここまで現在の御膳の品目と作法を整理し、明治以前の大御膳の様相について文献史料から確認を行った。大御膳の特徴は以下の点を指摘出来る。

一、大祭仕様の神饌

大御膳は年中五回の祭典で献じられている。ただし近世においては年中七回の祭典で供えられていた。

二、特殊な献撤作法

近世においては「泊御膳」と呼ばれる作法があり、献饌された大御膳は翌日に撤饌され、各神職へと頒たれていた。また大御膳調進に際して、飯殿へ「箕先」と呼ばれる餅を供えている。この大御膳献饌に先立ち、飯殿にて「御蒸」「御餅」を献じ、神職が「醴」を頂戴する作法がある。近世においても大御膳献饌に先立ち神職が「御酒」を頂戴する作法があったことが確認出来る。

三、品目の序列

大御膳の品目には明確な序列があり、主祭神と妻戸大神には「鹽」「海野菜・魚」「果物・菓子」が供えられ、摂末社の祭神へは「御蒸」「御餅」「醴」が供えられている。この点は近世における大御膳においても、「御鹽」「五穀」「海山之品」「御餅四十筋」「御菓子」が供えられ、「司一神」を始めとする神及び摂末社の神へは「御蒸」「御餅」が供えられており、品目の差が明確である。

四、米を主体とした神饌

神饌品を構成する品目の内、「御蒸」「御餅」「醴」が粳米、糯米を食材とする品目で

まれていたとされる。この上知に対して神社側や村民・崇敬者は上知された土地―弥彦山及び山林等―の返還を請願し、明治三十五年（一九〇二）十月に至り当時の境内地に隣接する杉林などの譲渡が許され本来の彌彦神社の姿を取り戻すに至った^{二七}。また、彌彦神社の土地の内、社家や農家に分配されていた土地は土地所有者のものとなり、これらの土地からの上納米は免除されることになった^{二八}。

この社寺上知令に引き続き明治六年（一八七三）初代宮司として小池内広が任命され、本来彌彦神社を経営していた社家は旧宮司共々、新たに神社の神官となった。結局の所、香取神宮の状況は異なり旧来の社家の多くがそのまま彌彦神社に勤めることになったのである^{二九}。香取神宮同様に、明治初頭の彌彦神社を取り巻く環境は変化していたことが窺える。明治時代における彌彦神社の状況に関して岡真須徳は、他社とくらべて社家が神社に残り、社家や農家が保有していた神領地がそのまま個人所有になった点を述べ、神社経済の基盤となる社人や人員は比較的安定していたと指摘している^{三〇}。では、そもそも明治以前における彌彦神社の神社経済はどのような機構を有していたのか。

彌彦神社の社領については「御巡検へ差上候寫」にある永正十年（一五一三）の書付には「於二蒲原郡一高三千貳百八拾三石之事」^{三一}とあり「弥彦縁起断簡^{三二}」によれば、「至四方 東限信濃河南限大河津七石曾利榎渋田橋加津毛河 西限塩海 北限赤塚角田佐鴻尻」と広大な社領を有していたと伝えられている。また文明三年（一四三一）「伊弥彦神條式^{三三}」（以下「神條式」とする）の「一庄内神田事」として、各神事及び燈油などの諸事に対し「の割り当てが示されている。永正五年（一五〇八）の奥書を持つ「蒲原郡彌彦社領^{三四}」には「大官司名職」を始めとする各職の神領の割り当てが荻数と共に記録されている。中には「大宮司名職」を有していた彌彦神社ではあったが、戦国時代末の上杉氏移封により上世より広大な社領を有していた彌彦神社ではあったが、戦国時代末の上杉氏移封により上杉氏からの保護が解除されたことにより、社領は武士による押領を受け、激減したことは前節にて記したとおりである。よって近世以降の彌彦神社の経済基盤は、慶長十六年（一六一一）に大久保長安により安堵を受けた五百石の黒印地―後に朱印地―が基盤となつて、いる。元禄十一年（一六九八）の「越後蒲原郡彌彦神領之事」には五百石の内訳として、三百石を「神納米」、残り二百石を「惣社家地方二而配分」―但一人二付四石充―として、いる。また「社領配當覚」には同じく朱印地五百石の内訳として「三百石ハ 社修覆料明神に納」「貳百石ハ 神主並惣社家之者共配分」とあり、社領からの石高を神社経営に用いる分と、各神職へ配当する分の二つに分けることで経営を行なっていたことが窺える。さらに詳しく見ると、「家例^{三五}」の「御蔵方之事」よれば、「年々検見勘定仕、其年之免相來

候へは則蔵方役に免狀相渡之、石高取立御蔵ニ納之、とあり、その年の石高を「御蔵」に納めた後、「御蔵ニ於配當米相渡」「其當日一同袴羽織ニテ印形持参仕御蔵ニ罷出ル」「印形相濟面々請取米引取之」とあることから、各神職は「印形」を持参して「御蔵」にて「配當米」を頂戴することになつていたことが窺える。各社領から納められた石高は、一旦「御蔵」へ納められ、各神職の「配當米」と、各神事に用いる「入料」として分配されていく。また、一部の石高は、「年中御神事入味噌仕込入用」の大豆や、「年中御祭禮入料」として燈明油に用いる「荳」へ交換されていた。大御膳に用いる米などもこの「御蔵役」かの管理にあり、「社家大概式例」「鈴木嘉内家記録」には大御膳調進の前日に「御蔵役」から大御膳に用いる「供米」が大御膳調進を行う「飯殿役」へと渡されていることが見える。このように彌彦神社の經濟機構は、中世から戦国末にかけて「神領三千石」と称された広大な領地であり、慶長以降は安堵された黒印地―後に朱印地―五百石を經濟基盤として、各神職が社領を知行しその收穫を彌彦神社へ献納することで運営されていた。社領から上納される米は一度「御蔵」へと納められ、神職の「配當米」と、祭禮費用の「入料」として分配されていくことが確認出来る。明治時代になり近世的な社領支配による神社運営は成立しなくなり、本来社領として各神職や農家等に分与されていた土地が個人の所有になること従來の經濟的な自立は困難となつたと考えられる。上知令に伴い従來の社入の半分が地方長官より支給されたとされる。また明治七年に至り、官中社として一六〇〇円が官から支給されたとされる。また中世以來奉仕を行つてきた社家も従來の經濟機構とは異なる、官吏としての神官として給与を頂く形になつた。つまり、社領の管理と收穫高の献納を通じて彌彦神社の運営を担つてきた社家は、官吏としての神官として彌彦神社に残つたものの、實質的には彌彦神社との結びつきが揺らいでいたものと考えられる。彌彦神社の旧社家は、明治二十三年（一八九〇）に旧社家の組合を組織し、「旧神官規約」を作成している。前章で取り上げた香取神宮の場合も祀祐社と呼ばれる旧祭典の補助を目的とした組織が設立されているが、彌彦神社の場合、彌彦神社の「固有ノ徳風ヲ涵養」すること、―現時ノ職務ヲ拡張スルモ減縮セサルコトヲ勉ム―、「旧神官ノ職制ヲ旧神官以外ノ人士ニ伝習セシムル事ヲ嚴禁ス」等、「旧神官」としての伝統と習慣の維持を規約に掲げている。このことから類推されるように、彌彦神社の祭神の末裔として神社に奉仕していた旧社家の人々は、明治維新以降の制度改革による変化の影響を受けていたことが窺える。このように彌彦神社を取り巻く環境は大きな変化を迎えていたことが確認出来るが、それらが御膳の特徴の変化と直接的に結びつくとは思えない。では、明治以降の彌彦神社における

年中祭典はどのような状態にあったのか。その点について確認を行なっていくことにする。

二、明治初期の彌彦神社における年中祭典

(表三一、一、二)は、「明治二年伊夜日子年中行事^{三六}」、「明治九年国幣中社彌彦神社年中祭式^{三七}」明治二年及び明治九年当時の彌彦神社における年中祭典を一覧としたものである。左列の明治二年の祭典はまだ社寺上知令や神職の精選補任の法令もなく、江戸期における彌彦神社の年中祭典である。一方右列にある明治九年の祭典は、「祭式」が制定される以降の彌彦神社における様相である。明治二年と明治九年の祭典を比較すると、節句の行事―三月・五月・七月・九月・節分―が廃されていることが分かる。と同時に「祭式」の制定によって官祭・公式祭が新たに組み込まれている。官祭の新嘗祭が年中祭典に組み込まれたことで、旧来の新嘗祭は廃さ、時期も旧来の九月から十一月へ移動している。また旧来の新嘗祭が官祭の新嘗祭へ移行したことで大御膳献上は廃止、除夜祭・節分祭における大御膳献上も、祭典の廃止とともに廃絶している。しかし、本来大御膳献上がなかった四月・十月―明治九年では十一月―の鎮魂祭で大御膳献上が行われる形となっている。次に大御膳自体の変化について確認する。明治九年の祭式には「一月元旦祭」の条に「大御膳色目」―撰末社色目―として神饌品目が明記されている。それによれば「神饌 壹臺」但シ玄米ヲムシテ竹ニテアミタル器ヲ臺ニ据ヘ其中ヘ米ヲ盛臺ノ四方ヲ山菅ニテ卷キ舉ル」

「御銚 壹器 羽ニ重ノ幡ニ扇子ヲ添ヘ八垂ヲ付ケ神饌ノ上覆ニ用ル具ナリ」

「御餅 壹臺」

「神酒 壹臺」

「野菜 菓子 壹臺」

「海藻魚 壹臺」

「鹽 壹臺」

「玄米 壹臺」

但シ禰宜一員起テ神前ニ蒔キ散ス」とあり「以上七臺壹器」。また「撰末社神饌式目」として「神饌 壹臺」

「御餅 壹臺」

「神酒 壹臺」を一揃えとして「以上三臺」としている。まず注目したいのが、「大御膳色目」に記された神饌の台数である。「七臺壹器」とあり、神饌が各一台と御銚が一器であるが、近世においては「上一神」などの神々へ供えられており、「大御膳圖」にも四方に盛り付けられた御飯と御餅が描かれていることから、何らかの変更があったと思われる。しかし、昭和十五年の大御膳には現在と同様に本社別盛膳として供えられている「御蒸」「御餅」があることから^{三八}、何らかの事情で品目が省略、あるいは無くなっているものと考えられる。次に大御膳の献饌作法について確認すると、明治二年の時点では、近世の作法の通り大御膳の撤饌作法「泊御膳」が行われている。しかし明治九年の大御膳献上の際には「祭式」の次第にある如く、祭典の最中に大御膳の撤饌を行なっていることから、「泊御膳」の作法は廃止されたものと見える^{三九}。

次に大御膳と共に重要視されていた小御膳も以上の通り、年中祭典の節句行事はすべて

表 3 - 1 明治期における彌彦神社の年中祭典変遷

	明治二年伊夜日子年中行事	明治九年国幣中社彌彦神社年中祭式
月日	神事・行事	神事・行事
正月元日	除夜大御膳下・大御膳献上・夜宴神事	元日祭・大御膳献上・夜宴神事
正月二日	大御膳下・夜宴神事	夜宴神事
正月三日	夜宴神事	(公)元始祭
正月七日	百手御的	弓始神事
正月十日	日神祭	
正月十一日	日神祭	日神神事・斧立式
正月十五日		
正月十六日	御炭置神事	粥占神事
正月三十日	神輿出御	(公)孝明天皇遥拜式
二月一日	神輿遷座・小御膳献上及び配膳	神幸式
二月二日	大御膳献上・小御膳献上及び配膳	神幸式・大御膳献上
二月三日	大御膳下・小御膳献上及び配膳	
二月四日	御輿上遷宮・小御膳献上及び配膳	
三月三日	桃節句神事・小御膳献上及び配膳	
二月十一日		(公)紀元節
二月		(官)祈年祭
三月二日		(官)例祭
三月二日		(官)例祭
三月十七日	大々神楽・大御膳献上	
三月十八日	大々神楽	
三月十九日	大々神楽	
三月二十七日	鎮魂物忌神事	
三月二十八日	鎮魂物忌神事	
三月二十九日	鎮魂物忌神事	
三月晦日	鎮魂物忌神事	
四月朔日	神玉屋祭	鎮魂祭・大御膳献上
四月二日	神玉屋祭	鎮魂祭・大御膳献上
四月二日	神玉屋祭	鎮魂祭・大御膳献上
四月四日		鎮魂祭・大御膳献上
四月五日		鎮魂祭・大御膳献上
四月六日		鎮魂祭・大御膳献上
四月十七日		大々神楽・大御膳献上
四月十八日		大々神楽
五月五日	菖蒲節句・小御膳献上及び配膳	(公)郷社春季祭
五月十日	日神祭	
五月十一日	日神祭	

表 3 - 2 明治期における彌彦神社の年中祭典変遷

六月七日	御輿出御・行幸・還御・御假殿入御	神輿行幸
六月十四日	大御膳献上・燈籠神事	燈籠神事・大御膳献上
六月十五日	大御膳下・御輿行幸式	神輿行幸
七月七日	七夕節句神事・小御膳献上及び配膳	
七月二十七日	諏訪大神祭・小御膳献上及び配膳	
八月十三日	流鏝馬神事(廃絶)	
八月十四日	流鏝馬神事(廃絶)	
八月十五日	流鏝馬神事(廃絶)	
九月九日	重陽節句・小御膳献上及び配膳	(公)郷社秋季祭
九月十日	日神祭	
九月十一日	日神祭	日神祭
九月十三日	新嘗祭・大御膳献上・小御膳献上及び配膳	
十月二十八日	鎮魂物忌神事	
十月二十九日	鎮魂物忌神事	
十月晦日	鎮魂物忌神事	
十一月一日		鎮魂祭・大御膳献上
十一月二日		鎮魂祭・大御膳献上
十一月二日		鎮魂祭・大御膳献上
十一月四日		鎮魂祭・大御膳献上
十一月五日		鎮魂祭・大御膳献上
十一月六日		鎮魂祭・大御膳献上
十一月二十三日		(官)新嘗祭
十二月節分	節分祭・大御膳献上	
十二月十三日	御神事始め・小御膳献上及び配膳	
十二月二十九日	大御膳献上・小御膳献上及び配膳	
十二月晦日	除夜大御膳献上	(公)除夜祭(公)大祓(公)鎮火祭・道饗祭

※1、本表で使用した「明治二年伊夜日子年中行事」「明治九年国幣中社彌彦神社年中祭式」は『弥彦神社叢書 年中行事編』(弥彦神社社務所、昭和十五年)を参照した。また表を作成する際に、『弥彦神社明治百年誌』前篇に掲載されている「明治二年 同九年 祭典神事対照」を参考にした。

※2、表下段において、(官)は官祭、(公)は公式祭を表す。無記の場合は私祭として扱われていたことを示す。

廃絶し、大御膳献上も幾つかは廃絶、また、御當による小御膳は明治九年には廃絶して
 いる。ではこれら特殊神饌が変化した事情について考えてみたい。執行と重なっていること、
 まず大御膳を供えていた行事と共に廃絶して、夜祭が官祭の執行と重なっていること、
 節分神事がその他の節句行事のために行われていたことが明治六年の「祝日改定」により節
 式に規定された祭祀が、やむなく廃絶となったことが明治六年の「祝日改定」により節
 句行事は他の神社における年中行事でも行われていたが、明治六年の「祝日改定」により
 五節が廃止された影響もあり、五節行事が失われてしまった場合が多い。四、祝日改定により
 恐らく、彌彦神社において五節廃止の影響を受けて、旧儀の節句行事を廃止したものと推
 察するのが妥当であると思われる。加え、四月と十一月の鎮魂祭に大御膳献上が加わって
 いる点を見落とすことは出来ない。三月二十七日から四月六日、十一日付は同様
 に行われる鎮魂祭では、一日に行われる拝殿で行われる撰末社へ赴き幣帛と神饌が供えられる。
 献上が行なわれては、一日に行われる拝殿で行われる撰末社へ赴き幣帛と神饌が供えられる。
 二日の草薙神社、三日の船山神社、四日の武具神社、五日勝神社、六日の乙子神社で行わ
 れる祭典においても、「以上祭典儀式神饌等總テ一日ニ同」とあることから、大御膳が献饌
 される祭典に思われる。大御膳が鎮魂祭に組み入れられると考えられるが、大御膳を供
 えるべき祭祀の廃止に伴い、年中祭典でも重要な祭祀であると考えられる。鎮魂祭に大御膳
 を供えるようにしたものは、どうにか。それも小御膳とは社家内の当番で「御當屋」を勤める
 人間が供える小御膳の廃止は、同時に「御當屋」の調理した直会膳が振舞われ
 た。明治九年の正月元旦夜、同時に神事終了後には「御當屋」の調理した直会膳が振舞われ
 神饌ヲ献ル家ヲ云「とあり、「御當屋」が餅等を配っている。しかし、この記述以降「御當
 屋」の記述は見受けられなくなる。同時に、明治二年には頻繁に出た小御膳の記載も
 見られなくなっている。このことから、明治二年までは「御當屋」の制度
 と小御膳、神事後の直会が存続していたが、明治九年の間に「御當屋」と小御膳と直会膳は廃絶した
 と推察される。恐らく、明治二年から明治九年の間、「御當屋」と小御膳と直会膳は廃絶した
 當屋」が担当する「小御膳」「直会膳」の制度は何かの理由により廃止されたと考えられ
 る。ここで想起されるのが、明治六年における神職の精選補任であり、本来彌彦神社に奉仕
 していた宮司を含む社家の人間は従来における神職の精選補任であり、本来彌彦神社に奉仕

官として務める運びとなった。結果的に神官として神社に残りはしたが、それまで彌彦神社より分配されていた土地からの収入や禄を含めた収入は減少している。と推察される。同時に神社の経済基盤であった社領は、上知令により失われ、自立した神社運営は成立しえなくなっていた。このことから、明治以降の彌彦神社における神社経営や祭祀の運営は物・人ともに大きく様変わりしていたと言わざるを得ない。ここで改めて社家の当番制度である「御當屋」の意味を考えてみたい。近世期まで存続した「御當屋」の制度は、社家による神饌の献供と直会膳の調進を行う当番制度であった。従来、社家は「御當屋」の配当も、自らが行う経済的自立とそれを背景とした社家組織による神社運営という環境で成立した当番制度であった。「御當屋」で調進する神饌や直会膳は、基本的に担当する社家一人の場合と二人の場合があるが、持ち出しで行われるもので、経済的な負担を負う仕組みであった。またこれら経済的負担は旧社家が社家足りえる要件であったと考えられる。しかし、明治六年以降、旧社家は彌彦神社に神官として勤めることになった。本来は神事奉仕による身分保障が行われていたものが、国の官吏として勤めることになった。とになり、自らの身分を支える「御當屋」も実質、意味を失ってしまったものも推測される。官吏である故に、その身分は国家から保証されるものであり同時に給与も国から支給されるものとなった。先に述べたように、彌彦神社とのつながりは、自らが社家であった、官吏として彌彦神社に奉仕していること以外、失われてしまったと考えられる。そのような状況の中で、「御當屋」は経済的に負担の大きな行事以外の何者でもなくなってしまうと推測される。

以上の如く、特殊神饌の大御膳、御當による小御膳は、「祭式」に規程された祭祀が適応されてことによる旧来の神事の廃絶に伴い、変更が行われたと推察される。また小御膳については、旧来の社家としての身分と禄を失った状態での御當という制度は、制度の維持そのものが非常に困難な為、止む無く制度を取りやめる必要に迫られたものと推察される。岡が指摘するように、社家の経済的基盤は安定をしてきたものの、彌彦神社としての経済基盤は、国から支給される金が基本となり近世の自立した経済基盤から考えると、必ずしも安定した経済状況ではなかったと推察される。となれば、香取神宮と同様に祭典の改良も祭典規模の縮小と「神社祭式」への移行をせざるを得なかった実情を指摘することが出来る。このように現在における大御膳の形式に至る過程において、上知令や神職精撰補任、「祭式」の制定などの要因があつて、大御膳の様式や作法に変化があつた。

では「惣神官致齋散齋志豆、其職爾隨比裝束乎著志、前夜與利參籠、神主并上官羈殿、司乃物中官波取次間、下官無官乃輩波拜殿爾宿直須、丑上刻爾至、各神前爾向比先神拜、次巡行、次中臣祓披講、次神拜、如此久勤終豆、卯刻爾末社預乃面々其社爾詣豆敬拜志、御社仁歸利神拜志豆退出、御内御外乃役人等波除夜乃御膳乎下介闔乎閉豆出留、鑰波神主爾有利」とあり、大晦日に參籠して元旦の大御膳撤饌に臨んでいたことが窺える。「家例」では「御社にて太鼓次第神主以下惣出仕裝束也、相揃て惣勤一座、中臣祓披講、次ニ神主方老官社家東西両座に御慶口上申述、次齒固之御粥御神酒頂戴、次大御膳下ル、此時太鼓有り、家來御膳頂戴ニ可二差出一候、五所宮同斷、同御社當番請取、次退下」とあり、「御慶口上」と「齒固之御粥御神酒頂戴」の後に大御膳を撤饌している。この「齒固是御粥御神酒」については「神事記」「次御神酒壹返、ハカタメ（齒固）白粥頂戴仕リ」とあり、「傳記」「行事」には無い儀式を行なっていたことが窺える。

大晦日の大御膳が撤饌されると、次に元旦の神事が行われる。「傳記」では「同日七時半時大御膳上、泊御膳、尤惣社家裝束」と簡単に記している。他方、「行事」には「未刻惣神官出仕志豆、其々乃席爾著幾、神拜乎勤牟、終豆御膳御供物等乎運布役人波飯殿爾往久、神主并上官二人御外乃闔大床乃方乎開機内爾入、時爾御本殿乃御膳六王子并十二代乃御供者等乎、中官與利無官爾至迄飯殿與利次第乃如久是乎運布、大床爾伺候乃者是乎請取御外乃内乃役人爾渡須、御外乃内乃役人は乎請取調揃陪豆、御内乃方乃闔乎開機悉供備陪奉留、六王子并十二代乃御供物其社々預乃祠官仁飯殿與利是乎渡須」とあり、大御膳を献饌する次第が窺える。飯殿から大御膳を献饌する流れと、当時も摂末社であった「六王子」、殿内に祀られていたと考えられる「十二代」へ献饌する一連の流れが確認出来る。

元旦の大御膳献饌が終わると、「傳記」によれば「御祭始」として、社家勢揃いでの祝宴が行われる。着座した社家一同の前に「小角」に盛り付けられた「鹽大林（大根か）煎米」が配膳される。次に「御当屋」により神前へ御神酒が捧げられ、社家に対しても用意された「土器」に神酒が「三度宛」お酌される。「御当屋」により神酒のお酌が終わると、社家同士で御神酒をお酌しあう。この場合、神主を上位として、御神酒を注ぐ順序が決まって、これを肴として社家のお酌が行われる。三度目のお酌が終わると、次に「御神樂始」として社家の「乙女」役三名により御神樂が行われる。この御神樂が終わると、「御当屋」から「御菓子膳」「雑煮」など膳が出され、再び御神酒が注がれる。次に「蓬菜台」八台が置かれた後、膳に「梅花之様」に配置した盃が二膳用意され、再び御神酒の注ぎあいが行われる。

構無レ之、昨日今日之内、老官中之内壹人二日之大御膳大御内役申付ル」とあり「右いづれも晦日無レ之時は、廿九日ニ取斗、御膳米は廿八日に相渡シ申候」とあり、「傳記」同様大御膳に必要な米等の下行と配膳役の申し渡しが行われていた事が確認出来る。翌正月晦日には「御輿両体共ニ御装束、並御飾物幣帛等切拵有」として神幸祭の準備が行われている。「行事」正月晦日条には更に詳しく準備の様子が示してあり、「明日御幸祭右乃方爾御妻戸乃神輿乎銜留、祭禮乃支度有利、先拝殿乃正面左乃方爾御男体乃神輿乎銜利、立留、次長柄御傘二本立留、鶴殿爾御弓矢御太刀、次爾猿田彦鈿女此二面爾銚乎取添置、次爾天犬乃頭二並置、各支度相調惣神官退出、行宮爾假殿乎造、本社乃東陪去古止貳百歩、惣神官潔斎志豆酉刻與利參籠、翌日未明貳退出」神輿二基の準備の他に神幸行事に伴う諸道具と「假殿」の建造が行われている。一方「神事記」では「明二月朔日方例年之通り四日迄御神事、今朝飯前二惣百姓御假殿方御輿様御神前板之間真中ニ二神共出し申、詰メ太鼓打、身會貴致袴羽織着し御切りはぎニ詰る、一統揃御輿掃除致し、並切りはぎ飾付いたし、かうしきわニ二神共直申ス」とあり「百姓」が準備などの人足として御輿の準備に關わつていたことが分かる。祭り当日の二月朔日には神輿の発輿と假殿への神幸が行われる。「傳記」では、「装束、御輿下遷宮、惣勤六根清浄祓、終而御当有」と当日の次第を簡潔に記している。他方、「行事」には「卯刻惣神官社參、御膳乎献利、先神拝、次爾常祭祝詞中臣祓披講、次爾巡行、次爾一拝、竟豆拝殿爾出、神輿乃前爾豆神主御遷宮乃作法乎勤牟、竟豆惣神官神拝乎勤女席乎退久、日乃當人與利惣神官爾配膳有利、四日迄當人代利如此之、午刻御幸祭始留」行宮後遷座有豆、御酒打鮑昆布赤強飯等乎献留、時爾神主神前爾向比先奉幣有利、次爾中臣祓披講、次爾神拝、竟豆神樂有利、竟豆御供物乎下介、惣神官與利始女參集乃面是乎頂戴、暫久有豆還御、行烈前乃如之、本社爾御還座有豆惣神官神拝勤女退散、酉刻惣神官參籠」とあり、神輿の出御前に「御膳」の献饌と「神拝」「中臣祓」「巡行」等の行事が行われている。また神輿が「行宮」へ行幸して後にも「御酒打鮑昆布赤強飯等」が献饌されており、これらは「惣神官」「參集乃面」が頂戴している。神輿は当日中に神社へ還御して来たことが窺える。一方、「家例」では「いまだ遷宮勤無レ之故」とあり、「遷宮加持相勤」とあるものの、御輿が行幸した様子が伺えない。これは「神事記」も同様で「御輿御遷宮」とあるのみで、御輿が假殿へ行幸した様子が見当たらない。この事について確認すると「彌彦宮舊傳」に「二月朔日、二日、三日マテ御幸ノ神事トテ社第一ノ大祭禮アリ、今ハ退轉

シテ略式ニ相勤申候」とあり、神事が略式で行われていたことが窺える。つまり、「行事」が記されて頃には神輿の行幸が行われ、「家例」以降は略式で神事が行われていたことが確認出来る。

神輿への遷宮が行われた後、「傳記」では、「同日九つ時御神楽有、惣勤無、神酒頂戴、神主総社家装束ニ而出、宮籠」とあり、「御神楽」の奉納が行われていた。「行事」では神輿が「行宮」へ行幸した際に「次爾神拝、竟亘神楽有利」とあり、神社へ還御した後は「本社爾御還座有、惣勤神官神拝勤女退散」とあるのみで御神楽は行われていない。「家例」では「晝九時惣出仕、装束也、但し詰メ太鼓有り、並宮使時分使ニ相廻ル、御社ニて惣勤無之、小神楽上ル、御神酒頂戴、終て退下、今夜も惣宮こもり也」とあり、神社にて「小御神楽」を奉納しているのみである。この記述は「傳記」と同様であり、「行事」の記述のみが、「行宮」での「御神楽」奉納を記している。つまり、「傳記」が記された時期には神祭が行われず、神社の社殿において略儀で祭りが執り行われていたと考えられる。

二月二日も神幸祭の期間であるが「傳記」の記載には行幸が行われたとの記述がない。ただ大御膳の献饌は行われており「朝、装束惣勤無、六時大御膳上、但泊御膳」とある。他方、「行事」の二月二日条は「諸式前日爾同之」とあり、二月一日の如く「行宮」への行幸が行われた以上の事は不明である。「家例」二月二日条では「朝惣出仕、装束也、但し大御内かぎ、並常祭祀詞、足袋大御内ニ用候分別ニ持五所宮かぎ、右持参可レ仕事、御神前ニて惣勤等無レ之、相揃て直様大御膳上ル」とし、「神事記」二月二日条では「御籠下り太鼓打、一統下り身會貴致し装束着し詰ル、一統揃例年之通り大御膳献上有レ之、飯殿へぶく（服）なき者一統詰メ、御神酒頂戴仕、夫方大御膳順々ニ献上くり出し、御先拂例之通り國島銀之進、相濟ミ小御膳例年之通り太神主殿亭主役ニて献上有レ之、大御膳献上御神内へハ五十嵐外記、五十嵐左京兩人被レ入候」と、大御膳の献饌が行われていたことが確認出来る。「行事」以外の史料では、社殿にて大御膳献饌が行われていることが確認出来る。大御膳の献饌が終わると「傳記」では「同日九時惣社家装束ニ而出勤有、六根清浄祓、次御神楽、神酒頂戴惣籠」とあり二月一日と同様の次第を行っている。他方「家例」では「同御當膳上ル、次配膳、辭儀挨拶は正月七日同斷、兩度罷立餘は席ニて相濟、但しおたちの御飯事、神主並上り御當は役人平之もの差別無レ之、席順に給仕盛り申候」と「御當」による振る舞いが行われている。「神事記」も同様で「大御膳相濟、御當着座配膳、夫々相濟ミ退下」と「家例」と同様の事が行われていることが確認出来る。

翌日三日、「傳記」では「朝、装束惣勤無、大御膳下り、御当有、精進、退下」とあり、

二日に献饌された大御膳が撤饌され、「御当」による料理の振る舞いが行われている。この大御膳の撤饌について「家例」では「朝惣出仕、装束也、惣勤無レ之、大御膳下ル、下男御社に御膳頂戴ニ可二差出一事、五所宮にも差出ス」とあり、「神事記」では「下リ太鼓打、下リ身曾貴致装束着し詰ル、一統揃大御膳下ル、例之通り拾貳筋ツ、頂戴仕、次大御膳不レ相濟ミ、五十嵐左京亭主役ニて小御膳献上、次御當着座配膳、夫々御當相濟ミ退下」と撤饌された大御膳が社家に頒たれていることが確認出来る。また「家例」では「御膳を入候分むしろ之かます、御くわし入候分重箱一ツ、御神酒を入候もの、供米を入候分布袋、右持参、五所宮は蓋物ニても差遣ス」と撤饌された大御膳を持ち帰るのに必要な道具が記されてゐる。ただし、全ての社家が同じような道具を持参した訳ではなく、「神事記」の場合「一統揃大御膳下ル、例之通り拾貳筋ツ、頂戴仕」とあり、社家毎に頒たれる料等が決まっていたものと推察される。大御膳の撤饌後は、「御当」による料理が振舞われ、一度退下し、再び参集して前日と同じように「御神楽」の奉納が行われている。これは「家例」

「神事記」の記載共に同様である。二月四日には神幸祭が終り、神輿が仕舞われる。「傳記」では「朝、装束、御輿上遷宮、惣勤六根清浄祓、次ニ御神楽有、神酒頂戴、次ニ御輿御装束直シ、次ニ御當國嶋左藤兵衛勤、但魚類、御祭終宮籠無レ之」とあり、二日、三日の行事に神輿の「上遷宮」と「御装束直シ」が加わった次第である。「行事」でも「卯刻惣神官社参、例乃如久神拝、竟弓御祭礼乃御道具等乎、取納女、常乃如御膳乎供陪神楽乎奏志、竟弓日乃当人与利惣神官ニ配膳、事竟利各退出」と同様の次第が記されている。「家例」「神事記」にある次第も同様である。以上、神幸祭の次第について確認した。近世後半になると、神幸祭は略式で行なわれ、全て社殿での神事となつてゐることが確認出来る。

御神楽

「神條式」によれば「自十七日至十九日御供御神事為神田役之大神楽々人等今卿食當以中神官勤之」とあり、中世から「御供」「大神楽」の奉納が行われていた。なお延宝八年（一六八〇）の「大々神楽」によれば、「神事従ニ往古一隆出之久々中絶いたし依レ候、今度服忌令相極ニ付、為レ奉レ吟ニ神慮一取ニ立興行一仕候」とあり、延宝八年当時中絶していたものを復活させたのである。また御神楽について遡って見ると、慶長二年（一五九七）の「國上寺毎年御祈念之次第」^{四二}には「同十七日ヨリ彌彦二御神前二一三日ノ法花八講ノ論読アリ同十八日ニハ於ニ御神前二一舞台仕候」「御兒四人同宿者共二一日十二人宛賄料

五日ヨリ廿日迄酒飯「御兒様並大衆同手明キ御太刀持御モリ長枝廿丁手鍵六丁先後陣陣舎人此外夫九以下ノマナカナイ料」「右ノ御兒ノ小袖装束學人衆並御兒ノ馬鞍之入料」とあることからの、彌彦神社の神宮寺である国上寺から、「御兒」が彌彦神社へ派遣され、神樂が奉納されていたことが確認出来る。また「御巡見江差上候寫^{四三}」には「十七日方十九日迄舞童次第之神事 古來ハ御勅使も有レ之、國中府内參詣大祭禮ニ御座候」とあり「勅使」が差遣されていたとされる。

御神樂の次第について、「傳記」によれば、準備は十六日から始まっており、「飯殿役御浜出出勤、同日御膳米相渡ス、大御内小殿内役申付、年中七度御膳飯殿役浜出之節大御内勤候者申付」とあり、大御膳に用いる米の引渡しと、「大御内小殿内役」の申し付けが行われている。「家例」三月十五日条に「老官中之内壹人呼、十七日御神事大御膳大御内役申付ル、同御藏方役人神主方に罷出飯殿役に大御膳米渡ス、右十七日大御膳之儀、本日は十八日有レ之候へ共、大々神樂執行ニ付十七日に引上ケ相勤」とあり、「本日」と呼ばれる御神樂の日ではなく十七日に大御膳を献饌する為に「傳記」より一日早い十五日に「大御膳米」の引渡しなどを行っている。

一方「行事」三月十五日条では「卯刻惣神官社參、例乃如久神拝、竟弓舞台爾弓舞樂乃習礼、去留二月中旬与利、毎日芸古有利」と二月中旬から御神樂の稽古が行われていたことが窺える。また「家例」三月十三日条には「今日晝方兒潔齋、別火ニ上ル、神主方に來ル、夜は御社に行、昨今之内御藏方役宮使同道ニて神主方に罷出、人足ニて兒賄米大々晝飯米為レ搗、神主勝手に相渡、兒賄米は白米貳斗五升位、大々晝飯米は赤飯故餅米にて受取申候、兒賄品々は小拂方方調出ス、小使壹人町方日番ニて來ル」とあり、翌十四日条には「いつも今夜方大々神樂ならし申付ル」とあることから、神樂の稽古自体は二月中旬より始められており、神樂に奉仕する「兒」の潔齋が十三日から始まる流れが確認出来る。御神樂の奉納について「傳記」では十七日に「御祭礼御膳御籠」を挟み十八日に「装束、惣勤無、六ツ時大御膳上、次ニ御当、是ハ上リ御当也、同日七ツ時大御膳下ル、王子分は装束外ハ上下或ハ袴、退下、籠無、尤小兒舞有レ之節ハ十五日より十八日迄ノ内両勤、次第古法有利」と、大御膳献撤と御神樂が行われている。ここでの大御膳撤饌は、正月元旦や神幸祭のように「泊御膳」では無く、当日に大御膳を下げている。この点に関して確認してみると「家例」三月十七日条に「朝惣出仕、装束也、惣勤無レ之、大御膳上ル、次御當、取喫方神主自分御當同斷也、式例之通、終て退下」とあり、同日に「八時大御膳下ル、惣出仕、大御内兩人末社方勤候もの斗装束、餘は繼上下也、家來は御膳頂戴ニ可二差出一

事、五所宮同斷也、二月三日同斷也、と、「傳記」と同じく大御膳を献饌した当日に撤饌してゐる。また「神事記」三月十七日条に「一統揃例年之通り大御膳献上、御膳調進所へ詰メ御神酒頂戴仕、大御膳献上始ル」とあり同日に「八ツ時詰メ太鼓打、身曾貴致し装束着し詰メル、一統揃大御膳下ル、例之通拾貳筋ツ、頂戴仕候」と「泊御膳」の作法が行われていなかつたことが確認出来る。旧来は神宮寺である国上寺の「御兒」による神樂の奉納が途絶え、延宝八年に神樂を再興し、以後継続していたものと考えられる。また大御膳が献饌されるが、「泊御膳」の作法は行われずに当日に撤饌されている点を確認出来る。

祇園会

「神條式」には「六月一日十四日十五日、御神事御供神田役」とあるのみで、祭りの内容については触れられていない。「傳記」六月朔日条には「御祭始と申」とあり「神主方江老官並惣社家小頭庄屋寄合候而、素講御祭料惣社家百姓江割出ス」とあり祭礼の必要経費を「小頭」「庄屋」等に割り当てて行われている。「家例」六月朔日条にも同様に「今日老官小頭庄屋組頭神主方に罷出、當七日方之御神事素講割合仕ル」、「神事記」にも「定式之通り當十四日御祭禮素講割合兒申渡之事」とある。加え「家例」六月朔日条には「祭りに出される燈籠について記されており「右前後（素講の事）方燈籠之用意仕ル」として「花串竹」「篠竹三百本」「花紙」「葉紙」「燈籠張紙」が用意され、此等の紙を染める染料として「花て」「すわう（蘇芳）」「明ばん（ミヨウバン）」「とうごん葉」を用意して紙を染めて燈籠を拵えていたことが窺える。

七日には「麻上下或ハ袴、惣出仕、御輿御装束、但御輿一躰、次ニ御當屋老官之内、並庄屋より上候行器御酒、御輿御膳ニ捧ケ、惣勤六根清浄祓、次ニ神酒頂戴退下」とあり、御輿のお飾りと「御當」「庄屋」による御神酒献上等が行われる。これが終わると場所を「庄屋」宅に移し「素講」が行われる。「同日四日ツ麻上下着御當屋江出、尤惣百姓ハ庄屋方江御當ニ出ル、赤飯鯖膾根葱出之古例也、加賀樂小兒社家内子供御當屋より申付、御當着座、神主脇ニ着座ス、獅子舞小兒百姓より出、庄屋方ニ而定置、百姓より獅子舞出シ候由、社家当屋江使者ヲ遣ス、祝儀酒盛有、終而帰、次ニ社江不レ残罷出、行幸之樂打習有」とあり、「神主」「庄屋」が並び、祭りで御神樂を舞う子供と、獅子舞を舞う子供が選出され、その後祝宴が行われている。祝宴が終わると「樂打習」と習礼が行われていることが確認

出来る。「家例」でも「四時神主以下一同当屋に罷越」とあり「当屋」に集まり、「赤飯、干鯖、葱之膾」「御神酒」等の膳が出される。列席者のお酌がひと通り終わると、「中町」から「獅子之使」一人が出て、「御當屋亭主」から「飯椀」に酒を「十六杯」賜る。またこの席には「児嘉々樂」と呼ばれる神樂を舞う子供も列席している。これら「素講」が終わると、「傳記」同様に習礼に移る。「家例」によれば、社家より「右拍子方」一人、他「紙歌披講人」一人、「大太鼓」一人、「小太鼓」一人、「笛」二人が稽古に参加していることが分かる。

習礼が終わると、そのまま御輿の準備と渡御が行われる。「傳記」では「同日八ツ時、御輿幸被レ遊候、百姓町住吉小路迄行幸、行列古法有り、神主社家百姓ニ至迄麻上下ニ而御供、神歌有、御輿御先弘招拝木ト云テ、小兒木之枝ヲ持、柏（拍）子御先ニ立、神歌ハ火除ノ小坂ニ而二首、住吉小路ニ而二首、御還御ニ祓川ヲ渡リ二首、終而仮屋ニ御入被レ遊一拝而退下」と、社家百姓の供奉のもと弥彦村ある「住吉小路」まで御輿が巡行している。「行事」六月七日条では「神輿乎銕利、神主御遷宮乃作法乎勤女」後、「午刻赤崎乃行宮爾渡御」とあり、「住吉小路」ではなく、「赤崎行宮」となっている。一説によれば、本来「赤崎行宮」への還御が「住吉小路」へと省略されたと言われており、「弥彦宮舊傳」によれば、主祭神と牛頭天王を共に祀る祭りとされている。現在では燈籠神事と称されており、講社による燈籠の奉納が行われている。元来は社家が燈籠を奉納したのがはじまりであり、近世に入って庄屋が燈籠を奉納していた例がみられるが、社家が主体となる祭りであった。祇園の祭りであるがゆえに疫神を祓う神事として位置づけられる。

新嘗祭

「弥彦宮舊傳」では、二月八月に「祈年穀神事」が行われており、八月の神事では初穂が奉獻されている。この神事の場合、公的な性格が強く、八所宮及び二十二社を含めて新嘗祭がおこなわれていることから、彌彦神社の一宮的な性質が現れた祭りであると位置づけられる。

節分

「行事」によると十二月朔日条に「今月節分爾作法有利、惣神官参籠、當人與利御膳乎献留、疫神祭、清解除共爾是乎勤牟」とあり、十二月に節分祭が行われていたことが分かる。このことは「家例」に「節分當日之事年内ニ有レ之、若廿九日晦日杯ニ相當り候へは、

正月御飾付等不二行届壹候二付、引上日相定勤行仕、春に元三之内ニ相當候へは、是亦年内中ニ引上相勤申候」とあることから、十二月ないし一月に節分祭が行われていたことが窺える。節分祭でも大御膳が献饌されており、「家例」はその次第について「節分之日は御社勤行之事は大御膳並御當有り、其日之七時也、大御膳之次第は年中七度之式別儀なし、御當は高橋徳藏勤之、當日見舞申入候事等餘之御當同斷、當日之出仕装束也、詰め太鼓並宮使時分使ニ相廻ル、御社に罷出、惣勤無し、大御膳上ル、次御當料理魚類、終て退下」とあり、大御膳を献饌した後に御當による「料理魚類」が出されている。これの儀礼が終わると、「御社同夕大豆蒔宮使仕ル、大豆は宮柙ニて壹升神主方遣ス、宮使請取ニ來ル」「御社蒔大豆御流、宮使廻勤仕相配ル、銘々少々宛頂戴仕也」と、「大豆」が配られて豆まきが行われている。「神事記」でも大御膳献饌と御當による料理の振る舞いが行われた後「今夜節分ニ付豆まき」と豆まきが行われている。

大晦日

大晦日の神事は簡素なもので、大御膳献上が主な行事になる。ただ、大晦日に向けての準備として二十七日に「社御煤掃」が行なわれている。二十九日には「大年越御支度」として、「大御内幣帛十六本、拜殿小串幣式本、惣末社之幣帛」や「鳥居端出繩」「松飾端出繩」「三光飾幣帛梅花一枝」の用意が行われている。

「行事」では「辰下刻惣神官参集、神前乎鏝利正月乃支度調倍、除夜乃御膳乎献留、先神拜、次中臣祓披講、次常祭祝詞、次神拜」とある。「家例」では、社家が神社に参集する際に刻限になると太鼓が打ち鳴らされ、「宮使」という役が各社家へ刻限を伝えていたことが窺える。「神事記」も同様で、「時分使」が各社家を廻る役であった。各社家が参集すると神事が始まる前に、禊と装束の着装が行われる。「神事記」では「夫ヨリ身曾貴致し装束着し詰ル」とあり、潔斎の後に装束を着装して神事に臨んでいたことが分かる。大晦日の神事では、主に大御膳献上が行われるが、「行事」では「神前乎鏝利正月乃支度調倍」とあり、翌日の準備を行なうから大御膳の献上が行われている。神前に飾られる鏝物に関して「家例」十二月二十六日条に「鏡餅」「供餅」「三光飾餅」などが準備され、二十九日条に「鶴殿大床大幣三光之御飾始」とあり、この場合は二十九日に正月の飾り物を整えていることが見える。準備が調えられた社殿にて、社家により大御膳の献上が行われる。「家例」では「十二月廿九日、今夜、明晦日大御膳ニ付御神内ニ入神主並老官當役壹人宮籠仕也」とあり、「御神内」に入り大御膳を供える役目の社家はお籠りを行なっていたことが分かる。

また大御膳献上に關して「家例」では「席相揃て大御膳上ル、次第は七度同斷也、大御内御膳相濟神主大床ヲ下ル時、又太鼓有り、是は御膳濟知らせ是太鼓也」とあり、「神事記」では「一統揃御膳調進所へ詰ル、御神酒頂戴仕、大御膳献上巡り出し、御先拂國島兵五郎無官ニ付同人ヨリ頼入花井勘解由勤之、御本宮分相濟ミ草薙神社分大矢殿方御頼ニ付嘉内献上致ス」「一御末社方ニ至迄相濟ミ歸社、夫方御神内相濟退下、」とあり、大御膳献上の次第が見える。揃った社家は「御膳調進所」へ詰め、大御膳献上に際して「御神酒」を頂戴し終え、大御膳献上に入る。この時「御先拂」が先導してゐる。これも現在の「大御膳献上」と同じである。大御膳は、「御神内」分、「御末社」分があり、各社家が献饌してゐる。この点も現在の作法と同様である。大御膳の献饌が終わり次第、「末社方」の社家も社殿へと帰参し、「神拝、中臣祓披講、常祭祀詞、神拝」が行なわれ、各社家は退下する流れになる。大御膳献饌の流れは「家例」に「次第七度同斷」とあり、「家例」「神事記」の「大御膳献饌の次第も同一であることが確認出来る。大御膳の献上が終了した後について「行事」正月朔日条に「前夜與利參籠須」とあり、「家例」「神事記」でも大晦日の參籠が記載されてゐる。この「參籠」は正月元旦神事の為に行われてゐる。以上、近世における大御膳の様子及び祭典について詳細を確認した。各祭りとも重儀であることが確認出来る。各祭りは、季節に應じた祭り、と神社の祭神に直接関係する祭りに分けることが出来る。正月元旦には新年の祝賀、この節分には豆蒔き、大晦日には諸準備を含め、あり、祭りの内容も正月元旦には新年の祝賀、この節分には元旦、節分、大晦日には諸準備を含め、た、神事で年越しを迎える祭りを行うことは一般的であり、特に元旦、節分、大晦日の祭りが重どの季節毎の節目に祭りを挙げることは一般的であり、特に元旦、節分、大晦日の祭りが重要視される場合が多い。前章で取り上げた香取神宮などが好例である。次に三月の御神樂の場合、「舊傳」では「人皇五十四代仁明天皇承和十年神主尾張連濱臣舞曲ノ功ニヨツテ賜之」とし、御神樂を賜つたとあるが、実際には延宝八年に神主高橋頼光によつて再興され、た折に定まつた十二の舞であつた。本来の御神樂は、国上寺から「御児」つまり稚児が参じて行われていた。また「神條式」には「圀中差府頭人」とあり、「一宮の彌彦神社として祭りであつた形跡が認められる。九月の新嘗祭について八月に「祈年穀神事」があつても重要な祭典であるが、彌彦神社の場合、年中祭典において八月に「祈年穀神事」があつたことが、祈年穀神事」について「舊傳四四」では「八月朔日御神事祈年穀也同十三日ヨリ十五

日迄祈年穀大祭ナリ伊夜彦明神并末社并祈年穀ノ社二十二社國中郡々ノ神等ヲ祭神戸國ノ公戸ノ人民其年ノ新穂ヲ献リ參詣群集火ノ不淨ヲ禁スルニ依テ參詣ノ輩參籠スル古例ナリ」としてゐる。彌彦神社は一宮であり「舊傳」に言う「祈年穀神事」が一宮としての公的な祭祀に關連するものかは史料上定かでないが、一連の農耕儀礼が年中祭典に含まれてゐることからもその重要性が推察される。では四月と十月の鎮魂祭は期間も長く、重要な祭典であるにも関わらず、近世においては、大御膳が供えられなかつたのか。これは、鎮魂祭が祓殿と六王子社のみに関わる祭りであり、主祭神や妻戸大神が祀られる対象ではないことが考えられる。大御膳の基本原則は、主祭神以下、六王子及び「上一神」と呼ばれる殿内の神々を祀る対象としてゐる。これから外れる場合、重要な祭典であつても大御膳を供えるべき祭りとはならなかつたと推察される。このように、各祭りは彌彦神社における重要祭典として位置づけがあり、大御膳という特別な神饌を供える大規模な祭りであつた。少なくとも、神社に奉仕する人々にとつては重儀であり、主祭神をはじめ撰末社の祭神をも丁重に祀る必要性のある祭という認識があつたものと考えられる。また、一宮としての公的な側面が窺える点がある。「神條式」には「大明神御出旅所時」に必要なものとして「色々御衣宝物」役を「囿司」が、「御馬御鞍背具」役を「地頭」が勤めてゐることや、同文献には三月「永祭」に「勅使參宮」があり「同三石斗下府米（留）守所弁之」と「留守所」による費用の所弁があつたこと、十月臨時祭の条に「勅使參宮、三石六斗下府米留守所弁之」とあることから、三月の神幸祭や鎮魂祭、十月の臨時祭には国衙との關連性があつたと推察される。ただ、中世における神事關連の史料は「神條式」以上に遡及することが出来ない為、彌彦神社と国衙との具体的な關係性などは指摘出来ないが、国衙が關係した祭祀が近世においても継続して行われてゐることから、祭祀自体の重要性は損なわれていないかと思われ。ただし、「長祭り」と十月臨時祭「が大御膳献饌の對象に含まれてゐないことを考慮に入れると、祭祀の重要性は中世から近世にかけて変化してゐたものと考えられる。以上の点を考慮に加えると、大御膳は、祭祀の重要性の轉換を示すものと考えることが出来る。特に他の祭祀と異なる点は、先にも述べたように主祭神以下撰末社や「上一神」と呼ばれる神々へ限なく神饌を供える点にある。また、神饌品目には序列があり、「御蒸」「御餅」を基本とし、主祭神には、魚や野菜、菓子、果物、醴を加え、撰末社や「上一神」等へは「醴」を供えてゐる。品目の序列があると同時に、「御蒸」「御餅」「醴」など米を材料として調理されたものが中

心となつてゐる点も特徴である。となれば、大御膳の基本要件と考えられる複数の神への大御膳献饌の次第について分析し、考察を試みたい。

二―三、弥彦の神と大御膳―地域の神と氏神―

一、近世における大御膳献饌の次第

大御膳の特徴として、「上一神」などの神々へ「御蒸」「御餅」「體」を献饌してゐる点を指摘した。現在の御膳では、拝殿に献饌される主祭神・妻戸大神分の大御膳の他に「本社別盛り御膳」が九台供えられてゐることから、これが近世における「上一神」などの神へ備へた大御膳の名残りであると考えられる。

田中は現行の大御膳について触れ、飯殿へ供える「箕先」や、撰末社への献饌について注目し、これらを祭りに先立っての雑神への供えとして捉へてゐる^{四五}。確かに、供える順序とは、観点から考えると、大御膳を献饌する以前に飯殿や撰末社へ神饌を供へてしまふことを意味して、最上位の対象である主祭神・妻戸大神を差し置いて神饌が供へられてしまふといふ把握の仕方は、大御膳の献饌を一連の流れで捕へてゐる田中の指摘や雑神への供へると現在では、献饌した後に祝詞を唱へ、撤饌してしまふが、明治以前は献饌した後、各家は拝殿へ赴き、定位置へと着座し本殿での祭りへ参加してゐる。これは「泊御膳」が無い三月の御神楽、九月の新嘗祭でも同様で、主祭神と撰末社に神饌は献饌されたままで拝殿列座の後、祝詞奏上が行われてゐる。田中の指摘する作法は明治以降の作法であり、「彌彦神社特殊神事」では、田中が指摘した作法が行われてゐる。このように、主祭神及び撰末社への同時献饌による祭りが本来の大御膳献饌の作法であり、田中の指摘する作法は、明治に入り「祭式」が制定されて以降の略儀であることが指摘出来る。少なくとも、撰末社分の神饌に關しては、祭儀変更が生じた為に主祭神の献饌が終わる前に献撤と祝詞奏上を行ふのであつて、田中が想定する祭りを行ふ前に供へるべき神への献饌ではないことを指摘すること出来る。

献饌される大御膳が撰末社へ献饌されることに注目してゐるが、主祭神・妻戸大神への献饌を、「上一神」などの神々へ供へていた神饌の名残であると推察する。現在の「本社別盛

り御膳「は「御蒸」「御餅」「體」に箸を添えたものを八台、「御餅」のみの三方を一台、計九台が供えられている。「大御膳之節大御内之次第」^{四六}を見ると、同様の形式の神饌が「上一神」から「下六神」まで計十六台供えられていることが図面より確認することが出来る。また「大巳貴命」等に対して、箸を添えず餅のみ供えていることから、現在の「本社別盛り御膳」が「上一神」以下の神々へ供えられていた形式と同一であることが窺える。何故「本社別盛り御膳」のような形へと変化したのかは不明であるが、「明治二年伊夜日子年中行事」では、「本社別盛り御膳」が供えられていないことから、一時的に廃絶し、後に復興したことで現在へと継承されたものと推察される。つまり「本社別盛り御膳」は、単なる別盛りではなく、「上一神」等供える対象の定まった神饌であったと考えられる。また、ではこれら「上一神」の神々を含めて、どのように大御膳が供えられていたのか。また、複数の祭神へ同時に献饌する意味とは何なのか。「大御膳之節大御内之次第」^{四七}の次第と「大御膳調進備方^{四八}」(図二)にある献饌図から大御膳献饌の次第を確認、分析を試みる。

先御膳國島御鹽臺を持、大床ニ來ル

老官御膳役に渡

御鹽受取、東之方之小机ニ居ル、

次五穀四方臺土器五ツニ盛壹膳、同受取是も東之小机ニ居ル、御鹽臺とニ膳也、

同御菓子四方臺御本前長机ニ居、

同海山之品四方臺壹膳同長机ニ居ル

次御本前四方臺御餅四拾筋御本前之机ニ居ル 同壹膳同断

次銚東之小机之脇ニ立懸置

次御妻戸五穀包臺西之小机ニ居ル、御菓子臺、海山之品臺、御本膳同断長机ニ居ル

御膳貳膳御妻戸御前机ニ並べ居ル 是を長机之下御妻戸前ニ置、同玉櫃一ツ供米之長机之下

ニ置 次供米八角臺黒塗蓋物ニ一ツ、是を長机之下御妻戸前ニ置、同玉櫃一ツ供米之長机之下

次御喰之玉櫃二ツ受取、御喰之玉櫃ハ紋付テアリ、小戸内ニ置、

次御餅之玉櫃三ツ同断

次御神酒瓶三ツ、右受取

次御手洗水受取、是ニ而相濟、

次御喰之飯、御定木と申御高杯十六、並四方臺十六膳有り、是ニ盛ル、

盛リ方、先シヤモシト見ル如此板ニ而拵なり、是を御手洗水ニ而流シ御玉櫃蓋を取、其

板を取テ御飯を左右手前ニ少々宛はねこぼし、夫より御高杯を取、其板ニ而すくい、三

度盛ならして四方臺に載上ル、壹臺毎ニ如此、右拾六膳終而次御餅、
 是者臺六膳有之、是ニ御餅貳拾筋宛盛ル、司六神に上ル、
 次に通臺とて二膳有是之、是ニ拾筋宛盛テ中六神ニ上ル、是者上臺別ニ無是、
 御高杯を載候四方臺ニ添上ル、
 次下四神ハ五筋宛上ル、是モ御高杯是四方臺ニ居ル込ナリ、
 大已貴命、事代主命 兩躰有リ、其通臺ニ御餅拾筋盛上ル臺無様也
 まず、献饌が行われている場所について確認する。引用した記述からは、「大床」一
 内一などの場所が記載されているが、殿舎名などは不明である。「行事」正月朔日条には
 一神主并上官二人、御外乃闔大床乃方乎開畿内爾入、時爾御本殿乃御膳六王子并十二代乃
 御供物等乎、中官與利無官爾至留迄飯殿與利次第乃如久運布、大床爾司候乃者乎請取御
 外乃内乃役人爾渡須、御外乃内乃役人は乎請取調揃陪豆、御内乃方乃闔乎開畿悉久備陪奉
 留、六王子并十二代乃御供物其社々預乃祠官爾飯殿與利是乎渡須」とあり、「御本殿」溶い
 う場所で大御膳献饌が行われていることが確認できる。ただし、この「御本殿」は拝殿、
 鶴殿、中殿、本殿の総称と考えられる。これは本殿が「不開殿」と呼ばれ、遷宮の折には中殿と呼ばれる
 場所であると考えられる。これは本殿が「不開殿」と呼ばれ、遷宮の折には中殿と呼ばれる
 古法があつたとされていることや^{四九}、本殿と中殿の間には石畳があり、大御膳を献饌す
 る際に「大床爾司候乃者」が「御外乃内乃役人」へ大御膳を渡していることから等から推
 察するに、大御膳を献饌する場所は、中殿であつたと考えられる。なお、現在の社殿は弥
 彦山を背にしているが、明治四十五年（一九一三）の大火以後の配置であり、それ以前に
 おいては、現在の宝物殿付近にあり、南向きに社殿が建てられていた。つまり、「大御膳調
 進備方」に描かれた図面は、上を北としており、丁度主祭神、妻戸への大御膳が本殿に向
 けて供えられていることが分かる。
 以上の点を踏まえ、次第の流れを確認すると、「大床」に居る「老官」が、御膳を「御膳
 役」へと渡していく。「家例」によれば大御膳献饌では大御膳を調理する「飯殿役」が一名、
 「大御膳大御内役」として「老官」一名が任命されている。献饌する順序は、「御本前（主
 祭神）」↓「御妻戸（妻戸大神）」↓「司六神（上六神）」↓「中六神（司六神）」↓「下四
 神」↓「大已貴命、事代主命」の順序であることが確認出来る。中殿での献饌と同時に撰
 末社への大御膳の献上が行われているが「行事」「家例」「神事記」からは、六王子と呼ば
 れる勝神社、草薙神社、乙子神社、武具神社、船山神社、今山神社の六社と五所宮^{五〇}へ
 の献饌が確認出来る。その他、境内にある二十二社神社、八所神社、上諏訪神社、下諏訪

神社や、「舊傳」以降神輿の御旅所になっていた住吉神社への献饌は確認出来ない。摂末社への献饌と言えども、主祭神及び主祭神に関わりのある祭神への献饌に限られていた可能性が窺える。

大御膳は「大床」に居る「老官」が品目を調べて、「御膳役」へと手渡され、主祭神と妻戸分の「御鹽」「五穀」「海山之品」「御餅」「御膳」の順で献饌されている。主祭神と妻戸への献饌が終わると、妻戸分の「長机前」に「供米」が置かれる。この「供米」は「古繪巻」「大御膳圖」にある「散米」と同じものであることが窺える。この「供米」「散米」についてどのような用いられたのか近世の記録では不明であるが、明治九年国幣中社彌彦神社年中祭式」にある大御膳の品目に「玄米」とあり、「但禰宜一員起テ神前ニ蒔キ散ス」とあることから、「散米」の名称の通り、米を蒔く所作が行われていたものと推測される。「供米」が据えられた後、「御喰之玉弼」二つと「御餅之玉弼」三つが「小戸内」へ据え置かれる。これらの玉弼に入った飯と餅が、「司六神（上六神）」以下の祭神へ献饌される神饌となる。主祭神と妻戸分の神饌とは異なり、「司六神（上六神）」以下の神饌は「御膳役」によって、「高坏」と「四方」にそれぞれ盛り付けられている。御飯は「司六神」以下十六の祭神へ高坏に盛り十六、御餅は「司六神」へ二十、「中六神」へ十、「下四神」へ五、「大已貴命、事代主」に十ずつ供えている。祭神毎に盛り付ける御餅の数量が異なり、また御餅を配膳する位置も、「司六神」は御飯を載せた四方とは別盛にされ、「中六神」「下四神」の場合は高坏に盛った御飯を載せた四方へ一緒に載せられている。これら献饌の様子を見ても分かるように、献饌される品目数が祭神毎に異なっていることが窺える。

以上が中殿における大御膳献饌の一連の流れである。現行の大御膳と異なり、中殿における大御膳献饌において、「司六神」以下の十六神などの祭神へ「御飯」「御餅」「御餅」等が献饌されていることが窺える。加え、各祭神に供えられていた「御餅」の数量に明確な差が設けられていたことも確認出来る。

以上のように中殿における大御膳献饌の次第を確認した。大御膳が、六王子等の摂末社以外の祭神にも供えられていたこと、それぞれ祭神の神饌に差異が認められることが確認できた。問題は何故、「司六神」以下の祭神にまで大御膳を供えていたのか、という点にある。大御膳が重要な祭典にのみ供えられる「大祭仕様」の性格を持つ神饌であることは確認した。大祭としての基準は不明であるが、一宮としての祭りや国上寺との関わりのある祭祀が含まれているところから、公的な祭りが彌彦神社の年中祭典の中で重要な位置を占める。近世以降も存続していたことが指摘できる。このような大祭を行う際に、主祭神や姫

神を祀ることは勿論、祭りとの関係の深い祭神を祀るのが一般的な理解と思われる。また田中が指摘したような、直接祭りに関わりはなくても祀らなくてはならない神へ神饌を供えつということも考えられる。そのような点を踏まえて、「司一神」を含め献饌の対象とする大御膳の性質を考えた時、祀る対象が祭りを行う人々にどのよう捉えられていたのかを改めて確認する必要があると考える。よって、大御膳の献饌対象となる祭神について、祭りをを行う人々の捉え方を論点として考察を試みたい。

二、大御膳の献饌対象について―天香山命と末裔の神々―

すでに示したように、彌彦神社に祀られている祭神は、天香山命とその姫神とされる妻戸大神である。撰末社には天香山命の子孫である天五田根命（武具神社）、天忍人命（船山神社）、天囀戸命（草薙神社）、建筒草命（今山神社）、建田背命（勝神社）、建諸隅命（乙子神社）、二十二社を奉る二十二所神社、香取や鹿嶋を始めとする八柱の神を奉る八所神社、元禄七年（一六九四）に長岡藩主の牧野氏の神霊及び大巳貴命を奉る五所宮から発展した十柱神社など多くの祭神が祀られている。とりわけ、六王子と呼ばれ天香山命に縁の深い六社は、大御膳の献饌対象でもある。二は推察している^五。また、六王子が天香山命の子孫であるという点も、近世に作成されたとされる「伊夜比古神社記」、「縁起聞書」に初めて見えるもので、これら縁起書は吉田神道の相伝を受け自ら橘神道を唱えた橘三喜の手によるものであることか、近世彌彦神社における神仏分離運動と関連したものであると指摘されている^{五二}。中に成立したとされる「古縁起^{五三}」では「明神」もしくは「彌彦大明神」と記されており、年代不明の「彌彦縁起断簡^{五四}」においても「古縁起」と同じく「明神」「彌彦大明神」とあるだけで、天香山命の名は記されていない。少なくとも彌彦神社の祭神名を天香山命とするのは江戸期の書写とされる「伊夜彦大明神御造営斧立次第記写」に「越後州神原郡伊夜比古大神ハ天香語山命齋奉留、神社奈利」とあり、「文明五年十一月十八日ヨリ斧立次第棟上乃儀式先記乎以末代為尔書写畢」と文明五年（一四七三）の記名が見える。一方、六王子についてはどうか。「古縁起」では「六王子本地垂迹並ニ勸請ノ神」として「太郎王子武具号西御前本地聖觀世音」「二王子船山本地地勢至」「草薙大明神弥彦第三ノ王子也本地毘沙門天王」「四王子今宮本地文殊師利」「五王子勝本地々蔵」「乙子王子者本地ハ劫聖」とあり、王子とはあるが彌彦大明神の子孫であることは明記されていない。

これは「彌彦縁起断簡」も「古縁起」とほぼ同様である^{五五}。六王子が天香山命の子孫とされているのは橋三喜が記したとされる元禄元年（一六八八）の「伊夜比古神社記」である。「伊夜比古神社記」では、六王子の祭神について「一嗣乃王子」「武甕大明神を」「天五田根命」「二嗣乃王子」「船山大明神を」「天忍人命」「三嗣乃王子」「草薙大明神を」「天戸國命」「四嗣乃王子」「今宮大神を」「建筒草命」「五嗣乃王子」「須久留大明神を」「建田背命」「六嗣乃王子」「乙子神社を」「建諸隅命」としている。また、貞享元年（一六八四）書写の「国上寺記録写」には「越後蒲原郡弥彦社七座」として「第一大宮天香児山命、即天火明玉神御子也」「第二西之御前五田根命」「第三船宮天忍人命」「第四草薙宮天戸國命」「第五今宮建田背命」「第六勝社建筒草命」「第菜々乙子宮建諸隅命」とあり、主祭神の天香山命と共に六王子の祭神名が固まりつつあったことが窺える。

さて主祭神たる彌彦大明神の子孫として六王子が位置づけられてきた経緯を確認した。主祭神及び六王子の祭神名は「古縁起」「彌彦縁起断簡」には見受けられず、吉田神道との交流が行われて以降の慶長十六年に初めて「天香語山命」の祭神名が見える。六王子の祭神名も、橋三喜が彌彦神社へ訪れて以降、貞享から元禄の間に定まってきたことが窺える。縁起が由緒から祭神がどのようなように捉えられてきたのかを確認したが、近世以降においては主祭神及び六王子が一つの系譜上に連なるものと理解されていたことが分かる。中世の祭神に関する捉え方については「古縁起」「彌彦縁起断簡」以上のことは不明であるが、当時神仏習合の状態にあり、六王子以外にも「八所明神」「十所小神」「赤崎糺明神」「石動明神」「二十二所」など多くの祭神を祭り、中でも「石動明神」「赤山大明神」など修験道と関わり深い祭神も祀られていたとされてきたことは確認できる。その中でも六王子が筆頭として挙げられ、それ以外の神を「勸請ノ神」としている点から、六王子と呼ばれる祭神が古くから彌彦神社にて奉斎されてきた祭神であったと推察される。

主祭神である彌彦明神と共に六王子が古くから奉斎され、近世に入ってから主祭神の子孫としての系譜と祭神名が付与された。これらを行ったのは近世の彌彦神社に奉仕していた社家であり、彼らは自らの家の出自として、主祭神及び六王子の系譜に祖先神を位置づけ自らの出自としていた。この点に注目したい。宮英二は年号不詳の「彌彦神系譜」三巻について比較を行い、彌彦神社の社家が尾張連として綴られており、その形態が「先代旧事本紀」に裏付けられている点、「彌彦神系譜」が恐らく神社の古伝を下地として改変が施されたものであったと点を推察している^{五六}。各「尾張神系譜」を確認すると、具体的に先祖が充てられているのは、彌彦氏、新保氏、長橋氏、坂上氏、川内（河内）氏となる。

この「彌彦神系譜」以外に、彌彦神社宮司家の系図である「中興系図下書」や、神主家高橋家の系譜である「尾張連高橋氏系図」などがあるが、注目したいのが安永三年（一七七四）の「尾張連神系図末流傳書」（以下「末流傳書」とする）である。この「末流傳書」に注目する理由は、各社家の氏神が列記されているからである（表四）。この内、幾つかの氏神には奉る場所が記されており、「御棚」「宮殿」に祀られていたことが窺える。また「祭戸内氏上坐神」「奉戸内氏神」とあることから、氏神として祀られていたことが確認出来る。これら氏神として祀られている名前を「彌彦神系譜」「尾張連高橋氏系図」から確認すると、彌彦氏の祖である「豊城麿」、長橋氏の祖である「色止麿」、河内氏の祖である「熊勝」などの名前が確認出来る。また長橋氏から高橋氏へ改名した高橋光遠や、酒殿神主、武呉神主を兼職したとされる高橋光秀の名前は「中興系図下書」より確認することが出来る。つまり、「末流傳書」によれば、「戸内」において社家の祖先が氏神として祀っていたこと、その氏神は先に示した「彌彦神系譜」「中興系図下書」等に記載の神々や人物であったことが窺える。社家達は、自らの出自の淵源を、『先代旧事本紀』で尾張連の始祖とされる天香山命に求め、各家の祖先を天香山命の末裔とし氏神として奉斎していたことになる。加え、「戸内」に祀られる氏神も大御膳献饌の対象として含まれていたことを考えると、大御膳献饌する対象は、主祭神・妻戸大神及びその末裔の神々を意識していたものであったと考えられる。では「戸内」に祀られる氏神はどのように祀られていたのか。

三、戸内十六神

「戸内」に祀られる神々は氏神として祀られていたことを「末流傳書」から確認することができた。では、どのような形で祀られていたのかを史料から確認していくことにする。彌彦神社の社家で神社の由緒などについて問答形式にまとめた『桜井古水鏡』には「戸内」の神々について、「問 中殿ノ御内ニ上六神、司六神、下四神都テ十六神坐マスハ神系尾張連十八世ノ内ニヤ。又別ニ祭ル神在ルニヤ」「答 是戸内ノ十六神ト云フ。此御事ハ十八世ノ内有ベシ。又末ノ神等モ坐スナリ。是ハ神宦宗家ノ祖ニシテ氏ノ神ト云フモノナリ。祭ル所別録アル、白地ニ云ガタシ」^{五七}とあり、「大御膳調進備方」にあった「上六神」「司六神」「下四神」が「戸内ノ十六神」と呼ばれ、「神宦宗家ノ祖ニシテ氏ノ神」であったことが窺える。

表 4 「尾張連神系図未流傳書」に見える氏ノ神

氏ノ祖	氏	系譜、系図の記載	備考
尾治豊城麿	彌彦氏	豊城麿(「彌彦神系譜」)	祭戸内氏上坐神、御棚左一位坐。
尾治色止麿	長橋氏	色止麿(「彌彦神系譜」)	御棚左二位坐、宮殿上座之神四所之氏神
尾治熊勝	河内氏	熊勝(「彌彦神系譜」)	御棚左三位坐、宮殿上座三次
尾治立雄	坂上氏	立雄、立男(「彌彦神系譜」)	御棚左四位坐、宮殿上座四次
尾治磯建臣	新保氏		御棚左五位坐、宮殿上座五次
尾張喜彦臣	藤井氏		奉戸内氏神、上六座
尾治勝雄	伊和(岩)氏		御棚右一位坐、宮殿右ノ坐ノ一
尾治滋彦	平塩氏		右御棚五位、宮殿右ノ坐五次
高橋氏大惣大夫光遠	長橋氏	光遠(「中興系図下書」)	長橋氏を改名、高橋氏を名乗る。
高橋先生光秀	高橋氏	光秀(「中興系図下書」)	酒殿神主、武具神社神主を兼職。
三郎大夫正忠	行田氏		
藤井志介丸	樋口氏、藤塚氏、楯本氏		
不明	宇井氏、榎本氏		
鈴木氏神	鈴木氏		御棚下ノ座
石井浜名	船江氏		
黒洲金村	御幸氏		

上・司・下（「大御膳之節大御内之次第」では司・中・下）の神がどのような基準で分けられているのか、「末流傳書」の「御棚左一位坐」「御棚右一位坐」という記載と「大御膳調進備方」に見える献饌図と対応させると、古い氏神の座位が高いことが分かる。つまり、「上一神」が「御棚左一位坐」、「司一神」は「御棚右一位坐」、「下四神」以下は「御棚下ノ坐」と対応していると考えられる。

次に「行事」正月朔日条を確認すると、「本殿乃御膳六王子并十二代乃御供物等乎、中官與利無官爾至留迄飯殿與利次第乃如久是乎運布」と、「十二代」が大御膳を供える対象となつてゐる。一方、「家例」十二月二十九日条に「朝飯御社ニて太鼓有り、一同罷出ル、袴羽織也、大御内役壹人ハ装束ニて出ル、是は御神内是幣帛拾六神切替等仕^{五八}」と「御神内」に「幣帛」を「拾六神」分切り替えることあり、大御膳を献じる「御神内」に「拾六神」が祀られていたことが確認出来る。「行事」では「十二代」とあり、「家例」では「拾六神」とあり、中殿へ祀る神の数に違いが見られるが、その仔細については史料から窺いしることが出来ない。他、「伊夜比古大明神常祭祀詞」にある「小祭祀」には「掛毛畏幾伊夜彦大宮爾坐須天香兒山命妻戸大宮爾坐須女神此二柱大御前爾某々乎祈意申御子乃世繼三笠山爾坐須武吳大神福井爾坐須舟山大神美登乃山爾坐須草奈岐大神比曾爾坐須今山大神勝谷爾坐須俱留大神美都垣内椎樹本坐乙子大神此皇神等乃御前戸内乃神職我齋祭十六神遠都神乃美伊豆太々志久國乃榮乎夜乃守晝護爾賜陪登申須^{五九}」とあり「戸内乃神職我齋祭十六神」が祀られていたことが確認出来る。「小祭祀」と近似する祝詞が「舊傳」にもあり、「常祭祀祝詞」には「戸内爾齋奉十六神等毛漏落留事無所食聞氏夜乃守日乃護爾幸閉玉比止恐美惶美毛申須^{六〇}」とあり「十六神」が祀られていたことが窺える。また「舊傳」には、「天香兒山命ヨリ十八代尾張姓ト稱シ神系ヲ以テ神主神官尾張氏ト號シ神系續來ル氏ノ祖十六代宮中ニ祭氏ノ神ト申是ヨリ別レテ神官七十五氏トナル」とあり、「氏ノ祖十六代」が天香山命を淵源として意識していたことが窺える。

四、大御膳と氏神祭祀

以上のように、主祭神である天香山命と妻戸大神を中心に、御子神とされる六王子、その末裔である「戸内十六神」に対して大御膳が献じられてゐることが史料より確認出来る。大御膳は大祭仕様の神饌であることが指すのに指摘したが、加え主祭神を中心とした末裔の祭神を対象とした神饌であることが指摘出来る。特に、近世における彌彦神社の社家は自らの出自について、天香山命を祖とする尾張連の末裔として位置づけ、中殿に「戸内十六

神「と呼ばれる氏神を奉斎し、大御膳の献饌対象としていた。社家が主祭神と自らの祖先神を結びつけ尾張姓を名乗った背景には、宮英二の指摘にあるように吉田神道の影響や、近世における橋三喜の神道伝授の影響などが考えられる。ただ、古くから彌彦明神と共に六王子を奉斎していたことや、「彌彦神系譜」に見られるような形で社家はみずからの出自を主祭神と繋がるものと考えた形跡があり、それが下地となつて「末流傳書」のようにな系譜として形づくられたものと考えられる。近世の史料に見える「戸内十六神」に対する大御膳献饌も、「行事」では「十二代」へ大御膳が献饌されていくように、元々社家の氏神への奉斎が行われており、次第に「十六神」という形への奉斎に固定化されていったもとの推測される。このような献饌対象の変化が窺えることに加え、大御膳自体にも変化があったことが、大御膳の絵図より窺い知ることが出来る。

先に挙げた「大御膳図」と「古繪卷」の大御膳を改めて比較すると、「大御膳図」には「乙子」と書かれた神饌が三台あり、「鯛」「もち」がある点など、様相が異なる。一方「古繪卷」では「大御膳之節大御内之次第」にある大御膳の品目が描かれている。絵図の年代が近世のものである以上のことは不明で、これら絵図から大御膳の品目の変化等については詳細な検討が出来ないが、近世において大御膳にも何らかの変化があつたこと推察される。また時代を遡って文明二年（一四七〇）の「彌彦神社御頭注文写」に「彌彦庄内条役之御頭注文」として、「正月七日御頭分」以下に品目が掲げられていることに注目したい。六。

飯殿之分
一、白米 壺石 四斗五升、此内もちの米 三斗三升

一、かき 二れん 一、いも 二そく 一、かやのミ 一升
一、栗 一升 一、塩 一升 一、わかめ 二帳 一、おけ 二
一、かミ 五帳 一、ひしやく 一、いかき 一、わらひ 二れん
一、御はし 七せん 一、こんはう 二わ 一、わらひ 二れん
一、八十のきし 七せん 一、な物とき 一、わらひ 二れん
一、乙子、しほひき 一、こと入 一、かわらけ 五月とり

「飯殿之分」の品目を見ると、米をはじめとして、「かき」「いも」「かやのミ」「塩」「わ

かめ「こんはう」「わらび」など海や里のものが並んでいる。また「乙子」の分として「しほひき」として塩漬けの魚と思われる品目が上がっている。この文献は「正月七日御頭分」と記載があり「御頭」とあることから、小御膳の品目が載る史料として紹介されている^{六二}。しかし、記録上では小御膳は各社家の家で調理されるもので、飯殿で調理されるものではない。また乙子は小御膳の行事に無関係である点や、「大御膳圖」に描かれている品目と記載内容の多くが一致している点から考えて、飯殿分として記載されているのは神饌調理に必要な品目類であった可能性が考えられる。大御膳の歴史の変遷については、史料が近世以降のものであるという制約があるため、近世以前における大御膳については不明であると言わざるを得ない。少なくとも、近世以降の大御膳が献饌される対象については、主祭神を中心とした末裔の神々であったことが確認出来る。

二 四 大御膳の特徴とその形成要因

一、中世における彌彦の農産業

ここまで、大御膳が大祭仕様の神饌であること、近世においては主祭神・妻戸大神、六王子、社家の氏神を対象として献饌されていたことを史料から確認した。最後に大御膳が米を多く用いる点について、彌彦神社周辺における農産業を視点として考察を行い、特徴の形成要因についてまとめられることとする。

大御膳に用いられる食材の大半が米であることはすでに述べたとおりで、「御蒸」「御餅」「醴」「菓子」と様々な形に調理され供えられている。また「いも」「きょうり」「なすひ」などの農産物や、「鹽」「鯛」「わかめ」などの海産物も神饌の品目として含まれている。これら、農産物及び海産物の供給という点で考えると、農産物に關しては彌彦神社周辺の農産業、海産物に關しては彌彦山を越えた沿岸部からの供給により、食材が賄われていたと考えられる。

そこで、中世以降の彌彦神社の有する社領における農産業の実態と、海産物の供給源である沿岸部における産業について確認していくことにする。中世に於ける彌彦神社を中心として、大永七年（一五二七）の「彌彦神社領檢地日記^{六三}」には「はまの」「はら（岩室村大字原）」「ふもとの（彌彦村大字麓）」「やひこ（彌彦村）」「ふくわう寺（彌彦村大字麓小字福王寺）」「さく田」「いしふとう」「おお内かわ」「大ふもと」「いた（彌彦村

大字井田)「いわせ(岩室村大字石瀬)」「のすみ(寺泊町大字野積)」「かすた(弥彦村大字麓小字粕田)」「ね子かさわ(弥彦村大字麓小字猫ヶ沢)」などの地名が記載されており、現在の弥彦村、新潟市西蒲区岩室、同区巻から弥彦山を超えて長岡市寺泊野積まで社領として田畑を有していたことが確認出来る。また上杉氏が移封される前、天正二十年頃の「一宮弥彦御神領事」として弥彦村などの村名及び石高が示されている。

これらの田畑から収納される農産物が彌彦神社における祭祀や造営などの経済的基盤となっていたことが考えられる。これらの社領は各社家が領有し、自らの得分及び社納分の収穫物を得ていたと考えられる。社家がどれほどの得分を得ていたかは不明であるが、各祭典に必要な分の社領区画の概念があったように、「神條式」に「庄内神田」その詳細が示されている。ここで云う「庄内」とは弥彦庄のことを指していると考えられ、現在の弥彦村近隣に祭典料を負担する為の社領が設定されていたと推察される。これらの社領―田畑等―を各社家が領有し、領有している分の田畑から収穫される農産物は必要な祭典への経費として充てられ、その農産物や水産物が神饌の食材として用いられていたと考えられる。

以上の社領の実態は、上杉氏が移封前の社領であり、二千九百石の社領を抱え、神官約七十名が社領を知行することで彌彦神社の経営をまかなっていたと推察される。

上杉氏移封後は、五百石が朱印地となり、また神官は二十五名にまで減少することになる。朱印地五百石は現在の弥彦村に当たり、社家と百姓で社領を分けていた。従前の社領とくらべ四分の一に減少していたことに加え、弥彦村の土地柄、「腐田」「荒田」と呼ばれる田地が多く、五百石の石高とされていたもの実際にはその半分にも満たない収穫量であった為、必ずしも農産物の収穫に恵まれた状況ではなかったと考えられる。このことは「越後國蒲原郡彌彦神領之事」によれば、五百石の内三百石は「神納米」、五斗三升入りの俵で換算して三百俵を納めていた。^{六四}ただし、田地による差が在るため、三百石当たり位の取れ高は、作物の出来高により「上作」で百二十俵、「中作」で百俵、「下作」で六十俵位とされ、「水腐地殊ニ永荒地多分出來、上作と申者稀ニ御座候^{六五}」と云う文言からも窺い知れる。このような状況でも、大御膳に用いられる多くの食材は弥彦村から納められるもので賄われていた。「家例」によれば大御膳調理に携わる役には、三日前に「大御膳米」が「蔵方」から渡される。「蔵方」は蔵に納められた「蔵米」を管理する役で、「蔵米」は社家等から納められた「神納米」のことかと考えられる。同文献九月十二日条には「飯殿ヨリ宮使参り、大御膳粉米、是は兼神主方にて米之粉用意いたし置、其外供物入用大こん貳本、山芋貳本、鹽少、瓜漬、右等之品、並牛蒡貳本、右夫々調置、宮使に相渡し遣ス、

二、

と認識されていたと考えられる。特別な献撤作法

三、

大御膳の鏡餅を調進して、飯殿へ「箕先」と呼ばれる餅を供えているが、近世においては正月の鏡餅を調進する際にも飯殿へ「箕先」を供えていることが確認出来る。また大御膳献饌に先立って、飯殿にて「御蒸」「御餅」を献じ、神職が「體」を頂戴する作法が近世でも行われていた。まず飯殿へ「箕先」を献じ、神職が「體」を頂戴するものも御食津神に対して供える行為で、田中が指摘するような「雑神」への献饌ではないと考えられる。これは、大御膳を主祭神よりも先に飯殿に供えてしまいう作法と同じことが指摘できる。また撤饌作法に関しては、「泊御膳」と呼ばれる作法があり、三月の御神楽と九月の新嘗祭を除く大御膳献饌の際に行われていた。この作法は、香取神宮や貫前神社でも明治以前に行われていた作法で、より丁重に神饌を供える為の作法だと推察される。飯殿への「箕先」の献饌や、主祭神より先に大御膳の献饌を行うことも、祭神への丁重な献饌を以って行事を執り行う祭りをいう側の意識の表れが、作法として結実したものと推察される。

四、

大御膳の品目は基本品目を餅とし、その上で祭神に応じて品目が加えられている。考えられる。このことは「大御膳之節大御内之次第」にあるように、「大己貴命、事代主命」には餅のみを、「戸内十六神」には「御喰之飯」を加え、主祭神と妻戸大神へは「鹽」「御菓子」「海山之品」などが加えられている事がある。飯殿へ献饌される「箕先」が餅であるのも、神饌の基本品目が餅であったと考えられる。これらの祭神の序列は献饌品目の差異から考えて、主祭神・妻戸大神↓「六王子・五宮」↓「上一神」↓「司六神」↓「下六神」↓「大己貴命、事代主命」という序列があったものと推察される。

米を主体とした神饌という特徴は、彌彦神社周辺における農産物の主体が稲作であったこと、主祭神である天香山命が農産物や産業の神として信仰されていること、形成要因として祭神である天香山命が農産物や産業の神として信仰されていること、主要な品目である餅の数が多くあり、祭神以下多くの祭神に神饌を供えること、から、じられていく為、米を多く用いた神饌が構成されたものと考えられる。

- 一 沼部春友「彌彦神社の燈籠神事」(『國學院雜誌』第七十卷四号所収、後に『日本祭祀研究集成 第四卷』昭和五十二年、名著出版に改訂され掲載)において、大御膳の概略を述べる中で、『伊夜日子宮毎年神事祭祀之事』に「年中七度大御膳調進」とあること、大御膳の献饌の後に饗膳があること、大御膳の撤饌が翌日に行われ、撤饌の後に神職へ頒与されている点を指摘している。
- 二 田中宣一『祀りを乞う神々』(平成十七年、吉川弘文館)第一章の一にて「大社の祭りみる雑神への神饌」において大御膳が事例として取り上げられている。田中は、主祭神を祭るより先に、飯殿への献饌が行われること、大御膳を飯殿から運び出す際に、飯殿の神に供えられた甘酒を神職が頂戴すること、撰末社へも神饌が供えられることを指摘し、主祭神よりも先に祭りを行う必要があることのある神がいると考察している。
- 三 武田祐吉校註『万葉集』下卷(角川書店、昭和三十年)。
- 四 『続日本後紀』(黒板勝美編『新訂増補國史大系第三卷 日本後紀・続日本後紀・文徳天皇実録』国史大系刊行会、昭和九年、十四頁)。
- 五 黒板勝美編『新訂増補國史大系第四卷 日本三代實録』国史大系刊行会、昭和九年、七十八頁)。
- 六 「古縁起」(新潟県教育委員会『新潟縣文化財調査報告書 第二(文書編) 彌彦文書』新潟県教育委員会、昭和二十九年)。
- 七 『越後名寄』(越後史料叢書編輯部編『越後史料叢書』第二編、文港堂、大正五年)。
- 八 奈倉哲三『真言信仰の思想的研究 越後蒲原門徒の行動と足跡』校倉書房、平成二年)。
- 九 「御巡見江差上候寫」(彌彦神社社務所編『彌彦神社叢書 舊神主高橋家古記録編』昭和十八年、彌彦神社社務所)。
- 一〇 「堀秀治寄進状」(彌彦神社社務所編『彌彦神社叢書 舊神主高橋家古記録編』昭和十八年、彌彦神社社務所)。
- 一 一 「松平重勝等寄進状」(彌彦神社社務所編『彌彦神社叢書 舊神主高橋家古記録編』昭和十八年、彌彦神社社務所)。
- 一 二 「諸記證文寫」(彌彦神社社務所編『彌彦神社叢書 舊神主高橋家古記録編』昭和十八年、彌彦神社社務所)。
- 一 三 「御巡見江差上候寫」(彌彦神社社務所編『彌彦神社叢書 舊神主高橋家古記録編』昭和十八年、彌彦神社社務所)。
- 一 四 「伊夜日子舊傳」(彌彦神社社務所編『彌彦神社叢書 舊神主高橋家古記録編』昭和十八年、彌彦神社社務所)。
- 一 五 志水陽子「吉備津神社七十五膳据神事」(『國學院大學 日本文化研究所紀要』第八十

六 七	六 六	六 五	六 四	六 三	六 二	六 一	六 〇	五 九	五 八	五 七	五 六	五 五	五 四	五 三	五 二
中野 豈任 一忘 れら れた 霊場 ―中 世心 性史 の試 み― (平 凡社 、昭 和六 十三 年)。	彌彦 文書 一『 新瀧 県教 育委 員会 、昭 和十 九年 』。	八小 山清 村安 堵社 社務 所)。 『新 瀧県 教育 委員 会『 新瀧 県文 化財 調査 報告 書 第 二(文 書編) 』』	一社 録編 『昭 和十 八年 、彌 彦神 社社 務所 編』 彌彦 神社 叢書 舊神 主高 橋家 古記 録編 』昭 和十 九年 。	一史 印刷 共同 企業 体、 昭和 十九 年)。 『新 瀧県 史』 資料 編五 中世 三 文 書編 三 新 瀧県	一彌 彦神 社編 『彌 彦神 社』 (学 生社 、平 成十 五年)。	一史 印刷 共同 企業 体、 昭和 十九 年)。 『新 瀧県 史』 資料 編五 中世 三 文 書編 三 新 瀧県	一前 掲註 一八 年、 彌彦 神社 社務 所)。	一昭 和十 八年 、彌 彦神 社社 務所 編『 彌彦 神社 叢書 舊神 主高 橋家 古記 録編 』	一前 掲註 二一 三年)。(新 瀧県 郷土 叢書 編集 委員 会編 『新 瀧県 郷土 叢書 』十 三、 歴史 図書 社、	一育 委員 会、 昭和 十九 年、 一〇 ―一 四頁)。	一新 瀧県 教育 委員 会『 新瀧 県文 化財 調査 報告 書 第 二(文 書編) 』 彌 彦文 書』 新瀧 県教	一が 異な る。起 断簡 ―は 「六 王子 若明 神本 地龍 樹菩 薩也 」と あつ て「 古縁 起」 とは 記述	一前 掲註 三二 に同 じ。	一前 掲註 六一 に同 じ。	一育 委員 会、 昭和 十九 年、 一〇 ―一 一頁)。

第二部、供覧神饌に関する事例研究

院・妙蔵院の三家が世襲で神事を行った。また、祠官家の下で社殿にて奉仕を行っていたものも、宮仕
 代が北野天満宮で業務を行っていた。祠官家の下で社殿にて奉仕を行っていたものも、宮仕
 と呼ばれる人々で、祠官家と同じく法体で世襲だった。この他に、御子職、西京神人など
 の神祭りなどの由來がある。運営を支援していた。ちなみに、今回取り上げる瑞饋祭は西京神
 人の祭りと由來がある。運営を支援していた。ちなみに、今回取り上げる瑞饋祭は西京神
 と阿波の五烟計十烟を寄進したことが『朝野群載』に見える。また、同年十月に能
 登守藤原基頼から能登国菅原庄が寄進されて、温故雜帖』に見える。以前、淡
 路国鮎原庄が貞応元年（一二二二）以前に、撰津国山道庄が文永二年（一二六五）以前、淡
 讃岐国吉田庄が北野社領として確認することが出来る。これら社領には、常燈料所など
 の割り当てがあり、能登国菅原庄や備前国菅原郷などが常燈料所として設定されていた。
 また、能登国菅原庄に關しては、造営料所・三年一請会として、また、折禱大般若経料所
 に變更されて、菅原庄に關しては、後、造営料所・三年一請会として、また、折禱大般若経料所
 ような形で山城国を中心にしていたことが窺える。「北野社領諸国所々目録」によれば、（表一）の
 次に北野天満宮における年中祭典について触れる。延元元年八月五日以降に勅祭となつた。
 後に、永承元年八月五日に朱雀院の皇后である藤原嬉子の忌に当るため、八月四日に改められた。
 れることになった。北野祭では、神輿が西之京にある御旅所へと渡御を行う祭りで、後に
 銚子などが供奉する祭りに変化した。西之京にある御旅所へと渡御を行う祭りで、後に
 し、例祭として九月四日に行われることになった。また、北野祭の神輿渡御の後に本社に
 て東遊びや神樂を行う臨時祭が行われたが、これの中絶に、北野祭の神輿渡御の後に本社に
 北野祭の他に、現行祭典及び旧儀を見たと、主祭神である菅原道真に因んだ祭りが多く行
 われて、祭儀は「菜種御供」（現在は梅花御供）と呼ばれる特殊神饌が西京神人（現在は七保
 の梅花祭）により「調饌される。現在は梅花御供」と呼ばれる特殊神饌が西京神人（現在は七保
 会）の手に依る瑞饋神輿が巡幸する祭りにある。旧來は、西京神人が菅原道真を独自に祀り、
 会の手依る瑞饋神輿が巡幸する祭りにある。旧來は、西京神人が菅原道真を独自に祀り、
 秋の収穫物を供える祭りで、近世に入ってから木製の神輿型に収穫物を飾り付け、
 西之京から北野天満宮界隈を練り歩く祭りに近世に入ってから木製の神輿型に収穫物を飾り付け、

表 1 「北野社領諸国所々目録」に見える北野社社領

料所名	料所の性質	料所名	料所の性質
丹波国		美作国	
船井庄	常燈料所(御前御灯)	長岡庄藤原村五名	
吾雀西方領家半分	常燈料所(神前東西常燈)	吉野保	御供料所(四季御供)、法華八講料所
永所之内麩名田 但号三阿当護新免一		林野保	御供料所(四季御供)、法華八講料所
桐野牧河内村之内田地拾七町		播磨国	
山城国		富田鶴飼瀬	
池田庄一円	常燈料所(拜殿燈明)、御経料所(信誥 大般若経)	葦屋庄	
上奈良郷		石井庄	
宮城内野島井深新開石馬寮	造営料所	得位時枝庄	
祝園庄		榎並庄上東西半分下東西一圓	折禱料所(禪宗阿闍梨知行分)
五条内裏敷地半分 四半町	常燈料所(拜殿燈明)	郡戸荘	
左馬寮		熊野田領家	
菱田庄		加賀国	
和束庄		西空間保	三年一請会料所、法華八講料所、祭礼 料所
西京新御寄進井御所ノ内		福田庄領家	神楽料所
宇治之内三郎五郎茶園		富墓庄	法華八講料所
近江国		山城本郷	
田中郷井西方木地地頭職		豊田長崎保	
八坂庄	正月井四季五ヶ度千句料所	但馬国	
甲賀郡馬杉庄	折禱料所	氣叱郷庄	
建部庄二職方	折禱料所	湯河向柳庄(四柳庄か?)	
勢田建部社主田上三郎跡		能登国	
新賀木葉落		菅原庄	常燈料所、三年一請会料所、御経料所 (二季彼岸大般若経読誦)
越後国		越後国	
栗田郡大萱村地頭職		上田庄開郷	
石田郷上方一色内田地一町		大種郷	
中庄之内田井郷	常燈料所(拜殿燈明)	備後国	
高島郡新庄之内小野田貳町		吉津庄上分	
美濃国		尾張国	
舊野郷地頭領家		本神戸庄	
則松郷	法華八講料所	下淺野保	折禱料所
多藝領家		野村保	
邊野郷(日野郷か?)	造営料所	因幡国	
賀茂郡峰屋三ヶ一色内世良田村		山石井庄吉田保竹見小羽尾兩村	
古摘領家(古橋か)		遠江国	
又殊内上分		宇苅郷	
越前国		濱松庄内鞍松郷	
得光保	造営料所	参河国	
社庄		星野高井彦四郎跡	
糸生郷山方		佐渡国	
榎富上庄内幸禪名		嵯山保	
河内国		飛騨国	
八ヶ所	造営料所、御供料所(日供)	荒木郷内田地	
葛原庄		備中国	
和泉国		平田郷北野名	
坂本庄		丹後国	
大島下條	造営料所	時武保	
八田庄		與佐郡山田郷内景垣名	
駿河国		播磨国	
河原一色		小松原庄	常燈料所、折禱料所

一―二、瑞饋神輿の特徴

一、現行の瑞饋祭

現在の瑞饋祭は十月一日から五日に掛けて行われている。北野の神輿が西之京御旅所―中京区西之京中
に行われる北野天満宮からの出御祭である。北野の神輿が祭りの中心となる。御旅所
保町―へ神幸して以降は、還御祭が行われる。四日まで御旅所が祭りの中心となる。御旅所
では二日に献茶祭、三日に西之京七保会による甲御供奉饌かぶとのごくが行われる。また、一日から御
旅所には瑞饋神輿は奉安されている。甲御供奉饌かぶとのごくが一日から御旅所に奉安されていた瑞
饋神輿（写真―五）が、北野の神輿に先駆けて御旅所を出て、北野の神輿とは別の順路
で西之京から北野天満宮にかけて巡行する。北野の神輿が還御し終えた頃、瑞饋神輿は北
野天満宮の東鳥居前に着し、神職のお祓いを受けて後、御旅所へ帰る。五日には御旅
所で瑞饋神輿が解体される。昔は飾り付けられ、いた野菜等が氏子等に頒布されていたと
いう。同日、天満宮では后宴祭が行われ、終りを迎える。尚、現在曳き出されていた
瑞饋神輿二基―大人達が曳く大若と子供達が曳く小若―だが、最盛期で八基の瑞饋神輿が
出されたとき、その内、西之京大將軍で担がれていた神輿型が大將軍八神社に
現存している三。
以上が瑞饋祭の現状である。祭りの内容から見える特徴は、瑞饋神輿の存在と、御旅所
を中心とした巡行、そして祭りの担い手である。ではまず、瑞饋神輿についてその特徴か
ら述べてゆきたい。

瑞饋神輿の核となる神輿型について述べてゆく。四方千木形しほうちぎがたと呼ばれる神輿型が素の状
態である。写真を見て分かるように、神輿型の中央部分は空洞となっており扉などが付けられている。一般の神輿
であれば、御正体などを収める為に四方は遮られており扉などが付けられている。しかし、
瑞饋神輿の神輿型は単なる空洞になっただけの特徴である。この神輿型に飾り付けられ
る各部も特徴的な点が多く見受けられる。平瓔珞と呼べれ、神輿型の四方に飾り付けられ
る。一見すると金物で細工されている風であるが、すべて麦藁細工で飾り付けられて
いる。隅瓔珞は野菜に紐を通したりして組み上げられたもので、

表 2 瑞 饋 祭 の 日 程

月日	時間	祭礼日程	瑞饋神輿の動き
祭礼約1か月前			西之京瑞饋神輿保存会集会所にて道具調べ(神輿型の点検)及び瑞饋御輿を飾る、各部品に用いる蔬菜や花の収穫、部品の作成が開始。
9月30日	午後1時～午後5時		瑞饋神輿の飾り付け。(隅瓔珞・平瓔珞・真紅等の取り付け)
10月1日	午後4時	御旅所に行列到着。着御祭執行(田舞・鈴舞奉納)	瑞饋神輿は神輿庫にて奉安。
10月2日	午前9時	北野天満宮本社にて出御祭執行。	瑞饋神輿は神輿庫にて奉安。
	午後10時	御旅所にて、献茶祭(表千家宗匠奉仕)。	
	午後1時	天満宮本社より行列鳳輦などの行列出発。	
10月3日	午後3時	御旅所にて、西ノ京七保会による甲御供奉饌。	瑞饋神輿は神輿庫にて奉安。
10月4日	午前10時	御旅所にて、出御祭斎行。	保存会及び外部の担ぎ手により、瑞饋神輿を曳き車に乗せ、瑞饋神輿出御の準備。
	午後1時	天満宮本社鳳輦の列、出御。	瑞饋神輿出御。天満宮本社の鳳輦とは別の道筋で巡幸。
	午後5時	天満宮本社に鳳輦の列、着御。着御祭。	瑞饋神輿、御旅所へ着御。
10月5日	午後3時	天満宮本社にて、后宴祭(八乙女による田舞奉納)	朝より瑞饋神輿解体。

※平成21年から平成24年にかけて行った瑞饋祭の調査を元に作成した。

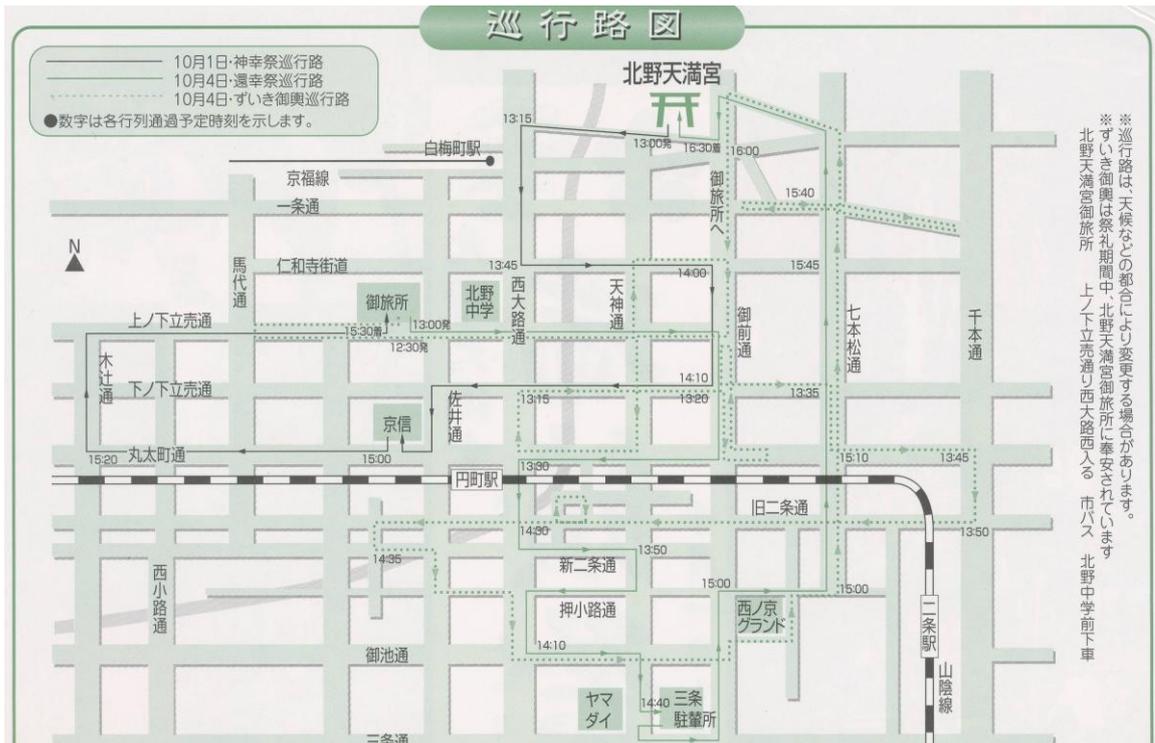


図 1 瑞饋神輿の巡幸路（点線が瑞饋神輿の巡幸路）



写真 1 瑞饋神輿（平成 20 年 10 月 4 日筆者撮影 以下の写真は筆者の撮影による）



写真 4 ひらようらく 平櫻珞



写真 2 瑞饋神輿の神輿型



写真 5 真紅



写真 3 すみようらく 隅櫻珞

出来る。では、この瑞饋神輿がどのような経緯で現在の形状になったのか。また瑞饋神輿が神饌から発展・展開したものである点について、由来に記された内容と文献史料から確認を行う。

二、瑞饋神輿の歴史

まず、瑞饋祭の歴史について、『北野誌』と『瑞饋神輿略記』を参照しその歴史を確認する。瑞饋祭の始まりは、北野社に属していた西京神人が、神役奉仕の余暇をもって農業を営み、その収穫物を奉獻する収穫祭が、祭りの原型であったとされている。この祭りが始まって後、八月五日に北野祭が行われるようになってからは、御旅所に駐聯する神輿に祭りの神饌を奉るようになったとされる。

北野祭が応仁の乱にて、途絶するようになってからは、瑞饋祭の日程を九月四日として、神人の家毎に一台ずつ供えていた神饌を、各家二〜三家合同で神饌を調饌するようになり、大永七年（一五二七）に至ると一台の大形の神饌として調饌、新穀蔬菜に草花を飾り付け、「御供槽」と呼ばれる物に盛りつけ、これを二本の丸太に据えて担い奉獻するようになった。たとされる。慶長十二年（一六〇七）に至ると、西京神人と西之京に住む農家が協力して、葱花輦型の神輿型を造り、そこに新穀蔬菜を飾り付けて奉獻するようになったとされる。瑞饋神輿の原型はこの慶長十二年の葱花輦型に求められる。以後、神輿型の形式は、八方葱花輦形、六方鳳輦形、四方千木形へ変化し、現在の四方千木形は享和二年（一八〇二）に成立したとされている。

また瑞饋神輿は西之京十六ヶ町の作成ものだけでなく、西ノ京大將軍、上七軒、紙屋川町、西今小路、鳳瑞町、二番町 | 現在のの上京区から中京区周辺の町 | からも瑞饋神輿を作成して担ぎ出されたとされる。現在でも瑞饋神輿に用いた六方鳳輦形が大將軍八神社に保存されており、嘉永七年（一八五四）に修理したものとされているので、神輿形は地域により異なっていたと考えられる。この後、明治八年には北野祭再興に伴い、瑞饋神輿は廃止。十五年を経た明治二十三年（一八九〇）に、西之京の有志らにより、十月四日の還御祭の鹵薄として再興を遂げ、現在に至っている。以上が『北野誌』『瑞饋神輿略記』にある。瑞饋祭は、本来西京神人が行っていた収穫祭であり、祭りで供えていた収穫物が時代を経る毎に盛りつけ方が変化し、瑞饋神輿という形になったとされている。由来を見る限り、瑞饋神輿は神饌が発展展開したものであり、というところが確認出来る。以上の点については岩井

宏美も触れている点ではあるが、『北野誌』や『瑞饋神輿略記』以外に瑞饋祭について触れた文献についても確認を行う必要がある。

三、瑞饋祭の様相

瑞饋祭について確認出来る文献史料としてまず挙げられるのが、慶長頃成立したとされる伝土佐光吉『十二月月風俗図』の九月には瑞饋神輿を昇き廻る光景が図に残されている。(図二)を見ると、神輿の形状が慶長十二年(一六〇七)当時の葱花輦形とは異なるが、

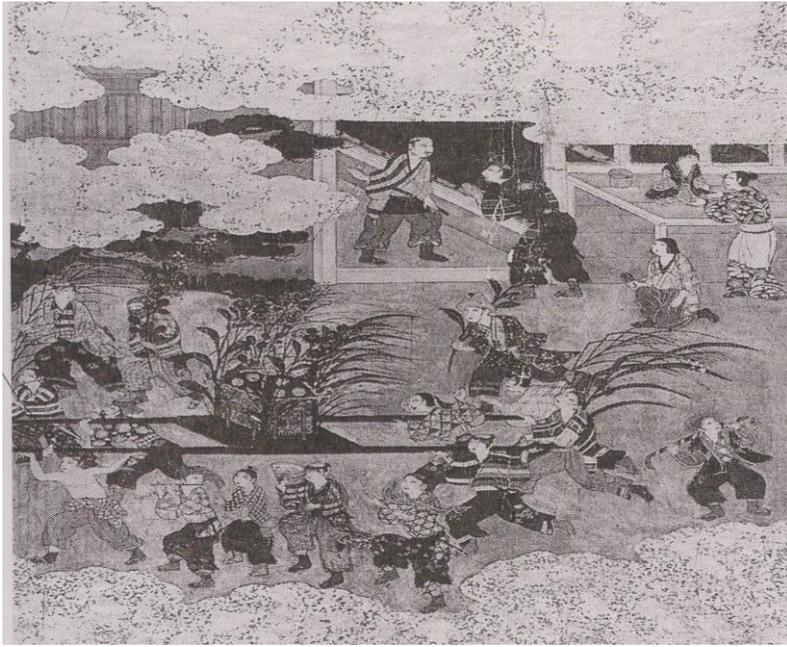


図2 『十二月月風俗図』の瑞饋神輿

瑞饋神輿の成立時期と作品の成立時期が一致していることから、当時の瑞饋祭の光景である『北野天満宮史料』宮仕記、次に北野社の記録である『北野天満宮史料』宮仕記、装束上人前こしらへ祭を渡シ可申候由、本社ニテ成不申候ハ、御旅所ニ而祭をわたし可申候、本社ニテ成り、御旅所にて西京神人が祭礼を「わたす」つまり神輿等を引き回す祭礼が行われていた^九。又『北野天満宮史料』の『宮仕記録』宝永三年(一七〇六)九月三日条には「頃日風聞ニ西京ニ祭礼ヲ催ス旨也、少キ御輿ヲ拵等之事也、」風聞ニ御旅所へ神供ヲ備、又ハ御輿之沙汰ニ付宮遷被致等之事也、」とあり、西京神人が「少キ御輿」を拵え「西京」にて祭礼を行っていたことが記されている^{一〇}。この「少キ御輿」が瑞饋神輿であると考えられ、「少キ御輿」の他に「作物之銚五本」などが練り歩きをしていたことが分かる。この「作物之銚五本」について『瑞饋神輿略記』には「銚劍銚等」が祭礼にて登場していることから、この記述が瑞饋祭の記述であることが裏打ちされるであろう^{一一}。また西京神人の祭礼が「御旅所」にて行われており、現在の祭礼形式の原型は近世に求めら

れる。これらの記述以降、享和二年(一八〇二)には菅沼奇淵『俳諧新季寄』の九月の季語に

「ずいき祭り 北野ずいきにて神輿五柄をこしらへかきまはる也」^{一三}、天保三年（一八三二）『大日本年中行事大全』九月の条に「九月四日 北野芋莖祭未刻 北野祭なり。是を芋より青物にて神輿を作り、北野本社の境内に昇入、西鳥井より出でて近辺を昇行。是を芋莖御輿といふ」^{一三}、安政六年（一八六〇）原田光風『及瓜漫筆』に「九月四日北野大將軍の祭礼には、産子の町にて芋の莖其外色々の野菜物をもて、神輿をつくり出せり、此細工絶妙にしていと奇なり、故に世に北野のずいき祭りといへり」^{一四}等、西京神人の祭礼がずいきや野菜を用いて作った神輿を昇き回る「ずいき祭り」として世に知られていたことが分かる。以上文献から、明治二十三年の再興以前より瑞饋神輿が西之京一带を昇き回っていた様子が『北野誌』『瑞饋神輿略記』以外の文献資料から確認する事ができる。ここで注意すべきは、由緒以外の何れの文献においても、瑞饋神輿が神輿として認識されていたこと点である。祭りの由来や瑞饋神輿の由来から考えれば、瑞饋神輿は祭りで供える特殊な盛りつけ方の神饌、という本義を持つているが、形状が神輿である点、巡幸を行う点から、瑞饋祭の光景を見た人々には、神輿に野菜を飾り付ける祭り、という認識されていたことが文献の記述から確認する事が出来る。

四、瑞饋神輿

以上、瑞饋神輿について、現在から過去の祭礼に遡る形で、歴史的変遷とその様態について考察を行った。瑞饋神輿は、『北野誌』『瑞饋神輿略記』の由来によれば、神饌が時代を経て変化したことに由来し、神輿の形状を得た、特殊な盛りつけ方の神饌であるとされている。この点は岩井・櫻井により指摘されている通りであるし、瑞饋神輿を作成・巡幸を行う保存会の人々の認識も「供え物」である点を、神輿と言う名称でありながらも御霊遷しをしない点から、瑞饋神輿が神饌であることを改めて確認することが出来る。瑞饋神輿が神饌であることを加え、形状、振る舞いから、神輿としての要素が点け加わっていることが確認される。現在の瑞饋神輿の巡幸や神輿振りには、その形状と相まって瑞饋神輿を見ることが出来る。現在の瑞饋神輿の巡幸や神輿振りには、その形状と相まって認識されていたことは、『北野天満宮史料』等の文献史料の記載からも確認される。つまり、瑞饋神輿が神饌としての意義を備えるのみならず、形状や振る舞いから神輿としてされう要素を持ち合わせた、特殊神饌であることが確認出来る。

一三、瑞饋祭の歴史的変遷とその様相

一、瑞饋祭と西京神人

前章では、現在における瑞饋祭の様子とその由来について確認を行い、瑞饋神輿が神輿の要素を持ち合わせた特殊な神饌であること確認した。本節では、瑞饋神輿の形成要因を分析するために、前節で取り上げた由来や由緒の再検討と文献資料による瑞饋祭の様相について検討を行っていく。

さて瑞饋祭や瑞饋神輿の由来は先に取り上げた『北野誌』や『瑞饋神輿略記』『歳事史』で確認できるが、これらの由来に関する資料的な裏付けは不確か部分が多いことが、貝秀幸により指摘されている^{一五}。貝は中世における西京の変容を論じる上でまず、瑞饋祭の由緒の比較検討を行い、瑞饋祭にかかわる伝承や祭礼の認識について分析している。その中で、「西京」の御供所に関する記述の違いに注目して、これまでの「西京七保」に対する理解を再検討すると共に、『北野天満宮史料』の『目代日記』の記事に見える、「西京」から北野社へと献納されていた「御供」「饌供」の変化について分析を通じて「西京」という地域の変容について論じている。しかし、由緒に記されている瑞饋祭の由来については瑞饋神輿という形が成立する以前、神饌が大型化した時期―戦国末期から近世初期―の事については「空白のままである」としている。結局のところ、瑞饋祭及び瑞饋神輿の歴史的变化やその様相については『北野誌』等の由緒に記されている以上の事は、未だ明らかでない部分が多いことが窺える。また由緒で記される瑞饋祭と西京神人の関係についても由緒以上のことは不明であることが窺える。ただし瑞饋祭の担い手としての西京神人についてもここではなく、かつての北野社に属する神人としての西京神人については多くの研究がある。ここでは瑞饋祭から一旦離れ、西京神人について明らかにしている点について先学の研究に従ってまとめておきたい。

西京神人は、麴座^{こうざ}神人^{にん}として麴役の免除特権を有しており、麴の独占販売を行いその利益を北野社に納めていた^{一六}。また北野社の神人として神役負担を行う人々でもあった^{一七}。しかし文安元年（一四四四）に発生した文安の麴騒動以降、神人に対しての麴役の免除は失われ、麴の製造は継続されつつも、従来の北野車の神人として神役に奉仕するようにならな。ただし、この頃から神人が武家被官化すること、北野社からの支配から逃れる動きも見え始める^{一八}。この神人の武家被官化と西京に対しての武家の押領を背景に、従来の神

役負担の一環として行われていた「御供」「饌供」の献納が停滞を見せ始め、一部が段銭による代納が行われるようになり、北野社と西京神人の従来の支配関係は変質を余儀なくされていた^{一九}。その崩れかけていた関係性を新たに構築したのは西京神人側からの「補任」^{二〇}。社参の要求であった。秀吉の京都改造に伴い、北野社の社領に対する支配構造は変化を余儀なくされ、領主として境内支配等を行うことができなくなっていた^{二〇}。と同時に、地子や西京神人は神役奉仕を専らとすることとで公儀から神人身分が保証されるようになり、慶長以降の免除も認められることになった^{二一}。この公儀の神人身分の保証に加えて、慶長以降の「補任」によつて北野社へ「補任」と「社参」の要求を行い、補任料支払いによる「補任」によつて北野社からの身分保証を得ようとした。この補任の仕組みは従来北野社の宮仕承仕や巫女の文子に適応された仕組みであった^{二二}。この「補任」による身分の確定を得た神人は、自ら装束を着し、北野社への社参と祭りでの奉仕を行い、西京御旅所での祭礼を行うようになる。また御供所の経営を行い、あたかも神職然とした行動が見受けられるようになるのである^{二三}。

このように中世における西京神人は、神役奉仕と麴販売による利益の納入をもつて、北野社へ奉仕する人々であった。それが文安の麴騒動を経て後、慶長の頃から「補任」や「社参」を要求しはじめ、装束を着し、独自に祭礼を行うなど「神職」の如く振る舞うようになっていたことがこれまで研究で指摘されている。注意すべきは西京神人が「補任」や「社参」を要求し始めた時期と、瑞饋神輿が成立したとされる年代が慶長年間である点である。もちろん偶然の一致と見ることもできるが、近世以降の祭礼を主導するようになっていくという指摘も含めて考えると、瑞饋神輿成立の要因には近世以降の西京神人の変化が背景にあるものと推察される。

以上の如く、瑞饋神輿の成立要因を考える上で、瑞饋祭と西京神人がどのような関係にあったのかについて明らかにすることが重要ではあるが、その前に瑞饋祭の歴史の変遷と様相について由緒以外の史料から明らかにしておく必要がある。よつて本稿では瑞饋祭及び瑞饋神輿の由緒の内容の再検討と、祭りの歴史の変遷と様相について『北野天満宮史料』の『目代日記』『宮仕記録』^{二四}を中心とした資料を用いて確認を行う。まず、由緒の比較検討に入る前に、現在における祭礼の構成とその特徴を把握しておきたい。

二、瑞饋祭の由緒とその内容

(表三―一、二)は各由緒に示されている祭りの淵源から、瑞饋神輿が成立する直前ま

でをまとめたものである。どの由緒についても、九月九日が瑞饋祭の祭日で、新穀蔬菜を奉り、五穀成就の奉賽とする旨の祭りとし、その祭りをを行うのは西京に住む「社人」「社家」であることが分かる。これらの由来について『北野誌』と『歳事史』は、「社家」の末裔の所蔵する記録が典拠であることを示している。まず『北野誌』に於いては、由来の典拠について文頭に「北野舊社人川井菊太郎氏所蔵の記録に拠れば」と明示しつつ、「社人」の起源と瑞饋祭の起源について示している。一方『歳事史』では文末に「川井菊太郎氏報告」とあり、どちらも「川井菊太郎」^{二五}という人物の記録及び報告が瑞饋祭の由来の典拠となっている。また『略記』は『歳事史』をベースにしたとの貝による指摘の通り、文章が殆ど同じであることが見て取れる。つまりこれら瑞饋祭の由緒は、川井菊太郎氏の所蔵とされる記録が典拠である、と指摘出来る。

しかし、同じ典拠でありながらもそれぞれ異なっている部分が存在する。それは『北野誌』にのみ西京神人「『歳事史』『略記』では「社家」の由来が記されると共に、神人が営んでいた「安樂寺」で瑞饋祭が行われていたとされている部分で、『歳事史』『略記』とは大きく異なっている。「川井菊太郎氏所蔵の記録」を典拠としている各由緒においてこのように違いが有るのは定かではないが、『北野誌』の記述からすれば、西京神人が「安樂寺」を営みそこで瑞饋祭を行なっていた、つまり神人固有の祭りであったことを示唆していると考えられる。

表 3 - 1 瑞饋祭由来比較表

	『北野誌』	『歳時史』	『略記』
祭りの起源	<p>北野舊社人川井菊太郎氏所藏の記録に依れば、菅公太宰府におはしける時、自から木像を作らせ給ひしを、薨去の後、同氏の祖先某之を奉じて、京都に歸り、西の京の北町に小祠を立て、鎮座せしめ、宰府の御墓所に准じて、<u>安樂寺と稱へ奉れり、かくて奉仕の餘暇を以て、農業を營みしかば、秋の收穫の時に至り、その新穀菜蔬果蔬等に草花を飾り付け、之を獻じて、五穀成就を報賽せり、之を瑞饋祭と稱して、九月九日に行ふ例たりき、</u></p>	<p>北野神社の芋茎神輿の濫觴は頗る古く藤原時代からであるやうで、古昔は毎年<u>九月九日</u>に西ノ京に住んでゐた神社の社家が各自作つた新穀菜蔬果實を盛つて、これに草花を挿し神社に獻じ以て五穀成就の奉賽としたのを始めとするので、之を瑞饋祭と稱した。</p>	<p>瑞饋神輿の濫觴は往昔毎歳<u>九月九日</u>西ノ京に住める北野神社の社家各自作得する処の新穀菜蔬果蔬を盛りこれに草花を挿して飾りて天満宮に獻じ以て五穀成就の奉賽と為し、にありて之を瑞饋祭と稱せり。</p>
祭りと神饌の変化	<p>この後西の京の御旅所に、北野神輿の渡御あらせられるやうになりては、社家各自より新鮮なる菜蔬果蔬に草花を飾りて獻ずる事となりしが、この御祭も應仁の大亂以來中絶せしより社家等更に相謀りて、従来は社家ごとに、各々神饌一臺づゝ供へしを改めて、<u>二三家相組みて一臺の神饌を作り、最も鄭重に飾り立て、之を本社に供ふる事とせり、</u></p>	<p>その後一条天皇永延元年八月五日から北野神輿渡御の式が官幣で執行せらるゝやうになつてから、此日瑞饋祭の御供を奉つたが、<u>應仁の亂には神輿渡御も斷絶したので、この瑞饋祭を九月四日に奉仕</u>することなつた。古例では祭日には社家の家毎に神饌一臺づゝ曲物に盛り供進する例であつたが、</p>	<p>其後永延元年八月五日より北野神輿渡御の式を官幣にて執行せらるゝに至りこの日に瑞饋祭の御供を奉り以て恒例としたりきざるを、<u>應仁の兵亂に遭ひて神輿渡御式も斷絶に帰せしかば更に瑞饋祭をば九月四日に奉仕し</u>古例祭日には社家の家毎に神饌一台つゝ曲物に盛り供進せしを改めて一台を二、三家つゝ相組て鄭重に調進することゝなり</p>

表 3 - 2 瑞 饋 祭 由 来 比 較 表

	『北野誌』	『歳時史』	『略記』
瑞饋神輿の祖型	かくて漸々粧飾の美を増し、 <u>大永七年</u> に至りては、 <u>一臺の大形に作り成りし</u> 、社家總掛にて、新穀菜蔬果蓏等に草花の風流を添へ、更に之等の品物を以て、人物花鳥獸類の形をも作り、最も華美なる神饌となし、 <u>二本の棒を以て之を荷ひ、献上すること</u> となりぬ、	改めて一臺を二三家づゝ組合ふて一臺の大形に作り社家總掛で新穀蔬菜果物に草花を挿し、又それ等のもので人物花鳥獸介の形を作つて之を御供槽に載せて <u>二本の丸太を添へて荷なひ華麗な神饌として</u> 獻じた。	爾来年を逐ひて粧飾を加へられて <u>大永七年の頃には終に一大の大形に作り</u> 社家總掛にて新穀蔬菜果蓏に草花を挿して大に風流の美を極め且その物をもて人物花鳥獸介の形を作りこれを御供槽に載せ <u>二本の丸太を添へて荷ひ華麗なる神饌となして</u> 獻ぜり
瑞饋神輿へ	然るに當時動もすれば、山門の神輿振など行はるる時勢なりしかば、その風倣ひけるにや、 <u>慶長十二年</u> に至りて、社家西の京の農民など聯合して、別に粗末なる <u>菝花輦形を為り</u> 、瑞饋の音によりて芋苗英を以て屋根を葺き、飾るに例年神饌に供する品々を以てし、之を瑞饋神輿と稱へ、まづ安樂寺天満宮へ昇き込みて、社前に据ゑ、社人祝詞を奏して繼て北野神社に至り、 <u>之を廣前に据ゑ</u> 、その後西京中を振り廻る事となれり	然るに中世以来諸者の祭禮に神輿を振ること流行したので、 <u>慶長十二年</u> に社家附近農家と協同して西ノ京堀川町にあつた <u>北野社二之保御供所で菝華輦形</u> を造り瑞饋の音に縁あつて芋茎を以て屋根を葺き各部の裝飾には例年神饌に供する品目を以てし、これを瑞饋神輿と稱し、先づ西ノ京北町にあつた <u>一之保御供所内鎮座天満宮</u> の神前で清祓を修し、次に北野本社の廣前に据ゑ、後に産土なる西ノ京各町を奉昇、巡行して祭禮とした。	慶長十二年に至り亦之に倣ひ社家附近の農家等と協同して西ノ京堀川町にありし <u>北野社二之保御供所</u> に於て <u>菝花輦形</u> を造り瑞饋の音に縁りて芋苗英をもて屋根を葺き各部の裝飾には例年の神饌に供する品目を以てしてこれを瑞饋神輿と稱し先西ノ京北町にありし <u>一之保御供所内鎮座天満宮</u> の神前に於て清祓を修し次に北野本社の廣前に据奉りされ後に産土なる西ノ京各町を奉昇巡行して祭禮となせり
祭りの賑わい	この儀一度行はれて後は、大將軍を始め紙屋川上七軒の各町にも、また之を造り、毎年互いに新奇を競ひ、精巧を争ひ、祭器を増饒し、劔鉾に至るまで精美を極むること、なりぬ、	それで西ノ京の近傍の産土大將軍を始め紙屋川上七軒も之に倣つて各神輿を作り、毎年新奇を銜ひ、祭具を増補し、飾劔鉾まで同じ式に造り壯觀をなすに至つた。	茲に於て西ノ京の近傍なる本社の産土大將軍を始め紙屋川上七軒亦之に倣ひて各神輿を造り毎歳新奇を銜ひ情巧を競ひ逐次祭具を増補し劔鉾等に至るまで亦同じ方法をもて造り頗壯觀を為すに至れり
明治以降	明治8年に至り、氏子信徒の請願に依り、往古の神輿渡御式再興せらるゝと共に、この瑞饋神輿は廢する事となりぬ、然るに同23年西京の有志者相議して、瑞饋神輿の起元久しきに拘らず、今は之を廢止せられるが、かくて年を経なば製作法全く湮滅に帰せむと、更に本社に謀りて之を再興し、十月四日神輿西京より還御の時、鹵簿の後列に巡行する事とせり、翌24年大將軍にてもまた之を再興して、以て今日の例となれり、	明治七年に瑞饋祭の趣旨を誤解して、西ノ京、大將軍、紙屋川、西今小路町の四基の御輿に始めて神座を設けて、北野本社の御分靈を移し産土各町を巡行したが、翌八年十月官に私祭の許可を受け、神輿渡御の式を再興せられ、瑞饋神輿は一たび廢すること、なつた。後十五年、瑞饋神輿の廢絶を惜しみ、明治二十三年西ノ京有志者之を再興し、毎年十月神幸鹵簿の後から巡行すること、となつたのである。	明治七年に瑞饋祭の趣旨を誤解して、当時奉造せる西ノ京、大將軍、紙屋川、西今小路町の四基の御輿に始めて神座を設け北野本社の御分靈を遷し奉り以て産土各町を奉昇巡行せしが、翌八年十月官に申て私祭の許可を得て、神輿渡御の式を再興せらるゝにありてこの瑞饋神輿は廢する事となりぬその後十五年を経て中絶久しきに亘り製作の古伝も湮滅に帰せんとするをを惜しみ明治二十三年西ノ京有志者之を再興し毎歳十月神幸鹵簿の御列に伍し巡行すること、となれり

次に祭りと神饌の変化について見てゆく。『北野誌』では北野祭が始まって後には瑞饋祭の神饌を北野祭にて献じることとなり、応仁元年（一四六七）に起きた応仁の乱以後は、北野祭の途絶に伴って「本社」にて神饌を献じることになったとされている。この際に三家で組んで一台の大型神饌を作ったという。他方、『歳時史』『略記』では、応仁の乱以降には九月四日に瑞饋祭を行うとあり、祭日の変更が記されている。ここで注目したいのは『北野誌』では「本社」に神饌を供えたとあり、『歳事史』『略記』では「瑞饋祭」とあって記述が異なっている点である。『北野誌』で言う「本社」とは、恐らく北野社のことを指していると思われるが不明と言わざるをえない。また『歳事史』『略記』で言う「瑞饋祭」であれば、西京神人が独自に祭りを行なっていた可能性もある。以上のことを念頭に置きながら、由緒に言う北野祭における神饌と北野祭途絶後における北野社での神饌について史料から確認を試みる。

まず北野祭において供えられていた神饌について確認を試みる。瑞饋祭の神饌を供えたとされているが、つまりは北野祭の神饌を西之京及び西京神人が献納していたと推察される。そこで史料を確認すると、『古記録』に所収されている「三年一請会引付」応永四年（一三九七）七月廿日条に「以両公人西京大宿禰如先々来朔日饒神供早々可調進之由大宿禰合触了ニ六」とあり、北野祭において八月朔日に供える「饒神供」を西京が「調進」していることが伺える。また『社家日記』嘉吉三年（一四四三）十一月十六日条には「一、自明後日十八日西京神人等長日可備趨神供云々」ニ七とあり、十一月に延引した北野祭の執行の際に「趨神供」を西京神人が調進していたことが記されている。以上、『北野天満宮史料』が示すように、応仁の乱直前の北野祭において、西京神人が神供を調進していたことが確認できる。ただしどのような神饌であったのかは不明である。

次に、応仁の乱以降に北野社に供えられていたとされる神饌について見てゆく。この点について『目代日記』を見ると、長享二年（一四八八）以降月毎の「一の付く日には「御供」、三月三日・五月五日・九月九日には「饌供」、二月二十五日には「御鉢御供」が西京から北野社へ献納されていることが確認できるニ八。記録上、応仁の乱以後西京から北野社に対して「御供」「饌供」「御鉢御供」を奉獻していたようである。この記録以降も「饌供」について『社家日記』永正八年（一五一二）の記録に、三月三日に「御節句赤飯十膳酒五提」九月九日に「赤飯十三膳」「栗ノ折一合」「酒五提」とあり、赤飯や栗等が献納されていることが分かるニ九。しかし、由緒で記されているような大型の神饌について、それを特定出来るような記事は確認できない。また『歳事史』『略記』に載る九月四日と言う祭日と瑞

饋祭に關しても、応仁の乱から慶長に至るまで『北野天満宮史料』の中から九月四日に祭りが行なわれていたことを確認することはできない。

では(表三一―二)瑞饋神輿の成立以降の記述について確認を進めていく。まず各由緒とも慶長十二年(一六〇七)に、瑞饋神輿が出来上ったとされる。しかし『北野天満宮史料』の慶長年間の記録を確認しても、九月四日という祭日や瑞饋神輿と関係するような記述は見当たらない。ただし『北野天満宮史料』以外に瑞饋祭の痕跡が見受けられる。慶長年間に描かれたとされる伝土佐光吉『十二ヶ月風俗図』九月の図に神輿に草花を指して街中を昇き回る光景が描かれており、これが瑞饋神輿であるとされている^{三〇}。また、延宝四年(一六七六)の『日次紀事』九月四日条に「北野祭」として記事が載っている^{三一}。『日次紀事』に見える北野祭について『宮仕記録』を確認すると、この時代に北野社では九月四日に神事が行われていないことから、「北野祭」として載せられている祭りが実は北野社が行なっている祭りでないこと可能性が高いことが指摘出来る。加え、九月四日という祭日は由緒が示す瑞饋祭の祭礼日と重なっているから『日次紀事』の「北野祭」とは実際には北野社周辺で行われていた祭り、恐らく西京における瑞饋祭のことを示している可能性もあることが指摘出来る。なお時代は下るが享保二年(一七一七)の『諸国年中行事』にも九月四日に「北野殿まつり」と記されており^{三二}、この記事も瑞饋祭のことを示しているものと推察される。

次に『北野誌』の由緒によれば、瑞饋神輿は「安樂寺天満宮」へ一旦運ばれ、その後北野社の広前に据えられた後に「西京」を巡行するとされている。ここで言う「安樂寺天満宮」とは「同氏の祖先某」が祀った「安樂寺」のことを指している。一方『歳事史』『略記』には「一之保御供所内鎮座天満宮」と記されているが、これも『北野誌』の「安樂寺」を指している^{三三}。ここで「安樂寺」が西京神人の始まりに起因する場所として、また瑞饋祭に關連する場所として由来に登場していることは見逃すことができない点である。また『歳時史』『略記』にのみ記される瑞饋神輿の奉造場所とされる「北野社二之保御供所」も、やはり西京神人と關連する場所である。因みに「北野社二之保御供所」について『北野誌』によれば、「北野社二之保御供所」は別名を「東光寺」とし西京神人が建てたものであるとされている^{三四}。この「東光寺」は西京神人が永享期から北野社に対して神饌を奉獻していた事に関連しており、先に触れた貝の論稿においても考察が試みられている^{三五}。具体的には文禄三年(一五九四)『東光寺御供覚帳』に、先に『目代日記』の記事で指摘した二月二十五日の「御鉢御供」、三月三日・九月九日の「饌供」についてその概要が示され

ている^{三六}。しかし、『東光寺御供覚帳』には瑞饋祭に関連する記載は無く、また他の史料にも瑞饋祭と「北野社二之保御供所」の関係を表す記事も無い為、今の所不明と言わざるを得ない。

瑞饋祭の広がりについて由緒では大將軍、紙屋川、上七軒などが瑞饋神輿を奉造するようになったり、その新奇を競いあつたとされる。また「劍鋒」「飾劔鋒」も祭礼に出ていたとある。この祭りの賑わいについては、享和(一八〇二)『俳諧新季寄』九月の季語として「ずいき祭り」とあり「北野ずいきにて神輿五柄をこしらへかきまはる也」として「ずいき」でこしらえられた「御輿五丙」が昇き回っていることが分かる^{三七}。次いで天保三年(一八三二)『大日本年中行事大全』九月の条に「九月四日北野芋茎祭未刻北野祭なり。生土地より青物にて神輿を作り、北野本社の境内に昇入、西鳥井より出でて近辺を昇行。是を芋茎御輿といふ^{三八}」とある。また安政六年(一八六〇)『及瓜漫筆』の内、「京師の遊覧」と題された文には「九月四日北野大將軍の祭礼には、産子の町にて芋の茎其外色々の野菜物をもて、神輿をつくり出せり、此細工絶妙にしていと奇なり、故に世に北野のずいき祭りといへり^{三九}」と記されていることから、当時の祭りの様子が窺える。

この様に盛り上がりを見せた瑞饋祭も、明治に入り一度廃止されることになる。廃止直前の明治七年(一八七四)には「祭りの趣旨を誤解して」「御輿に神座を設け」「分霊を移し」とあり、瑞饋神輿に北野社の御分霊が遷されたことが『歳事史』『略記』には記されている。何故『北野誌』にこの一文が無いのかは定かではないが、この文言は明治七年以前には一度も御霊が載せられていなかった、という事を示している。尚且つ、「祭りの趣旨を誤解して」とあるから、由緒に言う「五穀豊穡の奉賽」が本来的な趣旨であり、瑞饋神輿もその趣旨に沿うもの、形こそ神輿であるけれどもあくまで神饌であつた、という祭りの担い手である西京神人の祭りに対する見解が示されている。この後、明治八年(一八七五)には北野祭が再興され、瑞饋神輿は廃絶した。しかし、西之京の有志の者により明治二十三年(一八九〇)より北野祭の神幸行列の鹵簿として復活を遂げた^{四〇}。現在の瑞饋祭における瑞饋神輿の巡行は、この明治二十三年における再興を期にしたものであると考えられる。つまりそれ以前においては、北野社の神輿渡御は無く、瑞饋神輿が単独で巡行を行なっていたと推察される。

以上、これまで瑞饋祭と瑞饋神輿の由来について、各由来の比較検討及び史料による裏付けを行ったので、先程提示した瑞饋祭の特徴を踏まえながら要点をまとめおきたい。

① 瑞饋神輿の意義 ↓ 「趣旨を誤解して」「明治七年に御霊を初めて載せた」とあることか

記事からは神人が「西京御旅所」にて「神前」に「高盛神供」を供えていることが分かる。この「高盛神供」がどのようなものかは不明であるが、御旅所で御供を供えるというものは、この記事以前にも見うけられる。まず『宮仕記録統一』の元禄二年（一六八九）五月十二日にはこのようにある^{四二}。

近年御旅所を種々取持祭之時節などニハ神供ヲ上ケ神樂ヲ上ケ取はやし、神人共罷出にきハハしき躰を仕由に候、ケ様之事に候間、神人補任ヲ頂戴いたし御旅所ニ而或禰宜神主之様なる事をこしらへ御旅所一取立可申之所存んに候はんかと被存候、然ル時ニ当社へ社参仕候とても神敵之者御旅所ニ而神役勤候ヲ其俣置かたき事ニ候、此段ハ以之外成間敷儀ニ候、御旅所を取立候へハ北野二ヶ所ニ成申候
この記事から読み取れるのは、九月四日の記事と同じように神人たちが「御旅所」にて祭りを執り行っているという事である。祭りの時期については記事から読み取れることは出来ないが、「神供ヲ上げ神樂ヲ上げ取はやし」とあり、このような祭りが「近年」、「御旅所」で行われていたとしている。続いて、元禄二年（一六八九）五月十七日の記事には^{四三}

今度、禁官ヲ申五位之装束上八人前こしらへ祭を渡シ可申由、本社ニテ成不申候ハ、御旅所ニ而祭をわたし可申様ニ聞候、参河守など、云名を可被下望、五位を申候、とても社家と云事成申間敷候、

「祭を渡シ可申由、本社ニテ成不申候ハ、御旅所ニ而祭をわたし可申様ニ聞候」とあり、「本社」つまりは北野社で行えない場合は、「御旅所」で行うとしている。やはりここでも「御旅所」で神人が祭りを行おうとしているのだが、問題は「渡シ」という単語である。ここでの「渡シ」は「祭」に掛かる言葉であるから、神輿や鉾などの渡御をするという意味の「渡シ」であると考えられる。ではどのような祭りが行われていたのか。この「祭を渡シ」という具体的な内容は宝永期以降の記事から明らかになる。まず『宮仕記録』続三の宝永三年（一七〇六）九月三日にこのような記事がある^{四四}。

一、西京上大将軍下大将軍作物之鉾五本釣灯笠鉾警護等相添、始テ昼七ツ時分ニ当社へ参ル、四日同前、昼から夜ニ入マテ段々来ル事珍敷旨也、尤社中へ入も有、
一、頃日風聞ニ西京ニ祭礼ヲ催ス旨也、少キ御輿ヲ拵等之事也、此旨松梅院へも内意申入候処、其沙汰不承旨也、
一、三日、経堂之前迄大鼓ヲかたけさせ、此所にて打也、此所ニ即刻桜ノ造花居台下知之者上下大小にて、竹杖ニ而十人斗相添小大鼓鐘ヲすり候、役人ハ小兒笛吹等神前庭上へ来りそれから東ノ鳥井ヲ出、松梅院へ行也、但松梅院ノ玄関ハ戸ヲ閉被置、左

近・善右衛門等護摩堂ノ縁から立のひ見之由也、松梅院護摩堂ニ被居事末ニ委シ、寄進物ニ付テ也、扱何事無之下大將軍へ帰也、其外式ツ三ツ夜半過マテニ来ル、ねり物有之、桜之外ハ松梅院門内へ不入ラ也、
 一、申刻松梅院甚五左衛門草履取召連西京ノ方へ被行、其跡から左近・善右衛門上下ニ而行、辛櫃日用持行也、風聞ニ御旅所へ神供ヲ備、又ハ御輿之沙汰ニ付宮遷被致等之事也、此義不得其意事ニ付松梅院へ内意尋之所、木辻加屋から寄進物有之、朔日ニト被定之処、用事ニ付及延引今日之由也、
 次いで『宮仕記録』続三の宝永三年（一七〇六）九月四日の記事に四五、
 一、四日、及晩西京から大太鼓二ツ打来ル、大鼓打小兒黒羽織ノ大人兩人見物ニ交り相添也、灯笼五ツ来ル、是ハ祇園御輿洗之時拵候ヲ、六月廿五日大坂ノ祭へかし、其後西京へかり候躰也、其形ハ長六七尺上ヲ祭礼ノ如鈍ニ□一一つ横様かさり等有之、黒羽織ほうかふりノ者竹杖ニ而十人小大鞆すり鐘笛等、是ハ南門から庭上ニ来り、御社一廻して東鳥井ヲ出テ、七間茶屋ノ前ニ建置侍、秉燭向七間茶屋之屋ねへ上り火をともし、扱松梅院玄関之前迄行、それより出テ帰也、大太鼓ハ東ノ鳥井ヲ出テ、小兒なくさミ打ニ拍子猥ニ而ニ帰躰也、其後丹波半左衛門咄ニ云、松梅院一乗寺へ被参候節、右之仕形申被上也、是ハ重而之為と存被申上旨也、就夫様子委可尋之処、半左大躰之咄故達而不問之、
 とあつて、「西京」から北野社にかけての地域で祭りが行なわれていることが分かる。これ以降も『宮仕記録』続四の正徳二年（一七一二）九月四日の記事に四六、
 『宮仕記録』続四の正徳三年（一七一三）九月四日の記事に四七、
 て来ル
 とあるように、西京の祭りは継続して行なわれていたことが窺い知れるのである。
 の内容を整理しておく。宝永三年の記事には、「西京上大將軍下大將軍作物之鈍五本釣灯笠鈍警護等相添」とあり、「作物鈍五本」「釣灯笠鈍」が北野社へ向かつていることが分かる。まず祭礼は「風聞ニ西京ニ祭礼ヲ催ス旨也、少キ御輿ヲ拵等之事也、此旨松梅院へも内意申入候処、其沙汰不承旨也」とあり、「少キ御輿」が登場している。他にも「桜ノ造花居台」や太鼓や鐘を鳴らすなどの「ねり物」が北野社まで練り歩いてきていることが分かる。正徳三

年の記事でも「大将軍村下横町鉾引山東ノ鳥井之辺まで来ル」あり、「鉾」や「引山」と言
った練物が北野社まで練り歩いていたことが分かる。
この中で今一度、『北野誌』等の由緒の内容を振り返ってみると、まず宝永三年の記事にあ
る「少キ御輿」とあるのが当時の瑞饋神輿のことかと考えられる。これは九月四日とい
祭礼の日付と共に、西京という地域での祭礼であったという記述から推察される。加え、
瑞饋神輿以外にも「劍鉾」及び「鏑劍鉾」が祭りに出されていることが確認出来るが、こ
の「劍鉾」と言うのは宝永三年の記事の「作物鉾五本」、正徳三年の「鉾」にあたりと推察
される。
ここで注意すべきは、この祭礼について北野社の祀官である松梅院は「此旨松梅院へも
内意申入候処、其沙汰不承旨也」としていている点である。このことは宝永の記事に「風聞ニ」
「風説ニ」とあることから窺えるように、北野社としてはこの祭りに関知していなかつ
たと推察される。従つて「風聞ニ」「風説ニ」とある後の記事内容は必ず「御旅所」もしく
は「西京」での祭礼のことなのである。逆に、境内まで練り歩く練物については、その構
成や様子がつぶさに記されていることから、北野社は関与せず傍観している状態であつた
ことが窺えるのである。以上の記事内容から、『宮仕記録』の記事に見える西京の祭礼は北
野社とは無関係に行われていた独自の強い祭礼であることが指摘出来る。また祭礼の内
容と北野社と祭礼の関わり方から見て、『宮仕記録』の元禄年間から正徳年間に散見される
九月三日・四日の祭礼の記事は、由緒で記されている瑞饋祭についての記述である可能性
が高いと指摘出来る。
以上、元禄年間から正徳年間の記事から西京における祭礼の様相を確認した。記事に見
たとおり、九月四日には西京神人によつて御旅所では神供が供えられていた。また西京か
ら北野社周辺にて「少キ御輿」をはじめ「作物鉾」や「引山」が渡される「ねり物」が出
るような祭りが行われていたことが分かる。この祭礼の期日及び内容は、各由緒が示す九
月四日の瑞饋祭にて瑞饋神輿や「飾劍鉾」が西之京から北野へと巡行したという内容と合
致する。またこの祭礼は、北野社とは無関係に祭礼が執り行われている点からも、由緒が
記す西京神人が行つていたとされる瑞饋祭であった可能性が高い。
ただし、瑞饋神輿の具体的に形状などを確認できるのは、『俳諧新季寄』や『大日本年中
行事大全』『及瓜漫筆』の記事までしか遡ることは出来ない。また由来に記載されていた「一
之保御供所内鎮座天満宮」「北野社二之保御供所」と祭りの関係に記しては『北野天満宮史
料』に記載が無い為、西之京の祭礼において御供所がどのような役割を果たしていたのか

については現在のところ不明である。

四、瑞饋神輿の成立背景

瑞饋神輿の成立背景を説明することを目的として掲げ、これまで引用されてきた由緒比較及び『北野天満宮史料』等を用いた瑞饋祭の歴史的变化遷とその様相について幾つか分

① 現在の瑞饋祭は、瑞饋神輿の巡行にあり。この瑞饋神輿は神輿状の神饌であり、それ

故に北野天満宮として巡行はしても御霊遷しは行われぬ。また瑞饋祭全体を主導する

② 瑞饋祭及び瑞饋神輿について語られる際に引用されてきた『北野誌』をはじめとする

各由緒は、西京神人の末裔である。川井菊太郎の記及び報告が典拠となつていた

③ 由緒に記述された地域が同一である部分がある。また瑞饋祭の由来に西京神人を主体として行

野神社へ「御供」「饌供」の献納が行われていた事は確認できたもの、由緒に記述され

④ 瑞饋神輿が成立したとされる慶長以降は各史料から祭りの様相が明らかになつてくる。

慶長年間成立したとされる『十二月風俗図』に描かれた瑞饋神輿や『日次紀

事』の九月四日に行われる「北野祭」の具体的な記事等、断片的ではあるが祭りが行わ

れてきたことが確認される。祭りの具体的な記事等、断片的ではあるが祭りが行わ

『宮仕記録』の記事には西京で九月四日に祭りが行われており、その祭りには「少キ

御輿」や「銚」「引山」と言った「ねり物」が出る祭りが行われており、その祭りに「少キ

断片的な記事ではあるが、由緒に記されている瑞饋祭の様相と近似していることから、これらの記事内容が瑞饋祭の様相を記した記事であることが指摘出来る。つまり瑞饋祭は近世初期までその存在を遡ることが出来る事、祭礼の内容については宝永三年頃まで遡ること可能である事が各史料から明らかとなつた。以上、これまで明らかになつていないかた瑞饋祭の歴史の変遷と様相、特に近世期における祭礼の様相について極めて断片的ではあるが由緒以外の史料から提示することが出来る。また、『北野天満宮史料』の記事から「西京」という場において祭りが展開されており、なおかつ祭りには西京神人が関係していることも確認された。しかし、当初目的として掲げた瑞饋神輿の成立要因については、何故西京神人が近世において祭りを主導するようになったのか、また神人の起源と瑞饋祭に密接に関係している御供所について不明な点が多い。西京の御供所の実態については「一之保御供所」は瑞饋神輿が奉造される場所として登場している。このことから、「北野社二之保御供所」は重要な場所であることが分かる。既にこの御供所については川井銀之介^{四八}により考察が成されており、三枝も御供所と西京神人の関係や西之京における御供所の位置などについて論じている^{四九}。しかし、この御供所がどのよう運営されているのか、実際に御供所において御供調進の役割を果たしているのか等、御供所の運営実態はこれまで明らかになっていない。西京神人が運営していたとされる御供所の運営実態の分析が、瑞饋祭の様相のさらなる解明と、瑞饋神輿が成立した要因の解明に西京神人の末裔に伝来する史料の分析を通じて西京の御供所の運営実態及び課題として、西京神人の末裔に伝来する史料の分析を通じて西京の御供所の運営実態及び御供所と瑞饋祭の関係性を明らかにしてゆく必要がある。

一―四、西京神人と瑞饋祭

本節では、前節における瑞饋祭の様相を前提にして、祭りの担い手であつた西京神人と祭りの関わりについて分析と考察を行なう。既に示したとおり、西京神人は、北野社に属する神人で、西之京に在住し神役奉仕に預かる人々であつた。彼らの神役自体は、中世に入ると御旅所で祭礼を行なう等の本来の神の調進、雑木等の供出等多岐に渡るが、近世に入ると御旅所で祭礼を行なう等の本来の神

人の活動を越えて自発的に祭りを営む姿が『北野天満宮史料』より確認出来る。既にこのことについて、三枝により指摘されており「近世化した神人」と位置づけられており、前節でも西京神人が「御旅所」で祭祀行っていたこと、「少キ御輿」や「作物之銚」などが祭祀に出されていたことに触れた。この近世的な神人への変化―祭りを主催する神人―は、瑞饋神輿の成立背景と関係性があると推測されることを提示した。そこで、近世期における西京神人の様相を『北野天満宮史料』等の文献から確認し、瑞饋祭との展開との関係について分析と考察を加えたいと思う。

一、中世期における西京神人と神役負担

近世以降の西京神人がどのような実態をもっていたのかを分析する前に、中世期の神人の活動について触れておきたい。北野祭の祭祀負担と、「馬上七騎」「保々銚」の巡幸、「翹神」の調進が行われていたことが窺える。

北野祭の祭祀負担は、本来幕府による経営が行われていたが、嘉慶元年（一三八七）の「足利義満下知状」では「北野宮神人等西京申翹役事」として「所詮當社祭祀神事以下、不達彼神人等之訴者、惣及乱之間、一向奉如神慮、以別儀、永一円所付社家也、此上者、洛中辺土等無為分可有遵行也、将亦於師郡者、各別可相計也、何及昇儀哉、者为備龜鏡下知如件」として、祭祀神事の違乱を理由として西京神人の翹役の免除を行っている^{五〇}。本来、北野祭は官祭であり幕府により資金が提供される仕組みであったが、中世に入りその体制は崩れ、天満宮による祭祀費用の負担が行われていた。西之京も例外ではなく、幕府による西京神人への翹役免除は、翹販売の収入を北野社へと納める形になる為、室町幕府は間接的に北野社へ祭祀費用負担を名目とした免税措置を行っていたことが指摘されている。

次に注目したいのは「保々銚」である。三枝はこの「保々銚」が「鎌倉期以前の北野祭関係史料に見えないことから、南北朝以降に、北野祭に新たに加わった要素」と指摘した上で、西之京の七保を「すでに鎌倉期に西京に神供備進のために設定されていたいくつかの『保』の中から、祭祀役負担の単位として新たに七つの保を編成することによって成立したものと推察している。またこれらの祭祀負担の単位として再編成された七保の存在は、北野社と室町幕府による西京神人の新しい支配構造の成立と三枝は指摘している。ここで登場する「馬上七騎」「保々銚」について、京都の祭祀に見える銚について実態と考察を行

つた本多健一は、三枝の論考を引きつつ「当時の鉾が特別視されていたことは確かだが、その形態は不明である」とし、文安三年（一四四六）の『「社家日記」』を最後に中世の鉾に関する記述が途絶えていることを指摘している。また、本多は「保々鉾」と直接関係は無いが、慶長十二年（一六〇七）に行われた北野社の遷宮に際して、二本の鉾が調進されている事、広島県の耕三寺博物館に室町時代作・北野社伝来の二本の鉾があることに触れている。「保々鉾」がどのような形態であるかは不明であるとしてしている^{五二}。

「保々鉾」の形態が不明である点はさておき、西京神人が何故「鉾」を出す形で神役奉仕を務めるようになったのかという疑問が残る。そこで「保々鉾」について記載のある、「三年一請会引付」を見ると、康応元年（一三八九）七月三十日条に「西京神人并大宿神人等長具足停止事、以雑色自侍所相触了、同加与丁兵士事年預許へ同停止事相触候」とあり、同年八月三日条に「一日神幸、毎事無為、如恒例西京神人等弓矢長刀鎧等悉停止、帶太刀計」との記述が確認される^{五三}。このことから、西京神人が「長具足」「弓矢」「長刀」「鎧」などを身につけることを停止せられていたことが確認される。また西京神人は「神輿入洛可為来廿四日之由相触候欵、当社加与丁西京神人等事、任先規可申沙汰之由」として従来から「加与丁」として供奉することになっていることから「三年一請会引付」から確認できる。つまり、西京神人は神輿の駕与丁として、また神輿の警固役として奉仕を行っていたことが分かる。そして同年には「其後一御鉾参之後神輿神幸、保々御鉾如先々参、大蔵省御幣禪尋申之、毎事無為無事珍重々」として「一御鉾」と「保々御鉾」が祭りに参列している。となれば、西京神人は、武装して祭りへ供奉することを停止された上で、新たに「保々鉾」の神役を負担する形で祭りに供奉する形式となったものと考えられる。

これら祭礼費用の負担と「保々鉾」の負担以外に中心となるのは、神事・祭礼における神饌調進である。北野祭では「銚神供」を三年一請会では「麴神供」を調進している。また各月の一の付く日には「御供」「御神供」を、三月、五月、九月の節句には「饌供」を、菅原道真の忌日である二月二十五日には「御鉢御供」を調進している。この他に、公事の柴や木などの納入、車（車輪）の納入など多岐に渡る神役負担を西京神人が担っていたことが分かる。以上のような神役負担を行なう西京神人は、北野社側からは、先に触れた「保」による把握が行われている。例えば、公事柴の納入に関する記事を見ると、「木ツシカン」へ方ヨリ公事柴」と記載がある。ここで言う「木ツシ」とは木辻保と呼ばれる保であり、既に正応三年（一二九〇）「良琴奉書案」に「木辻保神供事」として登場している^{五三}。三枝は網野善彦や豊田武の研究を踏まえつつ、これら西京における保が「その領域の広さは不

以上、先学の研究を踏まえながら中世期から戦国期にかけての西京神人の神役負担について述べた。本来は北野社に属する西京神人として、神役を負担し、北野社の社領である西京と云う土地に居住すること、麴業を営むこと、祭礼費用を負担、柴や木などの公事を納めることにより神人の身分が保証される形となつていた。また麴座神人として、北野社を末社とする延暦寺の影響下にあり、麴の独占販売権を得る形となつていた。この麴独占販売を認め、室町幕府であり、北野祭の執行を目的として西京神人の神役負担を北野社へ保証することにより、官祭である北野祭の維持を図つた。しかし、文安の麴騒動による麴業の衰退や応仁の乱による混乱により、西京神人と北野社との関係は変化する事になり、神人独自の動き―武家被官化―が発生することになった。西京神人とつて麴業の衰退は、すなわち神役負担の不履行と自らの生活の衰退へつながることになり、その結果として神役を逃れるための武家被官化が発生したものと推察される。では、戦国期以降の西京神人はどのように存続したのか。先学の研究を参考にしつつその実態について触れる。

二、近世期における西京神人と諸活動

麴騒動以降の西京神人と北野社の関係は、麴業の衰退や応仁の乱などの時代状況も相まつて、大きく変化していったことが確認される。その変化は、豊臣秀吉が行つた検地の影響もあり変化に拍車がかつたことが三枝により指摘されている。三枝は、文禄元年（一五九二）に京都所司代前田玄以から「西京七保神人中」宛に下された判物によつて、神役を専らとした上で、夫役の免除・地子銭の免除を行う「神人身分の確定が行われていたこと」を指摘し、慶長九年（一六〇四）京都所司代板倉勝重の「七保社人」へ宛てた判物を挙げ、江戸幕府へ政権が以降してからもこの身分確定が行われていたこと指摘している。また、文禄元年の神人身分確定と同時に、天正十九年（一五九一）に行われた御土居建設による西之京分断によつて損なわれた「神供領」の「替地」として「西院村二九石四斗四升」が文禄元年（一五九二）に「西京神人沙汰人中」宛として下されていることから、西京という神人の住む土地にも大きな変化が訪れていたことが指摘されている^{五六}。この時代既に、北野祭は廃絶しており、中世から続く神役は節句における神饌の調進などが中心となつていたと考えられる。文禄元年、慶長九年に為政者による身分確定が行われたものの、西京神人と北野社の関係は、「西京」に在住し神饌調進という神役を負担するのみで、麴業の得利も麴販売の特権の喪失に伴い神役負担を行えるほどの得利を得られるものではない。

なかつたと推察される。故に、西京神人は為政者に依る身分確定のみで、地子銭や役夫の免除という特権を得ていたことになり、中世の頃と比べても神人身分は不安定だったものと考えられる。その為に、神人は北野社に対して「社参」「社頭出仕」の要求を行うようになった。『社家日記』慶長三年（一五九八）十二月二十七日条に「一、西京神人來春方社参仕度由申、当坊偏頼申候、時所司代葛西太兵衛肝煎也、太兵衛殿方も当坊へ案内也、珍重之由返答申」とあり、所司代葛西太兵衛の後押しを得て来年の春から北野社への社参を行えるように願ひ出ている五七。翌年の一月四日にも「西京孫兵へ礼來、二十足持参也、西京神人共当坊を頼、社頭へ出仕ノ事申」と「社頭出仕」の願ひを申し出ている。西京神人が「社参」「社頭出仕」を頼みに行つた「当坊」とは、『社家日記』を記した松梅院と考えられる。この西京神人の願ひ出は、正月十四日になり「竹門様へ談合ニ小島遣、甚四郎と相談申歸也」とあり「竹門跡」である曼殊院門跡へ相談に行き、同月二十四日には「惣神人中方世貫文上候」として「神判料」三十貫文を払うことが西京神人へ申し伝えられ、西京神人も同意している五八。この時点では三十貫文の「神判料」を支払うことで「社参」が認められていたが、同年八月五日には「西京神人年寄衆振舞ニ当坊へ來、次ノ間迄よひ申、各はかま・かたきぬニて來、鳥目百足十人より持來、神人衆申ハ当坊様を奉頼社参仕様ニと侘言仕」とあることから、一月の時点での「社参」は一時的に許可が下りたものと推測される。西京神人の「社参」「社頭出仕」と時を同じくして、慶長七年（一六〇二）に西京神人が「社人連氏」と呼ばれる連署を作成している五九。これらは、「一保」「宋町保」「堀川保」「中保」「大將軍保」の五保で書かれた連署を継いだもので、各保の神人の姓名と花押が入っている。このような連署が慶長七年を境にして神人の中で作成されている。元禄二年（一六八九）に作成された「神人連署」の末文には「右連判五保神人の□都合七十六人北野天神社役を相勤者也 若後日□□社令相背き又は社役懈怠の者お□□座者也仍□□件」とあり六〇。「北野天神社役」を務めるものとして連署を記している。特に注目したいのは、保毎に連署が作成されている点である。従来の保は、北野社側が西京神人を把握するため必要に区画単位であり、再編されたと考えられる七保は北野社側の保を奉仕する編成単位であった。その保を西京神人らが自ら保名を掲げて連署を記すことは、従来の趣座神人のごとき商工業者として神役を負担する神人から、保による連帯をもつて神人の神役を専らとする神人へとその性格を変化させていたことが窺える。このことは、先に述べた北野社での「社参」「社頭出仕」とも関係していると見られ、従来の神饌調進な

どの神役奉仕以上の奉仕を得ようとする姿として捉えることができる。これら慶長の頃より始まる「社参」「社頭出仕」の要求、連署の作成と言う西京神人の新たな動きは、北野社に神人身分を確定するための補任要求へと発展する。補任について明確な動きがあったのが元禄二年（一六八九）に神人補任の要求が行われ、物議を醸していることが『宮仕記録続一』の記述と「西京神人御補任一件留書」^{六一}「西京神人御補任之事」^{六二}による明らかになる。西京神人は、「神人装束着用候様ノ御補任」を「御寺務」へ訴え、「目代」へも申し出を行ったものの、曼殊院の「坊官」と「宮仕」は西京神人を「神敵」であり、近年は「御旅所」に拝殿を造立し「我意ニ任新法共ヲ企可申覚悟」があると、これに反対した。西京神人は、慶長十二年（一六〇七）年の北野社遷宮の際に補任を請けたと主張、結局装束着用での出仕は許可されなかったが、神人七十五人が補任されたところある。しかし、元禄三年には西京神人へ「装束御許容」が申し渡され、二月二十五日の祭りに際して神人らは装束を着用して社参をしていることから、社内での西京神人への扱いに温度差があったことが窺える。このような形で西京神人は、装束着用と神人補任の先例を作りだすことで、北野社の神人としての身分を確かなものとしていったことが窺える。

この神人身分の確保と神役の創出に加え、西京神人は独自の活動を行なうようになる。先に補任の件で触れた通り、西京神人は「御旅所」に拝殿を建てる等の北野社と関係無く活動をしていたことが分かる。また、前節で触れた「御旅所」における祭礼も西京神人の独自の活動にあたるものと考えられる。この「御旅所」での祭りに際して西京神人は、「装束ニて出居候」とあり、装束を着用して祭礼を行っている。この装束着用に関して三枝は「西京神人の祭祀が『神職』による祭祀であることを視覚的に裏付ける役割を果たした」と指摘している^{六三}。西京神人がどのような装束で祭りに臨んだのかは、『北野天満宮史料』からは不明であるが、社参に際しては「上下」を着用しており、『拾遺都名所図会』に描かれる二月二十五日の菜種御供の絵図では、直垂や烏帽子を身につけた者や笏を携え得ていゝるものが居ることから、現在の神職の如き出で立ちで「御旅所」で祭りを行ったものかと推察される。

このように「御旅所」で「装束」を身につけて祭りを行っていた西京神人は、明らかに中世とは異なる独自の活動を行なっていたことが見て取れる。では「御旅所」での祭りは何を意味するのか。次に西京神人が有していたとされている御供所について、文献史料から分析を試みる。

三、西京神人と御供所

前節で瑞饋祭の由緒を比較した際に、「一之保御供所内鎮座天満宮」「北野社二之保御供所」が瑞饋祭において登場しており、「神人連署」には「一保」等のかつての「保」が神人の連帯において重要な意味を持つて点については触れたとおりである。ここでは「保」と「御供所」について掘り下げ、「御供所」が果たす意味と役割について分析と考察を行う。

まず『西京神人御補任之事』には五保の名称が記されており、「阿弥陀寺保 采女町保也」「安楽寺保 一ノ保也」「東光寺保 堀川保也」「長宝寺保 大将軍也」「新長谷寺保中保也」と各保には寺名が冠されていることが分かる。また補任の際に北野社へ提出した書類にも、この寺名を冠した保名が記載されている。西京神人の神役は中世から近世を通じて節句や二月二十五日の神饌の調進であったことから、由緒にある「御供所」とは、北野天満宮へ奉納するための神饌を調饌するための施設であることが推察される。既にこの「御供所」については川井銀之介による詳細な考察と、三枝によって御供所の位置が指摘されているので、それらを参考に「御供所」の歴史を表としてまとめた。(表四)また近世の絵図を確認すると、元禄十三年(一七〇〇)の『寛永年間洛中洛外図』に六つの「御供所」の位置が確認出来る。(図三)また『本郷家文書』にある新長谷寺と安楽寺の平面図を示した。

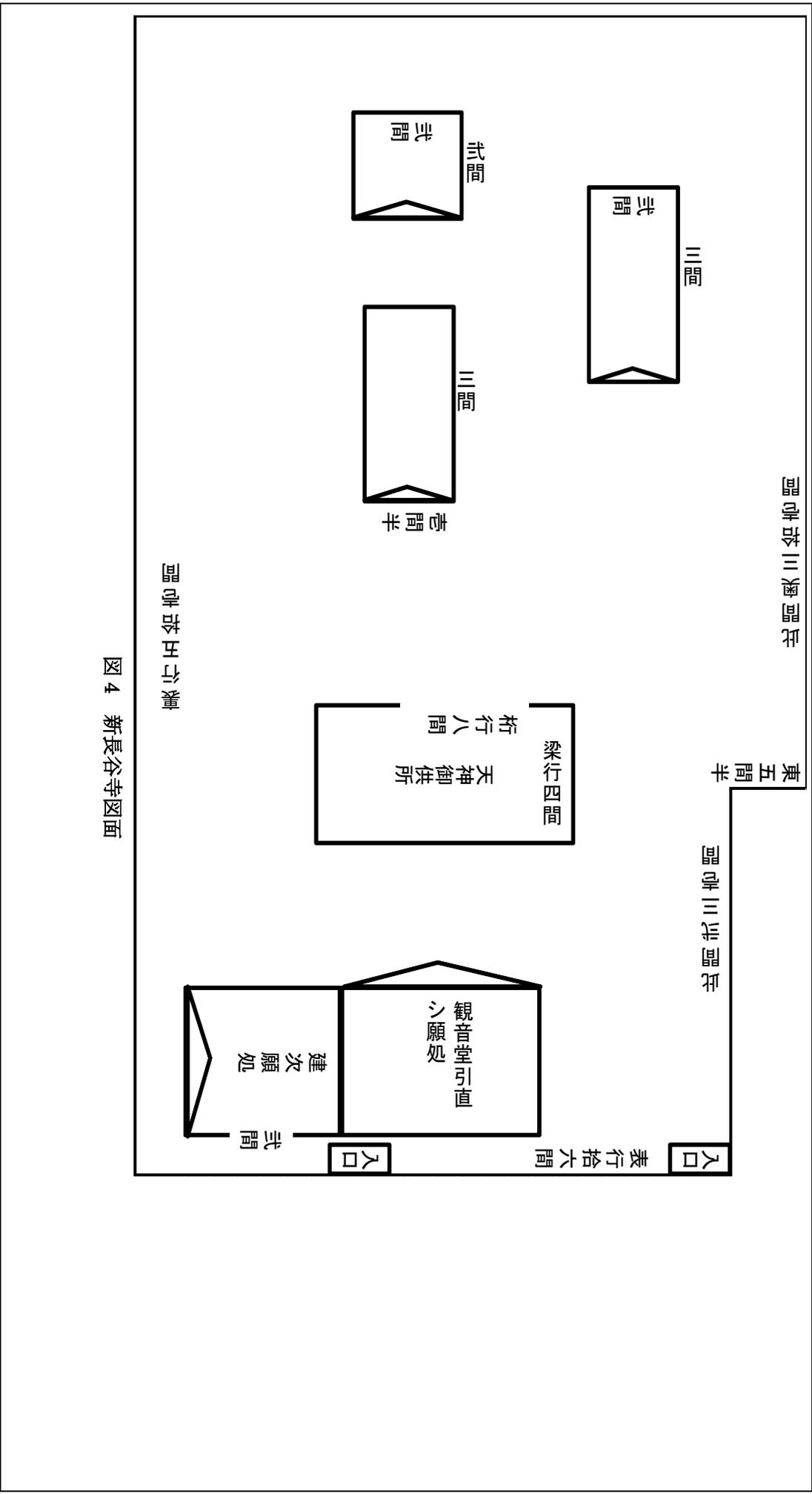
(図四)は『本郷家文書』元禄八年(一六九五)の「乍恐願候観音堂引直シ建次御訴訟書」^{六四}に記された新長谷寺の図面で、手前に「観音堂」中央に「天神御供所」があり、その背後に三棟の施設が付随している。(図五)は『本郷家文書』宝暦八年(一七五八)「繕普請御頼書」^{六五}に描かれた安楽寺の図面で、図面上部に「神前」と記された家屋があり、恐らく「御供所」の設備と安楽寺が一体となっていたものと推察される。このように寺院名を持った保として近世には「御供所」として機能し、同じ敷地内に寺院としての設備を供

表 4 七保御供所変遷

	『古文書』『古記録』『目代記録』『社家日記』等	『本郷家文書』慶長7年「社人連氏」	『古文書』慶長9年「板倉勝重下知状」	『本郷家文書』元禄二年「社人連氏」	『目代記録』元禄二年「西京神人御補任之事」
安楽寺	一保(弘安6年)	一保	安楽寺	一之保	安楽寺保(一之保)
東光寺	九月九日保(永享3年) 薬師堂保(長享2年) 東光寺(永禄4年)	堀川保	東光寺	新保	東光寺保(堀川保)
長宝寺	大將軍保(明応9年)	大將軍保		大將軍保	長宝寺保(大將軍保)
新長谷寺	中保(弘安6年)	中保	麗衣堂	中保	新長谷寺保(中保)
満願寺	満願寺(天正7年)				
阿弥陀寺	宇女町保(明応2年)	宋町保	阿弥陀寺	宋町保	阿弥陀寺保(采女町保)
成願寺	木辻保(正応3年) 五月五日保(永享3年)				



図 3 元禄 13 年頃の七保御供所



新長谷寺図面

図 4 新長谷寺図面

えていたことが、図面から見て取れる。川井によれば、各保の「御供所」はそれぞれに観音等祀っていたとされる。特に安楽寺には菅原道真が祀られていたとされ、近世以降に成立したものは瑞饋祭自体が菅原道真公を祀る収穫の祭りが始まりであること、「御供所」の中でも「保」の「御供所」は特別な位置づけにあった。このことは「安楽寺天満宮」の由来と所蔵する神宝類について記した、『安楽寺安置天満宮御自作御神像并靈寶略御傳記』に、安楽寺の由来について「勅命を以て長安の西八町四面の地を設させ給ひて、神宮寺七ヶ寺を建立せしめし七保と号け給ふ。しかのミならず右大臣に還任なさせ給ひ、殊に左遷の宣命を焼捨させ給ひて、此「安楽寺」に御自作の神像を神輿にめさせ奉り、御存生の行粧をなし奉らせ遷座せしめ給ふに、當寺を太宰府に準奉せられ安楽寺と号させ給ふ」とあることとから、菅原道真を独自に祀る寺として西京神人らにとつて重要な意味を持つていたことが窺える。つまり、西京神人が営む「御供所」とは、神役として神饌調進を行う施設であり、各保の信仰の場所でもあり、西京神人が北野社のご祭神たる菅原道真公と密接なつながりを示す働きがあったものと推察される。

四、西京神人と瑞饋祭

以上、近世期における西京神人の様相について、『北野天満宮史料』と『本郷家文書』を中心に分析と考察を行った。近世期における西京神人は、神人身分の確定と神役の拡充を行い、「保」毎に連帯を行うことで、西京神人としての存続を図つていたことが、「社参」「社頭出仕」の要求や、「御旅所」での奉り、寺名を持つ「御供所」の運営などの諸活動から窺い知ることが出来る。本来、麴業の得利による神役負担が、西京神人と北野社の関係を結ぶ重要な事象であったが、麴業の衰退は神人の武家被官化などを招くことになった。結果、西京神人は節句御供の調進と公事の薪や柴などの納入が主な神役となり、その存続が危ぶまれることになった。その為、神人自ら「社参」「社頭出仕」を行うように働きかけることで、「神人補任」による身分の確定を得、さらには「御旅所」の祭祀や「御供所」の運営により、自ら北野社の神人であり、ご祭神との由緒が深いものであると位置づけられることにより、祭祀者としての位置づけを打ち出していったと推察される。とりわけ瑞饋祭はそのような西京神人の近世期における活動で重要な意味を果たしていたと考えられる。

本節ではここまで考察をまとめ、瑞饋神輿の形成要因について考えてみたい。瑞饋神輿は、そのはじめにおいて西京神人が行ったとされる収穫祭で供えていた神饌が原点にあつた。北野祭が始まつてからは収穫祭の神饌を北野祭へ供え、文明以降北野祭が途絶して後は、再び独自祭りを行うようになり、次第に神饌が大型化していった。大型化した神饌は御供槽に載せられ、担ぎ棒で担われて運ばれることになり、慶長十二年には神輿型に神饌として供えていた新穀蔬菜を飾りつけて供えるようになったとされている。ちようどこの時期と前後して、瑞饋祭の祭り手である西京神人は、「社参」「社頭出仕」の要求を北野社へ行うことで神人身分の確定と神役の存続を図り始める。瑞饋神輿が成立する時期と、西京神人が自らの身分を確定させる動きは、神人が祭祀者としての萌芽を見せ始める時期であり、祭りをを行うことで西京神人自身が菅原道真公を祀る祭祀者としての位置づけを獲得していく動きが、祭りの展開へとつながっていくものと考えられる。この位置づけを獲得したい。西京神人の近世期における動きを前提として、瑞饋神輿の形成要因について論

中世から近世を通じて西京神人が北野社の神役として負担をしてきたのが神饌調進であることは、前節にて確認をしたとおりである。毎月一の付く日の「御供」、三月・五月・九月の「饌供」、二月二十五日の「御鉢御供」、北野祭の「銚御供」、三年一請会の「麴神供」の神饌を調進し北野社へと納めていた。北野社にとっても、西京神人にとっても、御供調進は重要な神役であつた。このことは、文安の麴騒動以降、西京神人が衰退していく中で、「御供」「饌供」の調進が滞りを見せ始める。本来、西京神人により調進された「御供」「饌供」は北野社の境内にある「御供所」へ送られ、そこで「八嶋」が「御供」「饌供」を受け取り、宮仕が配膳を行う仕組みであつた。西京神人から調進された「御供」「饌供」は、曼殊院や松梅院などへ分配する習わしであつた。西之京からの「御供」「饌供」が滞ることは、日頃行われる神事の停滞と、分配されるべき各取り分の喪失につながる。結果的に調進されなかつた「御供」「饌供」は後日、金銭による代納が行われていたことが『社家日記』に見える。また近世に入り、西京神人が北野社へ補任を要求した際、宮仕等は文安の麴騒動を引き起こした「神敵」として否定的に捉える一方で、松梅院は神人補任に肯定的であつた。その根拠は、西京神人が「御供」「饌供」の神役を果たし、停滞があつても

継続的に神役を果たしていた点にあった。ここからも、北野社の一部ではあるが西京神人の「御供」「饌供」の調進が重要な神役であったことという認識があったと指摘できる。戦国期における「御供」「饌供」滞納分の金銭による代納は、特異な例としても、西京神人による「御供」「饌供」の献納は北野社にとつて、また西京神人にとつても重要な神役であったと推察される。

近世に入り西京神人の神饌調進の神役は、「社参」「社頭出仕」の要求が叶い、「装束」着用が許可が得られた事により、社殿における奉幣や献饌を行うまでに拡充されていった。『宮仕記録続二』元禄九年（一六九六）二月二十五日に「神人五人社参、神人之奉幣有之、去年ハ奉幣之神人大床ニて拝ヲ致ス」とあり、二月二十五日の忌日の神饌の調進のみならず、社殿に上がり「大床」で「奉幣」を行っていたことが見える。特に二月二十五日に行われる祭りは、主祭神である菅原道真の忌日に行われる祭りであることから、この祭りで西京神人が奉幣を行うことは、近世における神人の最たる変化と指摘できる。この北野社での奉幣という神事参加の変化に加え、「御旅所」での祭りと、西京での祭りをを行う主体的な祭祀者としての姿が記録から見える。とりわけ西京で「少キ御興」や「作物之鉢」が練り歩く祭りは、近世期における瑞饋祭の一樣相であることは、前節で指摘した通りである。この西京神人が行う祭りの背景には、『安楽寺安置天満宮御自作御神像并靈寶略御傳記』にあるような、独自に菅原道真を奉る「御供所」の存在があったと考えて差支えないだろう。『瑞饋神輿略記』では、西京神人は太宰府配流の菅原道真へ随行した人々の子孫と伝承され、『川井清行家文書』の元禄十年「西京社家神人惣代口上書写」には「當社家神人等、天神御在世之御時随仕故御鎮座以来口付社職神役を勤」とあることから、菅原道真と西京神人の関係が強調されていることは明らかである。この伝承と菅原道真を祀る「一之保御供所内鎮座天満宮」という具体的な施設、そして「御旅所」や西京一帯で祭りをを行う一方で、「補任」や「社頭出仕」を行うことで新たに北野社との関係を結び直すことで、神人としての身分と祭祀者としての実態の両立することで、神人としての存続を確立していったものと推測される。麴座神人としては衰退した西京神人は、独自の信仰を形成し祭りをいう形態を確立し、その結果が瑞饋祭という祭りに結実したものと考えられる。彼らの本来の中心的な生業であった麴販売も、その実は度々洪水を起す紙屋川が地域を流れ、稲作や畑作が可能であった西京という土地柄を反映した生業であった。これは、「御供」「饌供」を神役とする形態に表れていると考えられ、麴製造の元となる米の栽培や、「御供」「饌供」の調進の用いられる野菜類の栽培を行なっていたことが想定される。従って、西京神人は

中世から近世に至るまで、農業に従事することにより、麴製造や「御供」「饌供」の調進、竹や薪などの納入と言った神役負担を行なっていたものと指摘できる。このように西京神人の近世期における祭祀者としての展開や、西京と言う土地における農業を背景として、瑞饋神輿は成立してものと推察される。

註

- 一 黒板勝美・國史大系編修會編『新訂増補國史大系第二十九卷上 朝野群載』（吉川弘文館、昭和三十九年、一七五―一七六頁）。
- 二 江馬務『日本歳事史』京都の部（内外出版株式会社、大正十一年）。
- 三 瀬川弥太郎『瑞饋神輿』（私家版、昭和五十七年）。
- 四 西之京青年団『瑞饋神輿略記』昭和三年。
- 五 前掲註三に同じ。
- 六 岩井宏実・日和祐樹『神饌』（同朋舎出版、昭和五十六年）。岩井はこの瑞饋神輿について、「このように瑞饋神輿は本来神饌品の変形であり、神輿と称してはいるが、神霊をこれに移すことなく、神幸祭にも列外供奉として後部に巡幸する」と説明している。櫻井敏雄「神輿の構造と形態」（『悠久』第七十四号、平成十年）。櫻井は神輿について「御輿は神輿とも書き、遷宮または祭礼のとき神霊を奉安して新宮あるいは御旅所に移すときに用いる輿」とし「神輿は神霊が本社から他所に渡御する際の乗り物と定義することができる」とし「定義した上で、瑞饋神輿について「特殊な形態として、北野天満宮や御上神社の瑞饋（ずいき）神輿があるが、神輿と称しても神霊を移して奉ることとはなく、屋根は芋茎で葺き収穫した作物・草花で色とりどりに飾り付け神輿状とし神饌とするものである」とし、瑞饋神輿を「神輿状の神饌」としている。
- 八 伝土佐光吉『十二月風俗図』は現在、山口蓬春記念館に収蔵されている、重要文化財である。図版は『国宝・重要文化財大全』二（毎日新聞社 平成十一年）に載るものを用いた。
- 九 北野天満宮史料刊行会『宮仕記録』統一（北野天満宮、平成八年、五一頁）。
- 一〇 北野天満宮史料刊行会『宮仕記録』続三（北野天満宮、平成十一年、三五五―三五六頁）。
- 一一 「銚劍鉾等」について『瑞饋神輿略記』では、「銚劍鉾等に至るまで亦同じ方法をも

て造り」とあり、「同じ方法」とは瑞饋神輿と同じく新穀蔬菜などを用いて飾り付けを
したものと考えられる。菅沼奇淵『俳諧新季寄』享和二年。

速水春暁斎著・儀礼文化研究所編『大日本年中行事大全』（おうふう、昭和五十四年）。

三田村鳶魚編『未刊随筆百種』第五卷（中央公論社、昭和五十二年、二一〇頁）。

貝秀幸「応仁文明乱後における膝下領の支配とその変質―北野社領西京を例にして―」

（『鷹陵史学』第二十九号、平成十五年）。貝は網野の「都市的な様相を呈するようにな

なっていた」という西京への理解への疑問を持ち「西京の村落としての性質」を明ら

かにするべく戦国期における西京地域の変質について論じている。その中で北野社領

の西京が伊勢氏に「落とられ」ている点に注目し、当時の西京神人の一部が武家被官

化していることを指摘、「落とられ」ているという事態は西京が伊勢氏によって押領さ

れた状態を示すものではなく「領主北野社が本来保持する領主謙を満足に行使しえな

い状態に陥っていた」という事を明らかにしている。

小野晃嗣「北野麴座に就きて」（『日本中世商業史の研究』法政大学出版、平成元年）。

小野は、麴販売による利益を北野社へ収めていた麴座の実態を指摘している。この中

で西京神人の特権として「造酒正より一般酒屋ならびに麴売に對して課せられるべき

酒麴役の免除」について指摘しおり、すなわち西京神人による麴販売の独占特権があ

ったことを指摘している。加え、座としての居住制限が課せられていたことも指摘し

ている。

網野善彦「西之京と北野社」（『日本中世都市の世界』筑摩書房、平成八年）。網野は

西京とそこに生きた人々つまりは西京神人と北野社の関係について論じ、どのよう

な変貌を遂げていったのか論じている。その中で西京が「節料木」を始め酒や索餅串柿

などを北野社へ納入していたことについて指摘している。

前掲註一五に同じ。

前掲註一五に同じ。具は、瑞饋祭の母体となる西京の村落の変質を論じる中で、応

仁の乱以後における御供の献納について検討を試みており、「西京より御供・饌供の貢

納は、永正年間を画期として、御供・この貢納衰退の背景には「御供・饌供への半済適

される自体になつていったこと、この貢納衰退の背景には「御供・饌供への半済適

さ

用や武家の所領奪取にともなう貢納者の変化が大きく影響していたことを指摘している。三枝暁子「秀吉による京都改造の意味について」『立命館文學』六〇五号、平成二十年。三枝は秀吉とともに、京都改造の意図として「北野社領における検地展開過程から明らかに、すゝるとともに、それがどのように近世へと引き継がれたのか」を明らかにしている。考査の過程において、秀吉が天正十三年（一五八五）から天正十九年（一五九一）にかけて行なった北野社領への検地によって「屋地子徴収に基づく北野社の『境内』支配権を否定」が行われたと指摘、また御土居形成に伴う所領等の接収などの代替措置として「替地」が与えられていたことが指摘されている。

三枝暁子「西京七保の成立と展開」に注目しながら「西京神人が近世においても存続していく事実に着目し、神人の近世化がどのようなにはかられたのか」を分析している。この分析において文禄元年（一五九二）に西京神人が公儀から人夫役の負担及び地子役免除がされていることに注目し「秀吉による『神人』身分の確定を意味する」と指摘、加えて西京神人に「神供領」の替りの地が与えられていることから、御土居による西京の切断等に伴う西京という地域にも西京神人同様に変化が訪れていたことを示唆している。

前掲註二一、同書。慶長三年（一五九八）より西京神人が「補任」「社参」を要求するようになり、一時的に「社参」が認められていた。また元禄二年（一六八九）には西京神人の補任についての論議があったこと、結果として補任されていたことが指摘されている。

前掲註二一、同書。元禄二年（一六八九）に始まった西京神人の訴訟の内容に注目し、神人が「装束」着用の許可を得ようとしていた点、中世に見られなかった「神供備進」を行って折に「奉幣」を行っていた点に注目し、また「御旅所取りたて」という神人独自の祭祀を行なっていたことを含めた神人の一連の行動について、「補任」と「神供役」を通じて北野社と結びつきながら、「装束」を着用して奉幣を行って、「御旅所」を「当社独自の祭行」と評している。「神人」像、すなわち神職としての近世神人の成立であるといえよう」と評している。「神人」像、すなわち神職としての近世神人の成立

『北野天満宮史料』は『古記録』『目代日記』『社家日記』『遷宮記録』等、現在北野

天満宮に所蔵されている史料を翻刻、収録したものである。この内、『目代日記』（昭和五十年、北野天満宮。）は北野社を支配した曼殊院の事務職である目代が記録したもので、『宮仕記録』（続一―続五、平成八年―平成二十二年、北野天満宮。）は祀官三家と呼ばれる松梅院・徳勝院・妙蔵院の下で神殿の奉仕等に従事した祀官である宮仕が記録したものである。

由緒の典拠となる記録や報告を行った川井菊太郎なる人物は『偲び草』（私家版、昭和十六年）によれば、西京神人の末裔である川井家の生まれで、明治六年（一八七三）に上地令に伴い北野天満宮へ奉遷された安楽寺天満宮の旧跡の保存や、瑞饋祭での甲御供奉饌の再興、瑞饋神輿の再興などに尽力した人物である。また西京神人の伝承をまとめた『梅香随筆』、本稿で用いた『瑞饋神輿略記』、その続編と思われる『続瑞饋神輿略記』、現在二月二十五日に行われている梅花祭で供えられる『続瑞饋神輿略記』、北野天満宮梅花御供調理之圖』などを記している。梅花御供の調理図案

一七〇頁）。『北野天満宮史料刊行会』第七（続群書類従完成会、平成十三年、四六頁）。北野天満宮史料刊行会『目代日記』（北野天満宮、昭和五十年、一―三〇頁）。長享年間における西京神人の「御供」「饌供」「御鉢御供」の献納状態は以下の表のようになる。尚、長享以降の『目代日記』の記事では明応二年（一四九三）まで「御供」「饌供」

料纂集『北野社家日記』第七（続群書類従完成会、平成十三年、二五一―二五三頁）。『十二ヶ月風俗図』は一月から十二月までの各季節における風物―年中行事や祭礼を描いた折本仕立てのもので、この図の一つに瑞饋神輿を担ぐ風景が描写されている。（笠理沙「山口蓬春記念館蔵」十二ヶ月風俗図」―その図様の検討と制作目的について『山口蓬春記念館研究紀要』2号、平成十三年）笠は論稿にて『十二ヶ月風俗図』の図様について検討を行い、九月の瑞饋神輿の図像は「農作物を飾り豊穰祈願をその起源とする瑞饋神輿の様相と、十二ヶ月風俗図」に描かれた神輿の有するある種の洗練された趣が、余りに疑問を投げかけている。そこで他の祭礼図との比較とから、九饋神輿であることに疑問を投げかけている。そこで他の祭礼図との比較とから、九月に貴船狭小神輿と呼ばれる行事が行われていた点に着目、また北野天満宮にも貴布禰社が祀られていることが『北野宮寺演技取要』に記載されていることを指摘し、

六六六六六六
五四三二一〇

「前」西社
「十」西京人
「九」京神氏
「年」神人
「註」二、三、御、補、三、〇、五、三、八、頁、
「掲」願一、三、御、補、三、〇、五、三、八、頁、
「午」願一、三、御、補、三、〇、五、三、八、頁、
「普」願一、三、御、補、三、〇、五、三、八、頁、
「請」願一、三、御、補、三、〇、五、三、八、頁、
「御」願一、三、御、補、三、〇、五、三、八、頁、
「頼」願一、三、御、補、三、〇、五、三、八、頁、
「書」願一、三、御、補、三、〇、五、三、八、頁、
「本」願一、三、御、補、三、〇、五、三、八、頁、
「郷」願一、三、御、補、三、〇、五、三、八、頁、
「家」願一、三、御、補、三、〇、五、三、八、頁、
「文」願一、三、御、補、三、〇、五、三、八、頁、
「書」願一、三、御、補、三、〇、五、三、八、頁、
「京」願一、三、御、補、三、〇、五、三、八、頁、
「都」願一、三、御、補、三、〇、五、三、八、頁、
「府」願一、三、御、補、三、〇、五、三、八、頁、
「立」願一、三、御、補、三、〇、五、三、八、頁、
「總」願一、三、御、補、三、〇、五、三、八、頁、
「合」願一、三、御、補、三、〇、五、三、八、頁、
「資」願一、三、御、補、三、〇、五、三、八、頁、
「料」願一、三、御、補、三、〇、五、三、八、頁、
「館」願一、三、御、補、三、〇、五、三、八、頁、
「藏」願一、三、御、補、三、〇、五、三、八、頁、

津照名神^一、一人奉^二、為野洲郡三上。兵主両名神^一とあり、滋賀県栗東市にある金勝寺への年分度者の記載に三上の名が見え、金勝寺の鎮守社とされていることから、仏教寺院との関わりが窺える^{一三}。『類聚三代格』に「三上」が「名神」とあることは、『延喜式』卷三の臨時祭、名神祭二百八十五座の内の「御上神社一座」と記載されていることから確認できる^{一三}。

このように朝廷からの尊崇も厚く、天台宗寺院である金勝寺の鎮守としての位置づけにあった御上神社は、平安時代において神仏習合色の濃い神社でもあったとみられる。『日本霊異記』下巻第二十四にある「依^レ妨^二修行人^一得^二猴身^一縁^一」には、「近江国野洲郡部内御上嶺有^二神社^一名曰^二随我大神^一奉^レ依^二封六戸^一社辺有^レ堂」と記述があり、「堂」があつたとされて^{一四}。この点について黒田龍二は祀られていた神が「随我大神」とあることを疑問視しつつも「平安初期以前の御上神社の話と考えて良からう」としている^{一五}。中世期の御上神社の神仏習合の実態を示す資料は少なく、また黒田は嘉吉元年（一四四一）『興福寺官務牒疏』をあげ、「社僧二人」がいた事が窺えること、野洲郡三上郷にある東光教寺について「三上神法楽之精舎」とあることから、御上神社に関係する寺院が同郷に存在していたことを提示している。しかし、近年の研究において『興福寺官務牒疏』が偽書である可能性が指摘されていることから等から中世における御上神社の神仏習合の様相は不明な点が多く在ると言わざるを得ない^{一六}。ただ、明応二年（一四九三）の奥書がある「御上神社勸進帳」^{一七}には「江劔三上大明神社壇竝廻廊以下為^レ遂^二修造^一、奉丁勸^二道俗^一十萬卷之般若心経讀誦欲丙備乙財施法施之法楽甲事」とあり、社殿修造の為に般若心経の読誦を行なう旨が記されている。またこの勸進帳は「山門西塔院北谷觀行院教運法印之作、清書者京都東山定法寺殿」とあることからこの時代には天台宗系の寺院に比叡山延暦寺^一があり、何らかの関係があつたことが窺える。近世に描かれた『三上古跡図』に三上山周辺に「大記院」「千間庵」「東光寺薬師」などの寺院跡があつたことから、御上神社と関係のある寺院が三上山麓付近に点在していたことが確認できる^{一八}。金勝寺の鎮守としての位置づけがあつた平安時代、そして中世以降の延暦寺との関係と関係する寺院が変化していたことが史料から窺えるが、祭神の本地物も変化が見える。「御上神社勸進帳」には「三上大明神」の本地を「正西安養之教主」とし、阿彌陀如来としている。また『三上大明神之事』では「三上大明神」の本地仏を「阿彌陀共彌勒共不動共云也」とし、「當社ノ御正躰ニ阿彌陀、彌勒、不動三尊有リ」とあつて、中世末から近世にかけて本地仏も様々に変化していったことが窺える。なお、「三上大明神年中行事并社務勤行略記^{一九}」

(以下「勤行略記」とする)によれば、正月九日には「修正」として神前での「仁王経読誦」、三月十五日の「御影向日」には「近郷の法印等を請して於神前法華八講」、六月二番の申日には「御納涼」として「於神前大般若を転読」などの儀礼が行われていたことが確認出来る。このように平安時代以降の史料からは御上神社が興福寺や延暦寺との関わりがあったことが確認出来る。

二、神領としての三上山と野洲川

御上神社の経済基盤は、神社近辺周辺にある田畑や三上山であったことが正和元年(一一三二)の「三上社神領山河等事」と題する案文から窺える。この史料では「三上山者自ニ養老年中一為ニ大明神之領一社務一圓、知行無ニ相違一者也然者御炊屋毎日三ヶ日柴木煎事、從ニ往古一無ニ退転一仍神山神田之絵圖里坪別神有レ之」とあり、三上山周辺を社領として所務していたであろうことが分かる。具体的にどのような形で所務を行っていたかは不明だが、三上山から「柴木」などを行い、「神田」から米などの農産物を献納する、一般的に社領支配の形式をとっていたと推測される。御上神社の場合、他の神社と異なるのは、「神領山河等」と在るように河川を社領として含めていた点が以下の史料から窺える。

一、野洲河事、南北随レ流可レ為ニ神領一也、
野洲河下

一、供祭築事南河留田下築也、公用漆貫五百文毎日長日御贄無ニ懈怠一被ニ沙汰一者也、
鹿嶋開發保釘同前

一、北河井口數郷築之事、公用五貫文長日御贄等有ニ違亂一之輩者、任ニ先例一雖レ為ニ何時一、破却者也
野洲河下

一、狩上築之事、公用漆貫文長日御贄無ニ懈怠一被ニ沙汰一者也、但此築者自ニ往古一中瀬三間者あくくる者也、万一背此例有ニ異議一之輩者、可レ處ニ罪過一者也
野洲河下

一、河田川數郷秋築之事、公用壹貫文御贄鯨五喉、九月九日社頭備ニ御供一、
野洲河下

一、北河保釘事、雖レ致ニ新儀一無レ志儀也停止畢
野洲河下

一、南河同前
 一、乙窪同つら東築之事春秋公用壹貫五百文、長日御贄無二懈怠一被二其沙汰一者也
 野洲河下
 一、比江築此事、春秋公用八百文、長日御贄等被二其沙汰一者也
 一、三宅春築之事公用壹貫文、長日御贄四十喉、五月五日以前被二其沙汰一者也
 一、三上庄上河中河公用五百文、御贄五喉、被二其沙汰一者也、又河埒圖なんとども
 出也
 右此案者自ニ養老年中一處ニ定置一也、末代守レ掟可ニ知行一者也、往古此支証等一代一
 帳書しるし置也、仍定置所如レ件
 正和元年貳月五日

三上社家 政

琵琶湖に流れ出る野洲川に各地域で設置する「築」「釘」による水産物を、地域毎に御上
 神社へ納める仕組みとなっていたことが分かる。具体的には「釘」は季節を問わず設置さ
 れ、「築」は春と秋の二季に設置されており、「南河」は「留田」「鹿嶋」「開發」「北河」
 は「井口数郷」「乙窪」「此江」「三宅」「上河下河」は「三上」の地域から、御上神社の「長
 日御贄」「九月九日社頭備ニ御供一」が献納されていた。「御贄」がどのようなものかは不
 明であるが、「釘」「築」で漁獲される川魚類が献納されていたと推察される。ただ「九月
 九日社頭」分に関しては「鮠」とされており、これは若宮相撲神事で供えられるアメノウ
 オと同一であることから、「ビワマス」の献納は古くから行われていたことが確認出来る。こ
 の野洲川における梁漁による水産物の献納は、神社側にとっては「御贄」の献納、漁を行な
 う側にとっては野洲川における漁業権の獲得と神社側による権利の保護を意味している。そ
 の為、この築の設置に関する利権争いがあったことについて祝宮静が論じている。築設
 置に関する紛争は、弘治二年（一五五六）に東林寺村と小中路村・稲畑村・妙光寺村との
 間に起きた、三上庄の管轄する場所へ築の設置権の主張に始まる。東林寺側は弘治二年八
 月に起請文をしたため、三村との争論に際して一味同心しており、この時から築の設置権
 に関する東林寺側が事を構える姿勢が見て取れる。永禄元年（一五五八）には三村か
 ら東林寺側の築設置に関し訴えが出されて、築設置の論争は永禄元年（一五五八）に永原重
 も続けられていたことがわかる。結果的に築設置の論争は永禄元年（一五五八）に永原重
 興の判断により御上神社で御鬮をひくことで決定が行なわれ、東林寺村側が築の設置を認

められる結果となった。祝宮静はこの築をめぐる論争について、結果として東林寺村の築衆と御上神社が新たな相互関係を結んだものであると指摘している。しかし、慶長八年（一六〇三）には神社側と東林寺村との間で築の設置論争が起きている。また野洲川の築による利権が神社側や築を扱う人々にとって重要な産業であったことが窺える。また野洲川の漁獲のみならず、水利に關しても各村の利権が大きく關与し争論になっていたことが指摘されている。天文四年（一五三五）に起きた近江国の大旱魃では、野洲川の左岸―現在の守山市―と右岸―現在の野洲市―の間で論争が起き、近江国守護の六角定頼によつて、各郷均等に分水が行われた。天文二十二年（一五五三）にも争論が起きた。先例の通り、各郷への分水が図られている。この場合は野洲川を挟んだ対岸同士の論争であるが、田地の開発が進んだことに伴い近隣同士の水利の問題や、野洲川の洪水の問題も発生している。御上神社にとつては野洲川がもたらす恩恵―水産物と農業用水の供給―は中世から近世にかけて多大なものがあつたことがわかる。また御上神社周辺に住む人々も同様の恩恵を受ける事に対して、農作物や水産物を御上神社へ献上することで生活を維持していたことが窺える。

三、神館と宮座

御上神社に奉仕する人々は、神社の運営全般を管理する「神館」、神事に奉仕する「市」―宮仕―、東林寺村に居住し神事に携わる「社家衆」、御上神社周辺に居住し春祭りや若宮相撲神事に奉仕する人々がいたことが文献から確認出来る。先に挙げた「三上社神領山河等事」では「三上社家 政 □」とあることから、社家の存在が窺える。延文三年（一三五八）の棟札^{二六}には「当社聖社仕之事」として「南谷真房」「小中路式部房祐賢」「小中路三位房景清」「社仕」として「小中路孫五郎」「東林寺源内太郎」「妙光寺孫次郎」「小中路彦四郎」と記されている。「当社聖社仕之事」の三人は、各々「不断経聖」「如保経聖」「大般若聖」と姓名の前に冠してあることから、僧侶もしくは寺院に關係する人物であることが推察される。また「小中路」「妙光寺」共に御上神社周辺の地名であることから、近隣に居住し神社の運営に深く關わりのある人物が造營に關与していたことが考えられる。「小中路」「妙光寺」は、永祿元年（一五五八）に東林寺側を訴えた三村の内の二村であり、野洲川の築設置権を有していたことを考えると、御上神社との關係の深い地域であつたことが推察される。一方で、野洲川の築争論では御上神社に属する「社家衆」「神館」の存在が確認出来る。永正八年（一五一二）に「河田築」に關する書状の宛先が「神館殿江」と

なっていることや、築の設置権論争の際に野洲川の所有権は「神館方社家知行」か否か争点の一つになつていたこと等から、「神館」「社家衆」は御上神社の祭りや社領の管理に携わつていた神官であつたと考えられる。

この他に近世における年中祭典の記録には従来「禰宜」が二人、「神子」が三人いたことあり、近世においては「禰宜」は中絶して「宮仕」が一人、「神子」は一人になつていたことが確認される。七。「宮仕」は若宮相撲神事で祭場の舗設や猿田彦役を勤めており、「神子」は五月に行われていた「神田植」にて「神歌」を歌う役を勤めている。八。また直接神事に奉仕はしないが三上山山麓にある北桜村の炮擁師は、神事で用いる「土鍋」を作製し神社へ奉納していたことが確認できる。九。

四、御上神社の年中祭典の内、主要な祭典について歴史と祭儀を確認しておくことにする。

春祭り

五月十四日に行われる祭りである。旧来は本宮・若宮・十禅師社の神輿が三上山山麓に在る御旅所への渡御が行われる。現在は、神輿の老朽化に伴い拝殿へ飾られ、従来神輿の渡御列に参加する警固・辛櫃・猿田彦・獅子等が御旅所まで渡御を行っている。「勤行略記」では「四月二番ノ申日也」に行われ「大宮若宮十禅師」の三社の神輿を「河原三大神」へ渡御を行つていたとされる。神輿渡御の場所である「河原三大神」は祭礼中絶の後、三上山の麓にある「三本杉」の辺りへ勧請されたとあり、渡御場所の変更が見られる。また春祭りの場合、若宮相撲神事が宮座を中心に行われ、祭りに対して、世襲で勤める所役「神主・神輿担ぎ（雄物講）等」と、五つの地区「山出・前田・小中小路・大中小路・東林寺」が順繰りに当番として各所役「辛櫃等」を勤める祭りとなつていゝ。

御田植祭り

昭和三年（一九二七）に旧三上村が大嘗祭の悠紀齋田に選ばれた事を記念して御上神社の隣りにある齋田跡地にて、お田植踊り保存会により行われている。旧来は御上神社でも御田植行事が行われており、「勤行略記」には「五月十日神田植」として社家より丑五月女等を出て神田を植す昔ハ神田夥多有之由申伝ふ」と地域住民の田植え作業に先此

駆けて御上神社神田での御田植神事が行われていた^{三二}。また六月朔日には「御小苗終」として、「神館出仕於楼門前祝有事畢後神館手自神田を植神子神歌を諷ひ宮仕太鼓をうって是を拍子す口伝有之」とあり、田植え終りの神事が行われていた。

山上祭・影向祭

山上祭は旧暦六月十八日―現在には七月下旬頃―に三上山にある御上神社奥宮で行われる。祭り当日の早朝、神職、氏子らが三上山山頂にある奥宮に参拝、下山途中に東の龍王の祠へ参拝し、御上神社にて影向祭（本殿祭）が行われる。「勤行略記」によれば、「三月十五日御影向日と号して近郷の法印等を請して於神前法華八講を勤め同しく政光院にて饗応し事を畢て後社役人社参して神酒を備社頭を三匝す口伝有之是を桜会と云」とあり、「三月十五日」を「御影向日」として法華八講と政光院での饗応等を行っている。一方「享保十六年三上社由来書」には「人皇七代孝靈天皇六年丙子六月十八日初メテ當山ニ出現シ給フ」とし、「上古六月十八日ニハ御神酒御供ヲ備ヘ奉リ且山ヲ直ニ御神體トシテ拝奉リ」とあり、「勤行略記」とは異なる「御影向」の祭りが行われていたことが確認される^{三三}。影向日に変化があつたことの事情は定かではないが、寛文年間（一六六一―一七三）の「三上明神之事」には「三月十五日ニ号メ二御影向日ト一神前而勤ム二法華八講ヲ一是ヲ桜会ト云」とあり^{三四}、「元禄十六年五月三上社由来社人覚書」には「三月十五日号御影向日神前ニ而勤ム二法華八講ヲ一古ハ山門ノ僧侶来テ雖勤之ヲ今ハ神領モ無之漸近在ノ僧四五人招キ執行スルトナリ是ヲ桜会と申事^{三五}」とし、「宝永七年八月三上神社録」には「（三月）十五日御影向日桜会ノ行事^{三六}とあることから、享保十六年（一七三）以前は、影向日を三月十五日として祭りを行っていたことが確認出来る。

神御衣祭・忌火祭

十一月中旬に、栗皮を煮だした汁で染めた御衣を神前を奉納する祭り、忌火祭は神御衣祭同日に、忌火を奉納する祭りである。「勤行略記」には「御火烧十一月二番の申日也此夜御衣裁とて御社へ御衣を納む絹十尺栗木皮五倍子鉄神館手自染同神館社家裁之神子縫之家筋ニテ于今三上遺跡有之御衣裁乃刀は明神の鍛冶の役として毎年裁刀を打て捧此故に当社の氏子たる者ハ五倍子鉄染者を着用せず」とあり、御衣献上が夜行われていたことがわかる^{三七}。忌火祭に關して詳細は不明であるが、「勤行略記」では三上大明神を「二火一水乃靈神」とし、火の神として祀っていることや、「当社神館に居する者勤行之叟平日摺火

を以て自他の火を不交土鍋を以て食物を調一と奉仕者の別火を重視していたことから、忌火に關する神事が神御衣を奉獻する祭りの同日に行われていたことは、一年に一度御衣と火を改めることで靈威の更新を行う儀礼的な意味があつたものと推察される。

以上が現在、御上神社で行われている主要な祭典である。次に考察対象とする若宮相撲神事についてその式次第を中心を確認を行つていくことにする。

二―二、若宮相撲神事とずいき御輿

一、現在の若宮相撲神事とずいき御輿

御上神社の摂社若宮社の祭りである若宮相撲神事は、宮座を中心として行われる祭りである。宮座は「長之家」「東座」「西座」の三座で構成され、この祭りの運営を司っている。各座は「上座」「下座」に分かれており、六つの座から一人―「長之家」のみは上・下座の一年交代で頭人を務める―計五人の頭人が選出される。これら頭人の選出などの取り仕切りを行う公文という役職が各座にあり、彼らも神事において重要な役割を果たすが、ずいき御輿の作成や奉納は頭人が行っている。具体的な祭礼の日程とその様相は（表一）（写真一―五）にある通りである。

表 1 若宮相撲神事日程

10月8日	午後8時より	甘酒神事(献江鮭祭)	頭人らが神社へ、アメノウオと甘酒を供える行事。また、ずいき御輿の台(御菓子盛台)や角力猿など、必要な用具を受け取る。
10月10日	午前8時より	湯立式	宮司・禰宜が頭人宅へ赴き、湯立式をし、神うつしを行う。湯立ての湯は、ずいき御輿を清めるのに用いられる。
11月11日	朝から	ずいき刈り	ずいき御輿に用いる、ずいきを刈り取る。頭人から頭人へと種芋は受け継がれており、品種は晩生芋である。(現在市販されている種芋の品種とは一致しない独自のもの。)一年かけて育てたずいきを刈り取り、川で水洗いをして、翌日の御菓子盛りの準備をする。頭人の親戚や知人が手伝いに来る。
10月12日	朝から	御菓子盛り	ずいき御輿の作成である。ずいき刈りと同じく親戚らが頭人の家に集まり、総掛りでずいき御輿を造り上げる。
	夜	頭渡し	各座の頭人の引き継ぎ儀式。本頭・介頭(翌年の頭人)・其介頭人(二年後の頭人)が座の取り仕切り役である公文の家にて、引き継ぎ
10月13日	午前11時	本日(ほんび)	ずいき御輿の奉獻が行われる。
	午後5時過ぎ	芝原式	本殿前において、座を中心とした神事相撲が行われる
10月14日		神輿解体	夕方になると、神輿を解体し、御菓子盛台などの道具を神社へ返却する。

※平成20年に行った調査及びずいき祭保存会『三上のずいき祭り』(ずいき祭保存会、平成十三年)を参照し作成した。



写真 2 榊と御幣 (下には鶏頭の花が飾られる)

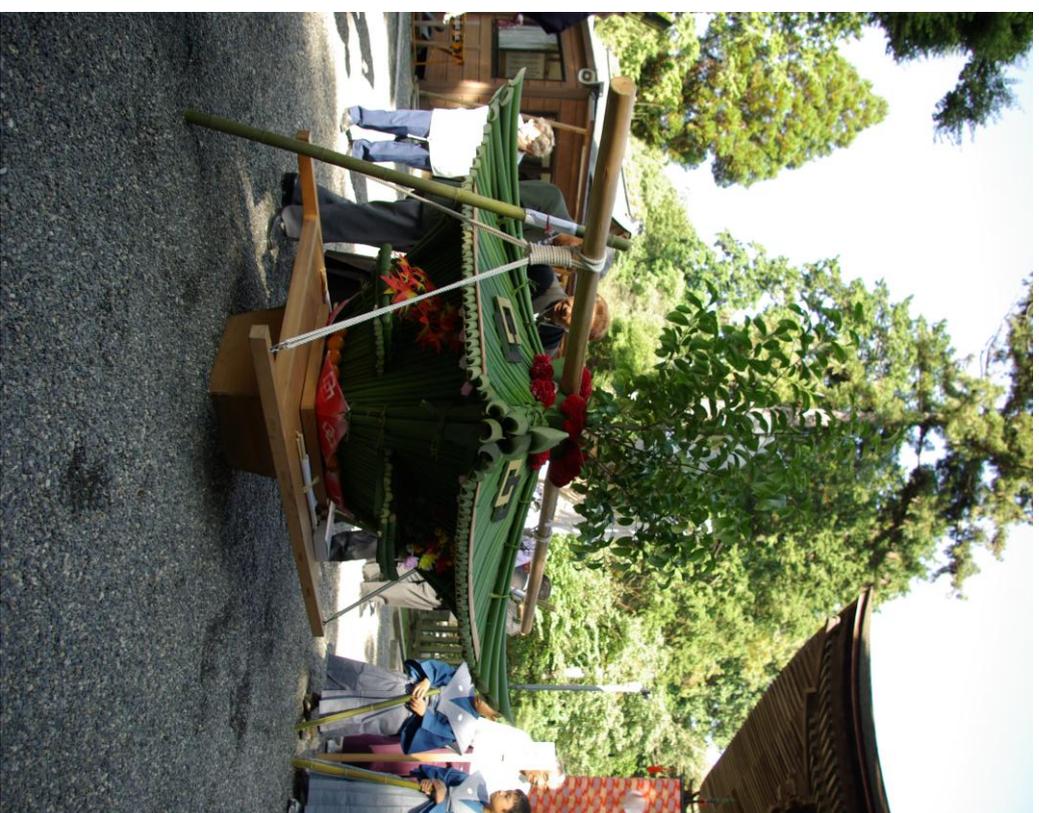


写真 1 ざいき御輿 (御菓子盛)

※平成20年10月13日 筆者撮影。以下、同日の撮影



写真 5 飾り棚の角力猿すまゐる（力士の猿二体に行司が一体。栗は俵に見立てている。）



写真 3 飾り棚のモミジ



写真 4 柿（四方に添えられている）

の収穫と、ずいき御輿の作成が始まる。

ずいき御輿で用いられる芋茎は、四月下旬より栽培が開始される。青い芋茎は、オクテイモと呼ばれる種類の芋茎で、前年の頭人から種芋をもらって植え付けを行う。この他、飾りに用いる鶏頭の花も栽培する。湯立式の終わった翌日には、芋茎を刈り採つて川で洗ってから頭人の親類縁者や近所の人々が御輿の作製に入る。御輿作製には座の所属等は関係無く、頭人の親類縁者や近所の人々が御輿づくりに参加している。ずいき御輿の作製が終わると、御輿は頭人の床の間に飾られ、御輿づくりに参加した人々に御馳走が振舞われる。行事には、ずいき御輿が完成した同日の夜、各座の公文の家で、頭渡しの行事が行われる。頭人―東座では助頭とも―と二年後の其介頭人―東座では

は、仇事とも―が参加し、頭の引き継ぎが行われる。午前十時に御上神社拝殿で長之家が打つ太鼓の音を合図に、各座の頭人家からずいき御輿が御上神社へと渡御していく。渡御列には、警固役の子供二人、担ぎ手二人、頭人、親類らが列を構成している。ずいき御輿が御上神社へ到着すると、一旦楼門前に据えられ、各座の五基のずいき御輿が揃う。ずいき御輿の据え置かれる場所は、楼門側から見ると中央に長之家、その右側に西之下座、東之下座、左側に西之上座、東之上座と配置になっている。(図一参照)ここで禰宜による修祓を受けて後、ずいき御輿は楼門をくぐり、拝殿へと運び込まれる。楼門前と同じく、ずいき御輿と同じく、頭人や参列者は境内の祓所にて修祓を受けて後、祭典に参加する。なお各座頭人は拝殿内にて玉串奉奠を行つた後、禰宜から御神酒を頂戴し直会を行う。以上で祭典は終了し、頭人らは一旦家へと戻り、各座で直会を行う。ずいき御輿は拝殿に据え置かれていて、夜の神事が行われる前に、楼門の軒下へ移される。ずいき御輿は芝原式が行われる。頭人と式で角力を行う子供らが御上神社へむかい、子供達は化粧廻しを付けて角力の準備を行う。一方、各座の花びらは花びら籠と呼ばれる竹で編んだ籠を持ち、花びら餅を外にも長之家と西座の餅―東座は酒と鮎―を煮かき混ぜ、青漬、かわらけ、箸・庖丁を持参する。西座は三枚―芝原式直会―用いる二枚、かわらけ二枚に俎板・真魚箸・庖丁を持参する。この文、頭人らが楼門前の席に着座し、式が始まる。まず頭人から出された「書付」と呼ば

れる書状を長之家の公文―惣公文と呼ばれる―が内容を検分、検分終わりて後に楼門前の花びら餅が各座に配られる。花びら餅が配られると、定使役が猿田彦の面をかぶり鉾を持つて現れ、座を左回りに廻り公文の前にて、鉾を付き、鼻くそを飛ばす所作を行う。この所作に公文は一礼を行い、各座の公文に対して定使役がこの所作を行なっていく。定使役の所作が終ると、各座持ち寄った酒と食べ物で直会が行われる。子供角力は座の中央で奉納され、定使役が行事を務め、角力が行われる。角力は小角力・大角力が東座・西座の上座・下座から一人ずつだされ、小角力同士で二回、大角力同士で二回の計四回角力が行われる。ただしこの角力は所作と掛け声のみで、勝負は付けずに終わる。以上で芝原式は終わる。

翌日、ずいき御輿が頭人や親類縁者の手により解体される。楼門前に置かれたずいき御輿が解体され、御菓子台や担ぎ棒、角力猿の人形は神社へと返却される。

以上が若宮相撲神事の一連の流れである。祭りの特徴は以下の点になる。

- 一、祭りは祭祀組織―長之屋・東座・西座―により運営される。
- 二、祭りの中心は芝原式で行われる各座の饗応と神事相撲。
- 三、神饌であるずいき御輿（御菓子盛）は五つの座の頭人により作成され、神社に献じられる。

また、ずいき御輿の特徴は以下の点になる。

- 一、本来の名称は「御菓子盛」。つまり神饌の一種である。
- 二、ずいき御輿の作成は頭人とその親類らの手で行われ、座組織は関与していない。
- 三、「御菓子盛」の名称の如く、柿・栗・胡麻などが用いられる。
- 四、ずいき御輿には必ず幣帛が据えられており、「湯立式」の湯を使って清められる。

現在では若宮相撲神事は「三上のずいき祭り」と言う名称で無形民俗文化財として指定されており、ずいき御輿が中心のようにも見える。しかし、祭りの次第を確認すると、芝原式における各座公文及び頭人立ち会いで「書付」の検分や、定使役による猿田彦の所作、そして勝負を付けない小児による神事相撲が祭りの中心であると考えられる^{三八}。では、ずいき御輿と呼ばれ際立った特徴を持つ神饌がどのような敬意と要因をもって成立したのか。三上の氏神とされる若宮社の神事相撲の儀礼的意義と、ずいき御輿の果たす役割とはなにか。まず、若宮相撲神事がどのような歴史的変遷を辿っていたのか神事次第を中心に確認することにする。

二、若宮相撲神事の歴史の変遷

若宮相撲神事について最初に確認出来るのは永禄四年（一五六一）から寛政十三年（一八〇一）までの三座の頭人記録である。「三上若宮相撲神事帳」（以下「神事帳」とする）に「三上若宮殿御相撲之事、去天文拾年丑歳ニ北方下人に三人迄相当候、然処に一度ニ菓子三合迄北方盛間敷之由被申候て中絶仕候ヲ栖雲軒再興候て当年永禄四年酉歳ニ再興仕候者也^{三九}」とあり、天文十一年（一五四二）に「北方」の「下人」三人が頭人となり「菓子三合」を供える事になった。「北方」は「盛間敷」として神事は中絶、「栖雲軒^{四〇}」によつて永禄四年に再興されたとある。記事内容に従えば、天文十一年には若宮相撲神事は行われていたことになる。また文献以外では、御上神社にある「木造相撲人形」は鎌倉時代の作であると言われており、神事相撲に限れば鎌倉時代まで遡ることが出来ると思われる。若宮相撲神事の次第が確認出来るのは「勤行略記」の九月九日から十四日の記事である^{四一}。

一、九月九日神前へ江鮭を備此魚野洲川にて捕之備故上は横田より下は吉川迄從他処の築乃獵を制して当社の神館并社家はかり築をうつ但吉川の築は当社大明神へ江鮭を備運故赦之然とも今は吉川の築御公儀へ運上を奉るニ付明神へ江鮭を備すといへとも於其所ハ于今三上大明神へ此魚を備へ其後食する由申伝也当社

の氏子たるものハ九月九日迄江鮭を食せず

一、当月十四日ノ御神事相撲の頭人として、十二人の頭有、正頭六人、助頭六人、是ハ正頭の者故障有之時、助頭の者御神事為可勤也助頭何両年の間内外の齋心持有之同十一日ノ夜御湯立とて六頭の家にて御湯をたて十四日之晚一頭より御饗并花平餅御菓子一合宛六頭共に神前へ備て十二番の神相撲有之、此外少々古実有之、是は地主若宮の御神事の由申伝也

「野洲川」に「築」を打つて捕えた「江鮭」を「神前」に備えている。「江鮭」つまりアメノウオを備えていることから、この九月九日の祭りが現在の甘酒神事にあたるものと考えられる。次に、十四日の神事には「正頭六人」「助頭六人」が参加し、十一日には「六頭の家」にて「御湯立」、十四日の晩には「御饗并花平餅御菓子一合宛六頭共に神前へ備て」「神相撲」があることから、若宮相撲神事の記事であることが確認できる。「勤行略記」と

ほぼ同様の内容が「三上大明神之事」にも記載されている^{四二}。

一、九月九日ニ大明神へ備ニ鰯ノ魚ヲ一此魚ヲ野洲川ニテ取也此魚ヲ取り備ルニ明神ニ一故ニ横田ヨリ下ハ吉川迄他所より之制ニ禁ス築之獵ヲ一三上神館并社家斗築打也吉

川ノ築ハ三上大明神へ運ニ送スル鰻ノ魚ヲ一故ニ赦スレ之ヲ今ハ吉川ノ築公儀へ立ルニ運上ヲ一故ニ明神へ不レ備レ魚ヲ然共吉川之者其所ニテハ于今三上明神へ備レ魚ヲ其後食スル由申也三上明神之氏子此故ニ九月九日迄ハ不レ食レ鰻ヲ

一、九月十四日ノ御神事相撲ノ頭人トテ、十二人之頭有リ、正頭六人、助頭トテ六人有リ、是ハ若正頭之人火ノ指合有ル時、助頭之人勤ルニ御神事ヲ一也、此故ニ定ムニ二人ヲ一、助頭以来二年之間精進レ忌ニ悪敷火ヲ一也、十一日ノ夜御湯立トテ六頭之家ニテ立ルニ御湯ヲ一、十四日之晩ニ、一頭ヨリ備ニ神前へ御饗並花平餅、御菓子一合ヲ一、六頭共ニ備之、十二番之神ノ相撲有リ、其外少々儀式有之、是ハ地主若宮御神事之由申傳

「勤行略記」とほぼ同じ記事内容であるが、「助頭」の「精進」に関しては「三上大明神之事」に「助頭以来二年之間精進レ忌ニ悪敷火ヲ一也」とあるように火に関する忌みを厳修する旨が記されている。次に宝永六年（一七〇九）の「宝永六年八月三上神社録」（以下「神社録」）でも「勤行略記」「三上大明神之事」より簡略ではあるが記事がある。

九月九日奉ニ奠ス清酒江鮭ヲ一、上古吉川ヨリ貢之ヲ禁他郷ノ人取之ヲ今ハ亡ヒタリ矣野洲川ヨリ供之ヲ、

十四日祭礼頭十二人正頭六人介頭六人介ノ頭者翌年之頭人也若シ正ノ頭有レハニ触穢一則介ノ頭務スレ之ヲ頭人奉スニ国都ノ花子ヲ一事終而後催スニ神相撲一十二番小児務ム之ヲ又九日ヨリ至リ十四日頭人ノ家潔斎

「御菓子」の名称が「国都ノ花子」となっている部分以外、前記の史料とは変更がない。ただし、この記事より少し遡る宝永元年（一七〇四）に、社頭修理に必要な修繕費用供出を目的として、若宮相撲神事の神事費用を削減し修理費用へと回していたことが、「宝永元年若宮大明神相撲神事改申覚」（以下「改申覚」とする）から窺える^{四三}。「改申覚」によれば、芝原式で出される花びら餅の数量や、十四日の神事に供えられる御供、芝原式の「役之饗」と呼ばれる饗膳などが削減対象となっており、六頭総て一律に神事費用を軽減していた。注意すべきは「改申覚」を確認すると、花びら餅や御供は費用軽減の対象となっていないが、「御菓子」については一切記述がなく、理由は定かではないが神事費用の削減対象でなかったことが推察される。

次に享和元年（一八〇一）の「享和元年若宮殿相撲神事当番心得書帳」（以下「心得書帳」とする）には神事の準備や道具類の用意に関する記事が記載されている^{四四}。九月朔日には「家内随分相清メ、當人者火初尾給別火いたし、日々明神へ参詣いたし可申事」と頭人

の潔斎から諸準備の内容と道具類の詳細が記されている。これによれば、九月朔日から頭人の潔斎が行われ、九月三日には「めずし」と「青漬」の仕込み、七日まで「めずし」「青漬」を漬け、同日には「あま酒」の仕込みを行い、九日早朝には仕込みを終えた「あま酒」「めずし」「青漬」を神社へ送り届ける。同日「市」と呼ばれる神子に依頼を行い、十一日には「御湯立」が行われる。「御湯立」には「明神御手洗」の水を当日汲みに行き「御湯立」に用いる。「御湯立」が終わると、手桶に湯立てで沸かした湯を手桶に汲み取るとあり、「おこわし十四日ニ出し候せつ、右湯ニ而清メ出ス事」とあるように、現在と同じく「御菓子」を湯立式で沸かした湯で清めていたことが窺える。翌十二日には「市」方へ御礼と、十三日に行う「御くわしもりの用意」を行う。十三日には「御くわしもり」と「頭渡」が行われる。十四日には「御くわしもり」を神社まで運び入れ、芝原式が行われる。現在でも太鼓が鳴らされずいき御輿が神社へ運ばれるが、史料によれば「長ノ屋方照覚寺之太鼓打ニ遣シ候」とあり、「照覚寺」で太鼓を打ち鳴らすのが十四日当日の祭りの合図だったことがわかる。この時刻は「申ノ刻前目処明神へ相備へ申候」と午後四時頃には「御くわしもり」が神社へ備えられていたことがわかる。この後「七つ時」には総公文及び公文、頭人ら臨席にて芝原式が行われている。ちなみに供えられた「御くわしもり」は「御菓子持帰り候而方不残子供へ相わけ遣ス」として「御くわし」が子供達へ分け与えられていたことが確認出来る。

以上の文献から、少なくとも天文十一年には「菓子」を供える神事が行われており、頭人による祭りの運営が行われていたことが確認出来る。また「勤行略記」「三上大明神事」「神社録」等、近世以降の記録から現在の祭りの形式に近い神事が行われていたことが確認出来る。「神事帳」の記載にあるように、「菓子三合」の供出が拒否されたことにより、神事が中絶してしまったことを考えると、「下人」が頭人を勤め「菓子」を供出することの負担が大きさと共に、神事において頭人が「菓子」を供える事の重要であったことが推察される。では、ずいき御輿自体何時頃から現在ののような形式をとっていたのか。史料から確認をしていくことにする。

三、「御菓子盛」の変遷

(表二)は若宮相撲神事に関する諸文献から「御菓子盛」に係る記事をまとめたものである。

先に挙げた「神事帳」では、天文十年に頭人らが「菓子」を出せず神事が中絶し、永祿

表 2 ずいき御興年表

年月日	御上神社若宮相撲神事
永禄4年(1561)	天文10年(1541)に頭人らが「菓子」を出せず神事中絶。永禄4年(1561)に再興。(『三上若宮相撲神事帳』)
天正7年(1579)	「西東頭人分」の「菓子」「四合」を「宮ニテ」「御盛」する。(『三上若宮相撲神事帳』)
元和8年(1622)	若宮相撲神事にて「くわし(菓子)」を設える事。(『西座公文三上若宮相撲御神事帳』)
寛永2年(1625)	「くわしもり(菓子盛)」の費用である「餘米」「六石」を「六頭」へ寄進のこと。(『三上若宮相撲神事帳』)
寛永12年(1635)	「東ノ頭人」の正頭・助頭共に死穢に合い、「くわし(菓子)」等を御上社が負担・調進する。(『三上若宮相撲神事帳』)
宝永元年(1704)	9月13日に「菓子芋付」とあり。(『宝永元年若宮大明神相撲御神事改申覚』)
享保3年(1718)	頭役の「竹田梅龍院」「東林殿」事情により「諸役」は勤めず、「家来新右衛門方」にて「御菓子柿いも」を設える。(『三上若宮相撲神事帳』)
享保6年(1721)	「ま五郎兵衛」寄進の竹にて、「菓子臺六ツ」を修繕。(『三上若宮相撲神事帳』)
享保11年(1726)	頭役「庄助」の家が使えず、「庵室」が代わりに「菓子もり」を設える。(『三上若宮相撲神事帳』)
享保19年(1734)	頭人「竹田梅龍」の「菓子」は家来の家にて設える。(『三上若宮相撲神事帳』)
享和元年(1801)	「十三日御くわしもりの用意」として「ずいき沢山・しん松吉本・けいとう沢山」「さるのすもふ取」等の材料が列記。また「御菓子持歩」に2名、「けいご(警固)」に2名、「臺持」に1名と記載。(『享和元年若宮殿相撲御神事当番心得帳』)
文化10年(1813)	「御菓子もり」に「花牡丹三本」「きく五本」「かきつばた三本」を用いる。(『文化十年若宮御神事帳』)
慶應2年(1867)	「大樹公」他界に就き、「御輿」を「氏神」へは備えず、「我屋ニ置キ」とのこと。(『西座公文三上若宮相撲御神事帳』)

四年に再興したと記されている。四五「北方下人に三人迄相当候、然処に一度ニ菓子三
 合迄北方盛間敷之由被申候」と、「北方」の「下人」らが天文十年の神事の頭人にあたり「菓
 子三合」の調進が行われなかつたことが、神事中絶の原因とされている。つまり、頭人ら
 は各頭人は「菓子」を調進する役目を負っていたこと、また「菓子」の調進自体が省略さ
 れずに神事の中絶の原因となつてゐることから、神事において「菓子」の存在が重要視さ
 れていたものと推察される。
 次に「神事帳」天正七年（一五七九）の注記には菓子の盛り付けが神社で行われていた
 ことが記されている四六。
 當年者社領廿五石御寄進付而六斗ツ、頭人ニ宮ヨリ下行候条、去年寅才ヨリ又下かた
 半分ニ成申候、假屋資子モ三升宛懸者成り
 當年ハ佐久間殿被召夫社頭之儀之不知ニヨリ社頭ヨリ御下行徳無之、西東頭人分四合
 宮ニテ菓子御盛候也
 「西東頭人分」の「菓子」「四合」を「宮ニテ」「御盛」するとあり、「宮」恐らく御上神
 社にて「菓子」の盛り付けを行つたことが記されている。現在のずいき御輿が頭人の家に
 て盛り付けを行なつてゐる点と共に、この「宮」での「菓子」の盛り付けが注記されてい
 ることを加味すると、頭人が「菓子」を盛り付けるのが正式であつたことが推察される。
 「西東頭人分」
 また作法としては頭人の家で盛り付けるのが正式であつたことが推察される。
 「菓子四合」とあることから、頭人一人につき「菓子」を一合調進してゐたことが窺え
 る。
 次に「神事帳」寛永元年（一六二四）から九年（一六三二）の注記には東座の正頭・助
 頭に「神事へ参加出来なかつた際の対応が記されている。
 寛永十二年亥才東ノ頭人大中路村作兵衛母九月廿日ニ死候て正頭之儀ハ不及申候、助
 頭妙光寺村孫兵十二候へ共是もおいに不成故、宮にて法印を頼申候、頭役つとめ申
 候、入用之儀ハ折節宮ノ森大風ニ松ノ木ころひせ申候、木をうり申候銀在之故ニ八
 兵衛法印へ入用遣饗くわしなども仕候者也
 寛永十二年の神事の折、「東ノ頭人」を勤めるべき頭人が正・助頭共に参加出来ず、代わ
 り「法印」が頭役を勤め、その「入用」つまり諸経費は大風で倒木した木を売り払つて
 宛たにある。寛永十二年の東ノ座の頭人を見ると、「宮ニテ無行」とあり、神社によつ
 て東ノ座の頭人が肩代わりされたことがわかる。このように正頭・助頭ともに神事に参加
 出来ない場合は他にも見受けられ、元和六年（一六二〇）に東ノ座の正頭が死穢の為、神

事に参加できなかつた時、助頭が代役を勤め時には、「借家ヲ仕相勤可申哉」として「宮」にて「道安・宮之庵室・八兵衛」の何れかの家屋が良いか「御鬮」で決めていた^{四七}。この場合重要なのは、「借家」を選んでいく点とその理由である。助頭は「五六年も江戸ニ居候」とあり、三上の地から離れていた。その様な事情もあり、ずいき御輿や諸々の準備を行う家屋を三上の地に有して居なかつたと推察される。その為に「借家」を用意すること、助頭を頭人として「御湯立仕饗をむし頭役相勤」となったと考えられる。享保三年（一七一八）には長ノ屋の頭人であった「竹田梅龍院」が何らかの事情により頭役を務められなくなつた際、「諸役除キ家来新右衛門方ニて為勤」と家来が頭人を勤め、「御菓子柿いも諸当方持寄勤」として「諸当」から菓子をもち寄ることで「諸役」を免じ、頭役を勤めたことがわかる^{四八}。以上のことから、正頭が役を勤められなかつた場合、助頭が役を勤めるか、正頭の関係者―下人や家来など座に属する者―が勤め、他に勤めることが出来ない場合は神社でその代役を勤めていたことがわかる。これらの点を踏まえると、天文十年に神事が中絶した際には頭人の代役を勤める方策を立てる事ができずに中絶してしまつたと考えられる。

次に宝永元年（一七〇四）に記された「改申覚」には、「菓子芋付」とあり、ここではじめて「芋」の存在が明示されている。また「芋」は付随的なものであつたことも推察出来る。^{四九}神饌の内、菓子と称される場合、果物類かもしくはブトなどの唐果物が該当する。恐らくこの「菓子」は果物類の総称として用いていたものと考えられる。「菓子」が果物類であることは「神事帳」享保三年（一七一八）の注記に「御菓子柿いも」とあることから推察される。^{五〇}現在のずいき御輿は四方に柿や栗が副えられていることから、「菓子」が果物を主体とした神饌であつたことが推察される。

「神事帳」享保六年（一七二一）の注記には「當丑之年菓子臺六ツ共修覆致申候但六ツ之竹之分ま五郎兵衛寄進申候」とあり、「菓子臺」の修繕について記載されている。「ま五郎兵衛」寄進の竹にて、「菓子臺六ツ」を修繕とあり、享保六年当時、「菓子」を盛り付けるのに、「菓子臺」と呼ばれるものが用いられていたことが窺える。^{五一}加え、「菓子臺」が「竹」で修繕されていた点に注目したい。現在のずいき御輿に用いられるのは、「御菓子盛台」と呼ばれ、木製の折敷に乾燥させた竹を組み合わせて作り上げたものである。「菓子臺」の形状は不明であるが、竹を部材として用いた台状のものであつたことが推察される。またこの時点では「菓子臺六ツ」と長ノ屋・東座・西座の座から二台ずつずいき御輿が備えられていたことがわかる。史料から「御菓子盛」の形状が類推できるのが、享和元年（一

〇一の心の「心得帳」に見える以下の記載である。五二の用意いたし置事

一、柿取百五十、六十斗
つりいと十斗
但し、合いとよし

一、すいき
しんき
けいと
う
沢山
壺山

一、男竹式本、但し戸板はさむ、けいご竹、御くわしもり串共六寸廻りよろしく事
一、十三日御菓子盛衆中へ飯共出ス可申事、酒者勝手ニ出ス、肴も時之見合也
一、但し、時有合中飯・夕飯共出たし候筈ニ候得共、手廻しニ而くしけづり置候而もよ
一、間有之候ハ、當日十三日ニいたし候筈ニ候得共、手廻しニ而くしけづり置候而もよ
一、ろしく四方の角
一、但し、柿の串
上、下、柿の串
下、串、四本
一、すいきのくし

一、左、右、式、拾、四、本、すいきのくし
但し、なながみじか中と三だんニ入候得共、是ハ廿四本いたし置候而、右くしへす
一、いきをさし串切候方可然
一、拾式本
一、中へさし込候、すいきの串入申候
一、たなくし

一、八本
一、但し、上までほそなわニ而してつり候ゆへ、くしのうらにふしを付置候方よろしく
一、ほそ縄、間半位を八すじに切候方よろしく

一、正面者

さるのすもふ取

一、三方者見斗、何なく共おもい付けのはなニ而もかさり候事

一、ほだてと申御菓子、たなの上、有之候、

だいのすみへ美濃紙四枚

一、但し、おり方有之候通ニしたし、

さきを紅紫坎又ハけいとニ而も染候而立張付候也

(中略)

一、十四日御菓子備へニ明神へ参り呉候ものへ飯出ス、但し見合焼物平付也

けいこ袴羽織脇結ニ而、割竹沓本ツ、

但し、御菓子持歩 両人

但し、御菓子へ十一日御湯の湯打ち掛け清め出ス

但し、名代、

但し、麻上下帯刀

但し、臺持 沓人

一、長ノ屋照覚寺之太鼓打ニ遣し候、此人沓人、左候得者跡五頭共罷出候也

一、右之通りニ而、申ノ刻前目出度明神へ相備へ申候、當人社参相済引取候事

一、御菓子持帰り候而不残子供へ相わけ遣ス、尤菓子臺明神拜殿へ帰し置き事

記事にあるように、現在のずいき御輿の作製から御上神社への奉獻、ずいき御輿の処分に至る箇所まで、ほとんど同じ行程を行っていることが指摘できる。まず、「御菓子盛」で用いられる材料に「柿」「すいき」「さるのすもふ取」「おもい付けのはな」「美濃紙」が用いられている。これらの材料は現在のずいき御輿に用いられる材料と同じで、それらを盛り付けるために「菓子台」が用いられていることも確認できる。また飾り付けるために「すいきのくし」「つりいと」「竹串」「たなくし」が用いられ、「すいき」を「菓子臺」へ固定する為の部材も、現在の使用されている部材に近似している。盛り付けた菓子は「けいこ

兩人「御菓子持歩」兩人「が運び」「名代 老名」「臺持 老名」が従っていたとある。これらも現行のずいき御輿の渡御列と同じで、「けいこ 兩名」が「割竹」を持つことや、「御菓子」を「十一日御湯の湯打ち掛け清め出ス」点も現在の次第と一致している。文化十年（一八一三）の「文化十年若宮御神事帳」にはずいき御輿に用いる花として「花牡丹三本、きく五本、かきつばた三本」とあり、現在ずいき御輿の四方に飾られている花とは異なるが花が用いられていることがわかる。

以上のように、享保六年の頃には「御菓子臺」を用いて御菓子が調進されていたことが確認出来る。現在のずいき御輿に近似する形式が確認できるのは、享和元年の頃まで遡る事が出来る。またずいき御輿を御上神社へ奉納する際には「御菓子持歩」「けいこ」が神社までの運搬を担っていた点は、現在と同じ様相だったことが確認できる。少なくとも享保六年以降には、現在のずいき御輿のような御菓子臺を用いて調進する形状になり、以後形式が整っていったものと推察される。また、天文十年に「御菓子」が調進できなかったことによる神事中絶の原因を考えるに、「菓子」の負担が多かったものであったことや、三人の頭人による諸役を勤められず代役を立てることが出来なかったことが考えられる。裏を返せば、頭人一名につき「菓子」を一合調進することが、若宮相撲神事に参加する頭人に課せられた重要な役割と認識されていたことが窺える。

以上、若宮相撲神事において「菓子」「御菓子」の変遷とともに、「御菓子」の調進と献饌が頭人にとって重要な意味があったことを確認した。では、「御菓子」を重視する若宮相撲神事自体の意義とは如何様なものであったのか。この点に関して、御上神社の年中祭典における若宮相撲神事の位置づけの確認と、神事自体の儀礼的意義の二点について既往札をすすめることにする。

二―三、若宮相撲神事の位置づけと意義

一、若宮相撲神事

年中祭典における相撲神事の位置づけを確認する前に、若宮相撲神事についての先行研究を振り返り問題点の把握をしておきたい。

若宮相撲神事については、肥後和男、高牧實、東條寛によって神事における宮座の構造とその特徴について五三、山口昌男、金子哲によって相撲神事の儀礼構造とその意味が論

じられて^{五四}。先に述べた用に若宮相撲神事を行うのは長ノ屋・東座・西座と呼ばれる、いわゆる宮座組織である。この宮座組織について、先学の指摘を整理すると、以下のような特徴がある。

一、各座には世襲的な役職である公文がおり、三座を取り仕切る公文を惣公文と言い、

二、神事を行うのは頭人であり、当該年の頭人を正頭、次年度の頭人及び正頭の代理

を勤める助頭（介頭）がいる。この頭人が受け持つ諸役の補助を行わない。補助を行う

るが、座に属する他の人々は頭人が受け持つ諸役の補助を行わない。補助を行う

のはオモシムルイと呼ばれる頭人の親類縁者である。座自体は頭人を選出する機

構として機能している。

三、座に属する人々は家筋等に関係なく属している、いわゆる「村座」である。また

居住地域による制限は見受けられない。

四、座の中では上下関係等は見られないが、三座での上下関係があり、長ノ屋↓東座

↓西座の順になっている。これは芝原式の席次や、長ノ屋が惣公文である事、長

ノ屋のみ頭人一人を出す点等に他の座との優位性が見られる。神事に参加している

座による運営とは言いながら、実際には頭人の諸役が中心であり、神事に参加してい

るが各座の頭人・公文・定使である点からも、座自体は頭人の選出機構として機能してい

ることが指摘されている^{五五}。また頭人が死穢などの理由から神事に参加できなくなつた

場合、「諸當」が神事費用の負担を行っていること、緊急の際には座全体から費用負担

などを行つていた例が見られる。このような例があることから、非常時には神事を遂行する為の安全

団であり頭人を選出する機構という側面のみならず、非常時には神事を遂行する為の安全

装置としての役割も果たしていたといえる。

次に若宮相撲神事の儀礼的な意味についてだが、芝原式で行われる相撲と、ずいき御輿

との関わりが指摘されている。芝原式における神事相撲は子供が相撲行う形式であり、こ

のような形式は滋賀県蒲生郡日野町中山で行われる芋競べ祭りでも子供による相撲が行わ

れた後、芋の長さを東西の座で比べ合う祭りが行われており、鎮魂儀礼としての神事相撲

の側面と非稲作文化との結びつきがあったことが指摘されている^{五六}。御上神社の場合、

「勤行略記」などの年中祭典に関する史料を確認すると、近世においては新嘗祭のような

稲の収穫祭の性格を持った祭りが行われていないことが確認出来る。しかし、五月には「お

田植え」が行われ、六月には「御小苗終」と云う苗の植え終りと思しき祭りが行われてい

る点から、御上神社の神田で稲作が行われ、それに関連する祭りが行われていた点は見逃すことが出来ない。これまで若宮相撲神事の研究では、御上神社の年中行事については触れられていない為、御上神社の年中行事における若宮相撲神事の儀礼的な位置づけが不明瞭であるといえる。そこで、近世期の年中行事に着目して、若宮相撲神事の儀礼的意義について先学の指摘である芋と神事相撲の関わりを視野に入れながら、考察をすすめることにする。

二、近世期における御上神社の年中行事

若宮相撲神事の年中祭典における位置づけを試みたい。

まず正月元旦は「御戸開」が行われ、神館により鏡餅や神酒が奉獻され、社家による御祈禱が行われる。また元旦から三日間が社家・大谷家・平野家・政光院により「神供」が供えられ、「政光院」にて「護摩」が執行される。同月九日は「修正（会）」にて神前で仁王経の読経が行われた後、楼門前にて「神館」「社家」による「射礼（的初め）」が行われる。

二月二番の申日には「御籠」として「鬼間祭」と「対米」が行われる。「鬼間祭」は米で作った「人代」を「神館屋敷」にある「鬼間」とよばれる部屋へ納める祭りであり、「対米」は社家の女子が用意された米を搦んで「重（調）」「半」かで吉凶を占い、「重（調）」であれば吉として「女子の親宮」で「二夜三日」のお籠りを行い、占いで用いた米を糝にして「調宮の仮屋の上」に「神館」がこれを供え、「鳥」が糝をとれば吉、取らなければ不吉として、「神館」が神前において「御鬮」を行い、再度お籠りを行うか、八月まで供えたままにするかの神慮を乞う。八月まで糝を供えておくことは不吉とされる。また同日は「御祭始」とあり、「神館」「社家」が「身遣殿」へ参詣するとある。

三月十五日は「御影向日（桜会）」として、神前にて「法華八講」を勤め、「政光院」にて饗応が行われる。饗応が終わった後には「社役人」が社参して神酒を供え社頭を三回廻る。

四月には神輿渡御の「祭礼」が行われる。前述の通りの内容で、三上山の麓にある三本杉・古くは河原三大神へ神輿と共に供奉の人々が渡御する祭礼が行われる。

五月十日には「神田植」として「社家」から「耕牛」「五月女」が出て神田に苗を植え、神歌を謡う行事が行われる。この神田でとれた米は二月の「御籠」に用いられる。

六月朔日には「御小苗終」として「神館」が自ら神田に苗を植える行事が行われる。同

月二番の申日は「御納涼（般若会）」として神前にて大般若経を転読、「御湯」を供える。この日は三上山の麓に住む「北桜村炮擁師」が神酒を供え「社家」への饗応が行われる。同月には「水無月の御祓」が「神館」にて行われる。

八月には二月と同じく「御籠」が行われる。

九月九日は「江鮭」を神前に献じる神事、十四日は若宮の「御神事相撲」が行われる。十一月二番の申日には「御火焼」「御衣裁」として忌火の奉納と、「御衣」の奉献が行われる。なお、「神社録」にのみ「七種之行事」「桃花ノ行事」「菖蒲ノ行事」「織女祭」「八朔行事」「亥ノ子ノ行事」「薪之行事」と節句行事が「神館」にて行われていたこと、十二月二番の申日には「薪ノ行事」が行われていたことが確認出来る。

以上の近世期の御上神社における年中行事である。まず注目したいのは、年中行事の大半が「神館」「社家」を中心に行われている点である。「神館」「社家」以外に神事に参与するのは「市」や「宮仕」と言った専任職が神事の舗設に従事し^{五七}、「北桜村炮擁師」が六月二番の申日の神事に参加している。また「政光院」と言う僧侶が神前読経等に携わっていた^{五八}。このように主だった年中行事では「神館」「社家」が主体となつて祭祀の運営が行われており、「市」や「宮仕」や「政光院」と言った人々が職分に応じて各神事や仏事に携わつていた。そのような年中祭典の中において若宮相撲神事のみが、神社周辺の農民が参与する座が主体となつて祭祀運営を行つており、その祭祀の対象が「地主神」「氏神」とされた若宮社を対象とした祭りであったことは、年中祭典のほとんどが「神館」「社家」を主導し主祭神を祭りの対象とした祭りが占める中で、特異な位置づけの祭りであったと言えらる。この特異な位置づけは、年中祭典の儀礼的意義の観点から見ても同様の指摘を行う事ができる。

まず正月元旦に行われる「御戸開」は正月に行われる祝儀であると考えられる。同時に「七種之行事」のようなものは節句行事の一環として行われていたと考えられる。これらの行事は神社一般で行われる行事であり、御上神社の独自性がある祭祀とは考えにくいだろう。独自性のある祭祀という観点で考えた場合、二月・八月に行う「御籠」の神事と、「御田植え」「御小苗終」は独自性があり、祭り同士が密接に関連する祭りである。二月・八月の「御籠り」は、「鬼問」での「人代」奉獻↓米に依る吉凶判断（「対米」）↓「御籠り」↓鳥勸請による吉凶判断という占いの要素が強い神事であったことが確認出来る。ここで重要なのは、「御籠り」で鳥に供える「桑」に用いる米が五月の「御田植」、六月の「御小苗終」を行う神田で収穫されている点である。「御籠り」では「人代」と「桑」を米で作り、

「対米」では米を用いて吉凶の判断を行っており、米が占いの道具として重要視されている。その米を作る神田の祭りが「御田植」と「御小苗終」であり、これらの祭りには「神館」と「社家」「神子」が奉仕し、「御田植」では「社家」から「耕牛」と「五月女」が奉仕に加わっており、座に属する農民などが関わりを持たない祭りであったことが窺える。次に「御田植」「御小苗植」という稲作の儀礼があるにもかかわらず、新嘗祭のような収穫儀礼が御上神社では行われていない点に注目したい。本研究で取り上げている香取神宮や弥彦神社を含め、多くの神社では明治以前から各社独自に新嘗祭もしくは新穀感謝の意味を持つ祭りが行われていることが多い。また新嘗の祭りがあれば、それと関連して予祝行事として御田植祭などの農耕儀礼が行われる傾向にある。これは新穀及び農作物の実りを祈る農耕暦に則した一連の祭りとして理解できる。しかし、御上神社の場合は「御田植」「御小苗終」という予祝儀礼と思しき祭りが行われているが、稲の収穫儀礼は無い。御上神社で収穫儀礼にあたりと考えると考えられるのは、九月九日に行われる「江鮭」の奉獻と、若宮相撲神事である。二つの祭りでは、米ではなく水産物や畑作物が神饌の中心となっており、これら祭りの行い、神饌を供出するのは神社周辺に居住し農業などに従事する住民であった。このように収穫儀礼の関連性から考えると、「神館」「社家」が「御籠り」「御田植」「御小苗終」という稲作に関連する祭りを行うのに対して、座を構成し漁業や畑作に従事する人々によって若宮相撲神事が行われるという構造が見えてくる。加え、御上神社の年中祭典の多くは本宮を対象として行われるものと考えられ、地域住民が祭りを主導する若宮相撲神事のみが「地主神」とされる若宮社の神事を執り行っている点を考慮にいれても、儀礼的な意義において若宮相撲神事が年中祭典の中で特異な位置づけにであったことが窺える。

以上のように近世における御上神社の年中祭典を確認し、若宮相撲神事の儀礼的な位置づけを確認した。祭りを主導する人間の違いという観点から見ると、年中祭典全体のほとんどは「神館」「社家」の主導で行われ、そこに神事に応じて「市」「宮仕」「政光院」「炮擁師」と言った専任職が参与する。一方、若宮相撲神事は座の公文として「社家」がいるもの、祭り自体の運営は頭人が中心であり、それは地域住民を主体とする人々が祭りを主導していたことになる。一方、儀礼的な意義と関連性の観点から考えると、年中祭典において「御田植」「御小苗終」という稲作に関連する祭りが行われているにもかかわらず、新嘗祭のような新穀を供える神事は行われていない。しかし、稲を含めた収穫儀礼として考えると、アメノウオや芋茎や柿などの果物を使った「御菓子盛」を供えていることから、

野洲川の魚や畑作物が主体になって御上神社の年中祭典にありながら、地域住民が主導する水産物や畑作物を中心とした祭りという特異な位置づけにありながら、地域住民が主導する意における若宮相撲神事の位置づけを確認したところ、次に、若宮相撲神事自体の儀礼的

三、若宮相撲神事の意義

年中祭典において若宮相撲神事が特異な位置づけにあったことを踏まえて、神事自体の儀礼的意義について考察を加えたい。先学の指摘では、非稲作文化と神事相撲の関係性が指摘されておる。文化と神事相撲のかかわりとは何か。まず芝原式における神事相撲の流れを振り返ってみる。東座・西座の上座・下座から小角力・大角力一人ずつ―何れも子供―計四人が出され行われる。小角力同士で二回、大角力同士で二回の計四回の相撲が行われる。たが、この角力は所作と掛け声のみで、勝負は付けずに終わる。旧来は「十二番の神相撲」が行われており^{五九}、回数が大きく異なっているが、恐らく勝ち負けの無い相撲が行われていたものも推察される。特徴的なのは、相撲の取り組みが行われても勝負は無いという点である。他の神社での神事相撲では、予め勝敗が決まっている場合や、行事が仲裁に入り勝負が常に持ち越される―引き分けで終わる―場合、様々な例がある。また、人形が神事相撲を行う場合や、神を相手とした一人相撲が行われる例もある。神事相撲と言えども、様々な形式がありこれらに共通するのは収穫儀礼などに関連している点である。例えば、滋賀県の多賀大社で九月九日に行われる古例祭では、「古知古知相撲」と呼ばれる神事相撲が行われ、この相撲は年占の性格があると考えられている。多賀大社の場合、五月には御田植祭、九月九日の古例祭、九月二十二日の抜穂祭と稲作の収穫儀礼が年間を通じて行われており、稲作儀礼と神事相撲が関係している。本研究で取り上げた香取神宮でも相撲神事が行われており、中世には九月の節句に神事相撲が行われていた。広く神事相撲を見た場合、必ずしも畑作に關係する祭りだけでなく、稲作に關係する祭りとも神事相撲は関係性があり、広く農耕儀礼と神事相撲の關係があつたものと推察される。若宮相撲神事の場合、角力同士が取り組みを行い、掛け声を掛け合うものの、あくまで

ら風流がどのような経緯で影響を与えたのかまでは不明であるが、収穫の安定的な飾り付けを行
うその意味は、収穫の安定を象徴する青い芋茎を用いることであるが、収穫の安定的な飾り付けを行
込めたものだ」と推察される。

二、まとめに

御上神社の三上山や野洲川を含まれた周辺の地域に影響を与えた要因について考察を試みた。ま
ず御上神社は漁獲される神座の年中祭典を見るとき、若宮相撲神事のみが地域住民の宮座の運
物や野洲川で御上座の統括を担う地域有力者であるか、御上神社の社筋の家がその祭りの
営を行って来た。御上座の統括を担う地域有力者であるか、御上神社の社筋の家がその祭りの
から選出された頭人と座の統括を担う地域有力者であるか、御上神社の社筋の家がその祭りの
運営が行われていた。惣公文及び公文には有力者であるか、御上神社の社筋の家がその祭りの
担って行われる。惣公文及び公文には有力者であるか、御上神社の社筋の家がその祭りの
で供える「御菓子盛」や「花ひら餅」などの供出は頭人の儀礼によって行われていた。若宮
相撲神事は地域住民の手による祭りとして、収穫の象徴としての青い芋茎や柿や栗などの果物を
付けられない神事相撲が行われることと、収穫の象徴としての青い芋茎や柿や栗などの果物を
に祀られる「地主神」の若宮社を祀ることと、収穫の象徴としての青い芋茎や柿や栗などの果物を
が難しき間もかかると、青い芋茎や柿や栗などの果物を祀ることと、収穫の象徴としての青い芋
る。その象徴的な意味合いから、柿や栗などの果物を祀ることと、収穫の象徴としての青い芋
青い芋茎の象徴的な意味合いから、柿や栗などの果物を祀ることと、収穫の象徴としての青い芋
の菓子盛りの形へと変化していった。地域の生業を前提として御上神社と農産物の収穫として芋
栗などのような状況から類推するに、地域の生業を前提として御上神社と農産物の収穫として芋
った地域住民による「地主神」へ農作物や水産物を供える収穫儀礼が行われていたことから、
地域住民と御上神社との経済的・信仰的な関係性が要因の一つになっていると考えられる。
また「地主神」へ供える収穫物の象徴として芋茎を風流的な要素に御菓子台へと飾りけることで、
収穫の安寧を示し、時代状況の変化によって風流的な要素が従来の「御菓子」の形状を変えた一つの要因
と推察される。このことから、風流的变化によって芋茎を風流的な要素に御菓子台へと飾りけることと、

- 一 岩井宏実・日和祐樹『神饌』（同朋舎、昭和五十六年）。
- 二 肥後和男「御上神社の相撲神事」（『民俗民芸双書 三十三 神話と民俗』岩崎美術社、昭和四十三年）。
- 三 真野純子「三上における神事当番とその運営」（社会伝承研究会近江村落調査委員会編『近江村落社会の研究』、昭和五十四年）。
- 四 高牧實『宮座と村落の史的的研究』吉川弘文館、昭和六十一年）。
- 五 東條寛「神事と祭礼 御上神社の宮座と祭礼」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第九十八集、平成十五年）。
- 六 山口昌男「相撲における儀礼と宇宙観」（『国立歴史民俗博物館研究報告』十五、昭和六十二年）。
- 七 前掲註一に同じ。
- 八 前掲註五に同じ。
- 九 『新抄格勅符抄』（黑板勝美・国史大系編修會編『新抄格勅符抄・法曹類林・類聚符宣抄・續左丞抄・別聚符宣抄』吉川弘文館、昭和四十年、六頁）。
- 一〇 黑板勝美編『新訂増補国史大系第四卷 日本三代實録』国史大系刊行会、昭和九年、百六十二頁）。
- 一一 前掲註一〇同書、三六〇頁
- 一二 『類聚三代格』（黑板勝美『新訂増補国史大系第二十五卷 類聚三代格・弘仁格抄』国史大系刊行会、昭和十一年、九二頁）。
- 一三 『延喜式』（黑板勝美・国史大系編修會編『新訂増補国史大系 交替式・弘仁式・延喜式前篇』吉川弘文館、昭和五十四年、六一頁）。
- 一四 中田祝夫校注『日本古典文学全集 日本靈異記』小学館、昭和五十年、三一九―三二三頁）。
- 一五 黒田龍二「御上神社本殿考」（『日本建築学会計画系論文報告集』三五〇号、昭和六十年、一〇六一―一二頁）。
- 一六 藤本孝一『中世史学叢論』（思文閣出版、平成二十一年）。
- 一七 『御上神社勸進帳』（宇野茂樹校注『神道大系 神社編 二十三 近江国』神道大系編纂会、昭和六十年）。
- 一八 『三上古跡図』（野洲町立歴史民俗資料館編『近江の古社 御上神社』御上神社、平成八年）。
- 一九 『三上大明神年中行事并社務勤行略記』（日本祭礼行事集成刊行会編『日本祭礼行事集成』第二卷、平凡社、昭和四十四年）。

五 六	五 五	五 四	五 三	五 二	五 一	五 〇	四 九	四 八	四 七	四 六	四 五	四 四	四 三	四 二	四 一	四 〇	三 九	三 八											
通	金	(東	世	六	山	(民	つ	座	肥	前	前	前	前	前	成	い	い	き	き	前	前	の	前	成	前	三	三
吉	子	近	條	の	十	口	『	俗	い	と	後	前	前	前	前	前	十	三	三	祭	祭	宝	前	前	の	前	十	三	三
川	哲	藤	寛	村	二	昌	国	学	て	と	和	前	前	前	前	三	上	上	和	和	永	前	前	の	前	十	三	三	
弘	直	也	一	と	年	男	立	的	の	の	男	前	前	前	前	若	若	若	元	元	元	前	前	の	前	十	三	三	
文	也	編	御	流	、	一	歴	考	一	落	『	前	前	前	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	前	前	の	前	十	三	三	
館	編	『	上	通	金	相	史	察	考	の	『	前	前	前	相	相	相	相	相	相	相	前	前	の	前	十	三	三	
、	『	座	社	』	子	撲	民	一	一	史	』	前	前	前	撲	撲	撲	撲	撲	撲	撲	前	前	の	前	十	三	三	
平	の	・	の	吉	哲	に	俗	ず	一	的	』	前	前	前	神	神	神	神	神	神	神	前	前	の	前	十	三	三	
成	間	そ	祭	川	「	お	博	い	考	研	三	前	前	前	事	事	事	事	事	事	事	前	前	の	前	十	三	三	
四	に	れ	組	弘	神	け	物	祭	察	十	三	前	前	前	当	当	当	当	当	当	当	前	前	の	前	十	三	三	
年	一	れ	織	文	と	る	館	と	三	三	神	前	前	前	番	番	番	番	番	番	番	前	前	の	前	十	三	三	
）	宮	の	に	館	の	儀	研	春	十	三	話	前	前	前	心	心	心	心	心	心	心	前	前	の	前	十	三	三	
	座	民	つ	、	間	礼	究	祭	三	三	と	前	前	前	得	得	得	得	得	得	得	前	前	の	前	十	三	三	
	に	俗	一	平	に	と	報	と	三	三	民	前	前	前	書	書	書	書	書	書	書	前	前	の	前	十	三	三	
	お	学	考	成	て	宇	告	春	三	三	俗	前	前	前	帳	帳	帳	帳	帳	帳	帳	前	前	の	前	十	三	三	
	け	的	一	四	一	宙	』	祭	三	三	』	前	前	前	」	」	」	」	」	」	」	前	前	の	前	十	三	三	
	る	』	考	年	宮	観	第	の	三	三	』	前	前	前	」	」	」	」	」	」	」	前	前	の	前	十	三	三	
	二	人	一	一	座	」	九	関	三	三	』	前	前	前	」	」	」	」	」	」	」	前	前	の	前	十	三	三	
	つ	文	考	一	に	」	十	係	年	一	』	前	前	前	」	」	」	」	」	」	」	前	前	の	前	十	三	三	
	つ	書	一	一	お	」	八	を	一	一	』	前	前	前	」	」	」	」	」	」	」	前	前	の	前	十	三	三	
	の	院	考	一	け	」	集	通	一	一	』	前	前	前	」	」	」	」	」	」	」	前	前	の	前	十	三	三	
	二	、	一	一	る	」	、	し	一	一	』	前	前	前	」	」	」	」	」	」	」	前	前	の	前	十	三	三	
	つ	平	一	一	二	」	平	」	一	一	』	前	前	前	」	」	」	」	」	」	」	前	前	の	前	十	三	三	
	つ	成	一	一	つ	」	成	」	一	一	』	前	前	前	」	」	」	」	」	」	」	前	前	の	前	十	三	三	
	の	三	一	一	つ	」	十	」	一	一	』	前	前	前	」	」	」	」	」	」	」	前	前	の	前	十	三	三	
	の	一	一	一	つ	」	五	」	一	一	』	前	前	前	」	」	」	」	」	」	」	前	前	の	前	十	三	三	
	二	五	一	一	つ	」	年	」	一	一	』	前	前	前	」	」	」	」	」	」	」	前	前	の	前	十	三	三	
	つ	一	一	一	つ	」	、	」	一	一	』	前	前	前	」	」	」	」	」	」	」	前	前	の	前	十	三	三	
	の	一	一	一	つ	」	東	」	一	一	』	前	前	前	」	」	」	」	」	」	」	前	前	の	前	十	三	三	
	の	一	一	一	つ	」	條	」	一	一	』	前	前	前	」	」	」	」	」	」	」	前	前	の	前	十	三	三	
	の	一	一	一	つ	」	寛	」	一	一	』	前	前	前	」	」	」	」	」	」	」	前	前	の	前	十	三	三	
	の	一	一	一	つ	」	、	」	一	一	』	前	前	前	」	」	」	」	」	」	」	前	前	の	前	十	三	三	
	の	一	一	一	つ	」	平	」	一	一	』	前	前	前	」	」	」	」	」	」	」	前	前	の	前	十	三	三	
	の	一	一	一	つ	」	成	」	一	一	』	前	前	前	」	」	」	」	」	」	」	前	前	の	前	十	三	三	
	の	一	一	一	つ	」	十	」	一	一	』	前	前	前	」	」	」	」	」	」	」	前	前	の	前	十	三	三	
	の	一	一	一	つ	」	五	」	一	一	』	前	前	前	」	」	」	」	」	」	」	前	前	の	前	十	三	三	
	の	一	一	一	つ	」	年	」	一	一	』	前	前	前	」	」	」	」	」	」	」	前	前	の	前	十	三	三	
	の	一	一	一	つ	」	、	」	一	一	』	前	前	前	」	」	」	」	」	」	」	前	前	の	前	十	三	三	
	の	一	一	一	つ	」	東	」	一	一	』	前	前	前	」	」	」	」	」	」	」	前	前	の	前	十	三	三	
	の	一	一	一	つ	」	條	」	一	一	』	前	前	前	」	」	」	」	」	」	」	前	前	の	前	十	三	三	
	の	一	一	一	つ	」	寛	」	一	一	』	前	前	前	」	」	」	」	」	」	」	前	前	の	前	十	三	三	
	の	一	一	一	つ	」	、	」	一	一	』	前	前	前	」	」	」	」	」	」	」	前	前	の	前	十	三	三	
	の	一	一	一	つ	」	平	」	一	一	』	前	前	前	」	」	」	」	」	」	」	前	前	の	前	十	三	三	
	の	一	一	一	つ	」	成	」	一	一	』	前	前	前	」	」	」	」	」	」	」	前	前	の	前	十	三	三	
	の	一	一	一	つ	」	十	」	一	一	』	前	前	前	」	」	」	」	」	」	」	前	前	の	前	十	三	三	
	の	一	一	一	つ	」	五	」	一	一	』	前	前	前	」	」	」	」	」	」	」	前	前	の	前	十	三	三	
	の	一	一	一	つ	」	年	」	一	一	』	前	前	前	」	」	」	」	」	」	」	前	前	の	前	十	三	三	
	の	一	一	一	つ	」	、	」	一	一	』	前	前	前	」	」	」	」	」	」	」	前	前	の	前	十	三	三	
	の	一	一	一	つ	」	東	」	一	一	』	前	前	前	」	」	」	」	」	」	」	前	前	の	前	十	三	三	
	の	一	一	一	つ	」	條	」	一	一	』	前	前	前	」	」	」	」	」	」	」	前	前	の	前	十	三	三	
	の	一	一	一	つ	」	寛	」	一	一	』	前	前	前	」	」	」	」	」	」	」	前	前	の	前	十	三	三	
	の	一	一	一	つ	」	、	」	一	一	』	前	前	前	」	」	」	」	」	」	」	前	前	の	前	十	三	三	
	の	一	一	一	つ	」	平	」	一	一	』	前	前	前	」	」	」	」	」	」	」	前	前	の	前	十	三	三	
	の	一	一	一	つ	」	成	」	一	一	』	前	前	前	」	」	」	」	」	」	」	前	前	の	前	十	三	三	
	の	一	一	一	つ	」	十	」	一	一	』	前	前	前	」	」	」	」	」	」	」	前	前	の	前	十	三	三	
	の	一	一	一	つ	」	五	」	一	一	』	前	前	前	」	」	」	」	」	」	」	前	前	の	前	十	三	三	
	の	一	一	一	つ	」	年	」	一	一	』	前	前	前	」	」	」	」	」	」	」	前	前	の	前	十	三	三	
	の	一	一	一	つ	」	、	」	一	一	』	前	前	前	」	」	」	」	」	」	」	前	前	の	前	十	三	三	
	の	一	一	一	つ	」																							

前掲註一三同署、七七九頁。
前掲註一九に同じ。
通吉川弘文館、平成四年。
金子哲一、神人との間に宮座における二つの原理——（石井進編『中世の村と流
甥にあたる人物が僧侶であったことが分かる。天文二十三年（一五五四）に政光院の
庵室（栖雲庵）が建立されたこと、政光院圓智が若宮相撲神事の再興をした栖雲軒の
前野郡史に同じ。

第三部、生調に関する事例研究

一章、気多神社鵜祭についての考察 気多社と鵜浦地域との関係性を中心に

はじめに

石川県羽咋市に鎮座する気多神社では現在、十二月十六日午前三時より、鵜を神前に放ち御祭神へ奉納する鵜祭が執り行われている。神前に放たれた鵜が本殿に置かれた案にすぐ止まれば吉、止まらなければ凶といわれている。神前に放たれた鵜は祀官により再度捕らえられ、海へと放たれる。

この鵜祭りに関しては小倉学^一や市田雅崇^二等の研究があり、鵜祭りの歴史の変遷及び儀礼的な意義などが論じられている。それら先学の研究を参考にしつつ、本章では鵜を供える人々と鵜を供えることの意味について、祭りが行われる気多神社と、鵜を供える鵜捕^{うとりべ}部との関係性や、気多地方における鵜に関する認識などを視野に入れながら、考察を進めて行く。

一 一、気多神社の歴史と祭儀

一、気多神社の創始

石川県羽咋市に鎮座する気多神社は、『万葉集』卷十七にある大伴家持が天平二十年（七四八）に諸郡を出挙に伴って巡航した折に気多に赴いた際に詠んだ歌があることから、それ以前から鎮座していたであろうことが窺える^三。また朝廷からの尊崇も厚く、『続日本紀』神護景雲二年（七六八）に「気多神」へ封戸二十戸と田二町を充てられている^四。『新抄格勅符抄』大同元年（八〇六）「大同元年蝶」には「氣多神」封戸が「廿戸」があったことが五、『文徳天皇実録』嘉祥三年（八五〇）には「封戸十畑 位畑二町」があったことが確認できる^六。また『続日本紀』延暦三年（七八四）には従三位から正三位に叙せられたことが七、『以降』日本三代実録』貞観元年（八五九）には従一位に叙せられたことが確認できる^八。『文徳天皇実録』斉衡二年（八五五）には「気多大神宮寺」が置かれていたとあり^九、気多神社近くにあるシヤコデ廃寺（羽咋市柳田）からは八世紀前半もしくは天平時代にまでさかのぼり得る瓦が出土していることから、古くから寺院が存在していたことが考えられる^{一〇}。

気多神社の創始については正長元年（一四二八）の「氣多社神官供僧訴状案」に「而崇神天皇御宇奉勅請于當社」^{一一}とある一方で、室町末期のものとしてされる「氣多神社古縁起」

では「人皇八代孝元天皇御宇」に垂迹し、「人皇十代崇神天皇之御宇建立之社而」と崇神天皇の御宇に社殿が建立されたという一三。この時、来臨した神を「氣多社神官供僧訴状案」では「氣多不思議大智満菩薩」とし、「氣多神社古縁起」では「大巳貴命」「氣多不思議智満大菩薩」としている。また祭神の大巳貴命が鎮座する経緯が平国祭や鶴祭りの由来や内容に関わっているが、その点は後に触れることにする。

次に氣多神社の社家については、『日本後紀』延暦二十三年（八〇四）の記事には鹿島神宮や氣比神社、氣多神社の宮司を「人懷競望」とあり、神祇官が適任者を選ぶことが定められたと言う。また、『続日本後紀』承和元年（八三四）に氣多神社の禰宜・祝二人に把笏が認められたとあり、この時宮司の他に禰宜と祝がいたことが確認できる。中世における社家組織については不明な点があるが大永六年（一五二六）及び永祿四年（一五三一）の年貢米納帳の写しを合冊した「氣多社年貢米錢納帳」には「社務職大宮司」をはじめ、「權大宮司」「大惣行事」「權惣行事」「大穴持宮司」「楊田宮司」「若宮宮司」「祢宜」「神子方」「小大夫」「左神主」などの神職と、「座主」「權座主」「左大別当」「大別当」「大寺惣行檢校」「權檢校」などの僧侶の職名が見える一三。神職と僧侶、その双方により神社の運営が成り立っていたことが窺える。先に述べたように「氣多大神宮寺」があったことから窺えるように、氣多神社の周辺にはかつて多くの寺院が存在していたことが氣多神社文書に散見される僧坊から見取れる一四。中世以降氣多神社の周辺に存在した僧坊も近世初頭には六院、その内の二ヶ院は無住化したとある一五。これらの僧坊には石動山の修験との関係も指摘されている一六。以上ことから多くの神職・僧侶が神社の経営に関わっていたことが確認出来る。先に挙げた「氣多社年貢米錢納帳」には、「一宮」「菅原」「大田」「志雄」「羽咋」「吉野屋」「邑智」「鹿嶋路」「金丸」「飯川」などの地名が見られ、現在の羽咋市や鹿島郡にも社領が広がっていることが窺える一七。

二、氣多神社の年中祭典
次に氣多神社の年中祭典について確認しておきたい。

門出式

古くは鳥居神事と呼ばれていた。現在では午前三時に宮司以下狩衣を着装し修祓を受け、ミノを身につけてから齋館前に列立した後、宮司以下の神職が浜の大鳥居まで赴く。祢宜が忌竹を以って地面に鳥居を描き、宮司は地面に描かれた鳥居の扁額にあたる部分にヒモ

ロギを立て、微音にて祝詞を奏上、二拝二拍手を行う。官司以下揃って東南西北の順に拝礼を行い、そののち地面に立てたヒモロギを海へと流す。官司以下は随神門の門神へ拝礼し、以降は各撰末社を巡拝、最後に拝殿前にて拝礼を行って巡拝が終わる。「氣多社祭儀録」では一拝龍宮門事世度、五社斎壇須礼三十三度」とあり一八、詳細な次第は不明であるが、巡拝儀礼が行われてきたことが窺える。

平国祭

現在には三月の中頃に行われる神幸・還御の祭り、「七尾神幸」の名称にある。六日間にはある氣多本宮社まで赴き、そこから氣多神社へと還御する祭りである。六日間にはある氣多神社領や撰末社のある場所を通過及び駐輦し、七尾市の氣多本宮社を経て折り返す形では氣多神社へと戻る。特に氣多本宮社は氣多の本つ宮として知られており、祭神の大巳貴命が能登へ上陸した後にどまった場所とも言われていることから、氣多神社の縁起にも関わりのある土地である。

例大祭（蛇の目神事・流鏑馬神事）

現在には四月三日、四日に行われる祭り、「蛇の目神事は鳥居前に設けられた大弓を射止め、槍・刀でそれぞれ二回ずつ的を突き神事で、大巳貴命が能登へ来臨した際に毒蛇を射止め、たことに由来するとされつづいて旧来は三月三日に「奉桃花流鏑馬神事」とあり、桃の節句と流鏑馬が同日に行われていたことが窺える一九。

鎮花祭

現在には四月四日に行われる祭り、「特殊神饌として花びら餅（白い丸餅）」と野老・山芋が供えられる。旧儀では三月五日に「花鎮祭、奏児童舞樂」とある。

御贄祭

現在には五月一日と九月一日に行われる祭り、「旧来は撰社の白山神社で行われていた祭りであった。御贄という名前の通り、贄として小魚四十八尾を本社に向拝柱に青竹を渡し、てかけて供える祭りである。「氣多社祭儀録」では「五月朔日、贄魚三十六尾、奉白山広前成」九月十五日 奉白山贄事、同前」と白山社の前で贄が備えられていたことが確認できる。

たが、地震の影響などにより、鵜が休む海べりの崖が崩れ鵜がなかなか捕まらなかつたといふ事情があつた。鵜が休む崖に鵜が宿ることが無い場合は、鵜捕部人々が崖へと鵜を誘導することもあると聞く。又、鵜捕主任が鵜を捕り始めると近隣の人々は崖近くや鵜捕を行ふ日と山へと立ち入ることを自粛し、静かに鵜が取れることを待つ事が慣例となつていゝる。鵜様道中では古例に従い、各所で歓待を受け、休憩をとりながら十四日には気多神社に到着する。立ち寄る場所は以下の通りである。

十二月十二日

鹿渡島①↓三室町↓大田町↓府中町↓作事町↓塗師町
↓今町↓春成酒造店(昼食)↓七尾市役所↓木町
↓大手町↓さたみや旅館(宿泊)

十二月十三日

午前十時半頃 気多本宮(本宮神社)②に到着
午前十一時頃 鵜祭(新嘗祭)開始(約一時間)
午後〃 飯川町↓中能登町(旧鹿島町)二宮↓石動山入口
↓中能登町(旧鳥屋町)↓鵜家さん宅にて宿泊(中能登町良川)③

十二月十四日

鵜家宅↓中能登町(旧鹿西町)↓梶井家宅(昼食)
↓中能登町(旧鹿西町)金丸宮地道沿の鵜休石にて参拝④↓羽咋市千路町
↓気多神社(宿泊)⑤



図 1 鶺様道中の図

① の鶺浦から出発し⑤の気多神社へと向かう。
『加賀能登の民俗』第三卷より引用。

宜礼祝に座るての神式て宜始　　つをめ年合受ち　　向るけが
・、詞参、八。捧酒を事を行。お・出さ　　十たの伺であにせ宿気十二　　かべ取道鶺
權その進自神。げ（白散酒）祭員をれこ、祭儀に臨み。りうこ部々かを捕　　うー、迎部
宜後上禰をが祭員を、の祭儀に祭員（宮司）禰、儀がをらす部　　と一えたち
が神す宜祓うんだ、も南祭員はと配膳さくは館に潔宜・儀がをらす部　　声人はるは
昇饌を。下。だ、酒の縁に配膳さくは館に潔宜・儀がをらす部　　上、人々は
し撤こは祓後、酒を縁に配膳さくは館に潔宜・儀がをらす部　　げう々人が
中すれ神え、祭員を縁に配膳さくは館に潔宜・儀がをらす部　　ながとら鶺
に。がを後員ら儀はと配膳さくは館に潔宜・儀がをらす部　　らるお籠を
新撤饌わ供宮は儀はと配膳さくは館に潔宜・儀がをらす部　　多し錢担
薦饌のり、司捍儀はと配膳さくは館に潔宜・儀がをらす部　　神、なぎ
敷後玉宮は殿式にた館八を權開　　へつを一
、禰捍が殿着あし饗居神し禰開

その上に案と蠟燭一對を立てる。置かれた案は鵜が止まる為のものである。配置が終わり、
 蠟燭以外の明かりを全て消すと、中陣以外は浄暗に包まれる。
 浄暗に包まれた中、禰宜が小声にて「寢覚めの神楽、寢覚めの神楽」と呼び、出仕が静
 かに小太鼓を打つ。次に禰宜が、「鵜捕部、鵜捕部」と言う時、出仕が拝殿入り口に向かい
 外に向け「鵜捕部、鵜捕部」と呼ぶ。鵜捕部三人は既に待機しており、出仕の呼び声に「オ
 ー」と応えた後、鵜を入れた鵜籠を二人で抱え、一人は後方より付き添い拝殿へと参進す
 る。ここから禰宜と鵜捕部の以下のような問答が交わされる。

禰宜（以下、禰）「鵜捕部、鵜捕部」

鵜捕部（以下、鵜）「オー」

鵜「鵜は新鵜かとのたもう」

禰「羽そそげたるか足痛みたるか、よく見よとのたもう」

鵜「鵜は新鵜にて安く上げしく候」

禰「鵜をよく神前に供え奉れとのたもう」

鵜「鵜籠を静かにおろし籠をとり捨て、鵜をそのところに放てとのたもう」

鵜「オー」

社放捕楽い籠
 崇務っえ「れこの
 敬所てら「清の覆
 者にていための忌を問
 代直最鶺柴を外答
 表会中に鶺をもし後、
 である行い社仕鶺鶺捕
 、祭殿手に鶺を鶺放
 土居儀にお抱でも鶺鶺部
 岸が終いかれ進ま、出けり階
 康雄わは点灯の海浜には鶺を捕らえてしま、うこと古例とされる。神
 氏に。灯をし、諸員が拝殿に復座、後に退出。祭員一同は
 によれば「鶺様が非常に慎重に考えていらっしやるの



写真 1、羽咋の海岸にて飛び立とうとする鶺様（平成 19 年筆者撮影）

とあることから、基となった文書は大永六年以前の文書であることが分かる。恐らく大永六年以前より、鶺鴒祭はおこなわれていたであろうことが推察される。次に、享祿四年（一五三一）の書写文書を享保年中にさらに書写との奥書がある「気多社祭儀 祿二三」が挙げられる。

一十一月中巳日 新嘗会 柏餅八百 箕造・飯六舟・神酒十八瓶以綵帛飾之 鏡餅以

一年中日 館居神事、同日鶺鴒祭、祝小酒・餅也

この文献から、十一月の午日に鶺鴒祭が執行されていた事が伺える。右の史料が鶺鴒祭についての初出文献であるが、祭祀の内容については詳らかではない。式の次第に関して詳らかにするのは、天正五年（一五七七）に書かれた「気多社書上 二四」という文献である。以下はその引用である。

一十一月 はしめのとらの日の一天よりいみにさし、ミの日たつの時まで、古米の御供をそなへ、ミの時、新物の大しやうゑ・かうし新米の御供をそなへ申候、すなはし、神前におゐて、新米の御供を給はしめ申候、ミの日の朝まで社司十人、神りよ同前に古米を給申候、其日の晩にをよひ、ちよくし参内、うのまつりとかうし申候、とり申候、此鶺鴒の御事、当国うの浦と申所よりとり申、ちよくしにあひそへ、もちきたり候、むまの日、夜半にをよひ、神前に社家のうち十人、みうちへ出仕いたし、ちよくしはいてんに参内あり、くわんへいをささけ、御神樂をおこなひ、御神事をそなへ候て後、いけにゑとして、うを御はしのもとへはなしをき申候処ニ、九ツの御はしをのほり、あかり御内へとまいり申候を、大きくしとらへ、こんのねきうけとり申、宮仕にあひわたし申候、其夜中に、海上にむかい、はなし申候へは、そくじに飛さり、此鶺鴒すなハち、しなののくにすわへまかりこし申よし、いひつたへ申候、此時も、ちよくしへ、たちりようのやく一社より仕申候

「新物の大しやうゑ」の夜に、勅使参向とともに「うの浦」でとつた鶺鴒が届けられ、「むまの日」鶺鴒を神前に放つという様子がある。ここでは鶺鴒のことを「いけにゑ」と記していること、放たれた鶺鴒は再び捕らえられて、海上にむかつて再び放つ事が特徴である。鶺鴒が信濃国諏訪へ行くという言い伝えがある、などが述べられていることを放つ行事↓放つた鶺鴒を再び捕らえ海に向かい再び放つ、と鶺鴒浦からの鶺鴒の奉獻↓神前への鶺鴒を放つ行事↓放つた鶺鴒を再び捕らえて、天明七年（一七八七）に神社奉行充てに書かれた「能州一宮鶺鴒祭之規式 二五」で

ある。先ほど引用した「気多社書上」よりも詳しい式次第及び祭祀の由来について記されてある。祭祀の流れは前述の記述のみ引用し考察を試みる。ここで、ここには、鵜祭りの由来について記されてある。祭祀の流れは前述の記述のみ引用し考察を試みる。

一翌午日鵜祭
元来此祭者当社之神代大已貴命其御子ニ櫛八玉神鵜与現シ給ヒ海底ニ入魚ヲ取テ父
ノ神江備シヨリ此神事始与申伝候
但旧事古事記ニ有之候

又説ニ其始不詳誠ニ当社之神力識而不能言、言不能識也、鵜是飛大虚入深海之靈鳥也吞諸魚惡即表滅明神蒼生之罪徳乎之祭是向新陽避老陰之神事ニシ而慈万物善專顯至人民神力之応理也神秘説也ト申伝矣
又説ニ村上天皇為宣旨而当社鵜祭之規式可有拝見之由勅使有下降時則神化現浦之海乙女而向勅使而語神秘而入社壇須更而現八神玉殿之神而奏管絃于時鵜一自空飛来於神前向明鏡而垂左右之翼而恭神慮末社之神取社壇之鵜而放海上者神又已不見音楽又止云云勅使有畝洛^{かえる}而神秘之趣奏如之明々歴々由御門重而勅使日野快樂院有下降而修理社頭寄進社領云云如是縁起有之候(中略)
則此鳥時ニ信濃国諏訪之社江參ル由ニ而越後国鵜之社之海辺江着候得者其社ニ茂祭有之又諏訪之地江到着仕候得者信濃国ニ茂鵜祭有之由及承申候
秘一鵜祭謡ニ本地垂迹之別当社靈驗鵜祭深秘等末社之神浦之海乙女与現シテ勅使に深秘ヲ語り給フ様子荒増顕シ候

鵜祭の由来として「大已貴命其御子ニ櫛八玉神鵜与現シ給ヒ海底ニ入魚ヲ取テ父ノ神江備シヨリ此神事始与申伝候」として大已貴命である櫛八玉神が鵜に化けて海底に潜って魚を捕り、父へ備えたことが鵜祭の神事由来として語られて、「神化現浦之海乙女」が勅使に、宣旨により鵜祭の規格を拝見するために勅使の参向があり、「神化現浦之海乙女」が勅使に対しても神祕を語るといふ件が記されている。海へ放たれた鵜の行方については、「気多社書上」でも記されているように、「信濃国諏訪之社江参」とし、その社において鵜祭があるというところも記されている。また、「鵜祭謡」という事で、鵜祭の神祕を語る末社の神「浦之海乙女」について記されている。鵜祭の式次第だけでなく、祭祀に関わる由来と伝承が記されている。鵜祭の式次第だけでなく、祭祀に関わる由来と伝承が記

述に加えられて見られることが分かる。こういった祭祀の式次第を詳述に書きとめてある文献は、祭以外に余り見られることが無いこと、鶴祭に纏わる伝承の多さからして、気多神社にとつて鶴祭という祭祀が重要な地位を占めていたか、推察される。鶴主任と鶴捕部について、鶴祭に纏わる文献を睥睨したところ、次に鶴様を捕りお運びする鶴主任と鶴捕部について、文献を確認して行きたいと思う。

二、鶴祭と鶴捕部

まず、鶴捕部に纏わる文献であるが、初出とされる文献としては、鶴捕部の一人である山口家に伝わる、天正十三年（一五七五）の文書である「鶴田宛行状」がある二六。一宮神事之為、鶴田式反地令扶助訖、永代不可有相違者也、仍如件

天正十三

十一月十二日 利家

また同じく、承応二年（一六五三）にも鶴浦右衛門宛に前田利常から「鶴田」がくだされ、いたことが、「鶴田宛行状」から窺える三七。

先に挙げた「気多社書上」には既に「浦」から鶴が運ばれていることは分かる。この頃、天正十三年の「鶴田宛行状」の宛主として「鶴浦ノ衛門」の存在が示されている。この又、前田利家が直接宛てたものであり、気多神社を通して宛てられたものでないこと

が分かる。特定の個人（おそらくは代表）に対して鶴田が宛てられていたことからも、鶴浦一帯の役割を担っていたことが考えられる。先代から続く特定の家族が鶴捕部として

管轄する社現宮司である三井秀夫氏の話によれば、「気多神社が直接に鶴捕主任や鶴捕部を管轄する社現宮司である三井秀夫氏の話によれば、気多神社として直接に鶴捕主任や鶴捕部を

在は、気多神社に從属する専属の人々という位置づけよりも、気多神社と何らかの縁があつて、明治期に入ると、鶴捕部の人々に対して鶴捕部の任命状が出されることとなるが、これ

は時代の變化によるものであり、三井宮司の話からしても藩から特に鶴田を給わつていた形式から、明治維新を向かえ、神社の祭祀を存続させるといふ面においてとられた措置であつたと考えられる。鶴捕主任に關しては鶴捕部と同じく明治期に氣多神社から任命されたが、江戸期などの文献にはその存在は示唆されず、明治に入つてからその跡が見受けられることによる。

森田柿園によつて記された『能登志徴』においては「鶴祭舊式」として、明治十五年慳庵為流によつて編まれた俳書『風見集』に載せられてゐるものを引用してゐる。その記述に於いて鶴捕主任に就いての記述が見受けられる二八。

本月丑日之夜能登郡今鹿島郡と云鶴郷神門島今角島と書く村鶴浦の神戸など二十一人。外に與四兵衛と云う者あり。(中略)但し鶴を取るは與四兵衛の職也。

現在の鶴捕主任の前身と考へられる「與四兵衛」の存在が示唆されてゐる。現在の鶴捕主任の小西氏はこの與四兵衛の末裔と考へられるが、詳しいことは定かでは無い。その主。鶴捕部の他に鶴を捕る専属の獵師がいたことが分かる。現在でも、鶴捕主任に鶴を捕る。この前日に鶴捕部たちが酒一升を携えて小西氏宅へ訪れ、鶴捕りを依頼する慣わしがある。現在の鶴様道中に関する記述は見受けられない。前章に記した通りであるが、氣多社にある文書には鶴様道中に關する記述は見受けられない。

文獻上、鶴様道中について見受けられるのは、安永六年(一七七七)に成立した『能登名跡志』、また明治に記された『能登志徴』が挙げられる。ここでは、『能登名跡志』の一文を上げたいと思ふ二九。

同國鹿島郡中山の郷鶴浦村より鶴を取り捧ぐ。一宮まで十一里道の程あり。道すがら勸進す。所口本宮にて卯の日新嘗の祭禮とてあり。夫より良川村の宮にて一宿し、巳午の日の一宮にて清の祓あり。

(現在は鶴家)にて一泊、そして氣多神社へと向かうといふ大まかな道順は同じである三〇。『能登志徴』においても同様の内容が記されてゐる。鶴捕部方からの話によると、鶴様道中の立ち寄り先は昔からの決まりごとで、その詳しい由来などは定かでない、といふことである。

鶴祭の式次第及び、鶴捕主任と鶴捕部に纏わる文献を参照してきたが、文献から伺える特徴を簡単にまとめると以下のようになる。

一、現行の鵜祭と同じく、「気多社書上」以来、鵜浦より鵜を奉納し、鵜は神前へと放たれ、そして再び捕らえられた鵜は海へと放たれるという概要は同じである。

二、鵜捕部の存在は天正十三年の「鵜田宛行状」の存在からも明らかであるが、「気多社書上」が編まれた天正五年以前から、鵜祭に際して鵜を捕り、鵜様を奉る集団の存在が伺われる。又、鵜捕主任や鵜捕部は気多神社専属の集団と言うよりも、古くからの縁あつて鵜を奉献している集団という性質が、文献および現在の状況からも推察される。

三、鵜祭に纏わる伝承として、鵜祭の創始に関わる伝承や、鵜の行方、鵜祭に際しての勅使参向、また鵜祭の神秘などが気多社に伝えられていた。

考察を進めて行くにあたり、着目しておかなくてはならないのは、文献のなかで多く見受けられる鵜祭に関わる伝承についての記述である。

祭祀にまつわる文献を睥睨した限りでは、現在の祭祀と文献上記されている祭祀とは、ほぼ変わらない事が分かる。しかしながら鵜祭そのものの由来や意義に関しては詳らかでないところが多い。そこで、鵜祭の形式がかつてと変わらないう承承されていくことを前提としつつ、鵜祭にまつわる伝承を追うことで、鵜祭の宗教儀礼上の意味や気多社における鵜祭の意味などを考察してゆきたい。また、この伝承を考察する上の視点として縁起や伝承の真偽云々ではなく、各々伝承における中核とは何か、何故縁起や伝承が生まれたのかと言う点に着目し、内容などを比較しながら考察を加えて行くことにする。

一―三、鵜祭と縁起

一、縁起に見える鵜祭伝承

まず鵜祭にまつわる縁起について見てゆこうと思う。

「能州一宮鵜祭之規式」において、鵜祭りの由来について語られている箇所があるのは、前述の通りであるが、鵜祭の由来については触れている文献はこれ以外にも幾つか存在する。まず、気多神社においてはいくつかの縁起、および縁起の断片が文献として残されているので挙げて行く。

時代順に、

- ・ 正長元年（一四二八）六月「気多神官供僧訴状案」
- ・ 宝徳二年（一四五〇）八月「気多社雑掌等答状」

天正五年	(一五七七)	十月	「氣多社書上」
天正六年	(一五七八)	十二月	「櫻井基威注進状」
天正十年	(一五八二)	正月	「氣多社縁起書上案」
文禄二年	(一五九三)	五月	「氣多社縁起」
元和五年	(一六一九)	九月	「横山山城守へ上ル」
貞享二年	(一六八五)	五月	「氣多社御縁起」
宝暦十年	(一七六〇)	七月	「氣多神社由来」
年号の記載無しのものとして、「氣多神社古縁起」			

これら縁起は氣多社の御祭神にまつわる鎮座譚や由緒など共通する箇所も多い。しかしながら、鶺鴒祭に関する伝承を載せる縁起は限られているのである。では鶺鴒祭の伝承が記されていない「氣多社書上」、「横山山城守へ上ル」、「氣多神社由来」、「氣多神社古縁起」を比較してみたいと思う。

表 1 鵜祭に関する由来

文献名	年代	鵜祭に纏わる伝承の内容
「気多社由来書上」	天正5年(1577)10月	・ 海に放たれた鵜の行方として、信濃国諏訪に行くと言えられる①
「横山山城守へ上ル」	元和5年(1619)9月	・ 大己貴命が北国北嶋の化鳥退治をした折、殺されかかった鵜を助けたことで、毎年十一月巳午日寅の一天に鵜は御神殿の大床に参り羽を垂れて神慮を乞う。②
「気多大社由来」	宝暦十年(1760)7月	・ 奈良天皇の御宇、十二月鵜祭の際に中納言大伴家持が勅使として参向。③ ・ 朱雀院の御時、承平元年十一月、鵜祭之式を勅使が奏聞。④
「気多神社古縁起」	年代不明※	・ 村上天皇御宇、鵜祭之儀式を拝見すべきとの由あって、勅使参向。勅使に対して、浦之海土乙女に化現した神がその神秘を語り、八神玉殿之神が管弦を奏する時鵜が飛来し、明鏡の前に左右の羽を垂れて神慮を恭する。末社の神が鵜を社壇からとって鵜を海へ放つと、神は見えなくなり又音楽もやむ。勅使はこの神秘を奏し、御門は勅使を日野快樂院に下降させ、社頭修理の社領を寄進した。⑤
<p>※「気多神社古縁起」が所収されている『神道大系 神社編 若狭 越前 加賀 能登』の改題においてはこの縁起を「能登国の一宮気多神社(旧國幣大社)の社僧だった正覚院(高野山真言宗、羽咋市寺家町)の所蔵。署名は仮題である。卷子本一卷、縦約三二糎、長さ七六〇糎。雲母引きの鳥の子紙に達筆な楷書で記したもので、ほぼ室町末期のものと思われる。」としている。</p>		

①

其夜中に、海上にむかい、はなし申候へは、そくじに飛さり、此鶺すなハち、しなののくにすわへまかりこし申よし、いひつたへ申候、此時も、ちよくしへ、たちりようのやく一社より仕申候三一

②

一抑能州一宮気多社とハ仁皇崇神天皇御宇御建立満珠鎮納之社にて日本第三國作大已貴尊九萬八千之軍神之惣都第一之御神然北國北嶋に鬼神化鳥ニ現して渡海之道も留と有し御時御神之為皇敵と同神代よりの船を催し百六十の御供引具し北嶋に御幸有て鹿嶋浦に化鳥退治人間の住家と成し渡海の船もよくのほると申御事を以よくと書て能登國と名付國を作行也其頃彼化鳥鶺を殺すをたすけ給ひし時の御契約を以毎歳十一个月巳午日寅の一天に鶺一ツ御神殿大床内へ参明鏡に向て羽を垂れ神慮口申事今以神秘有之候依去安倍貞任勅使之時より萬歳樂を舞し事亦南陽浦北海より大蛇出通を留と御神被御聞召竜神水神魔王有令守護此地和光威徳な顕し給也三二

③

四十二代文武天皇御宇勅使已来奈良天皇御宇十二月鶺祭之規式別而依二御感一勅使中納言大伴家持有二下降一八月三日竹ノ津ニ寄レ船ヲ一夜ノ内ニ雪降鳧ヲ詠

都與和思比越路乃竹乃津爾一夜乃内爾雪社降氣留ト云云下畧

六十一代朱雀院承平元年十一月気多神社江神寶御寄付アリ

鶺祭之式勅使奏聞
御門叡聞在而日野快樂院下向有二社頭造營一又免田領初穂万疋御庫所ヨリ奉レ献傳奏
勸修寺萬里小路殿三三

⑤

一、村上天皇之御宇、貳百七十餘日大雨瀕而洪水也、御門歎息在而、於二清涼殿一御祈禱雖レ有レ之、其雨終不レ晴、依レ是日本國中之大社十六所有ニ勅宣一而閉ニ御戸

一、封御祈之處、雨漸々而止矣、御門叡感在而十六社勅使被_二指遣_一、當宮之勅使者安倍貞任也、解_二社壇御戸帳之符_一而、貞任於_二神前_一奏_二萬歲樂_一云々、又御門之為_二宣旨_一而當社之鵜祭之儀式可_レ有_二拜見_一之由也、時則神化_二現浦之海士乙女_一而、向_二勅使_一而語_二神秘_一而則入_二社壇_一、須臾而現_二八神玉殿之神_一而奏_二管弦_一、于_レ時鵜_一自_レ空飛來、於_二御神前_一向_二明鏡_一而垂_二左右之羽翼_一而奉_レ恭_二神慮_一、末社之神取_二社壇之鵜_一而放_二海上_一者、神亦已不_レ見、音樂亦止云々、勅使有_二歸路_一而神秘之趣奏_三四

- 一、鵜祭の由来または鵜祭に纏わる伝承
二、天皇による鵜祭に対しての勅使参向の伝承

上記の分類に従うと①と②の伝承は一の分類に入る。③と④は二の分類になる。ではまず分類1の伝承から考えてみたいと思う。海に放たれた鵜の行方である。海に放たれた鵜は信濃の諏訪へいくと言い伝えられている。伝承そのものの焦点は鵜の行方に向けられている。次に「横山山城守へ上ル」では、鵜祭の由来について触れられている。この場合、気多社の御祭神大己貴命の鎮座譚と絡んで鵜祭が始められた、というのが概要である。鵜捕部等にまつわる直接の伝承ではないが、鹿嶋浦の化鳥を退治するという鹿嶋浦と、い場所には、鵜浦のある鹿嶋郡の付近と考えられる場所であり、鵜浦と気多社の関係性が伝承に示すものでもあると受け取れよう。しかし基本的には、御祭神と鵜の関係性が伝承の中核として据えられている。次に分類2はどうか、基本的には、御祭神と鵜の関係性が伝承に記されている。次に記されている内容だが、鵜祭に際して勅使の参向があつた事跡が記されている。鵜祭の規式別而御依_二御感_一や「鵜祭之式勅使奏聞」という様に、勅使参向の際には「鵜祭の規式別而御依_二御感_一」や「鵜祭之式勅使奏聞」という様に、鵜祭の拝見が勅使が参向してきた目的となつていている。次に「気多社古縁起」という様に、秘由來」と同じく、勅使参向の事跡が記されているが、その折に勅使に対して、鵜祭の神「気多社古縁起」の鵜祭の神秘は、前出の「能州一宮鵜祭之規式」と同様である。恐ら

く「能州一宮鵜祭之規式」を記す際に「氣多社古縁起」に記される内容が参考とされたのだと考えられる。この二つの伝承の焦点となっていてのは、勅使参向の所以ある神事ということと、鵜祭そのものの神秘性であろう。分類に従って伝承について簡単に整理をしてみた。鵜祭にまつわる伝承といえども、縁起によりその伝承で語られる内容、つまりその焦点は随分と異なっていることが分かる。鵜祭の伝承以外の縁起に目を向けてみると、本論に挙げている史料以外の縁起を含み、御祭神の来訪と化鳥・大蛇退治、神功皇后の新羅征伐における御祭神の活躍や、「氣多不思議大智菩薩」という御祭神の名など、それぞれの縁起には共通性が見られる。また、鵜祭にまつわる伝承は上記四つの文獻にしか見当たらないという差異が気にかかるところであるが、異なる伝承が残されるということは氣多社における鵜祭の重要性や神秘性が伺えると考えられよう。

二、縁起以外の鵜祭の伝承

縁起における伝承以外にも鵜祭の伝承を伝える文獻が幾つか挙げられる。まず、前述した『能登名跡志』^{三五}である。この文獻は、能登國の名跡に纏わる由来や歴史・伝承などを取りまとめたものであり、この中に氣多神社の鵜祭に纏わる歴史と伝承が記されている。

此鵜極めて越後国能生中山の神社能生権現の磯に寄る。其時能生権現の祭禮也。此謂は近き浦にもあるべきに、遠き鵜浦より鵜を奉げること、或とき北島の女神此鵜の浦の磯邊へ寄給ふ。一宮の御神とご夫婦になり給う。其の後御中あしく成給ひ、女神又越後の能生へ飛給ひて、ある社地をかり跡を垂れ給ふ。能生権現も中山の郷中山神社、又鵜浦も中山の郷也。今も鵜田とて神田ありて、當屋の者此田を作りて鵜を取りテ捧る也。則利家公御墨付あり。

この伝承においては、「此謂は近き浦にもあるべきに、遠き鵜浦より鵜を奉げること」として其の由来譚を述べている。これは前述の縁起には記されておらず、後世に至り後付で出てきたものであると考えられる。伝承の核としては、鵜浦より奉げられる鵜という骨格を基に、肉という伝承が付けられているといえる。鵜浦より鵜が奉げられることは『氣多社書上』にも明らかである。

『能登名跡志』の著者がどのような方法でこれらの伝承を集めたのかは定かではないが、氣多神社の縁起伝承と類似している点は注目すべきことであろう。

さらには時代が下つて、天保十五年（1844年）十一月に成立した『能登国神異例』^{三六}と
 いう文献がある。この文献においては、能登国内における九つの神社における神異・靈験
 譚を集めたものである。この内の一つに、能登神社の鵜浦に記されている。

一、かの鵜海中に死て、その骸程なく越後国能生の浦なる鵜の石といふに漂着を待得
 て、能生神社にもまた鵜祭といふ神事行ハるとなん、氣多の海に鵜を放つと覚える
 頃、能生の海なべて血の色になると云伝へたり、いかなる故よしにか委敷ハ聞かず、
 一、古は勅使の降り玉ひしとなん、今ハ鵜祭の御札とて国守へささけ奉るのミなり、
 一、猿楽の謡ものに鵜祭といふあり、則これなり、
 一、鵜祭には必ず雪降るといへり、昔いかなるわざによりてか、次の年の六月行ハれ
 し事ありしに、雪ふりしとぞ、
 一、昔鵜あれひて大宮司今四代前ノ大宮司ニテ櫻井ノ某ナリキ、の顔にかすり、疵あまた
 付てしか、次の年なむ禍事出きて終には家絶にけり
 一、前の大宮司四代前迄は権大宮司ナリシガ、大宮司ノ家絶ニヨリテ三代前ヨリ正大宮司ニ
 ナリヌ、今権大宮司ナシ、某、鵜に手ノ指さきを喰ハれしが次の年病おこりて死えり、
 あやしきわざなりけり、

『能登国神異例』では『能登名跡志』にあつた能生神社へ行く鵜という伝承にさらに後
 付が生まれ、又別の伝承も付け加えられてゐる。勅使参向の事跡は氣多社の縁起にも記さ
 れてゐることであり、謡曲における鵜祭の存在は、伝承というよりも、事実に近い。又、鵜
 祭における降雪や鵜に傷つけられた宮司の不幸は、文字通りの伝承であり、真偽のほどは
 定かではない。

二つの文献における共通点としては、鵜浦から奉げられる鵜の由来に纏わる伝承が伝わ
 つていたというところである。

鵜浦の存在と鵜捕部の存在、そして彼らが鵜を奉る事実を基としてその由来が明らかで
 ないからこそ、後付として能生神社との伝承が生まれたと考えられる。

この鵜と能生神社の伝承が事実かどうかは、別の文献がその伝承の否定を行なつてい
 る。

前述の『能登志徴』という文献においては、この鵜と能生神社との繋がりが否定されてい
 る。

傳説に、彼鵜海中に死んで、越後國頸城郡能生の浦なり、鵜の岩といふに流れ寄るを待得て、能生神社にもまた鵜祭といふ神事ありとぞ。気多の海に鵜を放せしと覚る比、能生の海なべて血の色になりぬといひ傳へり。實にさる事にや。越後四名寄を考ふるに其事更に見へず。浅香久敬の道程記に、能生中山権現の祭は三月二十四日なり。能州石動山の祭日と同時也。石動山の祭は朝、能生は晝よりの祭也。朝の間は能州の方へ風吹き、晝よりは能生の方へ風吹くより。是に依りて能州と能生との間、船の往来心易きとなり。此風を神風といふ。故に此日は能州への船往来一日の内になせり。俗傳に、夫婦の神なりと云々。或説に、延喜式蒲原郡中山神社とあるは此かどいへれど、郡界いぶかし。或は磐舟神社成べきかといふといへり。今按ずるに、此は能生に傳へ誤たるにや。一宮にて鵜祭の事をいへるは、彼三月二十四日の祭礼の事を傳へ誤たるにや。能生神社の祭礼日時などを取り上げ、その違いなどからこの伝承が伝

え誤りがあるとしてゐる。實際に文献などを参照しても、能生神社の祭礼において鵜祭はみられず、又「気多社書」といふ伝承も、文献を見る限り見当たらないことは明らかであらう。『能登志徴』で否定されるとおり、鵜の行方については伝承の域を出ないことは明らかであらう。

江戸期における伝承を睥睨してきたが、最後に小倉学氏の「鵜祭考(一)」「鵜祭考(二)」にて挙げられる気多社に伝わる鵜祭の由緒を挙げてみたいと思ふ^{三八}。明治七年十一月に氣多神社宮司より、御門主比古神社の由緒として、古傳云、上古大穴牟遲神、高志ノ北島ト云処ヨリ鵜浦へ着御シ玉フ、其地神門島ト云、其地ノ神ヲ御門主彦ト云、神部貳拾壹戸有テ、鵜ヲ捕テ大穴牟遲神を饗スト、是ヲ恒例トシテ氣多神社へ毎年十一月午日鵜ヲ献ス、鵜祭ト云、故ニ中古鵜浦村ト云、鵜ヲ捕ル貳拾壹戸ノ者ヲ鵜捕部ト云、神門島或ハ角嶋トモ云、鵜浦村ノ小名也、と記して居り、これによつて献鵜の由来も一応は知られよう。

先づこの神事はどうして行はれる様になつたのか、その由来に関する神社の説明を聞かう。神代の昔、大己貴命則ち氣多の大神がこの国を巡幸して高志の北島から能登の神門島(今の鹿島郡崎山村鵜浦の鹿渡島で鵜捕部の居住する地である)に御着なされた

時、土地の神である御門主比古神（今、同地にある御門主比古神社の祭神）が鵜を捕え、
て大己貴命にささげまつたといふ故事を傳へてこの神事が行はれるのだと云ひ、又、
別傳では、この時、櫛八玉神といふ神が御門主比古神と御相談せられ、自ら鵜と化つ
て海中の魚を獲つて大己貴命に奉つた故事に基づくのだと云ふ。
神社に伝わる鵜祭の由来として、鵜浦の御門主比古神社の御祭神である御門主比古神に
よる大己貴命の歓待が鵜祭の由来だとしている。この由来は現宮司である三井氏からも同
様の内容を伺っている。
御門主比古神社は現在御祭神として御門主比古神と櫛八玉神を祀っている。
櫛八玉神は元々、御門主比古神社に奉斎されていたわけではなく、近世になって鵜浦に
ある阿於谷に鎮座していた阿於神社の御祭神が御門主比古神社に合祀されたとされる。貞
享二年（一六八四）の由来書上においては「鵜浦村氏神御門主阿於大明神」と記されている
ことから近世にいたり何らかの事情で合祀されたようである^{三九}。
ここで「能州一宮鵜祭之規式」における伝承と比べると、櫛八玉神については触れられ
ていないが、御門主比古神について触れられていない。
また小倉が記す伝承は、御祭神の来訪と鵜浦からの鵜の奉獻という二つの事象を絡めた
ものであり、最終的な鵜祭の由来伝承として、蓄積された伝承を基として形成されたもの
と考えられる。ここまで縁起や伝承を睥睨してきたわけだが、改めて考えておきたいのは、
伝承の焦点は何なのか、何故伝承が生まれのかという点である。
縁起伝承における焦点は「氣多社書上」に載せる放たれた鵜の行方や、「横山山城守へ上
ル」の御祭神の鎮座譚と絡んだ鵜祭の創始、「氣多神社由来」「氣多社古縁起」にある鵜祭
における勅使参向の事跡と鵜祭にまつわる神秘などが挙げられる。
これら縁起伝承の内容が流布するか何かして『能登名跡志』や『能登国神異例』に載せ
るような鵜祭の伝承へと繋がっており、最終的には小倉が挙げたような御祭神の来訪譚と
鵜浦の由来を絡めた伝承へと結実してゆく。
新伝承を見る限り、幾つかの伝承が並存し、それらが後世の解釈によりより合わせられて
新たに一つの伝承を構成したと考えられる。以下に整理してみよう。「氣多社書上」に
容が付け加えられる行方については、『能登国神異例』に載せる伝承へと引き継がれ、新た
に創始の伝承は、小倉が挙げたような御門主比古神による御祭神の歓待と櫛八玉神が鵜に
化けて御祭神に饗するということ、氣多社と鵜浦の繋がりも補完する形で伝承がまとめられて

失われたことは確實であろう^{四〇}。鵜祭の失われたであろう原義や意義を補完する意味で、気多社と鵜浦の關係性についての伝承が成立したとかんがえられよう。そして、これらの伝承による鵜祭に對しての新たな背景が成立することと、鵜祭そのものが脈脈と受け継がれてきたと考えられよう。縁起伝承などに記されていいる伝承を涉獵し考察を加えてきたが、鵜祭の創始伝承の中核にあるのは御祭神と鵜の關係である。それを示すように土地の神の鵜待を受ける御祭神、という図式が成り立っているが、これらの伝承が示すのは、気多社と鵜浦という地域の關係性であろう。

原義こそ失われしかし、鵜祭の儀礼が継承されてゆく中で、気多社と鵜浦という地域の關係性は欠くことが出来ぬものであり、創始にまつわる伝承においてはその關係性を示すような御祭神の鎮座譚と、土地の神の鵜待という形がおのずから成立したものと考えられる。これらの伝承に對しての考察を前提とした上で、気多神社と鵜浦の關係性及び能登における鵜の存在について考察を行いたい。

三、気多社と鵜浦の關係性

前述したとおり、気多神社における鵜祭は、文献の量とその内容に含まれる様々な伝承からしても、重要な祭祀であったことが伺える。また、鵜祭の創始伝承にも示されるように、御祭神と鵜のつながり、気多社と鵜浦の關係性が重要であることは確認したとおりである。

まずは着目したいのは、御祭神と鵜であったのか、という点である。鵜以外にも羽咋の海に、御祭神と鵜のつながり、気多社と鵜浦の關係性が重要であることは確認したとおりである。

付近には水鳥を始めたのは、御祭神と鵜であったのか、という点である。鵜以外にも羽咋の海に、御祭神と鵜のつながり、気多社と鵜浦の關係性が重要であることは確認したとおりである。

付する理由があつたと思われる。神話的解釈によらば、御祭神と鵜のつながり、気多社と鵜浦の關係性が重要であることは確認したとおりである。

歓迎、櫛八玉神が鵜に化ける御饌を奉るといふ伝承があつて、御祭神と鵜のつながり、気多社と鵜浦の關係性が重要であることは確認したとおりである。

ただ、その伝承が成立する前提として、鵜祭の存在があつたと考えられる。御祭神と鵜のつながり、気多社と鵜浦の關係性が重要であることは確認したとおりである。

逆説的に云うならば、鵜がいないと、鵜祭の存在が成り立たない、という訳である。御祭神と鵜のつながり、気多社と鵜浦の關係性が重要であることは確認したとおりである。

と、いふ伝承の上での考察よりも、気多周辺や能登における鵜の存在に於いて考察を試みるべきかと考へる。鵜の存在に於いて考察を試みるべきかと考へる。鵜の存在に於いて考察を試みるべきかと考へる。

次に気多社と鵜浦の關係性である。前述したとおり、鵜浦主任や鵜浦部は気多社の専属の人々といふわけではなく、何らかの縁あつた気多社に、鵜を奉納する役を任せていると考へられる。問題はその縁であらう。この伝承そのものには、気多社と鵜浦が何故關係を持つ古神の歓迎が語られていてあるわけだが、この伝承そのものには、気多社と鵜浦が何故關係を持つ

石川県輪島市鵜入町↓海沿いの立地
石川県珠洲市宝立町鵜飼↓鵜飼川の付近。

石川県珠洲市宝立町鵜飼↓舟橋川の近く。海岸に近い。

※『石川県の地名』を参考にしつつ、現在の地図で場所の照合を行った。
鵜飼にまつわる地名の多くが海沿い、もしくは川沿いに立地している。又、鵜飼などの地名も見受けられることから、能登地方における鵜飼漁の存在も考えられよう。上記の内に気多社と関係性があつた地域は無いことが『石川県の地名』他気多神社関係の文書から分かる。つまり、能登地方において鵜飼が捕れる事を根底としつつ、気多社と湯浦（鵜飼）との関係性が鵜飼と言ふ祭祀儀礼を生み出したと考えられよう。

次に気多社と鵜飼に如何様な繋がりがあつたのか、そこを焦点として考察を進めて行く。
鵜飼浦について『石川県の地名』を引くと、旧鵜飼浦村とあり、比定地として「東湯浦村」と挙げられている。これは承久三年（一二二一）の「能登國四郡公田田数目録案」に能登國鹿島郡の条に「東湯浦村 老町三段四」と記されていることを指している^{四五}。「能登國四郡公田田数目録案」においては気多社との繋がりは見受けられないが、時代が下り永正十一年（一五一四）の「和田分神役段米注文案」においては、「湯浦免田分」と見える。この免田からは「壹石五斗 宮柁定 湯浦免田分 友永分」とあり、祭料の供出が行われていたことが伺える^{四六}。また、鵜飼浦という名が文献上登場するのは前述した「気多社書上」であり、ここでは「一の浦」とある。また、「鵜田宛行状」にも「鵜浦ノ衛門」とある。
前述したとおり、鵜飼捕主任や鵜飼捕部はその面子が各戸決められており、村全体がその役に携わっているわけではない。鵜飼浦に在る特定の人々がその役割を担う形である。そう考へると、古くは免田としてその名が在った「湯浦」に在る人々が鵜飼捕主任・鵜飼捕部として存在しており、そして或時から「湯浦」ではなく「鵜飼」という地名へと変化し、これら周辺域が鵜飼村として成立したことが伺われる。つまり、縁起伝承における気多社と鵜飼捕の関係以外にも、気多社の免田として遠隔地にあつた鹿島郡湯浦という事実が、鵜飼における気多社と鵜飼捕主任・鵜飼部の関係性の根底にあつたと考えられる。

一四、鵜飼に見る地域的背景

鵜飼に関して伝承などを考察し、その根幹には気多社と鵜飼浦との関係性が根底としてあ

あくまで鵜捕部たちであること、また直接鵜捕部らに鵜田を給わったことから分かるように、気多社に対して鵜田を給わるといふことは鵜祭に際してのみ発現される関係性である。故に、ことからも伺える。その関係性は、現在も気多社が鵜捕部の動向に直接給わるといふ形式が鵜浦全体という訳ではない事が改めて確認されよう。結果、鵜浦に居る鵜捕部と気多社との関係性に絞られるのだが、鵜捕部はその居住がかつて免田であった湯浦(鵜浦)であるからこそ、鵜捕部は鵜捕部足りるのであると考えられる。つまり、気多社と鵜捕部の関係性の根幹には、気多社と免田の湯浦というかつての関係性が横たわっているわけであり、その関係抜きには鵜祭の成立を考えることはできないと推察される。

- 一 小倉学の鵜祭りに関する研究は以下の研究がある。小倉学「鵜祭考(一)」(『加能民俗』十二号、昭和二十七年)、小倉学「鵜祭考(二)」(『加能民俗』十三号、昭和二十七年)、小倉学「鵜祭り」(『加賀能登の民俗』小倉学著作集第三卷、瑞木書房、平成十七年)。
- 二 市田雅崇「儀礼の中の大きな物語と小さな物語―鵜祭と鵜を迎える人たち―」(『國學院大學日本文化研究所紀要』第九十九輯、平成十九年)。
- 三 武田祐吉校註『万葉集』(角川書店、昭和三十年、二〇四頁)。
- 四 『続日本紀』(黑板勝美・国史大系編修會編『続日本紀』国史大系刊行会、昭和十年)。
- 五 『新抄格勅符抄』(黑板勝美・国史大系編修會編『新抄格勅符抄』法曹類林・類聚符宣抄・續左丞抄・別聚符宣抄』吉川弘文館、昭和四十年)。
- 六 『文徳天皇実録』(国史大系編修會編『日本後紀 續日本後紀 日本文徳天皇実録』国史大系刊行会、昭和九年)。
- 七 前掲註四に同じ。
- 八 『日本三代實録』(黑板勝美編『新訂増補国史大系第四卷 日本三代實録』国史大系刊行会、昭和九年)。
- 九 前掲註六に同じ。
- 一〇 櫻井敏雄「気多神社の祭祀と神仏習合過程の建築論的研究―気多神社と気多神宮寺の研究(一)―」(『近畿大学理工学部研究報告』第十七号、昭和五十七年)。
- 一一 「気多社神官供僧訴状案」(藤井貞文・小倉学校訂『気多神社文書』第一 続群書類完成会、昭和五十二年)。
- 一二 「気多神社古縁起」(須磨千穎ほか校注『神道大系 神社編三十三 若狭・越前・加賀・

一三 能登國『神道大系編纂会、昭和六十二年』。
 一四 完成、昭和三十二年。『藤井貞文・小倉学校訂『気多神社文書』第一、続群書類従
 平成三年）では気多神社文書に記載される院坊として「薬師院・愛染院・不動院・地
 蔵院・延命院・賢倫坊・長福坊・正覚坊・文殊坊・東林坊・西林坊・玉蔵坊・一乗坊・地
 幸院坊・春乗坊・任蔵坊・普門坊・万善坊・清安坊・知乗坊・宥光坊・成勝坊」など
 一五 前掲註一四では、「薬師院・明王院・地藏院・不動院・長福院・正覚院」の六院とな
 ったとされ、その内の「明王院」「不動院」は後に無住化したとしている。なお明治の
 神仏分離以降は正覚院が真言宗寺院として継続している。
 一六 前掲註一〇同書。櫻井は石動山の院坊と気多神社の僧坊が重複する点があり、僧坊の
 一つである正覚院は石動山から下山した者が気多神社付近に定住し成立したものとし
 て「また『能登国名跡志』に気多社で石動山衆徒が護摩炊きをしている点や、平
 国祭への「石動山衆徒」の関与があったことが示唆されている。
 一七 前掲註一三に同じ。
 一八 前掲註一八に同じ。『日本祭礼行事集成刊行会編』『日本祭礼行事集成』第八卷、日本祭
 礼行事集成刊行会、昭和五十八年）。
 一九 前掲註一八に同じ。
 二〇 前掲註一八に同じ。
 二一 中村生雄『祭祀と供儀 日本人の自然観・動物観』平成十三年 法蔵館
 二二 前掲註一三に同じ。
 二三 前掲註一八に同じ。
 二四 「気多社書上」（日本祭礼行事集成刊行会編『日本祭礼行事集成』第八卷、日本祭礼
 行事集成刊行会、昭和五十八年）。
 二五 「能州一宮鵜祭之規式」（日本祭礼行事集成刊行会編『日本祭礼行事集成』第一卷 平
 凡社、昭和四十二年）ちなみに、羽咋市史編さん委員会編『羽咋市史 中世・社寺篇』
 （羽咋市、昭和五十年）にも所収されており、こちらの翻刻においては奥書に天明七
 年と記されている。
 二六 「天正十三年鵜田宛行状」（七尾市史編纂専門委員会編『七尾市史 資料編』第三卷 七
 尾市、昭和四十八年）。

- 二七 「承応二年 鵜田宛行状」(七尾市史編纂専門委員会編『七尾市史 資料編』第三卷、七尾市、昭和四十八年)。
- 二八 『能登志徴』上編(石川県図書館協会、昭和四十四年)。
- 二九 『能登名跡志』(石川県図書館協会、昭和三十五年)。
- 三〇 『官国幣社特殊神事調』の鵜祭の項目に、良川にある鵜家の由緒について「この鵜の屋と称する農家は、往古より定宿にて維新の後百姓町民に姓を許されし時、鵜家を其の姓となせり」とある。
- 三一 前掲註二四に同じ。
- 三二 「横山山城守へ上ル」(石川県図書館協会編『気多神社文献集』石川県図書館協会、昭和十五年)。
- 三三 「気多神社由来」(石川県図書館協会編『気多神社文献集』石川県図書館協会、昭和十五年)。
- 三四 「気多神社古縁起」(須磨千穎ほか校注『神道大系 神社編三十三 若狭・越前・加賀・能登國』神道大系編纂会、昭和六十二年)。
- 三五 前掲註二九に同じ。
- 三六 『能登國神異例』(『能登國神異例』神代神社、昭和四十年)。
- 三七 前掲註二八に同じ。
- 三八 小倉学「鵜祭考(一)」(『加能民俗』十二号・十三号、昭和二十七年)。
- 三九 「加賀能登神社由来書上」(須磨千穎ほか校注『神道大系 神社編三十三 若狭・越前・加賀・能登國』神道大系編纂会、昭和六十二年、二八九頁)松尾天神社の貞享二年由来書上に「同郡鵜浦村氏神御門主阿於大明神、同末社ニ御門津波久志社・門嶋鼻社・阿於野邊社と申候而御座候、鵜浦之門嶋に一宮鵜祭之節、鵜今ニ取上ケ申候」とあること、から、御門主比古神社に阿於神社が合祀されていたことが分かる。
- 四〇 「気多神社由来」の末文には「然人皇八代自ニ孝元天皇御宇ニ百六代至ニマテ後奈良院御宇ニ数度之御綸旨令旨院宣當社之雖ニ奉レ納ニ寶庫ニ数度之兵亂ニニ燒亡シ或應ニ鳥兎星霜経一為レ蠹損レ之今將僅遺文面不レ分嗚呼慕哉神慮幾庶可レ惶々々于時宝曆十辰秋七月大良鳥」としており、気多神社の宝物が幾度かの兵乱による消失などを経ていることが伺える。
- 四一 大林太良ほか著『日本民俗文化大系五卷 山民と海人―非平地民の生活と伝承―』(小学館、昭和五十八年)八四―八五頁
- 四二 『大日本史料』第一編之十五(東京大学史料編纂所、昭和四十二年)

『大日本史料』第三篇之二十一（東京大学史料編纂所、昭和六十年）

前掲註四一に同じ。

『能登國四郡公田田数目録案』（『新修七尾市史二 古代・中世編』七尾市役所、平

成一一年）。昭和五十二年）。

『和分神役段米注文案』（藤井貞文・小倉学校訂『氣多神社文書』第一、続群書類

完成會、昭和五十二年）。

『氣多本宮縁起』（須磨千穎ほか校注『神道大系 神社編三十三 若狭・越前・加賀・

能登國』神道大系編纂會、昭和六十二年）においては「十一月卯辰新嘗祭 此新嘗祭

の時、官幣使古來參向と云り、此祭を柏祭と號す、上古よりの由縁を以て焼付の

餅を柏葉に盛て供レ之、社司十七日社内に齋籠、卯辰の兩日、社例古格の祭法を勤

む、一宮にては巳の日新嘗、午の夜鵜祭あり、古來より鵜捉戸と云民戸ありて、鵜

を捉え、一宮にては巳の日新嘗、午の夜鵜祭あり、古來より鵜捉戸と云民戸ありて、鵜

に依て鵜浦とも云也」とある。

次に供覧を目的とした神饌として北野天満宮瑞饋神輿

三、主祭神をはじめとする祭神に對する神饌の献饌が行われるのは、彌彦神社の社家がそれらの祭神を氏神として奉斎していることによる。またそれら祭神の中でも主祭神と妻戸大神には「御蒸」「御餅」「醴」に加え、農産物や水産物各種を副えている。明確な序列を設けている。

北野天満宮瑞饋神輿

特殊神饌の特徴

- 一、神輿状の神饌
- 二、芋茎をはじめとする新穀蔬菜
- 三、祀り手の問題

特徴の形成要因

- 一、供覧を主目的とすることと、京都における祭礼の風流の影響
- 二、西ノ京と京土での西京神人の農業
- 三、西京神人が持つ独自の天神信仰の成立と近世期における諸活動

御上神社

特殊神饌の特徴

- 一、御輿状の神饌
- 二、芋茎や柿、栗などの農作物

特徴の形成要因

一、「地主神」として祀られる「若宮社」の祭りに際して、収穫の象徴として供覧を目的として供えられる神饌

二、収穫の象徴的な存在としての芋茎と、「御菓子」として供えられる柿や栗

最後に生調の事例として気多大社の鵜祭を取り上げた。

気多大社鵜祭

特殊神饌の特徴

- 一、生きながら供えられる鵜
- 二、鵜捕部の存在

特徴の形成要因

- 一、縁起等で語られる御鎮座譚をなぞる祭りで行われる、祭神をもてなす役と

大社の縁起書である『諏訪大明神絵詞』^二には「神使四人上臈、御立、御神殿神原廊にし、神事饗膳あり、禽獸の高盛もり魚類の調味美を尽す」とあり、『諏訪社年内神事次第』^一には三月酉日の神事に「後神使殿達御前之事、大瓶二立申、御穀は三立次第、白米一斗、し立ちもちはい、くるみ三はい、ゆわし十はい、肴三十、寸鮎二、神長殿御前くた物計かわるへし、もち三切れつゝ三せん、くるみ三せんあるへし」^三と鹿の頭を供えたことを考えられる「大瓶」^四や「もち」^一「ゆわし（鮎）」^二「寸鮎」などが供えられていたことが窺える。特に注目したいのは鹿の頭等の獸類を食品として用い神饌として用いる点である。また、獸類と同時に米を多く用いていることが窺える^五この神饌の特徴の要因として考えられるのは、諏訪大社の周辺は山に囲まれた立地であると同時に諏訪湖周辺が行われていた農産物を行われており、これら諏訪大社の周辺地域が神社の経済や信仰と密接に関わりを持って来たことが要因として考えられる。いたことが要因として考えられる。

諏訪大社の周辺は山々で囲まれた土地と諏訪湖のある地形で、山では古くから鹿などの狩猟が行われていた。『諏訪大明神絵詞』には諏訪大社で行われる狩猟について「抑狩猟の事は本誓の如くば一年中四ヶ度、各三ヶ日彼此十二日なり、然を頭人氏人自由の断簡をくわへて、日々夜々在々所々恣に是をおこなふ、風俗の変化を澆季の彌らしむなり、豈神慮に叶はんや、いよいよ能々是を慎むべき物歟」とあり、年中四度十二日間のみの狩猟が認められていたもの、実際にはその取り決めに背いて狩猟を行っていたとある。このことから狩猟自体が神事に關わる重要な行事であったことが窺える。また、『諏訪大明神絵詞』には坂上田村丸が安倍高丸を討伐に信州へ向かった先で加勢した「当国の住人」と名乗る兵が坂上田村丸が京都へ戻る際に「我は是諏訪明神也、王威を守らんが為に將軍に随逐す、今既に賊首を奉る、今更に上洛に及ばず、此砌に留まるべし、又遊興の中に畋獵に甘心する所なり、將軍申て云、神兵は是得通の人なり、何ぞ殺生の罪業を好み給うや、明神答給はく、偷蕩邪忌群萌為利殺生の猪鹿を於真如之境棲山海辺なりとて、一卷記文今ハ号記文陀羅尼出し給いて、かきけす様にうせ給ふ」と自らが「諏訪大明神」であること、「殺生の罪業」である狩猟を行うことを「偷蕩邪忌群萌為利殺生の猪鹿を於真如之境棲山海辺なり」として仏教的な意味から狩猟を行うことの意味を肯定している。また同史料には嵯峨天皇が「当社明神の狩獵の事聊叡旨にかかりたりける」と諏訪大明神が狩獵を行うことの魚肉を多く疑問を持つていた所、靈夢があつたので諏訪まで臨幸を行ひ、社まで赴くと「魚肉をり様を見ても嵯峨天皇は「本誓悲願御疑なくして御信仰深かりけるとかや」と諏訪大明神の

狩猟の意味を理解し信心を深くしたとある。これらの文言から窺えるのは、諏訪大明神が狩猟を行う神であると認識されてきたこと、またこの狩猟が「殺生の罪業」であるにもかかわらず、仏教的な側面をもって肯定的に捉えられていたことが確認出来る。縁起に在る文言以外にも、諏訪信仰の一端として鹿食免として頒布されていた勘文には「業尽有情 雖放生 故宿人天 同証仏果」とあり、獣など動物類は業により人に捕らえられる、人に食されることによつて初めて成仏をえると言う意味の内容であることが分かる。これらのごとからも見えるように、信仰面における狩猟の積極的な肯定が行われることで、狩猟と神事が密接不可分な関係にあったこと、また狩猟によつて得られる鹿などの獣類が神饌として捧げられていたことが確認出来る。

また狩猟だけでなく、米などの農作物の栽培も盛んに行われていた。『諏訪大明神絵詞』には「神兵又田村將軍先陣をうちて帰洛す、(中略) 帰京後天聴に達、宣旨を下され諏訪郡の田畠山野各千町、毎年作稲八万四千束、彼神事要脚にあておかる、其より以来一年中七十余日神事付順役狩猟各四ヶ度并百余箇度の饗膳今に退転なし」とあり、周辺の田畑や山等が広く神領として認識され、そこから収穫される稲などの作物も、「神事要脚」つまり神事の諸費用へ充てられていたことが窺える。

これら狩猟や農耕という諏訪地方における生業のあり様を象徴するのが御頭祭りの神饌として供えられる米などの農作物、鹿・兎などの獣類であった。『年内神事次第旧記』には「御神事にハ御こく(穀)のない神事ハなし」「鹿なくハ御神事ハすへからす候」とあり、御神事における米と鹿の重要性が垣間見える。とりわけ鹿に関しては神事が行われる期間にのみ狩猟を行うことが認められていたことからも、鹿が神へささげべき神饌品の一つとして強く意識され、その背景には諏訪地方における生業と信仰が要因として存在していたと指摘することが出来る。

石川県金沢市にある波自加彌神社では、生姜祭りという祭りが行われており、波自加彌の名前の通り大量の生姜が神饌として献饌されている。この祭りは波自加彌に深く関係しており、水の不足の際に生姜を栽培して生き残り、その感謝を込めて波自加彌神社を祀ったとされている。神饌一般において生姜など香りの強いものは神饌品として避けられる傾向にあるとされている。また特別な食品であつた生姜が深く関係していることから、神社周辺の祭りを行うに当たっては、また特別な食品であつた生姜が深く関係していることから、神社周辺の地に住民にとつて生姜は特別な食品であつたことが推察される。このことから、神社周辺の地に住民にとつて生姜は特別な食品であつたことが推察される。このことから、神社周辺の地に住民にとつて生姜は特別な食品であつたことが推察される。

の在り方が、神社と周辺地域の住民との経済的、信仰的な関係に影響しており、その在り方が特殊神饌として供えられる鹿などの獣類、生姜という食品の特徴へと反映されたものと考えられる。このように生業と信仰が密接に關係し神饌の特徴に影響を与える要因となる場合もある。一方で、仏教的な影響が神饌の特徴―特に色彩や形状―に影響を及ぼす要因となっている場合もある。神饌が供えられていない。〔写真一、二〕写真を見ても分かるように、百味の御食」と呼ばれる神饌の色彩が濃い神饌であることは見ての通りである。その名称からも分かるように、寺院で行われる法会の際に供えられる供物や葬儀に際して供えられる供物を「百味飲食」と称していたことからも、仏教的な影響を受けて成立した神饌であることが窺える。そもそも談山神社は、もと藤原鎌足を祀る寺院として成立し、明治時代の神仏分離により消失した多武峰より橘寺へ遷した神霊を再び多武峰に奉遷した記念に行われた祭祀が起源とされている。この嘉吉祭の「百味の御食」のように仏教の影響を受けたと思われる神饌は多くあり、京都府宇治市にある白山神社の「百味の御食」は談山神社のもとは異なり、「百味の飲食」が供えられる。白山神社の「百味の御食」は談山神社のもとは異なり、南瓜を土台にして、そこへマンボと呼ばれる蔓草を串代わりにして、南瓜の土台へ傘状に広穂、豆類、芋類、茸類、野菜等百種類以上の新穀蔬菜を串に差し、南瓜の土台へ傘状に広がるように飾り付けていく。また奈良県奈良市の春日大社で行われる春日若宮おん祭りで「御染御供」と呼ばれる神饌が供えられており、これは談山神社の「百味の御食」と同じように、米を青・黄・赤に染め分けしたものと白米の四色を和紙で作った筒状の芯に寒梅粉で付けたものである。また「御染御供」同様、「四色」と呼ばれる神饌は青・黄・赤・白の各色毎に分けて盛り付けられる。これら以外にも大根や牛蒡、豆、唐菓子などが供えられていることが窺える。このように仏教的な影響を受けてその特徴が形成されていること

が頭が
分るが
供出が
、談山
神社や
白山
神社の
一、その
点では
「百味
の御食
色に用
いられ
る食品
類はい
ずれも
氏子や
存



写真 1 談山神社嘉吉祭神饌



写真 2 談山神社嘉吉祭神饌

臣大饗や二宮大饗などの饗宴で出される大饗料理も盛り付け方が近似している。大饗料理の図案を記した『厨事類記』では台盤と呼ばれる机に盛り付けられた御飯や副食の箸や匙と言った食器が並べられている。御飯は上部が幅広の円柱状なっており、春日祭の神饌で供えられる御飯に似た形状である。また「高盛」とあり、ちようど現在の鳥羽盛の形状で盛り付けられている。このように食品類を高く盛る、積むという



写真3 春日祭神饌（竹内雅之氏撮影）

う文化は日本を含めた中国や東南アジアなどの食文化に広く見られ、これらの盛りつけ方は美しく見せること、多く見せることという美意識の部分が大きく関わっているものと考えられる。とりわけ、特殊神饌で供えられる御飯は高盛りの場合が多く、吉川が奈良県の「蒸飯」について分類を行っているように、特色のある盛りつけ方をしている。魚

例でも幾つか見られる。北野天満宮の瑞饋祭が行われる期間中、西ノ京御旅所にて甲御供と搗栗が神饌として献饌される。この神事では甲御供は兜を象つたように盛り付けられた赤飯に菊の花一輪を差し、赤飯の周りを半紙で囲い兜の鍬型のような形に設けている。言い伝えによれば、大永七年（一五二七）に阿波の三好長基が京都へ攻め入った際、管領の細川高国が桂川に迎撃するも敗退した。しかしこの時、入洛していた越前守護職である朝倉敏景が西京神人と協力し三好勢と交戦してこれを敗走せしめた。この功により、將軍足利義晴は、西京神人を賞して、甲御供を沙汰したと言われている。そのようない由来もあって、滋賀県象つた赤飯に半紙で鍬型を設けていると思われ。甲御供の場合、半紙であるが、滋賀県野洲市妙光寺の三上神社で十月行われる秋祭りでは「茅卷御供」と呼ばれる神饌が供えられてきている。「茅卷御供」は神事当番である「本当」「助当」「又助当」の三人により作成される。祭りの前日に御供の調進が行われ、六升の蒸飯を一つは大きめに残り二つは等分に分けて、頭頂部が丸くなるように高盛りにする。この高盛り飯に真菰を縄状にしたものを巻きつけ、飯の正面にあたる部分で結わえ、真菰繩の端を扇状に成るようになり、揃え、この「茅卷御供」は半切り桶に箸と共に据えられ、他に小型の折敷にゴマメ三尾、牛蒡三切、数の子三切を載せたものが添えられる。調進された御供は大きめの御供を本社に、残りの甲御供に近似的なものを若宮社へ供える。真菰繩の端を扇状にして設ける点などは、先の甲御供に近似しているが、真菰を用いて御飯全体を覆うように巻きつけている点は大御膳の一方立に近似していると言えらる。「茅卷御供」のような例は、滋賀県東近江市の大皇神社で一月三日に行われる俎板据神事で献饌される御飯に御供と言うものは平らな円錐形に盛り付けられる御飯に藁が巻きつけられていて、滋賀県湖南市の明喜神社で行われる大講内で献饌される神饌には「おきょう」と呼ばれる御飯が供えられ、糯米・粳米半々を蒸し上げたものを先端がやや細い円柱状に盛り上げ、周りに菅を五段巻きつけ、さらに頭頂部に土器を載せた後に菅を輪にしたものを載せている。滋賀県野洲市にある高木神社で行われて、いる神事（じんじ）で献饌される神饌でも「キュウユ」と呼ばれる御飯が供えられており、三上神社の「茅蒸飯を杵に填めて押し出し、四角に成形したもの」に藁が巻きつけられる御飯が供えられており、三上神社の「茅卷御供」のように縄端を扇状に設けている。五。（写真〇）このように、藁や菅、紙などを御飯の周りに巻きつけたり覆ったりと、例が少なからず存在すること、特殊神饌のみならず、御飯以外でも食品類を束ねて縄や紐、半紙などで縛って供えることは、神祭式の神饌でも多く用いられていることから、清浄であることは、証のようない意味合いを

持つてゐるとも考えられる。飯に限つて言えば、室町時代の武家の故実叢書『今川大双紙』には飯の解説として、「(前略)一番に本飯也。是はくる物として、こはき飯を盛て紙をたゝて帯にする也(後略)」とあり、膳で最初に旧字される「こはき飯(強飯)」には紙を巻いていたことが分かる一六。この帯状に巻かれた紙は一種の封かと思われるが、賀茂祭の御飯にも類似した紙の帯が御飯の胴に巻きつけられている。あたかも、この紙の帯を切らなければ御飯を食べることが出来ないと言う具合に巻きつけられていたものとも考封であると同時に清浄であることの証として紙や薦などを御飯に巻きつけていたもの考えられる。このような作法も恐らくは儀礼食などの作法などからの影響などがあつたものと推察される。

饗応神饌に用いられる食器具に關して見てみたい。食器具は食品を盛り付ける皿や椀、瓶子などの器物、盛り付けられた物を載せる三方や四方、高坏、膳、折敷、箸や箸置、匙などがある。神饌で用いられる食器具の場合、特に食品を直接載せる皿や椀などの器具類は現在でこそ白磁のものが多い。箸も柳などの木を神饌の調進に合わせて削りだしたものを使用することが窺える。また、箸も柳などの木を神饌の調進に合わせて削りだしたものを使用する例が多く見られる。これら土器や箸などは、神事が終わると同時に破棄される。一度の神事使用いきりの食器具であつたことが分かる。これは常に新しいものを用いて、使い終われば破棄すること、清浄性を保つ意味があると考えられる。事例で取り上げた御上神、社にも近世までは「北桜村炮擁師」によつて作成される「土鍋」が「神館」へ運び込まれ、ここで忌火を用いて潔斎の生活が行われていたことがあるように、特定の土地で生産された土器などの食器具を用いることで清浄性を保つていたことがうかがい知れる。また、土器だけでなく菅や薦も食器具を作成する材料として用いられていた。香取神宮の巻行器は利根川流域で刈り取られた真菰を干して編み上げたもので、使いきりの食器具である。また明治以前には、「編折敷」と呼ばれる食器具もあり、神事に際して神饌を載せる机のような役割を果たしていた一八。このように、食品が直接接触されるような皿などの食器具に對しては土器や薦などを材料として用いそれらを神事ごとに破棄することによつて、神饌の清浄性を保つ意識が働いていたものと推察される。

饗応を目的とした神饌に關してその盛り付け方について大饗料理や本膳料理などの盛りつけ方や飾りとの比較を簡單ではあるが試みた。次に供饗を目的とした神饌の盛りつけ方に、農産物などをおきたい。供覧を目的とする場合、北野の瑞饋神輿や御上の神饌の盛りつけ方に、加工して台などに組み込んでいく形が見られる。御上の神輿と称され

る例は、京都府上京区の大將軍八神社の秋祭りなど出されるずいづい御興や、京都府京田辺市の棚倉孫神社の秋祭りと呼ばれる造り神興が担ぎ出され、滋賀県でも湖北町の伊豆神社の八朔大祭で青物神興と嗜好は、すでに指摘したとおり、『看聞御記』に登場する「精進物大黒」のような盛り付け方の嗜好があつたことが窺える。〇。ずいづい御興のような飾り付けは、収穫した農作物を神前に供え供覧し収穫の感謝とする信仰の表象に、風流的な飾り付けの嗜好性が取り入れられたことで形成されたと考えられる。

一三、結論―課題と展望―

以上の、研究の総括として、形成要因の解明を課題として掲げ、五つの事例の考察と、なごの影を受け、特異な事例の蓄積に伴い、摘み取りの影を、未だ不明瞭な点が多い。その特徴の研究では、その影響を及ぼす要因を中心として考察を行つた。

特殊神饌の特徴が形成に影響を及ぼす要因の一つは、神饌の周辺地域における生業と信仰の相関性である。この特徴が形成に及ぼす影響を、その地域の生業や信仰の事例を通じて考察する。この事例を通じて、神饌の周辺地域における生業と信仰の相関性を、その地域の生業や信仰の事例を通じて考察する。この事例を通じて、神饌の周辺地域における生業と信仰の相関性を、その地域の生業や信仰の事例を通じて考察する。

ていたのか、饗宴が行われる際の作法に關しての研究を行っていく必要があると考える。以上、今後の研究における検討課題とその展望を示し、本研究のまとめとしたい。

註

- 一 ずいき祭保存会『三上のずいき祭り』（ずいき祭保存会、平成十三年）。
- 二 『諏訪大明神絵詞』（『日本庶民生活史料集成』第二十六卷、三一書房、昭和五十八年）。
- 三 『諏訪社内神事次第旧記』（『日本祭礼行事集成刊行会』日本祭礼行事集成』第七卷、日祭礼行事集成刊行会、昭和五十七年）。
- 四 前掲註三に同じ。
- 五 前掲註三に同じ。
- 六 前掲註二に同じ。
- 七 前掲註三に同じ。
- 八 筒井裕・鈴木聡子・伊東裕介「石川県波自加彌神社の「はじめかみ大祭」の儀礼構成と信仰圏」（『秋田地理』第三十号、平成二十二年、一五―一六、二〇―二二頁）。
- 九 熊倉功夫「食の美学」（『講座食の文化 第二卷 日本の食事文化』財団法人味の素食の文化センター、平成十一年）。
- 一〇 吉川雅章「特殊神饌 奈良県の『蒸飯御供』（儀礼文化学会『儀礼文化』第二十九号、平成十三年、九三―一〇三頁）。
- 一一 『講座食の文化 第二卷 日本の食事文化』（財団法人味の素食の文化センター 平成十一年、三三〇―三三一頁）。
- 一二 岩井宏實・日和祐樹『神饌 神と人との饗宴』（同朋舎出版、昭和五十六年、一九四―一九六頁）。
- 一三 前掲註一二同書、六一―六一頁
- 一四 前掲註一二同書、六一―六六頁
- 一五 前掲註一二同書、三二―三五頁
- 一六 『今川大双紙』（続群書類従完成会『群書類従 第二十二輯 武家部』続群書類従完成会、昭和三十四年）。
- 一七 大皇神社の俎据神事では木の枝を箸として神饌に添えている。
- 一八 『祭器并神饌名目考』（香取神宮社務所『香取群書集成』第三卷、香取神宮社務所、昭和五十五年）。
- 一九 中沢成晃『日本宗教民俗学叢書二 近江の宮座とオコナイ』（岩田書院、平成七年、一八六―一八七頁）。

二二
一〇
坪太
井田
洋藤
文四
一郎
神『
饌看
の聞
共御
食記
原上
理上
』
（『統
瑞群
垣書
』類
第從
百完
十成
号会
、
昭昭
和和
五五
十年
十、
三、
年八
、十
一十
一頁
五頁
）。

